

第 5 回

宇都宮地域合併協議会 会 議 資 料

日 時：平成16年6月25日（金） 午後2時より

場 所：宇 都 宮 市 役 所 14大会議室

第5回宇都宮地域合併協議会 会議次第

○ 日 時 平成16年6月25日(金)
午後2時～

○ 場 所 宇都宮市役所
14大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の選任

4 報告事項

- (1) 報告第10号 議会制度小委員会の委員について
- (2) 報告第11号 各種事務事業の取扱いについて

5 審議事項

- (1) 議案第28号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- (2) 議案第29号 特別職の身分の取扱いについて
- (3) 議案第30号 町名・字名の取扱いについて
- (4) 議案第31号 社会福祉・援護関係事業の取扱いについて
- (5) 議案第32号 高齢者福祉関係事業の取扱いについて
- (6) 議案第33号 建設関係事業の取扱いについて
- (7) 議案第34号 都市計画関係事業の取扱いについて
- (8) 議案第35号 水道関係事業の取扱いについて
- (9) 議案第36号 下水道関係事業の取扱いについて

6 協議事項

- ・ 協議第7号 地域自治制度について

7 そ の 他

8 閉 会

報告第10号

議会制度小委員会の委員について

議会制度小委員会の委員の数を次のとおり変更したので報告する。

平成16年6月25日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

委員の数

変 更 前	10人
変 更 後	14人

新たに就任した委員

自治体名	氏 名	備 考
宇都宮市	山 崎 守 男	宇都宮市議会市町合併対策特別 委員会委員長
上三川町	松 本 清	上三川町議会市町村合併問題 調査研究特別委員会委員長
上河内町	藤 江 政 夫	上河内町議会市町村合併検討 特別委員会委員長
河 内 町	福 田 栄	河内町議会市町合併問題調査 研究特別委員会委員長

報告第11号

各種事務事業の取扱いについて

各種事務事業の取扱いのうち、次の専門部会が所管する事務事業について、別紙のとおり調整したので報告する。

平成16年6月25日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 総務専門部会所管事務事業（その3）
- 2 住民専門部会所管事務事業（その2）
- 3 保健福祉専門部会所管事務事業（その2）
- 4 産業専門部会所管事務事業（その2）
- 5 建設専門部会所管事務事業（その1）
- 6 水道・下水道専門部会所管事務事業（その1）
- 7 教育専門部会所管事務事業（その2）

※各種事務事業の取扱いについて

市町村の合併に際しては、それぞれの市町村が行っている各種の事務事業の取扱いについて協議・調整を行うこととなるが、こうした各種事務事業については、専門的な協議・調整を行うために設置した専門部会において調整を行い、調整が整った事項については、協議会において報告事項として取扱う。

各種事務事業の調整が整ったもののうち、住民生活に密着し、著しい影響を与える事項については、自治体の存立に関する基本的な事項や合併特例法による協議事項とともに合併協定項目として審議する。

議案第 28 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 上三川町，上河内町及び河内町の農業委員会は，合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。
- 2 上三川町，上河内町及び河内町農業委員会の委員のうち，選挙委員は，市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し，宇都宮市農業委員会委員の残任期間，上三川町は12人，上河内町は6人，河内町は6人に限り，引き続き新市の農業委員会委員として在任する。
- 3 合併後，最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は，40人とする。
- 4 合併後，最初に行われる一般選挙における選挙区は，宇都宮市に3選挙区，上三川町，上河内町及び河内町にそれぞれ1選挙区，合計で6選挙区を設ける。
また，選挙区ごとの定数は，農業委員会委員選挙人名簿登録者数に比例して定める。

議案第 29 号

特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 常勤特別職（教育長を含む）の身分の取扱いについては次のとおりとする。
上三川町、上河内町及び河内町の常勤特別職（教育長を含む）については、合併の前日をもって失職するものとする。
- 2 その他の非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く）については、次のとおりとする。
上三川町、上河内町及び河内町のその他の非常勤特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く）については、基本的には失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、宇都宮市の制度・基準をもとに調整し、別に定めるものとする。

議案第 30 号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

町名（住居表示等により字が廃止され、町に画された区域の名称）は原則として現行のとおりとし、字名（前記以外の大字で画された区域の名称）は、従前の名称から「大字」を削除し、末尾に「町」を加え、新たに町を画することとする。

ただし、上記により同一の町名が生じることとなる場合には、宇都宮市の現行の町名と紛らわしくないようにする。

議案第 3 1 号

社会福祉・援護関係事業の取扱いについて

社会福祉・援護関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 社会福祉・援護関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 各市町に共通の各種福祉団体及び補助金等については、合併時に、宇都宮市の団体へ整理統合する。ただし、河内町が実施している福祉団体（町軍恩連河内支部、ボランティアひまわり）への補助金については、概ね 3 年を目途に廃止する。
- 3 上三川町、上河内町、河内町が実施している日本赤十字社事務については、宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施する。
- 4 上三川町が実施している社会福祉施設小規模整備費補助金については、宇都宮市の制度に統一する。
- 5 上河内町、河内町の民生委員を兼務する福祉委員については、民生委員の制度に統一する。

議案第 3 2 号

高齢者福祉関係事業の取扱いについて

高齢者福祉関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 高齢者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
- 2 上三川町及び上河内町で実施している寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業については、合併までに方向付けを行い、新市において実施する。
- 3 河内町で実施している理美容サービス事業については、合併までに方向付けを行い、新市において実施する。
- 4 緊急通報装置給付貸与事業及び安否確認緊急通報システム貸与事業については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、概ね 3 年を目途に調整する。
- 5 老人クラブ運営費助成については、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、概ね 3 年を目途に調整する。
- 6 河内町で実施しているひとり暮らし高齢者招待事業及び家族介護者ヘルパー受講支援事業については、宇都宮市の制度に統一する。また、福祉タクシー料金助成事業については、合併後 1 年間、地域限定で実施する。
- 7 上三川町及び河内町で実施している介護用品支給事業、家族介護者交流事業及び心配ごと相談事業については、宇都宮市の制度に統一する。
- 8 上河内町で実施している移送サービス事業については、地域特性を考慮し、現行のまま新市に引き継ぎ、地域限定で実施する。

議案第 33 号

建設関係事業の取扱いについて

建設関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 道路・橋りょうの整備事業については、計画的に実施し、継続事業については新市においても引き続き実施する。
- 2 道路・橋りょうの維持管理・修繕については、緊急、応急的な修繕のあり方等、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 3 道路用地の取得については、取得手法が異なることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 4 河川整備計画については、原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
- 5 住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。

議案第 3 4 号

都市計画関係事業の取扱いについて

都市計画関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 都市計画区域については、上河内町を宇都宮都市計画区域に編入していくことを基本とし、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、県の都市計画区域見直し予定時期とも調整したうえで、新市としての線引きの時期や区域などの方針を調整する。
- 2 都市計画道路の整備については、継続事業は新市において引き続き実施するが、未着手路線の取扱いは、新市に移行後、速やかに調整し、段階的に実施する。
- 3 区画整理事業計画については、新市において全体計画を策定し、段階的に実施する。
- 4 区画整理事業の実施について、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐ。

議案第 3 5 号

水道関係事業の取扱いについて

水道関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 水道事業は、宇都宮市の水道事業に統合し、一の公営企業として運営するものとする。
- 2 上河内町の簡易水道事業は、合併時まで廃止し、宇都宮市の水道事業に統合する。
- 3 水道拡張事業計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後 3 年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に新しい計画を策定する。
- 4 水道料金は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後 3 ～ 5 年で段階的に調整する。
- 5 水道加入金は、一般家庭のほとんどが該当する口径 1 3 mm 及び 2 0 mm の金額が最も安価である宇都宮市の料金制度に統一する。

議案第 36 号

下水道関係事業の取扱いについて

下水道関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年6月25日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 下水道事業は、宇都宮市の下水道事業に統合し、一の公営企業として運営するものとする。
- 2 下水道全体計画は、合併後3年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に全体計画の見直しをする。
- 3 下水道事業認可は、現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。
- 4 公共下水道の整備は、当分の間現行どおりとし、合併後3年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。
- 5 下水道使用料は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後3～5年で段階的に調整する。
- 6 下水道受益者負担金及び分担金は、宇都宮市の料金制度に統一する。ただし、合併時まで賦課公示しているものは、現行どおりとする。

協議第 7 号

地域自治制度について

地域自治制度の次の事項について，別紙のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 6 月 2 5 日提出

宇都宮地域合併協議会
会 長 福 田 富 一

- 1 地域行政機関で行う主な事務事業について
- 2 地域行政機関及び特別職の名称について

地域行政機関で行う主な事務事業について

1 基本的な考え方〔第4回宇都宮地域合併協議会（任意，平成15年11月4日）へ報告〕

- ・ 地域行政機関の事務事業は，都市内分権と行政の効率性のバランスに十分留意し，地域自治制度構築の趣旨を常に念頭に置きながら定めます。
- ・ 地域行政機関の事務事業を定めるに当たっては，基本的に，住民の利便性が低下しないことに配慮します。
- ・ 合併時において定めた事務事業や執行体制については，住民サービスの低下を招くことがないように十分留意しつつ，行政改革の推進及び事務の効率的な執行の観点から，合併後も見直しを行っていきます。

2 地域行政機関の行う業務〔第4回宇都宮地域合併協議会（平成16年5月31日）へ報告〕

（1）地域づくりに係る立案や調整業務

- ・ 地域自治協議会と協力し，地域の個性を尊重し，地域自らが地域づくりを行えるよう，地域行政機関で地域づくりに関する立案，調整を行います。
- ・ また，地域自治協議会が十分にその能力や機能を発揮できるよう，地域自治協議会の事務局は，地域行政機関で行います。

（2）サービス提供業務

身近な行政機関としての役割にふさわしい，きめ細かな行政サービスを提供していきます。

（3）地域行政機関の管理業務

地域自らが行政運営を担っていくために，内部運営管理，施設管理などを行います。

3 地域行政機関の事務事業

- ・ 以下は、行政サービスの受け手の視点から、地域行政機関で行う主な事務事業について、検討状況を記載したものであり、今後、サービス提供に当たっての体制・環境整備などの観点から、詳細な検討を加え、実施を目指し調整を行います。
- ・ 地域行政機関は、全市統轄機関の総合調整・統括、実施方針・基準等に基づき、行政サービスの提供を行います。

(1) 地域自治の推進

地域自治制度の一環として設置する地域自治協議会がその役割を十分に発揮し、地域行政機関が地域住民との協働の場としての機能を担えるよう、地域自治協議会への支援や協働による活動等を行います。

(2) 地域行政機関の総務的業務

総務部門等は、合併に伴い統合し、効率化を図ることになりますが、地域住民に身近な場所から取り組んでいくことが必要なものなどについては、地域行政機関で実施していきます。

ア 地域行政機関の管理業務

地域自らが行政運営を担っていくために、内部運営管理、施設管理などを行います。

イ 広報広聴

開かれた市政運営のため、身近な市民相談については、地域行政機関において実施していきます。また、広報紙やホームページは、新市として一元化されますが、地域が主体となった地域づくりの推進の観点から、地域広報紙や地域ホームページといった、地域密着型の情報交流について、地域行政機関において主体的に取り組んでいきます。

ウ 人 権

人権問題に対する住民の正しい理解と認識を深め、すべての住民の人格を尊重した地域社会の実現を目指すため、全市的な取組を推進するとともに、地域からは、人権啓発や人権・同和対策事業などを引き続き実施していきます。

エ 防 災

市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、全市的な取組が必要不可欠であるとともに、地域が自らの課題として考え、防災意識を醸成していくことが重要であることから、防災訓練や防災意識の啓発などについて取り組んでいきます。

オ 出 納

住民の利便性を確保するため、窓口収納や窓口での現金支払いなどを行います。

(3) 住民生活

地域住民の日常生活に深く関連する分野であることから、住民の利便性を十分に考慮し、地域行政機関において身近なサービスを提供するとともに、地域の課題を自ら解決していくための住民自治の活動を積極的に育成・支援していきます。

ア コミュニティ

自立した地域社会を形成するため、住民自治の拡充や住民と行政との協働の推進の観点から、コミュニティ活動の積極的な支援を行います。

イ 窓 口

戸籍や住民登録などの基本的な窓口サービスは、多くの住民が利用する身近なものであるため、受付や証明書の交付などを行い、住民の利便性を確保します。

ウ 国保年金

住民に身近な場所で国民健康保険や国民年金の加入脱退の受付など、日常生活に関係の深いサービスを行い、住民の利便性を確保します。

エ 男女共同参画・青少年育成

男女が安心してその能力を発揮できる社会の実現や思いやりのあるたくましい青少年の育成のため、意識啓発や団体の活動支援など、地域住民に身近な場所での実施が有効なものについて、積極的に取り組みます。

オ 環境、廃棄物・リサイクル

環境や廃棄物問題への対応には、行政はもとより、事業者や住民とのパートナーシップに基づいた全市的な取組が必要ですが、地域の生活環境については、地域が自らの課題として考える必要があることから、環境学習やリサイクルなど、地域の生活環境向上のための取組を行います。

(4) 税 務

税務は統一した基準に基づき、全市的に行うものですが、身近な場所からのサービス提供が求められる住民税申告の受付や各種の税証明の発行などは、これまでどおり地域行政機関において実施し、住民の利便性を確保します。

(5) 保健福祉

保健や福祉は、住民にとって身近な行政サービスであり、よりきめ細かなサービスの提供が求められていることから、地域行政機関が主体的に多様なサービスの提供を図ります。

ア 保 健

住民一人ひとりが、心身ともに健やかな暮らしを営むことができるよう、地域において、地域主体の健康づくり活動の推進や各種健康相談、健康教育及び健康診査などを実施することにより、身近な場所からの健康づくりの推進を図ります。

イ 介護保険

要介護認定の申請など、身近な場所から介護保険を利用できるよう、住民の利便性を確保します。

ウ 社会福祉

社会福祉施設の健全な運営の支援や福祉のまちづくりの推進など全市的な取組を進めるとともに、保健福祉サービスの効果的活用をコーディネートするため、総合相談を身近な場所から実施します。

エ 生活保護

生活困窮者に対する最低限の生活保障と自立助成のための生活保護の適用に当たり、身近な場所からのサービス提供が求められる相談・申請受付などを行います。

オ 高齢者福祉

高齢者等が住み慣れた地域社会のなかで安心した生活を送り、その能力と意欲を十分発揮できるよう、さまざまな福祉サービスを身近な地域行政機関から展開していきます。

カ 障害者福祉

心身障害者が住み慣れた地域社会のなかで、自立した生活を送るとともに、社会経済活動へ積極的に参加することができるよう、さまざまな福祉サービスを身近な地域行政機関から展開していきます。

キ 児童福祉

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるような環境整備のため、保育事業や子育て支援など、さまざまな福祉サービスを身近な地域行政機関から展開していきます。

ク 保健衛生

住民が健康で豊かな生活を送るために、衛生的で安全な生活を確保できるよう、身近な拠点からの提供が求められる業務について、地域行政機関から展開していきます。

(6) 産 業

農林水産業や商業の振興は、地域の活性化や地域経済の発展に重要な役割を果たしており、魅力ある地域社会の形成に欠かせないことから、身近な地域行政機関から引き続き積極的な産業振興を展開していきます。

ア 商業観光

地域のイメージアップ、地域住民の連帯意識の醸成のためのイベント開催などは、地域が主体となることが有効であることから、身近な場所から支援・調整を行います。

イ 農 業

農業は、生活に不可欠な基礎的物資である食料の安定供給という最も基本的かつ重要な役割を担い、各町における主要な産業でもあります。引き続き積極的な取組が行えるよう、農業の振興機能を備え、農業者や関係団体との連携を図り、さまざまな事業を展開していきます。

ウ 林業・水産業

- ・ 林業は、生活環境の保全・形成など、住民生活にも重要な役割を果たしている。引き続き積極的な取組が行えるよう、林業の振興機能を備え、森林の持つ諸機能の充実を図るため、適切な森林整備を行います。
- ・ また、やなによる採捕に関する手続きの受付などを地域行政機関においても行い、利便性を確保します。

(7) 建 設

まちづくりの基盤となる社会資本は、全市一体的な施策展開が必要不可欠ですが、地域住民の安全な生活環境の保持やきめ細かな行政展開に寄与するため、地域行政機関で一定の業務行います。

ア 都市計画

都市計画は、土地の利用や建築物についてのルールなど、まちづくりに必要な事項について総合的・一体的に定め、まちづくり全体を秩序立てて進めていくことを目的にしたものであり、全市的な取組が必要な業務ですが、利便性の観点から、証明書の交付など、必要な窓口機能を備えます。

イ 道 路

新市の全体整備計画に基づき、通勤・通学、買物、散歩など地域住民が日常的に利用する生活道路の新設改良（踏切改良等を除く。）や、主に地域住民が利用する道路等について維持管理を行います。

ウ 河 川

地域を流れる河川の溢水被害を解消し、良好な河川環境を守るため、地域河川の管理や河川敷除草等の維持管理を行います。

エ 住 宅

良質な住宅・住環境を確保することは、住民生活の基本的要件として重要な要素です。身近な場所で公営住宅の入居に係る受付事務や日常的な維持補修を行い、良好な生活基盤の確保を図ります。

オ 公園

公園の全体的な配置基準については全市統轄機関が担い、主に地域住民が日常的に利用する街区公園、近隣公園の具体的な整備、維持・修繕、管理及び緑化推進については地域行政機関が行い、ゆとりと潤いのある地域環境づくりを目指します。

4 行政委員会の事務

(1) 教 育

教育行政は、将来を担う児童・生徒の育成やいきがいある住民生活の推進に重要な役割を担っています。合併により教育委員会は統合されますが、身近な場所から行うことが有効な生涯学習、生涯スポーツの推進などについては、地域行政機関で実施します。

ア 生涯学習

こころ豊かでいきがいを持った住民生活を推進するため、生涯学習の促進・支援の重要性が増してきています。地域住民の学習機会や場の充実を図るため、地域に根差した活動支援や情報提供などを行います。

イ 学校教育

豊かな心と健やかな体を持ち、明日の社会を担うたくましい人材を育成するための学校教育の取組には、全市的な対応が必要ですが、児童・生徒の健全な育成を目指したきめ細かな対応を図るため、窓口機能のほか相談機能などを備えます。

ウ 生涯スポーツ

いきがいづくりや健康増進などの観点から、スポーツの果たす役割はますます高まっています。地域住民が広くスポーツ活動に親しむことができる環境づくりを目指し、スポーツ教室や各種の大会などの事業を行い、生涯スポーツを地域から推進します。

(2) 農地等

農業委員会は、新市として一本化していきますが、地域行政機関において、農地の貸借、売買、転用に関する手続きの受付などの事務を行い、利便性を確保します。

(3) 選 挙

選挙管理委員会は、新市として一本化されますが、明るい選挙の実現を目指し、地域からも、有権者の政治や選挙に関する意識高揚を図るための啓発に努めるとともに、公正で適正な選挙の管理執行を確保します。

《 参 考 》 地方公営企業

○ 上下水道

- ・ 水道は、良質な水を供給していくため、また、下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質の保全の観点から、住民生活に欠かせない社会基盤です。事業は、地方公営企業である上下水道局で行われ、常に企業の経済性の発揮が求められることから、合併によるスケールメリットを生かし、一層の効率化を図っていきます。
- ・ ただし、地方公営企業においても、住民の利便性に配慮する必要があることから、地域行政機関との連携や、上下水道局独自の出先機関の設置等を検討します。

地域行政機関の主な事務事業 《検討状況報告》

1 地域行政機関の主な事務事業

- ・ 以下は、行政サービスの受け手の視点から、地域行政機関で行う主な事務事業について、検討状況を記載したものであり、今後、サービス提供に当たっての体制・環境整備などの観点から、詳細な検討を加え、実施を目指し調整を行います。
- ・ 地域行政機関は、全市統轄機関の総合調整・統括、実施方針・基準等に基づき、行政サービスの提供を行います。

- ◆ 以下に記載している主な事務事業には、例えば申請受付のみを行うものなど、地域行政機関で完結しないものについても記載しています。また、全市統一的に展開するサービスと地域住民を対象にしたサービスの双方を含んでいます。
- ◆ 地域の自主性に基づいて行うことが想定される事務事業についても記載しています。

(1) 地域自治の推進

地域行政機関	地域自治協議会
○地域自治協議会の運営・活動支援に関すること ○地域づくりに関する計画の策定に関すること ○地域が主体となった施策・事業の立案に関すること 等 ※地域の自主性に基づき行う	パートナーシップ・協働

(2) 地域行政機関の総務的業務

ア 地域行政機関の管理業務（内部運営管理、施設管理など）

イ 広報広聴

主な事務事業
○市民相談に関すること ○地域広報紙に関すること（地域の自主性に基づき行う） ○地域ホームページに関すること（地域の自主性に基づき行う） 等

ウ 人 権

主な事務事業
○人権啓発に関すること ○人権・同和対策の推進に関すること（一部地域で行う） 等

エ 防 災

主な事務事業
○防災訓練に関すること ○防災マップの作成に関すること ○防災意識の普及・啓発に関すること ○防災行政無線の管理に関すること 等

オ 出 納

主な事務事業
○窓口収納に関すること ○窓口での現金支払に関すること 等

(3) 住民生活

ア コミュニティ

主な事務事業
○自治会育成に関すること ○地域コミュニティセンターの管理運営に関すること ○地域集会所等建設融資・補助申請に関すること ○防犯灯設置及び管理補助金申請に関すること ○地域づくり推進事業の支援に関すること ○消費生活啓発に関すること ○交通安全施策の実施に関すること ○交通災害共済に関すること ○チャイルドシートの補助申請に関すること 等

イ 窓口

主な事務事業
○住民登録に関すること ○戸籍事務に関すること ○印鑑登録に関すること ○諸証明の交付に関すること ○市民証の交付に関すること ○外国人登録に関すること ○埋葬、火葬及び改葬の許可に関すること 等

ウ 国保年金

主な事務事業
(国保) ○資格の取得・喪失に関すること ○保険証の交付に関すること ○療養費や高額療養費の申請に関すること ○出産育児一時金及び葬祭費の請求に関すること ○出産費及び高額療養費貸付の申請に関すること ○減免申請に関すること ○短期証・資格者証の交付に関すること (年金) ○資格の取得・喪失に関すること ○保険料の免除申請、学生納付特例申請に関すること ○老齢・障害・遺族基礎年金等の裁定請求に関すること 等

エ 男女共同参画・青少年育成

主な事務事業
(男女共同参画) ○意識啓発に関すること ○女性相談に関すること ○結婚相談に関すること (青少年育成) ○青少年団体の活動支援（まちづくり活動への参画）に関すること ○青少年の交流の場の確保に関すること 等

オ 環境、廃棄物・リサイクル

主な事務事業
○合併処理浄化槽設置補助申請に関すること ○一斉清掃・ごみゼロ運動に関すること ○各種公害苦情相談対応に関すること ○環境情報の整備と提供（情報作成）に関すること ○環境保全意識啓発（各種イベント）に関すること ○学校・家庭、事業者への環境配慮行動の誘導、促進に関すること ○資源ごみ集団回収推進に関すること ○リサイクル推進に関すること ○地域等での減量化・資源化取組支援に関すること ○資源物・ごみ適正排出指導に関すること ○ごみステーション申請受付に関すること ○ごみ収集運搬業務に係る苦情処理に関すること ○住民等による不法投棄監視に関すること 等

（４）税 務

主な事務事業
○各種申請書類等の受付に関すること ○軽自動車税課税登録受付・標識交付に関すること ○納税相談に関すること ○証明書発行等に関すること 等

(5) 保健福祉

ア 保健

主な事務事業
○地区における健康づくり活動の推進に関する事 ○健康教育に関する事 ○健康相談に関する事 ○栄養相談に関する事 ○訪問指導に関する事 ○歯科保健に関する事 ○母子健康手帳等の交付に関する事 ○妊婦健康診査に関する事 ○乳幼児健康診査に関する事 ○成人の健康診査に関する事 ○結核検診に関する事 ○医療費助成の受付に関する事 等

イ 介護保険

主な事務事業
○認定審査の申請受付に関する事 ○サービス給付に関する事 ○利用者負担軽減に関する事 等

ウ 社会福祉

主な事務事業
○保健と福祉の総合相談窓口に関する事 ○恩給援護に関する事 ◎内職あっせんに関する事 等

※「◎」は現在宇都宮市のみ実施

エ 生活保護

主な事務事業
○相談・申請受付に関する事 ○行旅病人・死亡人に関する事 等

オ 高齢者福祉

主な事務事業
(福祉事業) ○在宅介護支援センターに関すること ○食の自立支援事業に関すること ○緊急通報装置給付貸与事業に関すること ○高齢者住宅改修費補助事業に関すること ◎<u>高齢者無料入浴券交付事業に関すること</u> ○敬老会開催に関すること ○高齢者スポーツ用広場整備補助事業に関すること ○生きがい対応型デイサービス事業に関すること ○高齢者等ホームサポート事業に関すること ○はいかい高齢者等家族支援事業に関すること ◎<u>はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業に関すること</u> ○ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付等事業に関すること ○老人福祉電話の設置事業に関すること ◎<u>老人福祉補聴器交付事業に関すること</u> ◎<u>高齢者地域活動実践塾の設置に関すること</u> ◎<u>高齢者外出支援（バスカード購入費助成）事業に関すること</u> ○高齢者生活支援型ホームヘルパー派遣に関すること ○成年後見制度市長申立て（高齢者）の受付・調査に関すること ○養護老人ホーム入所措置の受付・調査に関すること (手当) ○敬老祝金の支給に関すること ○在宅高齢者家族介護慰労金の支給に関すること (保健事業) ○訪問指導に関すること ○介護予防教室に関すること (老人医療) ○老人医療給付・支給に関すること ○老人医療重複頻回受診者訪問指導に関すること (その他) ○障害者控除認定書交付に関すること 等

※「◎」は現在宇都宮市のみ実施

カ 障害者福祉

主な事務事業	
(障害者手帳) ○身体障害者手帳の申請受付・交付に関する事 ○療育手帳の申請受付・交付に関する事 (支援費) ○支援費制度支給決定に関する事 (福祉事業) ○措置事務に関する事 ○障害者日常生活用具給付・貸与に関する事 ○補装具交付・修理に関する事 ○重度身体障害者住宅改造費助成に関する事 ◎<u>重度身体障害者福祉電話設置に関する事</u> ☆身体障害者自動車運転免許取得費助成に関する事 ☆身体障害者自動車改造費助成に関する事 ◎<u>重度視覚障害者磁気誘導白杖購入費補助に関する事</u> ◎<u>身体障害者補助犬支援に関する事</u> ○訪問入浴サービス（移動浴槽車派遣）に関する事 ○重度心身障害者タクシー料金助成に関する事 ◎<u>知的障害者等交通費助成に関する事</u> ○地域における障害者社会参加イベントに関する事 ☆戦傷病者特別援護法による補装具等給付に関する事 ○障害者に係るデイサービス等の相互利用の申請受付・利用決定に関する事 (手当・医療) ○重度心身障害者医療費助成に関する事 ○心身障害者扶養共済受付進達の申請受付に関する事 ○更生医療給付に関する事 ○身体障害者補助犬給付受付進達の申請受付に関する事 ○障害者手当に関する事 ○公共料金等減免関連事務に関する事 (精神保健) ◎<u>精神障害者タクシー料金助成の申請受付に関する事</u> ◎<u>精神障害者交通費助成の申請受付に関する事</u> ○精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）の申請受付に関する事 ○難病患者等居宅生活支援の申請受付に関する事 ○精神障害者保健福祉手帳の申請受付に関する事 ○精神障害者通院医療費公費負担の申請受付に関する事 (難病) ◎<u>難病患者専用マーク交付に関する事</u> 等	※「◎」は現在宇都宮市のみ実施 ※「☆」は現在各町においては県が実施主体

キ 児童福祉

主な事務事業
(保育園管理・運営) ○保育所入退所受付に関すること ○利用者負担事務に関すること ○保育園行事に関すること (保育事業) ○特別保育(乳児保育・延長保育・一時保育など)に関すること (健全育成) ○放課後健全育成事業(留守家庭児童会・子どもの家)に関すること ◎<u>チビッコ広場の管理に関すること</u> ☆家庭児童相談室に関すること ☆里親登録申請事務に関すること ◎<u>地域子育て支援センター(子育てサロン)に関すること</u> ◎<u>なかよしクラブに関すること</u> ☆母子自立支援員に関すること ○子育て支援短期利用事業に関すること ○乳幼児健康支援デイサービス事業に関すること ◎<u>ちびっこフェスタへの開催支援に関すること</u> (ひとり親家庭等福祉対策) ☆母子生活支援施設に関すること ☆助産施設に関すること ☆母子家庭等の自立促進に関すること ☆母子・父子協力員に関すること ☆母子寡婦福祉資金貸付(貸付事務)に関すること (手当・医療) ○児童手当支給に関すること ○遺児手当支給に関すること ☆児童扶養手当支給に関すること ◎<u>母子家庭等援護費支給に関すること</u> ○母子家庭等児童入学祝金支給に関すること ○ひとり親家庭医療費支給(食事療養費を含む)に関すること ○妊産婦・乳幼児医療費助成に関すること 等
※「◎」は現在宇都宮市のみ実施 ※「☆」は現在各町においては県が実施主体

ク 保健衛生

主な事務事業
(保健予防) ☆原爆被爆者援護事務の受付に関する事 ○臓器移植の普及啓発に関する事 (感染症) ☆結核患者の登録・管理に関する事 ○エイズ・性感染症対策の普及啓発・人材育成に関する事 (精神保健) ◎<u>地区組織等健康教室の実施に関する事</u> ○訪問相談・指導に関する事 (難病) ☆一般特定疾患治療研究事業の受付に関する事 ◎<u>地域在宅療養支援（訪問・相談指導）に関する事</u> (予防接種) ○市外受診者予防接種助成の受付に関する事 (害虫・動物愛護等) ○衛生害虫の駆除指導・啓発に関する事 ☆犬・ねこの苦情相談に関する事 ◎<u>飼い犬・ねこの不妊・去勢手術費補助金交付申請の受付に関する事</u> ○犬の登録・鑑札の交付に関する事 ○犬の狂犬病予防注射済票の交付に関する事 等 ※「◎」は現在宇都宮市のみ実施 ※「☆」は現在各町においては県が実施主体

(6) 産 業

ア 商業観光

主な事務事業
○夕顔サマーフェスティバル開催支援に関する事 ○サマーフェスティバル開催支援に関する事 ○ふるさと夏まつりへの開催支援に関する事 ○ふれあい朝市開催支援に関する事 等
※地域の自主性に基づき行う

イ 農 業

主な事務事業
(土地基盤整備) ○土地改良事業の相談、指導に関する事 (農業生産の振興) ○農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の除外・編入の受付事務に関する事 ○米の生産調整の推進に関する事 ○土地利用型作物(米、麦、大豆等)、園芸作物栽培に係る機械・施設などへの助成に関する事 ○農作物被害調査事務に関する事 ○農業金融に係る支援に関する事 ○学校体験農園設置事業の推進に関する事 ○畜産経営環境対策事業の推進に関する事 ○家畜伝染病予防対策事業の推進に関する事 (担い手) ○農地流動化の推進、指導に関する事 ○農業士・女性農業士の推薦に関する事 ○認定農業者の確保、相談・指導に関する事 ○農業・農村男女共同参画の推進に関する事 (農村地域の活性化) ○地区むらづくり運動の推進に関する事 ○景観形成作物導入促進事業の指導に関する事(※一部地域で行う) ○農道整備の相談、指導に関する事 ○農業集落排水事業の地元指導等に関する事 ○田園自然環境保全の地元支援に関する事 (イベント) ○農林業祭の開催に関する事 (団体等運営) ○農林業団体等の運営に関する事 ○土地改良区の運営、指導に関する事 (施設) ○農産加工所の管理・運営に関する事 ○農産物展示即売所の管理・運営に関する事(※一部地域で行う) ○農村環境改善センターの管理・運営に関する事(※一部地域で行う) ○農業構造改善センターの管理・運営に関する事(※一部地域で行う) ○農事集会所の管理・運営に関する事(※一部地域で行う) ○体験交流館の管理・運営に関する事(※一部地域で行う) ○土地改良施設維持管理の地元相談、指導に関する事 ○農業集落排水施設地元管理組合の相談、指導に関する事 ○農地・農業用施設災害復旧事業の地元相談、指導に関する事 等

ウ 林業・水産業

主な事務事業
○民有林の整備・保全への助成等に関する事 ○有害鳥獣捕獲許可の受付に関する事 ○伐採及び伐採後の造林届受理に関する事 ○森林ボランティア会員登録の受付に関する事 ○やなによる採捕の受付に関する事（一部地域で行う）等

(7) 建設

ア 都市計画

主な事務事業
○地価公示台帳等の閲覧に関すること ○都市計画決定図書等の閲覧に関すること ○用途地域、区域区分の証明に関すること 等

イ 道路

主な事務事業
○自転車駐車場の管理運営に関すること ○違法駐車防止に関すること ○道路愛護事業の推進に関すること ○道路などの占用許可、及び占用料の徴収に関すること ○道路台帳の閲覧に関すること ○道路などの維持修繕に関すること ○交通安全施設の整備に関すること ○狭あい道路の整備に関すること 等

ウ 河川

主な事務事業
○河川の軽微な維持業務に関すること ○河川の占用許可、及び占用料の徴収に関すること ○河川愛護グループの受付に関すること ○急傾斜地の把握及びパトロールに関すること 等

エ 住宅

主な事務事業
○市営住宅の維持修繕のうち軽易な維持修繕（日常的な維持修繕）に関すること（一部地域で行う） ○市営住宅の管理のうち入居に係る受付事務、退去に係る調査に関すること 等

オ 公園

主な事務事業
○街区・近隣公園の整備に係るワークショップ及び整備に関すること ○公園の占用・使用許可の受付等に関すること ○公園・緑地の維持修繕に関すること ○緑化の普及啓発の実施に関すること 等

2 行政委員会の事務

(1) 教 育

ア 生涯学習

主な事務事業
○成人式に関すること ○青少年教育事業に関すること ○成人教育事業に関すること ○学習情報提供・学習相談に関すること ○生涯学習フェスティバルに関すること ○人材バンクの整備に関すること ○人材育成に関すること 等

イ 学校教育

主な事務事業
○就学事務に関すること ○就学相談に関すること 等

ウ 生涯スポーツ

主な事務事業
○少年スポーツ指導員の育成（スポーツ少年団）に関すること ○学校校庭の夜間開放に関すること ○スポーツ教室の実施に関すること ○スポーツ・レクリエーション用具の貸し出しに関すること ○体育大会の開催に関すること ○各種スポーツ大会の開催に関すること 等

(2) 農地等

主な事務事業
○農地法による許可申請，届出の相談及び書類受付に関すること ○農地利用のあっせんや争議の防止に関すること ○農家・農地基本台帳の整備及び保管に関すること ○農業委員会委員選挙人名簿申請に関すること ○農業者年金の相談，指導に関すること ○農地の相続税及び贈与税の納税猶予に関すること ○軽易な証明に関すること ○諸台帳の調整，整備，保管に関すること ○農業者の青色申告の推進に関すること 等

(3) 選 挙

主な事務事業
○政治や選挙に関する意識の高揚・啓発に関すること 等

【参考】 地方公営企業

○ 上下水道

出先機関設置の際の主な事務事業
○水道料金等の収納に関すること ○給水装置工事並びに排水設備計画確認の申請受付，審査及び検査に関すること ○漏水に係る現地確認に関すること ○上下水道施設の維持修繕に関すること ○その他各種相談に関すること 等

地域行政機関及び特別職の名称について

1 地域行政機関の名称

(1) 考え方

法的位置付けや住民の分かりやすさ、また、地域自治を推進する拠点施設としての役割などを考慮して定めます。

〔第4回宇都宮地域合併協議会（平成16年5月31日）へ報告〕

(2) 先行事例

- ・ 支所・出張所の名称は、都道府県を単位に類似となる傾向があり、その法的位置付けや機能・規模等に応じて「支所」、「出張所」、「市民センター」、「行政センター」、「市民サービスセンター」などの名称が付けられています。なお、近年の市町村合併に際して設置されたもののなかには、「総合支所」、「総合事務所」などの名称も見られます。

(3) 名称（案）

- ・ 地域行政機関と現在の宇都宮市の「地区市民センター」とでは、機能などが異なり、区別化することが必要と考えられることから、それ以外の名称から定めることとします。
- ・ 地域自治の拠点としての性格を明確にした、次の名称が適切と考えられます。

◆ ○○地域自治センター

2 特別職の名称

(1) 考え方

地域を担当する特別職は、地域における総合的なマネジメントを行うために配置するため、名称は、法的位置付けと地域を所管するという役割を表す名称を定めていきます。

〔第4回宇都宮地域合併協議会（平成16年5月31日）へ報告〕

地方自治法に基づく「助役」とし、合併旧町の区域を単位に設置します。

〔第4回宇都宮地域合併協議会（平成16年5月31日）へ報告〕

(2) 名称（案）

法的位置付けと地域を所管するという役割を表し、分かりやすさを考慮すると、次の名称が適切と考えられます。

◆ ○○地域担当助役

第 5 回

宇都宮地域合併協議会 参 考 資 料

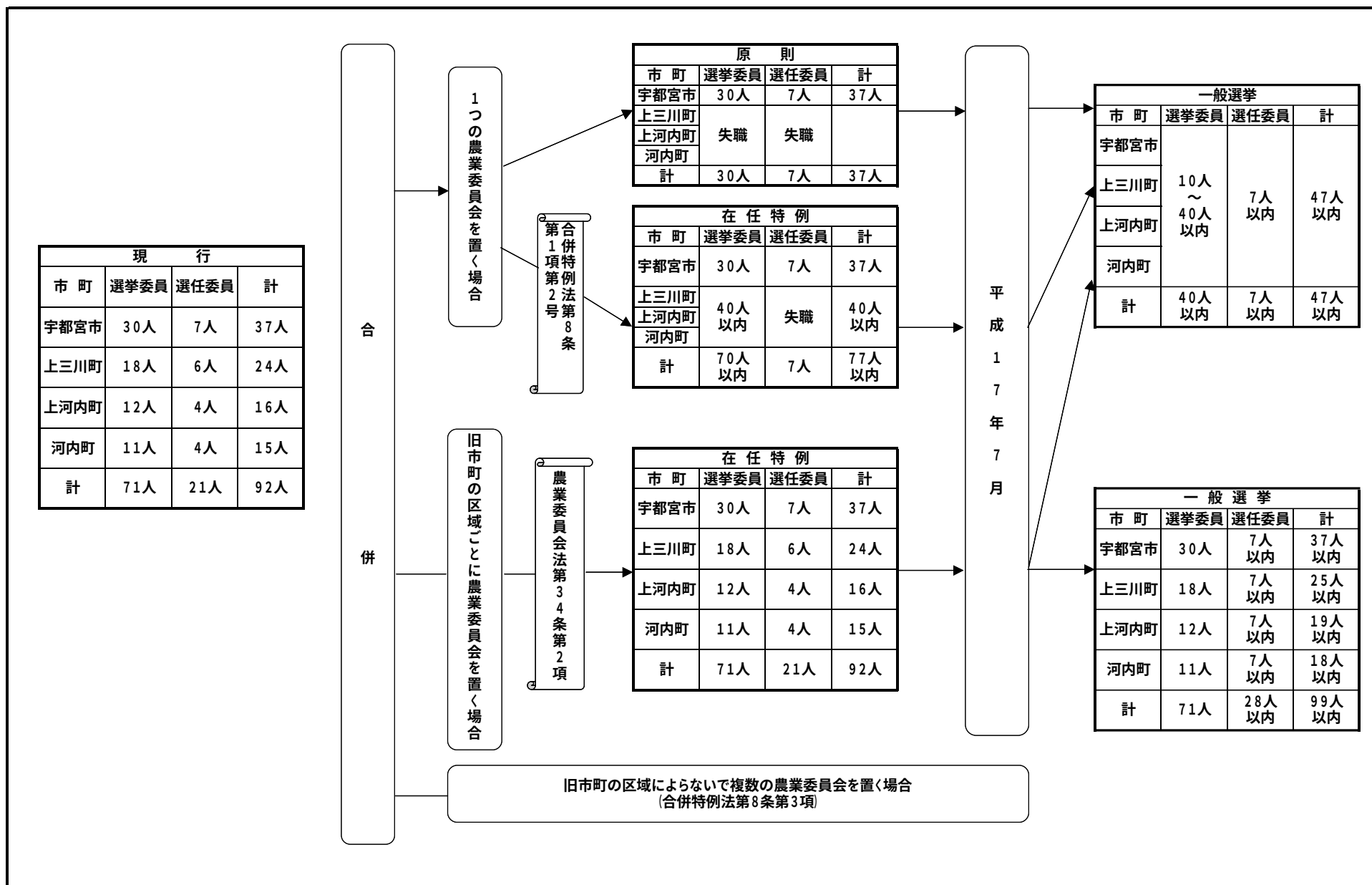
合併協定項目の審議状況

区分等	項 目 名		提 案	審 議 状 況	備 考
基本的事項					
	1	合併の方式	第 1 回協議会	承認済	
	2	合併の期日			
	3	新市の名称	第 1 回協議会	承認済	
	4	新市の事務所の位置	第 1 回協議会	承認済	
合併特例法に基づく協議事項					
	5	議会の議員の定数及び任期の取扱い			
	6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第 5 回協議会		
	7	地方税の取扱い			
	8	一般職の職員の身分の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
その他の協議事項					
	9	地域自治制度（地域審議会等）の取扱い			
	1 0	財産の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
	1 1	特別職の身分の取扱い	第 5 回協議会		
	1 2	条例，規則等の取扱い	第 2 回協議会	承認済	
	1 3	事務組織及び機構の取扱い			
	1 4	一部事務組合の取扱い	第 4 回協議会	承認済	
	1 5	使用料，手数料等の取扱い			
	1 6	公共的団体等の取扱い	第 3 回協議会	承認済	
	1 7	補助金・交付金等の取扱い			

18	町名・字名の取扱い	第5回協議会		
19	慣行の取扱い	第2回協議会	承認済	
20	各種事務事業の取扱い			
	交通関係事業の取扱い	第4回協議会	承認済	
	消防関係事業の取扱い	第4回協議会	承認済	
	消防団関係事業の取扱い	第2回協議会	承認済	
	国民健康保険関係事業の取扱い			
	コミュニティ関係事業の取扱い			
	環境・清掃関係事業の取扱い	第4回協議会	承認済	
	介護保険関係事業の取扱い	第2回協議会	承認済	
	保健衛生関係事業の取扱い			
	社会福祉・援護関係事業の取扱い	第5回協議会		
	高齢者福祉関係事業の取扱い	第5回協議会		
	障害者福祉関係事業の取扱い			
	児童福祉関係事業の取扱い			
	商業・観光・工業関係事業の取扱い			
	農林水産関係事業の取扱い	第4回協議会	承認済	
	建設関係事業の取扱い	第5回協議会		
	都市計画関係事業の取扱い	第5回協議会		
	水道関係事業の取扱い	第5回協議会		
	下水道関係事業の取扱い	第5回協議会		
	学校教育関係事業の取扱い	第4回協議会	承認済	
	社会教育関係事業の取扱い	第4回協議会	承認済	
市町建設計画				
21	市町建設計画			

協定項目		農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			所管専門部会名	産業専門部会	
調整の方向性		1 上三川町、上河内町及び河内町の農業委員会は、合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。					
		2 上三川町、上河内町及び河内町農業委員会の委員のうち、選挙委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、宇都宮市農業委員会委員の残任期間、上三川町は12人、上河内町は6人、河内町は6人に限り、引き続き新市の農業委員会委員として在任する。					
		3 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は、40人とする。					
		4 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙区は、宇都宮市に3選挙区、上三川町、上河内町及び河内町にそれぞれ1選挙区、合計で6選挙区を設ける。					
		また、選挙区ごとの定数は、農業委員会委員選挙人名簿登録者数に比例して定める。					
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応							
1 基礎データ							
		宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	合 計	
区域面積		312.16km ²	54.52km ²	56.96km ²	47.72km ²	471.36km ²	
総農家戸数 ※1		5,427戸	1,712戸	959戸	916戸	9,014戸	
経営耕地面積 ※1		7,888ha	2,486ha	1,855ha	1,898ha	14,127ha	
選挙人名簿登録者数 ※2		14,921人	4,718人	2,114人	2,283人	24,036人	
農業委員 の数	選挙委員		30人	18人	12人	11人	71人
	選任委員	議会推薦	5人	4人	2人	2人	13人
		農協推薦	1人	1人	1人	1人	4人
		共済推薦	1人	1人	1人	1人	4人
	計		37人	24人	16人	15人	92人
任期		H14.7.20~H17.7.19	H14.7.20~H17.7.19	H14.7.20~H17.7.19	H14.7.20~H17.7.19	(任期 3年)	
選挙区の数		3選挙区	3選挙区	1選挙区	2選挙区	9選挙区	

※1は2000年農業センサス ※2は平成16年3月31日現在



農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 先進事例

ア 大船渡市の例（平成 13 年 11 月 15 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 三陸町の農業委員会は、大船渡市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 三陸町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員 10 人は、合併特例法第 8 条第 1 項第 2 号の規定により、大船渡戸市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き大船渡市の農業委員会の委員として存在するものとする。

イ 福山市の例（平成 15 年 2 月 3 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 内海町の農業委員会は、福山市農業委員会に統合するものとする。
- 2 内海町の農業委員で選挙による委員である者は、市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、福山市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。

ウ 新居浜市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 1 村）

- 1 別子山村の農業委員会は、新居浜市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 別子山村の農業委員で選挙による委員である者のうち 2 名は、合併特例法第 8 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、新居浜市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。

エ 呉市の例（平成 16 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 川尻町農業委員会は、呉市農業委員会に統合する。
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、川尻町農業委員会の選挙による委員のうち 2 人に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間、引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。

(2) 関係法令

○農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選挙の単位）

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

一 省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人

二 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

(境界の変更の場合の特例)

第34条第2項 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

○農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）

（2以上の農業委員会をおくことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（別 表）

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール（北海道にあつては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が、1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを越え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

(選挙区の基準)

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

○市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつてはその編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 略

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

協定項目	特別職の身分の取扱い	所管専門部会名	総務専門部会		
調整の方向性	1 常勤特別職（教育長を含む）の身分の取扱いについては次のとおりとする。 上三川町，上河内町及び河内町の常勤特別職（教育長を含む）については，合併の前日をもって失職するものとする。 2 その他の非常勤特別職（議会議員，農業委員会委員及び消防団員を除く）については，次のとおりとする。 上三川町，上河内町及び河内町のその他の非常勤特別職（議会議員，農業委員会委員及び消防団員を除く）については，基本的には失職するものとするが，新市においても引き続き設置する必要があるものについては，宇都宮市の制度・基準をもとに調整し，別に定めるものとする。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
1 現状					
	宇都宮市	上三川町	上河内町	河内町	備 考
特別職 の種類	・ 市長 ・ 助役 ・ 収入役 ・ 教育長 ・ 企業管理者 ・ 代表監査委員	・ 町長 ・ 助役 ・ 収入役 ・ 教育長	・ 町長 ・ 助役 ・ 収入役 ・ 教育長	・ 町長 ・ 助役 ・ 収入役 ・ 教育長	

特別職の取扱い

(1) 先進事例

ア 廿日市市の例（平成15年3月1日合併 編入 1市1町1村）

- 1 佐伯町及び吉和村の常勤の特別職及び教育長の身分の取扱いについては、3市町村の長が別に協議して定めるものとする。
- 2 佐伯町及び吉和村の非常勤の特別職の身分の取扱いについては、それぞれの職の設置の必要性を検討し、調整を行うものとする。

イ 静岡市の例（平成15年4月1日合併 新設 2市）

基本的には失職するものとし、新市発足後の暫定的な取扱いについては、法令の規程のとおりとする。

ウ 前橋市の例（平成16年12月5日合併予定 編入 1市1町2村）

大胡町、宮城村及び粕川村の特別職(三役及び教育長)の身分の取扱いについては、4市町村の長が別に協議して定める。

エ 各務原市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市1町）

- 1 川島町の常勤の特別職及び執行機関の委員については、合併の前日をもって失職する。
- 2 川島町の附属機関の委員については、両市町の長が別に定める。

オ 豊田市の例（平成17年3月合併予定 編入 1市4町2村）

各町村の常勤の特別職（教育長を含む。）及び非常勤の特別職（農業委員を除く。）は、合併の前日をもって失職するものとする。

(2) 関係法令

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、左に掲げる職とする。
 - 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
 - 一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職
 - 一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職
 - 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の期間に定める規定により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 - 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
 - 四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
 - 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

○**地方自治法**（昭和22年法律第67号）

（市町村長）

第139条 略

- 2 市町村に市町村長を置く。

（長の任期）

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

- 2 略

（助役）

第161条 略

- 2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。
- 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

(助役の選任)

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

(助役の任期)

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

(収入役・副収入役)

第168条 略

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5～6 略

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

(監査委員の設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 略

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2～4 略

5 都道府県及び政令で定めるしにあつては、識見を有するもののうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(代表監査委員)

第199条の3 監査委員は、その定数が4人又は3人の場合にあつては識見を有する者のうちから選任される監査委員の1人を、2人の場合にあつては識見を有する者のうちから選任される監査委員を代表監査委員としなければならない。

2～3 略

○**地方公営企業法**(昭和27年法律第292号)

(この法律の適用を受ける事業)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

2～3 略

(管理者の設置)

第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は2以上の事業を通じて管理者1人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち2以上の事業を併せて経営する

場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者1人を置くことを常例とするものとする。

（管理者の選任及び身分取扱い）

第7条の2 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2～3 略

4 管理者の任期は、4年とする。

5 管理者は、再任されることができる。

6 管理者は、常勤とする。

7～11 略

協定項目	町名・字名の取扱い			所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	町名（住居表示等により字が廃止され、町に画された区域の名称）は原則として現行のとおりとし、字名（前記以外の大字で画された区域の名称）は、従前の名称から「大字」を削除し、末尾に「町」を加え、新たに町を画することとする。【参考例1】 ただし、上記により同一の町名が生じることとなる場合には、宇都宮市の現行の町名と紛らわしくないようにする。【参考例2】				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市		上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
・別紙1のとおり 町名 4 3 7 大字名 0		・同左 町名 4 大字名 2 4	・同左 町名 1 大字名 1 3	・同左 町名 0 大字名 1 5	
【参考例1】 上三川町しらさぎ一丁目 → 宇都宮市しらさぎ1丁目 上河内町大字芦沼 → 宇都宮市芦沼町 河内町大字相野沢 → 宇都宮市相野沢町 【参考例2】 〔同一町名〕 宇都宮市大塚町 河内町大字大塚 ⇒ 上大塚町 〔紛らわしい町名〕 宇都宮市天神1丁目・2丁目 上三川町天神町 ⇒ 上三川天神町					

	宇都宮市			上三川町		上河内町		河内町		備考
町名	1 明保野町	あけぼのちよう		1 しらさぎ一丁目	しらさぎいつちようめ	1 松風台	しょうふうだい			天神町
	2 旭1丁目	あさひいつちようめ		2 しらさぎ二丁目	しらさぎにちようめ					
	3 旭2丁目	あさひにちちようめ		3 しらさぎ三丁目	しらさぎさんちようめ					
	4 飯田町	いいたまち		4 天神町	てんじんちよう					
	5 飯山町	いいやままち								
	6 池上町	いけがみちよう								
	7 石井町	いしいまち								
	8 石那田町	いしなだまち								
	9 泉が丘1丁目	いずみがおかいつちようめ		宇都宮市		宇都宮市		宇都宮市		備考
	10 泉が丘2丁目	いずみがおかにちちようめ		53 大曾1丁目	おおそいつちようめ	97 清住3丁目	きよすみさんちようめ	141 下栗町	しもぐりまち	大塚町
	11 泉が丘3丁目	いずみがおかさんちようめ		54 大曾2丁目	おおそにちちようめ	98 清原工業団地	きよはらこうぎようだんち	142 下桑島町	しもくわじままち	
	12 泉が丘4丁目	いずみがおかさんちようめ		55 大曾3丁目	おおそさんちようめ	99 清原台1丁目	きよはらだいいいつちようめ	143 下小池町	しもこいげまち	
	13 泉が丘5丁目	いずみがおかさんちようめ		56 大曾4丁目	おおそさんちようめ	100 清原台2丁目	きよはらだいにちちようめ	144 下反町町	しもそりまちちよう	
	14 泉が丘6丁目	いずみがおかさんちようめ		57 大曾5丁目	おおそさんちようめ	101 清原台3丁目	きよはらだいにちちようめ	145 下砥上町	しもとがみちよう	
	15 泉が丘7丁目	いずみがおかさんちようめ		58 大塚町	おおつかちよう	102 清原台4丁目	きよはらだいにちちようめ	146 下戸祭1丁目	しもとまつりいつちようめ	
	16 泉町	いずみちよう		59 大通り1丁目	おおどおりいつちようめ	103 清原台5丁目	きよはらだいにちちようめ	147 下戸祭2丁目	しもとまつりにちちようめ	
	17 板戸町	いたどまち		60 大通り2丁目	おおどおりにちちようめ	104 清原台6丁目	きよはらだいにちちようめ	148 下平出町	しもひらいでまち	
	18 一条1丁目	いちじよういつちようめ		61 大通り3丁目	おおどおりさんちようめ	105 桑島町	くわじままち	149 下横倉町	しもよくらまち	
	19 一条2丁目	いちじようにちちようめ		62 大通り4丁目	おおどおりさんちようめ	106 越戸1丁目	こえどいつちようめ	150 下横田町	しもよこたちよう	
	20 一条3丁目	いちじようさんちようめ		63 大通り5丁目	おおどおりさんちようめ	107 越戸2丁目	こえどにちちようめ	151 宿郷1丁目	しゆくごういつちようめ	
	21 一条4丁目	いちじようさんちようめ		64 大谷町	おおやまち	108 越戸3丁目	こえどさんちようめ	152 宿郷2丁目	しゆくごうにちちようめ	
	22 一の沢1丁目	いちのさわいつちようめ		65 御蔵町	おくらまち	109 越戸4丁目	こえどさんちようめ	153 宿郷3丁目	しゆくごうさんちようめ	
	23 一の沢2丁目	いちのさわにちちようめ		66 小幡1丁目	おばたいつちようめ	110 越戸町	こえどまち	154 宿郷5丁目	しゆくごうさんちようめ	
	24 一ノ沢町	いちのさわまち		67 小幡2丁目	おばたにちちようめ	111 古賀志町	こがしまち	155 宿郷町	しゆくごうさんちようめ	
	25 一番町	いちばんちよう		68 海道町	かいどうまち	112 五代1丁目	ごだいいつちようめ	156 城南1丁目	じょうなんいつちようめ	
	26 今泉1丁目	いまいずみいつちようめ		69 春日町	かすがちよう	113 五代2丁目	ごだいにちちようめ	157 城南2丁目	じょうなんにちちようめ	
	27 今泉2丁目	いまいずみにちちようめ		70 上大曾町	かみおおそまち	114 五代3丁目	ごだいさんちようめ	158 城南3丁目	じょうなんさんちようめ	
	28 今泉3丁目	いまいずみさんちようめ		71 上欠町	かみかけまち	115 鑑山町	こてやままち	159 昭和1丁目	しょうわいつちようめ	
	29 今泉4丁目	いまいずみさんちようめ		72 上金井町	かみかないまち	116 駒生1丁目	こまにゆういつちようめ	160 昭和2丁目	しょうわにちちようめ	
	30 今泉5丁目	いまいずみさんちようめ		73 上桑島町	かみくわじままち	117 駒生2丁目	こまにゆうにちちようめ	161 昭和3丁目	しょうわさんちようめ	
	31 今泉新町	いまいずみしんまち		74 上小池町	かみこいげまち	118 駒生町	こまにゆうまち	162 新富町	しんとみちよう	
	32 今泉町	いまいずみまち		75 上籠谷町	かみこもりやまち	119 材木町	ざいもくちよう	163 新町1丁目	しんまちいつちようめ	
	33 今宮1丁目	いまみやいつちようめ		76 上戸祭1丁目	かみとまつりいつちようめ	120 幸町	さいわいちよう	164 新町2丁目	しんまちにちちようめ	
	34 今宮2丁目	いまみやにちちようめ		77 上戸祭2丁目	かみとまつりにちちようめ	121 栄町	さかえちよう	165 末広1丁目	すえひろいつちようめ	
	35 今宮3丁目	いまみやさんちようめ		78 上戸祭3丁目	かみとまつりさんちようめ	122 鷲の谷町	さぎのやまち	166 末広2丁目	すえひろにちちようめ	
	36 今宮4丁目	いまみやさんちようめ		79 上戸祭4丁目	かみとまつりさんちようめ	123 桜1丁目	さくらいつちようめ	167 雀の宮1丁目	すずめのみやいつちようめ	
	37 岩曾町	いわそまち		80 上戸祭町	かみとまつりちよう	124 桜2丁目	さくらにちちようめ	168 雀の宮2丁目	すずめのみやにちちようめ	
	38 岩原町	いわはらまち		81 上御田町	かみみたちちよう	125 桜3丁目	さくらさんちようめ	169 雀の宮3丁目	すずめのみやさんちようめ	
	39 岩本町	いわもとちよう		82 上横倉町	かみよこくらまち	126 桜4丁目	さくらさんちようめ	170 雀の宮4丁目	すずめのみやさんちようめ	
	40 上野町	うえのまち		83 上横田町	かみよこたちちよう	127 桜5丁目	さくらさんちようめ	171 雀の宮5丁目	すずめのみやさんちようめ	
	41 駅前通り1丁目	えきまえどおりいつちようめ		84 刈沼町	かりぬままち	128 さつき1丁目	さつきいつちようめ	172 雀の宮6丁目	すずめのみやさんちようめ	
	42 駅前通り2丁目	えきまえどおりにちちようめ		85 川田町	かわだまち	129 さつき2丁目	さつきにちちようめ	173 雀の宮7丁目	すずめのみやさんちようめ	
	43 駅前通り3丁目	えきまえどおりさんちようめ		86 川俣町	かわまたちちよう	130 さつき3丁目	さつきさんちようめ	174 雀宮町	すずめのみやさんちようめ	
	44 江曾島1丁目	えそじまいつちようめ		87 川向町	かわむこうちよう	131 さるやま町	さるやままち	175 砂田町	すなたちち	
	45 江曾島2丁目	えそじまにちちようめ		88 河原町	かわらまち	132 三番町	さんばんちよう	176 住吉町	すみよしちよう	
	46 江曾島3丁目	えそじまさんちようめ		89 瓦谷町	かわらやちよう	133 篠井町	しのいまち	177 関堀町	せきぼりちよう	
	47 江曾島4丁目	えそじまさんちようめ		90 菊水町	きくすいちよう	134 下荒針町	しもあらはりまち	178 千波町	せんなみまち	
	48 江曾島5丁目	えそじまさんちようめ		91 北一の沢町	きたいちのさわまち	135 下欠町	しもかけまち	179 大寛1丁目	だいかんいつちようめ	
	49 江曾島本町	えそじまほんちよう		92 北若松原1丁目	きたわかつばらいつちようめ	136 下金井町	しもかないまち	180 大寛2丁目	だいかんにちちようめ	
	50 江曾島町	えそじままち		93 北若松原2丁目	きたわかつばらにちちようめ	137 下川俣町	しもかわまたち	181 台新田1丁目	だいしんでんいつちようめ	
	51 江野町	えのまち		94 京町	きようまち	138 下河原1丁目	しもがわらいつちようめ	182 台新田町	だいしんでんまち	
	52 大網町	おおあみまち		95 清住1丁目	きよすみいつちようめ	139 下河原町	しもがわらまち	183 高砂町	たかさごちよう	
				96 清住2丁目	きよすみにちちようめ	140 下栗1丁目	しもぐりいつちようめ	184 宝木町1丁目	たからぎちよういつちようめ	

	宇都宮市			宇都宮市			宇都宮市			宇都宮市			備考
町名													
185	宝木町2丁目	たからぎようにちようめ	237	西川田5丁目	にしかわたごちようめ	289	東宿郷4丁目	ひがししゆくごうよんちようめ	341	満美穴町	まみあなまち		
186	宝木本町	たからぎほんちよう	238	西川田6丁目	にしかわたろくちようめ	290	東宿郷5丁目	ひがししゆくごうごちようめ	342	操町	みさおちよう		
187	滝の原1丁目	たきのはらいちちようめ	239	西川田7丁目	にしかわたななちようめ	291	東宿郷6丁目	ひがししゆくごうろくちようめ	343	瑞穂1丁目	みずほいつちようめ		
188	滝の原2丁目	たきのはらにちちようめ	240	西川田東町	にしかわたひがしまち	292	東宝木町	ひがしたからぎちよう	344	瑞穂2丁目	みずほにちちようめ		
189	滝の原3丁目	たきのはらさんちようめ	241	西川田本町1丁目	にしかわたほんちよういつちようめ	293	東戸祭1丁目	ひがしとまつりいつちようめ	345	瑞穂3丁目	みずほさんちようめ		
190	滝谷町	たきやちよう	242	西川田本町2丁目	にしかわたほんちようにちちようめ	294	東端田1丁目	ひがしはなわだいつちようめ	346	御田長島町	みたながしまちちよう		
191	竹下町	たけしたまち	243	西川田本町3丁目	にしかわたほんちようさんちようめ	295	東端田2丁目	ひがしはなわだにちちようめ	347	緑1丁目	みどりいつちようめ		
192	竹林町	たけばやしまち	244	西川田本町4丁目	にしかわたほんちようよんちようめ	296	東原町	ひがしはらまち	348	緑2丁目	みどりにちちようめ		
193	田下町	たげまち	245	西川田町	にしかわたまち	297	東町	ひがしまち	349	緑3丁目	みどりさんちようめ		
194	田野町	たのまち	246	西川田南1丁目	にしかわたみなみいつちようめ	298	東峯町	ひがしみなまち	350	緑4丁目	みどりよんちようめ		
195	中央1丁目	ちゆうおういつちようめ	247	西川田南2丁目	にしかわかんにちちようめ	299	東築瀬1丁目	ひがしやなざいつちようめ	351	緑5丁目	みどりごちちようめ		
196	中央2丁目	ちゆうおうにちちようめ	248	錦1丁目	にしきいつちようめ	300	東横田町	ひがしよこたまち	352	みどり野町	みどりのまち		
197	中央3丁目	ちゆうおうさんちようめ	249	錦2丁目	にしきにちちようめ	301	日の出1丁目	ひのでいつちようめ	353	南一の沢町	みなみいちのさわまち		
198	中央5丁目	ちゆうおうごちちようめ	250	錦3丁目	にしきさんちようめ	302	日の出2丁目	ひのでにちちようめ	354	南大通り1丁目	みなみおおどおりいつちようめ		
199	中央本町	ちゆうおうほんちよう	251	西大寛1丁目	にしだいかんいつちようめ	303	氷室町	ひむろまち	355	南大通り2丁目	みなみおおどおりにちちようめ		
200	鶴田町	つるたまち	252	西大寛2丁目	にしだいかんにちちようめ	304	兵庫塚1丁目	ひようごつかいつちようめ	356	南大通り3丁目	みなみおおどおりさんちようめ		
201	天神1丁目	てんじんいつちようめ	253	西の宮1丁目	にしのみやいつちようめ	305	兵庫塚2丁目	ひようごつかにちちようめ	357	南大通り4丁目	みなみおおどおりよんちようめ		天神1丁目
202	天神2丁目	てんじんにちちようめ	254	西の宮2丁目	にしのみやにちちようめ	306	兵庫塚3丁目	ひようごつかさんちようめ	358	南高砂町	みなみたかさごちよう		天神2丁目
203	伝馬町	でんまちちよう	255	西原1丁目	にしはらいちちようめ	307	兵庫塚町	ひようごつかまち	359	南町	みなみまち		
204	道場宿町	どうじょうじゆくまち	256	西原2丁目	にしはらにちちようめ	308	平出工業団地	ひらいでこうぎやうだんち	360	峰1丁目	みねいつちようめ		
205	東谷町	とうやちよう	257	西原3丁目	にしはらさんちようめ	309	平出町	ひらいでまち	361	峰2丁目	みねにちちようめ		
206	砥上町	とかみちちよう	258	西原町	にしはらちちよう	310	平塚町	ひらつかまち	362	峰3丁目	みねさんちようめ		
207	徳次郎町	とくじろうまち	259	新里町	につさとまち	311	平松町	ひらまつちちよう	363	峰4丁目	みねよんちちようめ		
208	戸祭1丁目	とまつりいつちようめ	260	二番町	にばんちちよう	312	平松本町	ひらまつほんちちよう	364	峯町	みなまち		
209	戸祭2丁目	とまつりにちちようめ	261	野高谷町	のこやまち	313	福岡町	ふくおかまち	365	宮園町	みやそのちちよう		
210	戸祭3丁目	とまつりさんちようめ	262	野沢町	のざわまち	314	富士見が丘1丁目	ふじみがおかいつちようめ	366	宮の内1丁目	みやのうちいつちようめ		
211	戸祭4丁目	とまつりよんちちようめ	263	羽牛田町	はぎゅうだちちよう	315	富士見が丘2丁目	ふじみがおかにちちようめ	367	宮の内2丁目	みやのうちにちちようめ		
212	戸祭台	とまつりだい	264	八幡台	はちまんだい	316	富士見が丘3丁目	ふじみがおかささんちようめ	368	宮の内3丁目	みやのうちさんちちようめ		
213	戸祭町	とまつりちちよう	265	花園町	はなそのちちよう	317	富士見が丘4丁目	ふじみがおかよんちちようめ	369	宮の内4丁目	みやのうちよんちちようめ		
214	戸祭元町	とまつりもとちちよう	266	花房1丁目	はなぶさいちちようめ	318	富士見町	ふじみちちよう	370	宮原1丁目	みやはらいちちようめ		
215	豊郷台1丁目	とよさとだいつちちようめ	267	花房2丁目	はなぶさにちちようめ	319	二荒町	ふたあらまち	371	宮原3丁目	みやはらさんちちようめ		
216	豊郷台2丁目	とよさとだいにちちようめ	268	花房3丁目	はなぶささんちちようめ	320	双葉1丁目	ふたばいつちちようめ	372	宮原4丁目	みやはらよんちちようめ		
217	豊郷台3丁目	とよさとだいさんちちようめ	269	花房本町	はなぶさほんちちよう	321	双葉2丁目	ふたばにちちようめ	373	宮原5丁目	みやはらごちちようめ		
218	間屋町	とんやまち	270	塙田1丁目	はなわだいつちちようめ	322	双葉3丁目	ふたばさんちちようめ	374	宮町	みやまち		
219	中一の沢町	なかいちのさわまち	271	塙田2丁目	はなわだにちちようめ	323	不動前1丁目	ふどうまえいつちちようめ	375	宮本町	みやもとちちよう		
220	長岡町	ながおかちちよう	272	塙田3丁目	はなわださんちちようめ	324	不動前2丁目	ふどうまえにちちようめ	376	御幸ヶ原町	みゆきがはらまち		
221	中河原町	なかがわらまち	273	塙田4丁目	はなわだよんちちようめ	325	不動前3丁目	ふどうまえさんちちようめ	377	御幸町	みゆきちちよう		
222	中久保1丁目	なかくぼいつちちようめ	274	塙田5丁目	はなわだごちちようめ	326	不動前4丁目	ふどうまえよんちちようめ	378	御幸本町	みゆきほんちちよう		
223	中久保2丁目	なかくぼにちちようめ	275	馬場通り1丁目	ばばどおりいつちちようめ	327	不動前5丁目	ふどうまえごちちようめ	379	睦町	むつみちちよう		
224	中島町	なかじまちちよう	276	馬場通り2丁目	ばばどおりにちちようめ	328	星が丘1丁目	ほしがおかいつちちようめ	380	元今泉1丁目	もといまいずみいつちちようめ		
225	中戸祭1丁目	なかとまつりいつちちようめ	277	馬場通り3丁目	ばばどおりさんちちようめ	329	星が丘2丁目	ほしがおかにちちようめ	381	元今泉2丁目	もといまいずみにちちようめ		
226	中戸祭町	なかとまつりちちよう	278	馬場通り4丁目	ばばどおりよんちちようめ	330	細谷1丁目	ほそやいつちちようめ	382	元今泉3丁目	もといまいずみさんちちようめ		
227	仲町	なかまち	279	針ヶ谷1丁目	はりがやいつちちようめ	331	細谷町	ほそやちちよう	383	元今泉4丁目	もといまいずみよんちちようめ		
228	西1丁目	にしいつちちようめ	280	針ヶ谷町	はりがやちちよう	332	本町	ほんちちよう	384	元今泉5丁目	もといまいずみごちちようめ		
229	西2丁目	にしにちちようめ	281	東今泉1丁目	ひがしいまいずみいつちちようめ	333	本丸町	ほんまるまち	385	元今泉6丁目	もといまいずみろくちちようめ		
230	西3丁目	にしさんちちようめ	282	東今泉2丁目	ひがしいまいずみにちちようめ	334	幕田町	まくたまち	386	元今泉7丁目	もといまいずみなちちようめ		
231	西一の沢町	にしいちのさわまち	283	東浦町	ひがしうらまち	335	曲師町	まげしちちよう	387	茂原1丁目	もばらいつちちようめ		
232	西刑部町	にしおさかべまち	284	東刑部町	ひがしおさかべまち	336	松が峰1丁目	まつがみねいつちちようめ	388	茂原2丁目	もばらにちちようめ		
233	西川田1丁目	にしかわだいつちちようめ	285	東木代町	ひがしきのしろまち	337	松が峰2丁目	まつがみねにちちようめ	389	茂原3丁目	もばらさんちちようめ		
234	西川田2丁目	にしかわだにちちようめ	286	東宿郷1丁目	ひがししゆくごういつちちようめ	338	松原1丁目	まつばらいつちちようめ	390	茂原町	もばらちちよう		
235	西川田3丁目	にしかわださんちちようめ	287	東宿郷2丁目	ひがししゆくごうにちちようめ	339	松原2丁目	まつばらにちちようめ	391	屋板町	やいたまち		
236	西川田4丁目	にしかわだよんちちようめ	288	東宿郷3丁目	ひがししゆくごうさんちちようめ	340	松原3丁目	まつばらさんちちようめ	392	八千代1丁目	やちよいつちちようめ		

宇都宮市												備考		
町名	393	八千代2丁目	やちよにちようめ	414	陽東5丁目	ようとうごちようめ	435	若松原1丁目	わかまつはらいつちようめ					
	394	柳田町	やなぎたまち	415	陽東6丁目	ようとうろくちようめ	436	若松原2丁目	わかまつはらにちようめ					
	395	築瀬1丁目	やなげいつちようめ	416	陽東7丁目	ようとうななちようめ	437	若松原3丁目	わかまつはらさんちようめ					
	396	築瀬2丁目	やなげにちちようめ	417	陽東8丁目	ようとうはつちようめ								
	397	築瀬3丁目	やなげさんちようめ	418	陽南1丁目	ようなんいつちようめ								
	398	築瀬4丁目	やなげよんちようめ	419	陽南2丁目	ようなんにちちようめ								
	399	築瀬町	やなげまち	420	陽南3丁目	ようなんさんちようめ								
	400	大和1丁目	やまといつちようめ	421	陽南4丁目	ようなんよんちようめ								
	401	大和2丁目	やまとにちちようめ	422	横田新町	よこたしんまち								
	402	大和3丁目	やまとさんちようめ	423	横山1丁目	よこやまいつちようめ								
	403	山本1丁目	やまもといつちようめ	424	横山2丁目	よこやまにちちようめ								
	404	山本2丁目	やまもとにちちようめ	425	横山3丁目	よこやまさんちようめ								
	405	山本3丁目	やまもとさんちようめ	426	横山町	よこやまちよう								
	406	山本町	やまもとまち	427	吉野1丁目	よしのいつちようめ								
	407	弥生1丁目	やよいいつちようめ	428	吉野2丁目	よしのにちちようめ								
	408	弥生2丁目	やよいにちちようめ	429	六道町	ろくどうまち								
	409	陽西町	ようさいちよう	430	若草1丁目	わかくさいつちようめ								
	410	陽東1丁目	ようとういつちようめ	431	若草2丁目	わかくさにちちようめ								
	411	陽東2丁目	ようとうにちちようめ	432	若草3丁目	わかくささんちようめ								
	412	陽東3丁目	ようとうさんちようめ	433	若草4丁目	わかくさよんちようめ								
	413	陽東4丁目	ようとうよんちようめ	434	若草5丁目	わかくさごちようめ								
宇都宮市				上三川町				上河内町				河内町		備考
大字名				1	大字石田	いした	1	大字芦沼	あしぬま	1	大字相野沢	あいのさわ	大塚	
				2	大字磯岡	いそおか	2	大字今里	いまざと	2	大字大塚	おおつか		
				3	大字大山	おおやま	3	大字上田	うわだ	3	大字叶谷	かのうや		
				4	大字上蒲生	かみかも	4	大字金田	かねだ	4	大字上田原	かみたわら		
				5	大字上郷	かみごう	5	大字上小倉	かみこくら	5	大字逆面	さかづら		
				6	大字上神主	かみこうぬし	6	大字関白	かんぱく	6	大字下ヶ橋	さげはし		
				7	大字上三川	かみのかわ	7	大字下小倉	しもこくら	7	大字下岡本	しもおかもと		
				8	大字上文挾	かみふばさみ	8	大字高松	たかまつ	8	大字下田原	しもたわら		
				9	大字川中子	かわなご	9	大字中里	なかざと	9	大字白沢	しらさわ		
				10	大字三村	みむら	10	大字冬室	ふゆむろ	10	大字宝井	たからい		
				11	大字坂上	さかうえ	11	大字松田新田	まつだしんでん	11	大字中岡本	なかおかもと		
				12	大字鞘堂	さやどう	12	大字宮山田	みややまだ	12	大字長峰	ながみね		
				13	大字三本木	さんぼんぎ	13	大字免ノ内	めんのうち	13	大字東岡本	ひがしおかもと		
				14	大字五分一	ごぶいち				14	大字古田	ふるた		
				15	大字下蒲生	しもかも				15	大字立伏	りゅうぶく		
				16	大字下神主	しもこうぬし								
				17	大字多功	たこう								
				18	大字西木代	にしきのしろ								
				19	大字西蓼沼	にしただぬま								
				20	大字西汗	にしふざかし								
				21	大字東蓼沼	ひがしたたぬま								
				22	大字東汗	ひがしふざかし								
				23	大字梁	やな								
				24	大字ゆうきが丘	ゆうきがおか								

町名・字名の取扱い

(1) 先進事例

ア 新潟市の例（平成 13 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

黒埼町の町字名については，黒埼町での意向を尊重する。

ただし，新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。

イ 福山市の例（平成 15 年 2 月 3 日合併 編入 1 市 1 町）

沼隈郡内海町の区域及び名称は，福山市の町の区域及び名称とする。

ウ 福山市の例（平成 15 年 2 月 3 日合併 編入 1 市 1 町）

芦品郡新市町の区域及び名称は，福山市の町の区域及び名称とする。

エ 静岡市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 新設 2 市）

町・字名は，原則として現行のとおりとする。

ただし，同一の町・字名については，当該地域の住民の意向を尊重し，検討するものとする。

オ 秋田市の例（平成17年1月11日合併予定 編入 1 市 2 町）

1 秋田市の区域内の町（字）の区域および名称は，現行どおりとする。

2 河辺町および雄和町の区域内の町（字）の区域は，現行どおりとし，名称は，河辺町にあっては，河辺の後に現行の町（字）の名称を続け，雄和町にあっては，雄和の後に現行の町（字）の名称を続けて新たな町（字）の名称とする。

カ 長崎市の例（平成 17 年 1 月 4 日合併予定 編入 1 市 6 町）

香焼町，伊王島町，高島町，野母崎町，外海町及び三和町の町名・字名については，各町の意向を尊重し，長崎市の現行の町名と紛らわしくないようにする。

キ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

- 1 鹿児島市の区域内の町及び吉田町の区域内の町（牟礼岡一丁目から牟礼岡三丁目まで）の区域及び名称は、現行どおりとする。
- 2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各町の区域内の字の区域を廃止し、当該廃止された字の区域に相当する区域による新たに町の区域を設定し、その名称については表示案（※）に基づき、各町の意向を尊重し合併時まで調整するものとする。

※町名の見直し案を提示

（２）関係法令

○**地方自治法**（昭和 22 年法律第 67 号）

第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
- 3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

協定項目	社会福祉・援護関係事業の取扱いについて			所管専門部会名	保健福祉専門部会
調整の方向性	1 社会福祉・援護関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 各市町に共通の各種福祉団体及び補助金等については、合併時に、宇都宮市の団体へ整理統合する。ただし、河内町が実施している福祉団体（町軍恩連河内支部，ボランティアひまわり）への補助金については、概ね3年を目途に廃止する。 3 上三川町，上河内町，河内町が実施している日本赤十字社事務については、宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施する。 4 上三川町が実施している社会福祉施設小規模整備費補助金については、宇都宮市の制度に統一する。 5 上河内町，河内町の民生委員を兼務する福祉委員については、民生委員の制度に統一する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市		上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
民生委員・児童委員					
民生委員への費用負担 民生委員数 6 5 9 人		5 2 人	2 1 人	5 8 人	宇都宮市を基準に調整
民生委員推薦会 推薦会委員数 1 4 人		1 4 人	7 人	7 人	民生委員児童委員推薦会については宇都宮市の組織に統合する。また、各町の組織については、新市における地区準備会とし、宇都宮市の制度を基準に統一する。
福祉委員					福祉委員については、民生委員と同じ役割を行っていることから、上河内町，河内町の制度を廃止する。
制度の有無 ×		×	○	○	
報酬等の有無 ×		×	○	○	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
法人・団体				
社会福祉協議会補助金				合併までに方向付けを行い、速やかに調整する。
人件費補助 ○	○	×	○	
事業補助 ○	○	○	○	
社会福祉基金事業				合併までに方向付けを行い、速やかに調整する。
社会福祉基金 ○	○	×	×	
地域福祉基金 ○	×	×	×	
戦没者・戦没者遺族				
戦没者追悼式				追悼式は、合併時までに宇都宮市の制度に統一し、現行各町で実施しているものは地区慰霊祭として引継ぎ実施する。
主催者 市	町	社協	町	
遺族会				各市町の遺族会は、宇都宮市の遺族会に統合し、各町の遺族会は地区遺族会に位置付けるため、補助金についても宇都宮市の制度に調整する。
支出方法 市社協補助金	町補助金	町補助金	町補助金	
各種団体補助 ×	×	×	町軍恩連河内支部 55千円 ボランティアひまわり 100千円	河内町のみのも事業であり、3年を目途に廃止の方向で調整する。

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
日本赤十字社				
日本赤十字社員募集事務 ×	○	○	○	各町で実施している日本赤十字社事務は、宇都宮市社会福祉協議会の事業として実施する。
災害救援物資・弔慰金交付事務 ×	○	○	○	
赤十字奉仕団事務局 ×	○	○	○	
社会福祉施設				
社会福祉施設小規模整備費補助金交付事務 ○	単独補助有	×	×	各町で実施している事業は、合併時までには宇都宮市の制度に統一する。
高齢者福祉（老人保健）施設の整備費補助金交付事務 ○	単独補助有	単独補助有	単独補助有	
障害者福祉施設の整備費補助金交付事務 ○	単独補助有	単独補助有	単独補助有	
児童福祉施設の整備費補助金交付事務 ○	単独補助有	単独補助有	単独補助有	
総合福祉センターの管理				
施設の有無 ○	×	×	○	宇都宮市を基準に調整
委託先 社協			社協	

社会福祉・援護関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 廿日市市の例（平成15年3月1日合併 編入 1市1町1村）

3市町村で実施している各種福祉事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、福祉制度の充実に努めるものとする。

イ 福山市の例（平成15年2月3日合併 編入 1市1町）

福山市の制度に統一するものとする。

ただし、

- 1 事業の実施、諸制度の運用にあたっては、内海町の実情等を考慮しつつ、調整を図るものとする。
- 2 福山市社会福祉協議会と内海町社会福祉協議会は、合併時に統合するものとする。ただし、具体的な内容については、両協議会が協議をする中で調整を図るものとする。

ウ 秋田市の例（平成17年1月11日合併予定 編入 1市2町）

生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町および雄和町に係る生活保護業務については、合併時に県から引き継ぎ秋田市が実施する。

エ 長野市の例（平成17年1月1日合併予定 編入 1市1町3村）

- 1 地域福祉計画については、現行のとおりとし、計画見直し時に調整する。
- 2 民生・児童委員の委員構成については、現行のとおりとし、合併後の改選時に調整する。
なお、民生・児童委員活動費については、長野市の制度に統一し、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の福祉委員制度は廃止する。
- 3 生活保護関係事業については、長野市の制度に統一する。
- 4 福祉医療費給付事業については、長野市の制度に統一する。

5 戸隠村の授産施設については、本場 1 施設に整理し、長野市に引き継ぐ。

6 その他の福祉事業については、長野市の制度に統一する。

オ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

1 地域福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

2 地域福祉センター管理運営事業については、現行どおりとする。

3 生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、社会福祉施設整備資金にかかる利子補給事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

協定項目	高齢者福祉関係事業の取扱いについて			所管専門部会名	保健福祉専門部会
調整の方向性	1 高齢者福祉関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。				
	2 上三川町及び上河内町で実施している寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業については、合併までに方向付けを行い、新市において実施する。				
	3 河内町で実施している理美容サービス事業については、合併までに方向付けを行い、新市において実施する。				
	4 緊急通報装置給付貸与事業及び安否確認緊急通報システム貸与事業については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、概ね3年を目途に調整する。				
	5 老人クラブ運営費助成については、当分の間現行どおりとし、新市に移行後、概ね3年を目途に調整する。				
	6 河内町で実施しているひとり暮らし高齢者招待事業及び家族介護者ヘルパー受講支援事業については、宇都宮市の制度に統一する。また、福祉タクシー料金助成事業については、合併後1年間、地域限定で実施する。				
	7 上三川町及び河内町で実施している介護用品支給事業、家族介護者交流事業及び心配ごと相談事業については、宇都宮市の制度に統一する。				
	8 上河内町で実施している移送サービス事業については、地域特性を考慮し、現行のまま新市に引き継ぎ、地域限定で実施する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
人口等				平成16年3月末	
住民基本台帳人口 448,051 人	30,809 人	9,818 人	35,436 人		
65歳以上人口 72,359 人	4,499 人	1,997 人	4,992 人		
高齢化率 16.2%	14.6%	20.3%	14.1%		
各種事業実施の状況					
地域型在宅介護支援センター運営事業 ○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整	
配食サービス ○	×	○	×	宇都宮市を基準に調整	
高齢者の住宅改修補助事業○	○	×	○	宇都宮市を基準に調整	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
敬老会開催 ○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整
長寿祝記念品贈呈事業 ○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整
スポーツ広場整備補助 ○	×	×	○	宇都宮市を基準に調整
生きがい対応型デイサービス事業 ○	×	○	○	宇都宮市を基準に調整
高齢者等ホームサポート事業 ○	×	×	○	宇都宮市を基準に調整
はいかい高齢者等家族支援事業 ○	×	×	○	宇都宮市を基準に調整
はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業 ○	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
高齢者短期宿泊事業 ○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整
ひとり暮らし高齢者日常生活用具給付事業（補助対象）○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整
ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業(単独分)及び老人等福祉車購入助成事業 ○	○	×	×	宇都宮市を基準に調整
福祉電話設置事業 ○	○	×	×	宇都宮市を基準に調整
福祉補聴器交付事業 ○	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
高齢者外出支援 ○	×	×	×	宇都宮市を基準に調整
高齢者生活支援型ホームヘルパー派遣 ○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整
養護老人ホーム入所措置 ○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
地域ケア会議 ○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整
敬老祝金の支給 ○	○	×	○	宇都宮市を基準に調整
在宅高齢者家族介護慰労金○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整
介護予防教室 ○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整
老人医療給付・支給事業 ○	○	○	○	宇都宮市を基準に調整
老人福祉センター管理運営○	○	○	○	合併までに方向付けを行い、速やかに調整
基幹型在宅介護支援センター事業 ○	○	×	×	合併までに方向付けを行い、速やかに調整
シルバー人材センター支援○	○	○	○	合併までに方向付けを行い、速やかに調整
ひとり暮らし高齢者安心ネットワークシステム事業 ○	×	×	×	当分の間現行どおりとし、段階的に調整
福祉タクシー料金助成 ×	×	×	○	廃止の方向で調整
ひとり暮らし高齢者招待事業 ×	×	×	○	廃止の方向で調整 (社協の事業対応)
家族介護者ヘルパー受講支援事業 ×	×	×	○	廃止の方向で調整
介護用品支給 ×	○	×	○	廃止の方向で調整 (介護保険特別給付対応)
家族介護者交流事業 ×	○	×	○	廃止の方向で調整
心配ごと相談事業 ×	○	×	○	廃止の方向で調整 (社協の事業対応)

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業 なし （社協が類似事業を実施）	・ひとり暮らし高齢者及び要介護４以上の高齢者等 ・寝具類等の洗濯乾燥消毒 ・利用者負担 630 円	・ひとり暮らし高齢者，高齢者夫婦世帯，寝たきり高齢者等 ・寝具類等の洗濯乾燥消毒 ・利用者負担 1 割	なし （社協が類似事業を実施）	合併までに方向付けを行い，新市において実施
理美容サービス事業 なし （社協が類似事業を実施）	なし （社協が類似事業を実施）	なし （社協が類似事業を実施）	・65歳以上の寝たきり高齢者，重度の痴呆性高齢者，ねたきりの重度身体障害者 ・4,000 円の利用券を 4 枚交付	合併までに方向付けを行い，新市において実施
緊急通報装置給付貸与事業 ・直営（市消防） ・利用者の買取方式 ・設置時の利用者負担あり ・通報先 消防 ・682 台	・直営（石橋消防） ・リース方式 機器は町所有 ・設置時の利用者負担なし ・通報先 消防 ・48 台 安否確認・緊急通報システム貸与 ・委託（株式会社アスク進共） ・センサーにより 24 時間反応がないと委託先に通報が入る ・18 台	・委託（安全センター㈱） ・リース方式 機器は安全センター所有 ・設置時の利用者負担なし ・通報先 安全センター ・39 台	・委託（安全センター㈱） ・リース方式 機器は安全センター所有 ・設置時の利用者負担なし ・通報先 安全センター ・68 台	合併までに方向付けを行い，新市に移行後，概ね 3 年を目途に調整する。

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
老人クラブ運営費助成 ・財団法人宇都宮市老人クラブ連合会 ・単位老人クラブ活動等補助金 クラブ割 30～49 人・・・43,200 円 50～79 人・・・48,000 円 80 人～・・・57,600 円 ・単位老人クラブ 390 クラブ ・会員数 19,794 人	・上三川町老人クラブ連合会 ・単位老人クラブ活動等補助金 クラブ割 20～39 人・・・20,000 円 40～49 人・・・30,000 円 50 人～・・・40,000 円 会員割 1 人あたり 500 円 ・単位老人クラブ 53 クラブ ・会員数 2,616 人	・上河内町老人クラブ連合会 ・単位老人クラブ活動等補助金 クラブ割 30 人以下・・・10,000 円 30 人以上・・・20,000 円 会員割 1 人あたり 720 円 ・単位老人クラブ 19 クラブ ・会員数 762 人	・河内町老人クラブ連合会 ・単位老人クラブ活動等補助金 クラブ割 一率 27,000 円 会員割 1 人あたり 600 円 ・単位老人クラブ 34 クラブ ・会員数 1,313 人	当分の間現行どおりとし、新市に移行後、概ね 3 年を目途に調整する。
移送サービス事業 なし	なし	・要支援以上の高齢者。視覚又は肢体に障害を有する身体障害者 ・福祉車両による医療機関・公共施設への移送サービス ・利用者負担 1 キロメートル当たり 20 円 ・委託（町社会福祉協議会）	なし	現行のまま新市に引き継ぐ

高齢者福祉関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成17年1月11日合併予定 編入 1市2町）

高齢者福祉事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、廃止する。

イ 長野市の例（平成17年1月1日合併予定 編入 1市1町3村）

1 高齢者福祉事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、

(1) 援助老人サービス事業のうち、雪下ろし、除草等の軽度生活援助については、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する。

(2) 豊野町のミニデイサービス事業及び鬼無里村のふれあいデイサービス事業については、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する。

(3) 大岡村福祉移送サービス事業、豊野町及び戸隠村の高齢者移送サービス事業については、現行のとおりとし、運行方法等について合併後に調整する。

(4) 緊急通報システム設置事業については、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する。

(5) 大岡村の配食サービス事業については、長野市ひとり暮らし高齢者友愛活動事業で対応し、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の配食サービスについては、現行のとおりとし、統一的な実施方法等について合併後に調整する

(6) 老人保養施設利用事業については、豊野町の制度は廃止し、鬼無里村の制度は、現行のとおりとし、合併後に新たな制度を検討する。

2 老人保健福祉計画・介護保険事業計画については、合併後に新たな計画を策定する。

3 大岡村、戸隠村及び鬼無里村の高齢者生活福祉センター運営事業については、現行のとおりとし、対象者、料金等について合併後に調整する。

4 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の在宅介護支援センターは、長野市の地域型在宅介護支援センターに位置付ける。

ウ 堺市の例（平成17年2月1日合併予定 編入 1市1町）

高齢者保健福祉計画については、介護保険事業計画と一体的に取り扱い、計画の見直し時に統合を図る。

エ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

- 1 高齢者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 生きがい対応型デイサービス事業及びひとり暮らし高齢者等家事援助サービス事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、利用できる者は平成17年3月31日までサービスを受けていた者とする。
- 3 高齢者に対する配食サービス事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 4 優待入浴券交付事業等については、平成17年度に廃止するものとする。
- 5－1 敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、一部自己負担制度の導入など現行制度の見直しを行うこととし、見直し内容及び実施時期については、合併時まで決定する。
- 5－2 見直し後の敬老特別乗車証交付事業及びすこやか入浴事業については、新市域にも適用するものとする。
新市域に適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券（敬老）交付事業及び吉田町が実施している老人温泉保養事業は、廃止する。

定項目	建設関係事業の取扱い		所管専門部会名	建設専門部会
調整の方向性	1 道路・橋りょうの整備事業については、計画的に実施し、継続事業については新市においても引き続き実施する。 2 道路・橋りょうの維持管理・修繕については、緊急、応急的な修繕のあり方等、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。 3 道路用地の取得については、取得手法が異なることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。 4 河川整備計画については、原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。 5 住宅資金の貸付制度については、宇都宮市の制度を基準に調整する。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
道路等 ・路線数 5,127路線 ・実延長 2081.4km ・橋りょう数 969個	・路線数 1,020路線 ・実延長 407.2km ・橋りょう数 300個	・路線数 322路線 ・実延長 206.8km ・橋りょう数 147個	・路線数 840路線 ・実延長 324.64km ・橋りょう数 128個	平成15年3月末
生活道路整備基準 ・原則6m以上 ・道路幅員7m未満の道路用地は寄付	・原則4m以上 ・道路用地は買収	・利用者が概ね5戸以上 ・延長50m以上 ・道路幅員4m以上の道路用地は買収	・整備基準は無し ・基本的には町民等の要望に基づき実施判断し、道路用地は道路幅員に関係なく買収	

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
河川整備計画 ・河川整備計画策定中	・河川整備計画検討中	・河川整備計画なし	・河川整備計画なし	宇都宮市が策定した「宮の川づくり基本構想」を基に、新市移行後、各市町の溢水被害状況等を勘案し、5年後を目途に河川整備計画の策定を行う。
住宅事業 ・管理戸数 3452戸 ・宇都宮市住宅基本計画 ・宇都宮市公営住宅ストック総合活用計画 ・住宅資金貸付件数：28件	・116戸 ・無 ・無 ・無	・無 ・無 ・無 ・無	・無 ・無 ・無 ・勤労者住宅資金融資事業	

建設関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア さいたま市の例（平成13年5月1日合併 新設 3市）

道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。

河川事業については、新市においても引き続き整備を推進するとともに、適切な管理に努めるものとする。

住宅事業については、新市においても住宅政策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めるものとする。

イ 呉市の例（平成16年4月1日合併 編入 1市1町）

1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、川尻町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

2 町道、公園、住宅、港湾施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努めるものとする。

ウ 廿日市市の例（平成15年3月1日合併 編入 1市1町1村）

各種建設関係事業については、廿日市市・佐伯町・吉和村合併建設計画等に基づき計画的に実施するものとする。なお、継続事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、快適な生活環境づくりの推進に努めるものとする。

エ 長野市の例（平成17年1月1日合併予定 編入 1市1町3村）

1 既存の町道・村道は、長野市道として引き継ぎ、市道の認定基準については、長野市の制度に統一する。

2 建設関係事業は、長野市の制度に統一する。

ただし、除雪及び凍結防止剤散布事業並びに合併前から継続している道路新設改良事業の用地補償については、現行のとおりとする。

3 地籍調査事業については、合併後の実施地区を調整する。

ただし、大岡村及び鬼無里村の継続事業については、平成17年度も実施する。

オ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

- 1 建設関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、現在、施行中である小宅地対策事業等については、現行のとおりとする。
- 2 5町の公園、町営住宅、町道、港湾及び砂防関連施設については、合併時に鹿児島市に引き継ぐものとし、管理運営については、鹿児島市の制度に統合することを基本に合併時まで調整するものとする。

協定項目	都市計画関係事業の取扱い		所管専門部会名	建設専門部会
調整の方向性	1 都市計画区域については、上河内町を宇都宮都市計画区域に編入していくことを基本とし、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、県の都市計画区域見直し予定時期とも調整したうえで、新市としての線引きの時期や区域などの方針を調整する。			
	2 都市計画道路の整備については、継続事業は新市において引き続き実施するが、未着手路線の取扱いは、新市に移行後、速やかに調整し、段階的に実施する。			
	3 区画整理事業計画については、新市において全体計画を策定し、段階的に実施する。			
	4 区画整理事業の実施について、合併前に事業認可を受け実施中の事業については、区画整理法に基づいて実施していることから事務事業を現行のまま新市に引き継ぐ。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
都市計画事業				
・都市計画区域指定 S45.10.1	都市計画区域指定 S45.10.1	都市計画区域指定（非線引き） H10.6.1	都市計画区域指定 S45.10.1	
・用途地域指定(当初) S47.3.1	S47.3.1	H15.4.1	S47.3.1	
・都市計画マスタープラン策定 平成 12 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 13 年度	
・都市計画区域面積：A 31,216ha	5,452 ha	5,696 ha	4,772 ha	
・市街化区域面積:B 8,621ha	752 ha	—	578 ha	
・市街化区域の割合（B/A） 27.6%	13.8%	—	12.1%	
（指標：平成 14 年度）				

宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
区画整理事業				
●施行中				
・地区数 1 2	・ 1	・ 0	・ 1	
・面積 7 2 7. 4 ha	・ 1 7. 5 ha	・ 0	・ 5 9. 2 ha	
●計画中				
・地区数 3	・ 1	・ 1	・ 0	
・面積 1 0 2. 9 ha	・ 7 8. 0 ha	・ 1 5. 0 ha	・ 0	

都市計画関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア さいたま市の例（平成13年5月1日合併 新設 3市）

都市計画事業については、既に決定されている事業について引き続き推進する。
各種計画は、合併後速やかに策定する。

イ 廿日市市の例（平成15年3月1日合併 編入 1市1町1村）

佐伯町の佐伯都市計画区域については、現行のとおり引き継ぐものとする。

ウ 周南市の例（平成15年4月21日合併 新設 2市2町）

新市移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。

エ 秋田市の例（平成17年1月11日合併予定 編入 1市2町）

都市整備関係事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。
ただし、一部の事務事業については、現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

オ 前橋市の例（平成16年12月5日合併予定 編入 1市1町2村）

土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分）については、土地利用規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぐ。
ただし、合併から10年後に都市計画区域を統合し、市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）を実施する。

カ 長野市の例（平成17年1月1日合併予定 編入 1市1町3村）

1 都市計画マスタープランについては、豊野町の計画を尊重しながら、合併後に整合を図る。

- 2 豊野町の用途地域については、現行のとおりとし、合併後必要に応じて見直す。
- 3 長野市の緑を豊かにする計画については、計画見直し時に区域拡大を含め修正する。
- 4 都市整備関係事業については、長野市の制度に統一する。
ただし、豊野町で現在施行中の土地区画整理事業における技術援助及び助成については、現行のとおりとする。

キ 鹿児島市の例（平成16年11月1日合併予定 編入 1市5町）

- 1 都市計画区域等については、合併後も当分の間、現状のままとする。
- 2 都市計画審議会等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

項 目	水道関係事業の取扱い			所管専門部会名	水道・下水道専門部会
調整の方向性	1 水道事業は、宇都宮市の水道事業に統合し、一の公営企業として運営するものとする。 2 上河内町の簡易水道事業は、合併時まで廃止し、宇都宮市の水道事業に統合する。 3 水道拡張事業計画は、合併後の財政状況等を踏まえながら、合併後3年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に新しい計画を策定する。 4 水道料金は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後3～5年で段階的に調整する。 5 水道加入金は、一般家庭のほとんどが該当する口径13mm及び20mmの金額が最も安価である宇都宮市の料金制度に統一する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
区 分	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
1 簡易水道					
	なし	なし	2事業 ※他に、飲料水供給施設 1事業あり	なし	簡易水道：計画給水人口が5,000人以下の水道
2 水道拡張事業計画					
・計画期間	H6～32年	H16～25年	現行は簡易水道事業のみ	宇都宮市の計画に含まれる	
・計画給水人口	490,500人	32,600人			
・総事業費	447億円	49億円			
・計画終了後の水道普及率	100%	97%			
3 水道料金					
・口径・用途別	口径別	用途別	口径別	宇都宮市と同じ	上三川町における口径
・口径13mm料金（月20m ³ ）	2,745円	2,992円	2,780円		13mm及び20mm料金は、
・口径20mm料金（月20m ³ ）	3,197円	3,045円	3,130円		家事用
・徴収月	隔月	毎月	隔月		

区 分	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
4 水道加入金					
水道加入金額（税込み）				宇都宮市と同じ	
・ 13mm	52,500 円	52,500 円	60,000 円		
・ 20mm	118,650 円	141,750 円	120,000 円		
・ 25mm	262,500 円	241,500 円	195,000 円		
・ 30mm	409,500 円	367,500 円	325,000 円		
・ 40mm	798,000 円	735,000 円	585,000 円		
・ 50mm	1,438,500 円	1,260,000 円	910,000 円		
・ 75mm	3,885,000 円	3,570,000 円			
・ 100mm	8,085,500 円	7,140,000 円			
・ 150mm	21,000,000 円	管理者の定める額			
・ 200mm	管理者の定める額				

水道関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 静岡市の例（平成15年4月1日合併 新設 2市）

水道事業については、合併後、当分の間、現行のとおりとし、新市における水道事業計画を合併後速やかに策定し、新市の料金体系等を検討するものとする。

イ 廿日市市の例（平成15年3月1日合併 編入 1市1町1村）

- 1 佐伯町及び吉和村の簡易水道事業は、廿日市市に引き継ぐものとする。なお、上水道事業と簡易水道事業は別会計の取扱いとする。
- 2 佐伯町及び吉和村の簡易水道事業特別会計は、合併時に統合する。
- 3 簡易水道の水道料金については、合併後5年以内に段階的に統一する。
- 4 簡易水道の量水器使用量及び施設整備納付金については、合併後3年以内に統一する。

ウ 前橋市の例（平成16年12月5日合併予定 編入 1市1町2村）

- 1 水道料金については、前橋市の制度に統一する。
ただし、合併時に料金の高くなる使用量区分については、3年で段階的に調整し、また、宮城村の畑地かんがい用料金については、当分の間、現行のままとする。
- 2 宮城村の簡易水道の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- 3 検針、料金徴収、加入金及び工事手数料については、前橋市の制度に統一する。

エ 秋田市の例（平成17年1月11日合併予定 編入 1市2町）

- 1 水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一し、雄和町の上水道ならびに河辺町および雄和町の簡易水道事業は秋田市が引継ぐ。
ただし、両町の簡易水道事業は、合併日をもって地方公営企業法を適用する。
- 2 雄和町の小規模水道は、雄和町の制度を秋田市が引継ぐ。

- 3 水道料金については、合併後に新市の料金を算定し、平成18年度から新水道料金に統一する。
なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

項 目	下水道関係事業の取扱い			所管専門部会名	水道・下水道専門部会
調整の方向性	1 下水道事業は、宇都宮市の下水道事業に統合し、一の公営企業として運営するものとする。				
	2 下水道全体計画は、合併後3年以内に、原則として宇都宮市の制度を基準に全体計画の見直しをする。				
	3 下水道事業認可は、現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。				
	4 公共下水道の整備は、当分の間現行どおりとし、合併後3年以内に現行の整備計画を段階的に調整しながら、新市の整備計画を策定する。				
	5 下水道使用料は、利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後3～5年で段階的に調整する。				
	6 下水道受益者負担金及び分担金は、宇都宮市の料金制度に統一する。ただし、合併時までには賦課公示しているものは、現行どおりとする。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
区 分	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
1 地方公営企業法の適用					
・ 法適用	全部適用	非適用	非適用	非適用	
・ 会計区分	企業会計	特別会計	特別会計	特別会計	
2 下水道全体計画					
・ 計画面積	8,978ha	724.4 ha	355 ha	728 ha	
・ 計画人口	461,400 人	25,500 人	8,500 人	38,600 人	
3 下水道事業認可					
・ 認可面積	8,825 ha	618.4 ha	148.0 ha	423.7 ha	
・ 処理人口	412,360 人	17,000 人	3,740 人	26,430 人	
4 公共下水道の整備					
・ 認可面積	8,825 ha	618.4 ha	148.0 ha	423.7 ha	
・ 整備率	90.4%	63.6%	15.5%	40.1%	

区 分	宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考
5 下水道使用料					
・使用料(月 10m ³)	1,100 円	1,000 円	試算検討中	900 円	
・使用料(月 20m ³)	2,450 円	2,000 円		1,950 円	
・使用料(月 30m ³)	4,050 円	3,000 円		3,150 円	
・徴収月	隔月	毎月		隔月	
6 下水道受益者負担金・ 分担金					
・負担金	82～297 円/m ²	300 円/m ²	試算検討中	300 円/m ²	
・分担金	264～328 円/m ²	30 万円/件		30 万円/件	

下水道関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア さいたま市の例（平成13年5月1日合併 新設 3市）

下水道事業については、合併後速やかに整備計画を策定し、事業の進捗を図るとともに、下水道施設の適切な管理に努めるものとする。

イ 廿日市市の例（平成15年3月1日合併 編入 1市1町1村）

- 1 下水道使用料については、現行のとおりとし、合併後、料金体系や算定条件等の整理を行い、統一化の検討をする。
- 2 受益者負担金、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給については、現行のとおりとする。
- 3 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金は、廿日市市の例による。

ウ 静岡市の例（平成15年4月1日合併 新設 2市）

下水道事業については、合併後、当分の間、現行のとおりとし、新市における下水道事業計画を合併後速やかに策定し、新市の料金体系等を検討するものとする。

エ 前橋市の例（平成16年12月5日合併予定 編入 1市1町2村）

- 1 下水道使用料については、前橋市の制度に統一する。
- 2 受益者負担金及び分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

オ 秋田市の例（平成17年1月11日合併予定 編入 1市2町）

下水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、下水道の使用料、受益者負担金および分担金については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成18年度から新使用料に統一する。
なお、合併年度および合併翌年度は、1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

- 2 受益者負担金および分担金については，平成18年度から秋田市の負担金の額および分担金の額に統一する。
なお，合併年度および合併翌年度は，1市2町それぞれの条例の例によるものとする。

各種事務事業調整案

各種事務事業調整案総括表

1 調整の状況

専門部会名	総事業数	既提出事業数	提出事業数	未提出事業数
総務専門部会	6 1 7	2 7 5	1 4 2	2 0 0
住民専門部会	2 0 9	1 0 5	8 2	2 2
保健福祉専門部会	5 4 1	1 8	5 2 0	3
産業専門部会	2 2 4	1 1 7	1 0 6	1
建設専門部会	1 5 6	0	1 5 6	0
水道・下水道専門部会	1 2 4	0	1 2 4	0
教育専門部会	1 9 4	1 9 3	1	0
議会制度専門部会	3 4	0	0	3 4
合 計	2, 0 9 9	7 0 8	1, 1 3 1	2 6 0

2 調整案の状況（提出事業の内訳）

専門部会名	現 行 の ま ま 存 続	合 併 時 に 調 整	速 や か に 調 整	段 階 的 に 調 整	廃止の方 向で調整
総務専門部会	2 4	1 1 1	6	0	1
住民専門部会	3 1	3 7	1 0	3	1
保健福祉専門部会	1 9 8	2 3 4	2 8	3 4	2 6
産業専門部会	2 6	6 0	3	6	1 1
建設専門部会	4 9	8 2	2 1	4	0
水道・下水道専門部会	1 4	8 9	8	1 2	1
教育専門部会	1	0	0	0	0
議会制度専門部会	0	0	0	0	0
合 計	3 4 3	6 1 3	7 6	5 9	4 0

- ※「現行のまま存続」・・・ 現行のまま新市に引き継ぐもの
- 「合併時に調整」・・・ 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの
- 「速やかに調整」・・・ 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの
- 「段階的に調整」・・・ 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの
- 「廃止の方向で調整」・・・ 廃止の方向で調整するもの

各種事務事業の取扱い

【総務専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	行政経営	小 分 類	執行機関の総括
事 業 名 称	市町の境界に関する事務		
事業目的・内容	市町の自治権が一般的に及ぶ範囲（行政界）の確定・変更を行う。		
合併に向けた課題	県の事務要領に基づき、行っているため、事業処理に差はなく、課題はない。		
調整の考え方	県内統一の方法で行っているため、調整の必要はない。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	法規事務
事 業 名 称	訟務事務協議会に関する事務		
事業目的・内容	栃木県内の官公庁及び公法人で栃木県内訟務事務担当者協議会を組織し、そこにおいて、法令を研究し、会員相互の連絡を保ち、事務処理上の意見を交換することにより、訴訟その他の争訟事務の完全な遂行に資する。		
合併に向けた課題	各市町とも参加しており、合併後も継続して参加することが想定されるため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	栃木県内訟務事務担当者協議会会則に基づいて現在各市町が参加しているが、合併後においても訴訟その他の争訟事務については、完全な遂行を図る必要があることから、合併後も継続して参加する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	人権啓発事務
事 業 名 称	人権・同和対策推進事業		
事業目的・内容	同和地区・被差別部落に対する不当な偏見や差別意識により様々な社会的不平等や差別が存在しており、上三川町は、この同和問題の解消のための取組をしている部落解放同盟栃木県連合会上三川町東館支部に対し、集会への参加や研修活動などに要する費用の一部を補助している。また、隣保事業として相談員の委嘱を行っている。		
合併に向けた課題	支出してきた経過などから、補助金交付額や相手方、相談員の委嘱などについて調整する必要がある。		
調整の考え方	本事業は、地域性を有するものであるが、これまでの経緯等を勘案すると事業実施の必要性があるため、新市が現行のまま引き継ぐこととする。ただし、その執行体制等については合併時まで調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	人権啓発事務
事 業 名 称	同和対策推進委託事業		
事業目的・内容	上三川町において、同和地区における人権・同和问题調査研究事業、学習会開催事業、自己啓発・教育事業、教育・啓発事業、差別事象調査研究及び解決促進事業、各種相談・指導事業、各種貸付金償還指導事業を部落解放同盟栃木県連合会上三川町東館支部に委託する。		

合併に向けた課題	委託してきた経過などから、委託額や相手方などについて調整する必要がある。
調整の考え方	本事業は、地域性を有するものであるが、これまでの経緯等を勘案すると事業実施の必要性があるため、新市が現行のまま引き継ぐこととする。ただし、その執行体制等については、地域行政機関で所掌する事務の検討状況を踏まえ、合併時まで調整する。

中 分 類	行政経営	小 分 類	人権啓発事務
事 業 名 称	同和対策審議会等事務		
事業目的・内容	上三川町は、同和対策に関し、広く町民の意見を聴き、同和行政の基本的な方策を審議するため、上三川町同和対策審議会を設置している。また、同町は、地域改善対策（同和対策）事業の円滑な実施を期するため、上三川町同和対策専門委員を置いている。		
合併に向けた課題	審議会及び専門委員について、合併後における設置の必要性について検討する必要がある。		
調整の考え方	審議会については、昨年度から開催はなく、今後も開催が予定されていない。また、専門委員についても、ここ数年間委員が選任されていなく、今後も選任される予定はない。基本的には新市で引き継ぐものとするが、合併までに審議会と専門委員の必要性について検討することとし、存続するか、廃止するか調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	人権啓発事務
事 業 名 称	住宅新築資金等貸付金償還事務		
事業目的・内容	上三川町については、地域改善対策特定事業に係る国の特別措置に関する法律の適用対象地域において、当該地域の住環境の整備改善を図ることを目的として、住宅の新築若しくは住宅の用に供する土地の取得をしようとする者に対して貸し付けた資金を償還させている。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象とした事業であるため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	本事業は、地域性を有するものであるが、これまでの経緯等を勘案すると事業実施の必要性があるため、新市が現行のまま引き継ぐこととする。ただし、その執行体制等については、合併時まで調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	平和啓発事務
事 業 名 称	北方領土に関する事務		
事業目的・内容	北方領土問題に対する住民の関心と理解を深め、全国的な北方領土返還運動の一層の推進を図ることを目的に、広報紙への啓発記事の掲載や、チラシの配布などを行う。		
合併に向けた課題	独自の事業は実施していないので、事業内容について特に課題はないといえる。		
調整の考え方	各市町間で独自事業内容に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災対策
事 業 名 称	大谷地区災害対策		
事業目的・内容	大谷石採石場跡地で発生した陥没事故に係る警戒区域の取扱いについて検討する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象とした事業であるため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	各町に関連のない災害事象であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災対策
事 業 名 称	防災市民ネットワークの構築		
事業目的・内容	大規模な地震が発生し甚大な被害が発生すると、社会秩序の混乱が予想される。そのような状況において、住民の生命、財産を守りかかる被害を軽減するために、防災関係機関や自主防災会、企業、ボランティア団体等が協力して防災活動が図れるよう、平常時から防災組織のネットワーク化を推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市において現在構築中のものであり、各町では取り組んでいない事業であるが、迅速かつ的確な防災活動を図るためには広域的に取り組むべきであり、段階的に進める必要がある。		
調整の考え方	各市町においてネットワーク自体は構築されていないため、構築するための事業は現行のまま新市に引き継ぐ。なお、合併後については、各町エリアに順次事業拡大を図る。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災計画の整備
事 業 名 称	災害用井戸の指定		
事業目的・内容	災害時において、断水により生活用水が不足することを想定し、現在使用可能な井戸を防災井戸として登録することにより生活用水を確保する。		
合併に向けた課題	宇都宮市独自の事業であり、各町で実施する必要性の検討が必要である。		
調整の考え方	各町では実施していない事業のため、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 なお、災害用井戸を新たに指定するかどうかは、地域防災計画を策定する中で併せて検討する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災計画の整備
事 業 名 称	災害用備蓄庫の整備		
事業目的・内容	広域避難場所となる公園等に備蓄庫を整備し、備蓄・調達計画に基づき、現物備蓄が必要とされる物資（食糧、生活必需品、防災資機材等）の備蓄を行う。		
合併に向けた課題	各市町で整備している備蓄庫については、その内容に差異はなく、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	各市町が設置している備蓄庫は、合併後の新市においても現行のまま引き継ぐ。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災計画の整備
事 業 名 称	避難場所等の指定		
事業目的・内容	災害に備え、安全な避難場所を確保し、適切な避難体制の下、避難してきた被災者等を一時的に収容する。		
合併に向けた課題	避難場所等は、各市町の地域特性に応じて指定されていることから、基本的に合併に伴う課題はない。		
調整の考え方	各市町が指定している避難場所等は、合併後の新市においても現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災意識の啓発
事 業 名 称	防災マップの作成		
事業目的・内容	防災マップには、避難所、避難場所及び防災施設等の情報が記載されているため、災害時の対応を事前に検討する資料となり、防災意識の普及啓発に役立つ。		
合併に向けた課題	防災意識の普及・啓発事業のうち、様々な手法媒体を利用した活動をする中で、防災マップの統合・普及について検討する必要がある。		
調整の考え方	各市町が作成している防災マップは、当面現行のまま新市に引き継ぐものとし、合併後、手法や媒体を検討した上で、内容の統一や地区別の作成等について検討する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	災害情報収集体制
事 業 名 称	栃木県防災行政ネットワーク		
事業目的・内容	災害時の連絡体制確保のため整備を行ったもの。 全県下の行政機関を結び、県からの一斉指令及び各自治体からのFAX通信網を構築し、かつ全国の自治体間を電話ネットワークで接続する。通信系統は地上系と衛星系に分けられており、災害時に連絡が途絶し孤立化しないようにシステムが構成されている。		
合併に向けた課題	各市町に同様の設備が配置されていることから、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	栃木県防災行政ネットワークシステムは、一つの自治体に1基配置することになっていることから、県と調整を行うと共に、各市町間で運用方法を調整する必要があるが、現行のまま新市に引き継ぐものとする。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	災害情報収集体制
事 業 名 称	防災気象情報システム		
事業目的・内容	災害時の情報収集体制確保のため整備を行ったもの。 地震情報システム及び気象情報システムに連結しており、災害時に必要な情報を入手することが出来る。栃木県防災行政ネットワークの一部として稼動中。		
合併に向けた課題	各市町に同様の設備が配置されていることから、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	防災気象情報システムは、県防災行政ネットワークの一部であることから、「栃木県防災行政ネットワーク」と同じように考え、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	災害情報収集体制
事 業 名 称	防災行政無線の整備		
事業目的・内容	災害発生時に、情報の収集・伝達及びその他応急対策に必要な指示又は命令を円滑に通信できるよう、無線設備の維持管理を行い、災害に備える。 上河内町は、子局に移動局のほか固定局（同報系）が設置しており、住民への広報に利用している。		
合併に向けた課題	各市町それぞれ無線を設置しているが、上河内町では固定局を設置しており、基本的にはこれらを活用していくこととし、特に課題はない。		
調整の考え方	各市町に整備されている設備については、継続して運用する必要があるため、新市が現行のまま引き継ぐこととする。ただし、その運用体制については、合併時まで調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	有事法制
事 業 名 称	有事法制に関する調査・研究		
事業目的・内容	有事法制及びその関連法制の中で、市町は有事に係る実施体制整備や国民保護計画の策定などが求められており、その法制及び計画策定等に関して調査・研究を行う。		
合併に向けた課題	現在、国が「国民の保護に関する法制」の整備を行っており、その法の策定を受けて、今後、各市町で「国民保護計画」の策定が義務付けられる予定である。現段階では、計画の策定期間は合併後となる見込みであることから、課題は特にない。		
調整の考え方	法制がまだ国において審議中のため、市町の「計画」策定期間については、現行のスケジュールでは、合併後となる見込みである。そのため当面の業務は、「調査・研究」が中心となり、基本的には現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	自衛隊基地
事 業 名 称	自衛隊基地に関する事務		
事業目的・内容	宇都宮市に自衛隊基地があり、相互の連絡調整等が必要なことからその事務を行う。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象とした事業であるため、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	自衛隊基地は各町には存在せず、調整は必要ないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事 業 名 称	特別職の任免		
事業目的・内容	執行機関として法律の定めるところにより自治体に置かなければならない助役、収入役、各委員会委員について、関係法令に基づいた任免を行う。また、地方公営企業を経営する自治体は法律の定めるところにより地方公営企業に管理者を置かなければならないため、関係法令に基づいた任免を行う。		
合併に向けた課題	法令に定められた事務であり、市町間で差がないことから、特にない。		
調整の考え方	現行のまま、法令に則り運用する。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事 業 名 称	法令上の職の任免		
事業目的・内容	自治体の各施設を安全に管理するため、管理者等の設置が義務付けられている施設について、職員に対し、各関係法令に基づいた任免の事務を行う。 また、現金出納員のように事務補助をさせるため、職員に対し、関係法令に基づいた任免の事務を行う。		
合併に向けた課題	各町の組織において、中核市移行に伴い必要となる新たな法令上の職の任免について把握する必要がある。		
調整の考え方	現行のまま、法令に則り運用する。		

中 分 類	人事	小 分 類	労働安全衛生
事 業 名 称	職員診療所		
事業目的・内容	職員の疾病の予防や健康の保持・増進を図るため「職員診療所」を設置する。		
合併に向けた課題	宇都宮市において設置しており、各町では設置していないため、新市においては全市的なバランスの視点から調整を図る必要がある。		
調整の考え方	診療所を現在の各町に設置することは、現在の利用状況からみても非効率的であることから、現行のまま1カ所の診療所を継続して実施する。		

中 分 類	人事	小 分 類	労働安全衛生
事 業 名 称	公務災害等事務処理		
事業目的・内容	職員等が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、必要な補償金を支給することにより、職員等又はその遺族の生活の安定及び福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	法定事項であり特にない。		
調整の考え方	法定事項であり各市町の運用に差異がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	人事	小 分 類	福利厚生
事 業 名 称	退隠料及び遺族扶助料		
事業目的・内容	地方公務員等共済組合法の施行日である昭和37年12月1日以前に退職した市職員について、宇都宮市退隠料及び遺族扶助料条例に基づき退隠料及び遺族扶助料を支給する。また、各町においては、当時44の市町村で組織していた恩給組合で支給を行っており、その後、法の施行日に栃木県市町村職員共済組合に事務及び資産が継承し、支給している。		
合併に向けた課題	宇都宮市は退隠料条例を制定し、各町については栃木県市町村職員共済組合の恩給組合条例年金を適用していることから、制度の違いで市町合併後も双方の制度が残ることになる。		
調整の考え方	宇都宮市が市町村共済の制度に加入（あるいは各町が宇都宮市の制度に加入）することは、過去の制度設立の経緯からできない。今後も宇都宮市の該当部分は宇都宮市が現行の制度に基づいて支給し、各町の該当部分は市町村共済が恩給組合条例の制度に基づき支給する。		

中 分 類	人事	小 分 類	福利厚生
事 業 名 称	職員会館		
事業目的・内容	事業主が職員の元気回復，教養の向上，職員相互の親睦の一環として職員会館を設置し，管理運営を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり，課題は特にない。		
調整の考え方	職員会館の利用者は，微増ではあるが年々増加しており，今後も職員の元気回復や親睦及び教養の向上に寄与して行くものとして考えられる。したがって，新市設置移行においても，福利厚生事業の一部を担う重要な事業として継続する。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	行啓経営	小 分 類	地方自治制度
事 業 名 称	協働のしくみづくり		
事業目的・内容	現在、宇都宮市において、行政主体で提供してきた「公共サービス」や「地域の公共課題の解決」を、市民と行政が役割分担のもと、ともにやっていく社会にしていくために、「市」「市民」の役割分担、必要な仕組みづくりや行政の支援のあり方、市民の市政への参画方法等について検討しており、市民と話し合いながら「市民協働指針」を平成16年度中に策定し、その方向性を示す。さらに、市民協働を基本とした市政運営を実現していくため、「市民の責務」「市の責務」「市政運営における市民参画の保証」などを定める自治基本条例を制定する。		
合併に向けた課題	各町においてコミュニティやNPOに対して行っている「行政による支援（委託や補助など）」の考え方をあわせる必要がある。また、自治基本条例制定については、合併後市域に含まれる町民の意見も聴きながら内容を検討しなくてはならない。		
調整の考え方	協働指針は「協働のあり方」「しくみづくりや支援のあり方の方向性」を定めるものであり、宇都宮市の制度で運用する。自治基本条例については、市の基本条例という位置付けから新市住民を交えて検討する。		

中 分 類	行啓経営	小 分 類	地方自治制度
事 業 名 称	地区行政の推進，地域自治制度		
事業目的・内容	都市としての一体性のもと、住民自治を基本としたまちづくりを実現するため、市内を適正な地域に区分し、地域内の拠点施設を中核として住民に身近な行政サービスを行うとともに、地域の特性や個性を生かしたまちづくりを推進する。		
合併に向けた課題	地区行政の展開に向けた宇都宮市としての地区区分及び地区市民センターの機能と、合併する各町の新たな地域自治機能における区域及び新たな行政拠点機能との整合を図る必要がある。		
調整の考え方	地区行政の推進については各地域の特性を生かしたまちづくりの推進や住民の利便性の確保に十分留意しながら、合併後、各町において合併当初に設置する地域自治制度について、宇都宮市域における制度との調整を図り、新たな地域自治の制度を構築する。		

中 分 類	行啓経営	小 分 類	地方自治制度
事 業 名 称	国，県からの権限委譲		
事業目的・内容	必要な事務権限や税財源の確保等について国・県と協議・要望すべき事項を明らかにし、計画的な推進を図る。		
合併に向けた課題	国における地方分権改革への対応（新たな委譲事務，三位一体の税財源確保）や将来の政令指定都市を睨んだ権限・財源拡充の検討，構造改革特区など多様な手法を通じた働きかけが必要になる。		
調整の考え方	合併により拡大する新市域として，あるべき将来の都市像の実現に必要な権限・財源の拡充強化に向けては，市として一体的な対応が不可欠であることから，宇都宮市における対応を基本に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	行政経営システム
事 業 名 称	行政改革の推進		
事業目的・内容	行政の究極の使命である「住民満足の向上」に向け、住民との関係を含めた行政の役割・あり方や組織体制、行政サービスの提供方法、行政のスリム化など、行政全般の見直しを実施する。		
合併に向けた課題	各市町のこれまでの行政改革の実績や現状（地域コミュニティ活動や地域における行政サービスの展開状況、民間委託の推進状況等）を把握するとともに、今後の行政改革の取組方向について調整する必要がある。		
調整の考え方	行政改革に対する基本的な考え方に相異はないため、原則として宇都宮市の行政改革大綱（行政経営指針）を採用する（行政経営指針で押さえきれない分野がある場合には、必要に応じ、改定を行う。）。 具体的な取組を示した実施計画については、各町の取組を踏まえ、改定を行う。 庁内組織及び庁外組織（懇談会等）は、宇都宮市の組織に一本化する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	行政経営システム
事 業 名 称	外部委託の推進		
事業目的・内容	「民間でできることは行政ではやらない」という考え方を基本に、行政の果たすべき役割を見極めた上で行政が直接実施する必要のないものについては、民間に業務を委託し、効率的・効果的な執行を図る。		
合併に向けた課題	各指針の方向性・内容、具体的業務ごとの委託化への方向性の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	現在、宇都宮市において業務を委託している場合は、合併町の同業務も原則として委託により行うこととし、他の業務についても、「外部委託（アウトソーシング）の推進に係る指針」をもとに、効率性や有効性の向上に向け、行政責任の確保に留意しながら業務委託の可能性を積極的に検討する方向で調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	事務改善
事 業 名 称	事務・事業の見直し，行政考査		
事業目的・内容	行政経営指針に基づき、効率的・効果的な事務の執行を図るため、全庁的に現在進めている事務・事業の執行方法を見直す。 事務・事業の見直しを効果的に行う手法として、行政考査のあり方については今後研究していく。		
合併に向けた課題	事務事業の見直しについては、各市町とも行政改革大綱に基づき行っているため、大綱における方向性などが同じかどうか確認・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市における行政改革大綱（行政経営指針）と各町の行政改革大綱については、その目指すところについて方向性が同じであることから、大綱の調整に合わせ、事務事業の見直し等に係る効率的な取組方策等を検討・調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	事務改善
事 業 名 称	職員提案制度		
事業目的・内容	「住民の期待に応える行政経営」の実現のため、事務能率の向上や職員一人ひとりの能力の向上などが不可欠であり、その原動力となる「自立行動型」職員の育成を図る取組として実施する。		
合併に向けた課題	制度の効率的運用のため、一元化が必要である。 また、ほとんどの市町で制度そのものが低調であり、一元化を図るとともに、活性化させることが必要である。		
調整の考え方	職員の事務改善意識の向上や職務遂行能力の強化といった目的の実現に向け、平成15年度から新たな運用を開始した宇都宮市の制度の活用を図ることを基本に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	事務改善
事 業 名 称	附属機関等の管理		
事業目的・内容	市町の各種施策の企画立案やその執行の過程において重要な役割を果たす附属機関等を適正に管理する（会議公開の推進、公募委員の推進、女性委員の登用など）。		
合併に向けた課題	現在、掲げている公募委員比率などの目標は最低限、確保していく必要がある（今後、比率を引上げる方向で検討中）。 各市町における附属機関等の設置状況等の実態を把握し、調整する必要がある。		
調整の考え方	附属機関等の適正な運用に向けた指針を策定しているのが宇都宮市のみであることから、宇都宮市の指針を採用する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	事務改善
事 業 名 称	行政事務改善委員会		
事業目的・内容	行政事務の効率化と住民サービスの向上を図るため、行政事務の改善やワンストップサービスを目指した窓口サービスのあり方などを検討する組織として、全庁的な体制による委員会を設置し、改革改善に取り組んでいる。		
合併に向けた課題	宇都宮市、上河内町に委員会が設置されており、基準が異なることから調整する必要がある。		
調整の考え方	各市町とも業務の見直しの考え方に差はなく、事務改善に係る取組体制についても、新市において全庁的な内部組織として統一し、市行政全般に事務改善の推進方策等を協議・調整する必要があることから、宇都宮市の行政事務改善委員会における制度運用を基本に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	監査
事 業 名 称	監査への対応		
事業目的・内容	地方自治法第199条に基づく監査の事務執行等について、通知を收受し、各部局間との連絡調整を行うとともに、監査の結果について、指摘事項を報告する。		

合併に向けた課題	各市町の監査に対する対応体制が異なることから、調整する必要がある。
調整の考え方	監査委員及び事務局が一元化されることを踏まえ、効率的かつ円滑に監査機能を発揮するため、宇都宮市の制度により対応することを基本に調整する。

中 分 類	行政経営	小 分 類	監査
事業名称	外部監査への対応		
事業目的・内容	包括外部監査は地方自治法第2条第14項(最小の経費で最大の効果)及び同条第15項(組織運営の合理化)の趣旨を達成するため、包括外部監査を受け、報告の提出を受けるものである。 また、中核市については、同法第252条の36第1項第2号及び同法施行令第174条の49の26に基づき包括外部監査契約を締結しなければならないこととなっている。		
合併に向けた課題	法令に規定されている事務であり、課題は特になし。		
調整の考え方	外部監査制度は中核市として法定されており、合併後も現行の宇都宮市の対応を基本にする。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	執行機関の総括
事業名称	事務委任，補助執行		
事業目的・内容	執行機関総体としての効率的な執行体制を確保するため、必要に応じ、首長事務局と他の執行機関間での事務委任・補助執行を行う。		
合併に向けた課題	合併後の新たな組織体制のもとで、他の執行機関との間でどのような事務を委任すべきか、補助執行を行うべきかについて調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の執行機関の機能分担を基本に調整する。調整に当たっては、合併町における地域自治制度の状況も踏まえながら検討する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	執行機関の総括
事業名称	後援名義		
事業目的・内容	後援名義の使用について、自治体の名称が使用されることにより住民に大きな影響を与えることから、当該事業を適切に把握し、公共性の高さや公益性を考慮し名称使用の可否を決定するよう「後援名義の使用の許可に関する要項」の制定などにより、適正な運用を行う。		
合併に向けた課題	後援名義の使用に対する各市町の基準や考え方を統一する必要がある。		
調整の考え方	新市としての統一した対応が必要であることから、宇都宮市の対応を基本として調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	執行機関の総括
事業名称	市町章の使用許可		
事業目的・内容	市町章の使用については、市町を表象するものでありその意義を失うことがあってはならない。市町章が使用されることにより、住民へ影響を与えることから適正な管理を行う。		

合併に向けた課題	市町章の使用に対する各市町の基準や考え方を統一する必要がある。
調整の考え方	市町章の使用に関する基準は、宇都宮市のみが基準を設定しており、合併後にも適応することが適当なものであることから、宇都宮市の基準を適用する。

中 分 類	行政経営	小 分 類	法規事務
事 業 名 称	条例、規則等の審査事務		
事業目的・内容	条例、規則等を制定改廃するに当たり、担当課において作成した案の審査を行う。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の事務を行っているが、表現等の細部が異なることから、調整する必要がある。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部事務であるので、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	法規事務
事 業 名 称	法律相談事務		
事業目的・内容	担当課の抱えている法律問題について、相談に応じる。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の事務を行っているが、細部について調整する必要がある。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部事務であるので、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	法規事務
事 業 名 称	顧問弁護士に関する事務		
事業目的・内容	事務・事業の執行上の法律問題について、迅速に弁護士相談できる体制を整えるとともに、訴えが提起され、又は提起する場合において、速やかに訴訟代理人を選任し対応できるようにするため、顧問弁護士を設置する。		
合併に向けた課題	各市町において委嘱する弁護士が異なり、また、報酬の額についてもばらつきがあることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部事務であるので、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	法規事務
事 業 名 称	訴訟関係事務		
事業目的・内容	市町を被告として訴えが提起された場合及び市町が訴えを提起した場合において、訴訟代理人（顧問弁護士）と共に、又は指定代理人として対応に当たる。		
合併に向けた課題	代理人及び報酬の額については調整の必要がある。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部事務であるので、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	法規事務
事 業 名 称	事故対策委員会事務		
事業目的・内容	国家賠償法第1条又は第2条の規定に関係あると認められる事故等について、当該事故の原因究明、発生の責任、賠償に関する事項について調査、審議する。		
合併に向けた課題	委員会のメンバー等について調整する必要がある。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部事務であるので、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	法規事務
事 業 名 称	地方自治法制度研究会に関する事務		
事業目的・内容	水戸市、前橋市、川口市及び宇都宮市の法規事務担当者と構成する研究会をつくり、そこにおいて、直面する課題・各自治体共通の現代的な課題解決の糸口を見出すとともに、法規事務担当者の資質の向上を目指すことを目的に、地方自治に関わる法令及び法制度の研究を行う。		
合併に向けた課題	合併後においても、新市として継続することが必要であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	新市においても継続する方向で調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	法規事務
事 業 名 称	例規データベース運用事務		
事業目的・内容	パーソナルコンピュータの普及により、ネットワーク環境での情報通信が社会に浸透してきたことから、書籍で提供していた例規類集を、庁内LANを活用するとともに、インターネットを利用し、ホームページ上で公開する。		
合併に向けた課題	データベースの運用自体には課題はないが、庁内LANが未整備であったり、庁舎におけるインターネット利用できる環境が未整備であったりした場合、CD-ROM、紙ベースで提供する必要がある。		
調整の考え方	例規類集のホームページ上での公開は、新市においても継続していくことが必要である。また、各町には庁内LANが整備されているが、その例規は編入合併により失効することから各町の例規データベースは使用できない。このことから、合併時において宇都宮市のシステムを基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	法規事務
事 業 名 称	自治体法務の推進に関する事務		
事業目的・内容	職員の法務能力の向上を図るため、法務担当職員を講師とする研修、派遣研修を実施する。		
合併に向けた課題	研修対象者を調整する必要がある。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部事務であるので、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	法規事務
事 業 名 称	公示令達文書に関する事務		
事業目的・内容	条例，規則等の公布や，告示文の掲示，保管を行う。		
合併に向けた課題	合併後の掲示場の数について調整する必要がある。		
調整の考え方	条例に基づいて行っている事務であり，市町間で掲示場の数が異なるが，掲示場については本来1か所で十分であることから，原則として宇都宮市の制度を基準（市内に1か所）に調整する。		

中 分 類	行政関係事務	小 分 類	議会関係事務
事 業 名 称	議会に関する事務		
事業目的・内容	議案書の作成，議会運営委員会，常任委員会，代表者会議，一般質問の準備などを行う。		
合併に向けた課題	議案書の作成や一般質問への対応などについて，市町間で異なる部分があることから，調整が必要である。		
調整の考え方	議会に関する事務は，行政を円滑に執行するため内部管理事務であり，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	文書事務
事 業 名 称	情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事務		
事業目的・内容	住民の情報の公開を求める権利を保障することにより，市町の保有する情報の一層の公開を図り，もって市町が市町政の諸活動について住民に説明する責務を全うするよう努めるとともに，公正かつ透明な市町政の推進及び住民の市町政参加の推進に資する。 市町が保有する自己の個人情報に対する開示請求等の権利を保障することにより，個人の権利利益を保護し，公正で信頼される市町政の推進に資する。		
合併に向けた課題	個人情報保護条例が平成16年4月1日までに全ての市町で施行されたため，個人情報を取扱う事務の確認と調整作業が必要になる。		
調整の考え方	情報公開制度については，公開請求権者及び写しの交付費用が主な相違点となっているが，原則として宇都宮市の制度を基準として，制度の相違点については合併までに調整する。 また，個人情報保護制度については，写しの交付費用を除き，概ね宇都宮市の条例と整合する形で制定されたため，原則として宇都宮市の制度を基準として，制度の相違点については合併時までに調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	文書事務
事 業 名 称	文書管理システムの構築に関する事務		
事業目的・内容	文書事務を正確かつ迅速に処理するとともに，住民に対し，様々な行政情報を迅速に提供するため，庁内LANの活用により，紙文書と電子化した情報を併せて管理する総合的な文書管理システムを構築する。		

合併に向けた課題	宇都宮市及び上三川町が導入しているシステムが異なることや、導入していない町の運用についての調整が必要になる。
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部管理事務であり、宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	行政経営	小 分 類	文書事務
事業名称	文書管理，保存及び廃棄に関する事務		
事業目的・内容	公文書の適正管理について担当課を指導するとともに、公文書の保管及び保存期間満了文書の廃棄を行う。		
合併に向けた課題	各市町の保存文書の保存年限を確認し、統一した保存期間を設定する必要がある。また、保存方法や、保存場所について調整を要する。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部管理事務であり、宇都宮市の制度を基準として基本的には新市において文書の引継ぎ等を行うが、その引継ぎの方法や保存場所などについては、合併までに調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	文書事務
事業名称	公印に関する事務		
事業目的・内容	公印の作成，廃止，使用について担当課を指導する。		
合併に向けた課題	公印の取扱い，作成などの調整をする必要がある。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部管理事務であり、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	文書事務
事業名称	印刷機器の導入，維持管理に関する事務		
事業目的・内容	印刷物や資料の作成を迅速に対応するため、庁内における印刷機器等の維持管理や用紙の購入・管理及び大量印刷の庁内対応を行う。		
合併に向けた課題	印刷機器の適正配置について調整が必要である。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部管理事務であることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。ただし、印刷機器の配置については、現行のまま新市に引き継ぐことを基本とするが、旧市町庁舎における組織の配置状況や機器の賃借期間などを踏まえながら調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	文書事務
事業名称	文書收受，発送に関する事務		
事業目的・内容	事務効率化のため、庁内における文書の收受・発送を一元的に管理する。 收受文書を集約し、庁内連絡文書等とあわせて庁内各課への配送及び出先機関への通送業務を行う。		
合併に向けた課題	郵便物の收受，発送について違いがあることから、調整が必要である。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部管理事務であることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。 なお、通送巡回箇所については、組織の配置状況を踏まえながら調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	文書事務
事 業 名 称	表彰状等の浄書管理に関する事務		
事業目的・内容	市町で発行する表彰状等の筆耕を行う。		
合併に向けた課題	一括管理を行っている自治体と各課で対応している自治体があることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部管理事務であることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	文書事務
事 業 名 称	マイクロフィルム文書の作成等に関する事務		
事業目的・内容	マイクロフィルム化する文書（土地分筆申請書）について、その作成、管理を行う。		
合併に向けた課題	マイクロフィルム文書を作成している自治体と作成していない自治体があることから、作成の必要性等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	行政を円滑に執行するための内部管理事務であることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	公平委員会事務
事 業 名 称	公平委員会に関する事務		
事業目的・内容	地方公務員法の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、公平委員会に関する事務を行う。 宇都宮市は独自に公平委員会を設置しており、各町は地方公務員法第7条第4項の規定により栃木県人事委員会に事務の委託をしている。		
合併に向けた課題	各市町において、事務処理形態が異なる（宇都宮市は独自で事務処理を行っているが、他町は県の人事委員会に事務を委託して処理させている）ため、合併により設置、事務処理形態の統一を図ることが必要。係属中の事案はないため、引継等については不要。		
調整の考え方	地方公務員法の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、委員会を設置するものとし、その事務については、行政を円滑に執行するための内部事務であることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	人権啓発事務
事 業 名 称	人権啓発に関する事務		
事業目的・内容	人権問題に対する住民の正しい理解と認識を深め、差別のない地域社会の実現を目指し、差別意識を解消するため、啓発事業を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては人権施策推進指針を、上三川町においては、人権教育・啓発推進基本計画を平成16年3月に策定したが、啓発事業の相違点について確認し、調整する必要がある。		
調整の考え方	人権啓発に関する指針（行動計画）の策定状況や人権啓発に関する事務内容については、各市町間で異なっているが、新市における一体的な取組が必要なことから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。ただし、人権啓発に関する事務については、地域行政機関で所掌する事務の検討状況を踏まえ、合併時まで調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	平和啓発事務
事 業 名 称	平和のつどいに関する事務		
事業目的・内容	戦争の悲惨さを後世に伝えとともに、住民一人ひとりに平和を求める心を醸成することにより、平和の尊さへの意識高揚を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外の町では事業を実施していないので、新市において事業を継続するかの検討や実施事業の内容・手法について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	宇都宮市以外は事業を実施していないが、住民一人ひとりに平和を求める心を醸成するため事業を実施していく必要性があることから、宇都宮市の制度を引き続き実施していく。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	平和啓発事務
事 業 名 称	平和親善大使広島派遣事業		
事業目的・内容	平和教育の一環として、若い世代に広島の実態と戦争の悲惨さを認識してもらうため、市内の中学生を平和親善大使として、広島市に派遣する。また市内の中学校を対象として、被爆者の語り部による、被爆体験の講演を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外の町では事業を実施していないので、新市において事業を継続するかの検討や実施事業の内容・手法について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	宇都宮市以外は事業を実施していないが、若い世代に広島の実態と戦争の悲惨さを認識してもらうため事業を実施していく必要性があることから、宇都宮市の制度を引き続き実施していく。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	平和啓発事務
事 業 名 称	平和都市宣言に関する事務		
事業目的・内容	核兵器の廃絶を目指すとともに、戦争や人権侵害などの平和を脅かす様々な課題に取り組むことを誓い、平和都市宣言を制定している。		
合併に向けた課題	宇都宮市及び上三川町が宣言を行っており、その他の町は宣言していないことから、新市での宣言の継続や内容についての調整が必要となる。		
調整の考え方	宣言を行っている市町と行っていない町があるが、宣言については継続して実施していくことが必要であり、その内容について勘案しながら、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災体制
事 業 名 称	地域防災会議事務		
事業目的・内容	地域防災計画の作成及びその実施のために、地域防災会議を置きその事務を行う。		
合併に向けた課題	各市町の防災会議は、各自治体が条例等でその規模等を定めているため、適正な規模となるよう、協議調整を行う必要がある。 また、報酬額も調整する必要がある。		
調整の考え方	防災会議事務が適正に運用できるよう、防災会議の委員の選出基準等異なるものについて、宇都宮市の制度を適用する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災体制
事 業 名 称	災害対策本部事務		
事業目的・内容	災害が、各市町内において別に定める設置基準に達し、対応する必要がある場合災害対策本部を設置し、関係機関と連携して災害対策を実施する。		
合併に向けた課題	風水害の設置基準の有無や、基準を有する場合の内容がそれぞれ異なっているため、震災を含め統一した基準が必要である。		
調整の考え方	災害に適切に対応するため、宇都宮市の基準を適用する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災計画の整備
事 業 名 称	防災訓練の実施		
事業目的・内容	防災計画の習熟や防災関係機関との連携強化、さらには防災意識の高揚を図るため、実践に即した訓練を実施する。		
合併に向けた課題	防災訓練を実施している自治体と実施していない自治体があることから、新市として一体的に対応できるような防災訓練を実施する必要がある。		
調整の考え方	各市町が行っている防災訓練のうち内容が異なるものについては、訓練の趣旨、内容、有効性を勘案したうえで、宇都宮市を基準として一元化を図る。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災計画の整備
事 業 名 称	他自治体・民間等との応援協定		
事業目的・内容	災害時には他自治体の協力のほか、民間の組織力、行動力、所有する物資、資機材等を有効に活用し、迅速かつ的確な応急対策や復旧事業に取り組むため、協定を締結することによって、災害に備える。		
合併に向けた課題	各市町の協定は事務の承継で処理されるが、協定内容が、新市の規模に適合するかどうかの検討が必要である。		
調整の考え方	各市町の締結している協定については、相手方や内容などを検討し、新市に引き継いだ方がよいものは、現行のまま引き継ぐものの、調整の必要なものは、宇都宮市を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災意識の啓発
事 業 名 称	防災意識の普及・啓発		
事業目的・内容	住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、それぞれが災害を自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身に付けられるよう、様々な手段、媒体を利用して普及啓発活動を行う。		
合併に向けた課題	各市町の取組状況を精査し、地域特性に応じた、事業実施が必要である。		
調整の考え方	各市町で行っている防災意識の普及・啓発事業の趣旨、内容、有効性等を勘案しながら、宇都宮市の制度を基準に一元化する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	災害情報収集体制
事 業 名 称	小災害情報の収集処理		
事業目的・内容	大規模地震災害を除く災害に関して、被害状況を集約し記録する。 被害状況については、統計の基礎とするとともに、県等関係機関へ報告要領により報告する。		
合併に向けた課題	情報の集約手段については、各市町で独自の方法を取っていると考えられるので、事務処理方法を統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で行っている小災害情報の収集処理事務の手法等差異があるものについては、その趣旨、内容、有効性について勘案し、原則宇都宮市の制度を基準として合併時において一元化する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	不当要求等対策
事 業 名 称	不当要求等防止対策委員会事務		
事業目的・内容	暴力団等が行政に対して行ってくる様々な不当な要求に対処するため、不当要求等防止対策委員会の事務局としての事務を行う。		
合併に向けた課題	委員会は宇都宮市と上三川町が設置しているが、組織のすり合わせ及び構成メンバーの見直しが必要である。		
調整の考え方	新市の組織体制が決定後、速やかに宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	不当要求等対策
事 業 名 称	不当要求等対応マニュアルの策定		
事業目的・内容	職員が、さまざまな不当な要求に対応できるようマニュアル等を策定し、事案発生に備えた予防、対応策の周知徹底を図る。		
合併に向けた課題	マニュアルの作成は宇都宮市と上三川町で実施しているが、内容のすり合わせが必要となる。		
調整の考え方	マニュアルの内容に大きな相違はないが、職員研修など異なる点については、宇都宮市のマニュアルを基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	選挙管理委員会
事 業 名 称	委員会の運営		
事業目的・内容	選挙管理委員会は、選挙人名簿の作成、投開票事務の管理など公職の選挙に関する一切の事務を行う、選挙管理委員会は4人の委員で組織される合議制の機関で、委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから議会より選挙され、その任期は4年である。 各市町において、組織されている。		
合併に向けた課題	選挙管理委員会の運営は、各自治体ごとに独自に運営されているため、選出地域の配慮、委員・補充委員の構成、委員・補充委員の任期、委員会の開催日、委員の報酬など相違する点について、調整が必要である。		
調整の考え方	委員会の運営は、法令等に基づき実施しており、合併後の新市において一の委員会が運営されることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	選挙人名簿
事 業 名 称	永久選挙人名簿等の調製		
事業目的・内容	選挙権を有している者でも、選挙人名簿に登録されていなければ、これを行行使することができず、市町村選挙管理委員会は、選挙人名簿に毎年4回及び選挙が行われる際、新たに選挙権を有することとなった者を登録することにより選挙人名簿を調製し管理を行う。一度有効に名簿に登録されたときは、永久に据え置かれる。また、国外に居住する日本国民に選挙権行使の機会を保障するものとして在外選挙制度が創設され、原則、国外転出前の住所地に申請することにより名簿が調製される。		
合併に向けた課題	各市町とも名簿の登録月は公選法により定められているため、統一性はあるが、その管理及び処理方法は、自己電算の導入や業務委託など各市町の処理方法が異なることから処理の統一化を図ることが必要である。		
調整の考え方	各市町が行う永久選挙人名簿等の調整は、法令等に基づき規定されているため、合併後は宇都宮市の電算による管理で名簿調製等を行うことから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	啓発
事 業 名 称	常時・選挙時啓発、啓発作品の募集・表彰		
事業目的・内容	選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に関しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知しなければならない。 各市町において、常時啓発事業や選挙時啓発事業を実施する。		
合併に向けた課題	各市町の啓発事業の取組状況を確認し、今後どのような啓発事業を行うことが選挙人に対する政治参加の呼びかけになるのか調査、研究し、効果的な選挙の啓発活動に努める必要がある。		
調整の考え方	各市町が行う啓発事務は、各市町選管で活動が異なることから実施方法等の状況を踏まえ、原則として宇都宮市の制度を基準に合併時に一元化する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	啓発
事 業 名 称	明るい選挙推進協議会		
事業目的・内容	民主政治の確立を期し、選挙の公明化を実現するため、明るい選挙運動の実施について、総合的企画を樹立するため、有効適切な諸方策を研究協議し明るい選挙運動を円滑かつ効率的に推進する。 団体の運営は、各市町単位で行っている。		
合併に向けた課題	明るい選挙推進協議会は任意の団体で、各市町で設置している。これからの活動において全体的な指導員数の適正化を図るとともに、活動内容の調整を行う必要がある。		
調整の考え方	各市町が行う明るい選挙推進協議会活動は、市町間でその運営方法が異なることから、適正化を図るとともに、協議会運営が円滑に行えるよう原則として宇都宮市の制度を基準に合併時に一元化する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	政治活動
事 業 名 称	政治活動用証紙の発行		
事業目的・内容	政治活動として行う、立札看板の類について、許可を受けていることを示す証紙を一定の数内で発行する。		
合併に向けた課題	各市町において交付している証票の有効期限や作成素材等が異なることから、証票有効期限の設定や、証票規格を統一するため調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	政治活動用証紙の発行は、法令等に基づき実施しており、自治体単位で発行することから、合併後は、宇都宮市の証票を発行することになり、その取り扱いは、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	選挙事務
事 業 名 称	投票事務		
事業目的・内容	投票は一定の区域を単位として行われ、この区域それぞれに投票所が設けられる。投票所は実際の投票を行うための施設をいい市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けられる。選挙人は選挙の当日、自ら投票所に行き投票をしなければならない。この投票を公正かつ円滑に行うため、関係機関との調整や各投票所の体制を整えとともに、選挙人が投票しやすい投票所の環境整備を行う。		
合併に向けた課題	各市町において行っている投票事務の執行体制・事務手順や導入機器及びバリアフリー化など投票環境が異なることから、条件を均一化した投票環境をつくり、より投票しやすい施設の改善策や体制を作る必要がある。 また、投票所の資材など統一性を図る必要もある。		
調整の考え方	各市町が執行する投票事務は、法令等に基づき執行されており、合併後の投票事務の執行は自治体ごとに執行管理を行うことになることから、執行体制、事務手順や導入機器及びバリアフリー化などの投票環境について、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	選挙事務
事 業 名 称	開票事務		
事業目的・内容	投票所閉鎖後に、各投票区の投票管理者からの投票箱、投票箱の鍵、投票録、不在者投票の調書などを開票管理者に対する送致をもって行われ、開票管理者は開票所でこれらを受領し間違いなく送致されたか点検した後に、受領し、開票が開始される。開票を正確かつ迅速に行うため、事前に関係機関との調整や各従事者への説明等を行い、開票事務の体制を整え開票事務にあたる。		
合併に向けた課題	各市町において行っている開票事務の体制や導入機器の使用状況など異なることから、開票開始時間や開票の手順、体制、導入機器を統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町が執行する開票事務は、法令等に基づき各市町ごとに執行されており、合併後の開票事務の体制や導入機器などの開票環境等については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	選挙事務
事 業 名 称	期日前投票及び不在者投票事務		
事業目的・内容	選挙当日、用務などで投票所において直接投票ができない選挙人のために選挙当日投票所投票主義の例外として、投票日の前にあらかじめ投票させる制度に関する事務を行う。		
合併に向けた課題	各市町で行っている、不在者投票事務（H15.12.1 期日前投票制度が施行）は、条件緩和に伴い年々増加している。そのために機械化により対応するなどの方策を執っているが、処理方法が各市町異なるため、不在者投票記載所数（期日前投票所数）の適正化も含め、不在者投票記載所（期日前投票所）の環境整備の統一性を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町が執行する不在者投票事務は、法令等に基づき執行されており、合併後の期日前投票事務及び不在者投票事務の執行は自治体ごとに執行管理を行うことになることから、期日前投票所及び不在者投票記載所の環境整備等については、原則としては宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	選挙事務
事 業 名 称	選挙に関する事務		
事業目的・内容	選挙を執行するにあたり、投票開票事務以外の選挙関係事務について、統一性を図る。 選挙を執行するには投開票事務以外にも公職選挙法に規定される任意制のポスター掲示場の設置や任意制の選挙公報の作成・配布など様々な業務がある。 各市町で公職選挙法に準じ条例で定めるものであることから、その処理方法は異なる。		
合併に向けた課題	ポスター掲示場の設置及び選挙公報の作成等は任意制となっており公職選挙法に準じ、条例で定めている各市町の処理方法、ポスター掲示場の作成材料など異なる部分を調整する必要がある。		
調整の考え方	各市町における任意制の選挙に関する事務は、市町間で基準が異なることから、原則として、宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	選挙事務
事 業 名 称	個人演説会事務		
事業目的・内容	候補者本人が施策等を発表する場所として、公営の施設を使い演説会を行うが、この公営の使用状況や受付事務などを行う。		
合併に向けた課題	各市町で定める公営施設の個人演説会場の施設状況を把握し、取扱い事務の統一化及び各施設の整備の調整が必要である。		
調整の考え方	各市町で執行している個人演説会事務は、法令等に基づき執り行われており、合併後、新市において一元化し法令に基づき執り行われる制度であることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	選挙事務
事 業 名 称	農業委員会委員選挙事務		
事業目的・内容	農業委員会等に関する法律に基づき、3年に一度、選挙が行われる。 その執行は選挙管理委員会が行うものとされている。農業委員会委員選挙を執行するにあたり、最も効果的な選挙執行体制を確立し、執行手順や環境整備を行うことで、農業委員会委員選挙事務を正確かつ迅速に行えるよう適正な体制づくりを図る。 各市町により、執行体制が異なっている。		
合併に向けた課題	統一選挙として行われる農業委員会委員選挙についても、他の選挙同様その選挙執行は市町によって異なっており、選挙執行体制及びその事務について統一化を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町で執行する農業委員会委員選挙事務は、法令等に基づき市町ごとに執行されており、合併後の新市においても、各市町の事務を一元化し執り行うことになるため、原則として宇都宮市に制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	選挙事務
事 業 名 称	土地改良区総代選挙事務		
事業目的・内容	土地改良法の規定に基づき行われる土地改良区総代選挙の選挙執行及びその事務手続きを行い、土地改良区総代選挙事務を正確かつ迅速に行うことを目的とする。 各市町により土地改良区総代選挙の執行体制が異なる。 なお、定数等の定めは各土地改良区の定款で定められる。		
合併に向けた課題	土地改良区総代選挙についても、他の選挙同様その選挙執行は市町によって異なる選挙執行体制及びその執行について調整をする必要がある。		
調整の考え方	各市町が執行する土地改良区総代選挙は、法令等に基づき執り行われており、合併後の新市においても各市町の選挙を執り行うことになるため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	選挙事務
事 業 名 称	開票区		
事業目的・内容	開票は、一定の区域を単位として行われる。この区域を開票区という。 開票区は原則として市町村の区域による。		
合併に向けた課題	衆議院議員小選挙区選挙並びに県議会議員選挙及び市議会議員選挙が合併により選挙区を設けた場合、各市町に開票区を設けるかどうか必要性を検討する。		
調整の考え方	各市町の開票区は、法令等により市町村の区域により定められており、合併後の新市の区域が一の開票区と定められることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 なお、合併後、特例により数選挙区が設けられる場合は、複数開票区ができることになる。		

	また、衆議院小選挙区選出議員選挙の開票区は、現行の新市の地域では、2つの選挙区が設けられている。(栃木第1区：宇都宮市、上三川町 栃木第2区：上河内町、河内町)
--	---

中 分 類	行政経営	小 分 類	検 察 審 査 会
事 業 名 称	検 察 審 査 員 候 補 者 選 定 事 務		
事業目的・内容	事件事故などで検察から不起訴処分を受けた事件に対し、申し立てを行うことで再度当否の審査を請求できる制度として検察審査会制度がある。 その審査を行う検察審査員は衆議院議員の選挙権を有する者の中から選定するが、選定事務は市町村の選挙管理委員会が行う。		
合併に向けた課題	各市町の選定規程等で定める検察審査員の選定方法を統一するほか、検察審査会制度の周知等の啓発活動実施方法についても研究する必要がある。		
調整の考え方	各市町が行う検察審査員候補者選定事務は、法令等に基づき行われており、その選定は各市町村の衆議院議員選挙人名簿登載者から抽出されるため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	選 挙 管 理 委 員 会 連 合 会
事 業 名 称	栃 木 県 市 選 挙 管 理 委 員 会 連 合 会 事 務 局 事 務		
事業目的・内容	選挙管理委員会の円滑なる運営並びに選挙執行方法の改善研究及び法規改廃の要望達成を図り、理想の選挙の実現を図るため、関係する自治体により選挙管理委員会連合会を設置する。 宇都宮市は県内12市の選挙管理委員会で構成する栃木県市選挙管理委員会連合会に所属しており、団体の事務局事務を行う。 上三川町、上河内町及び河内町は栃木県河内郡選挙管理委員会連合会に加盟している。		
合併に向けた課題	加盟団体が異なることから調整する必要がある。		
調整の考え方	各市町が加盟する連合会は、市町別で連合会を組織しているため、合併後は、各町が加入している連合会からは脱退し、宇都宮市が加盟する栃木県市選挙管理委員会連合会に加盟する。		

中 分 類	人 事	小 分 類	組 織 整 備
事 業 名 称	職 制 (職 名)		
事業目的・内容	市町長及び収入役の権限に属する事務の適正かつ能率的な遂行を図るため、職制を定め、職位に応じた役割と責任を明確にし、事務事業を遂行する。		
合併に向けた課題	各自治体で異なっている職制（職名）や職位ごとの昇進年齢などを統一するとともに、新市移行時に向けて格付けを調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の職制を基準として統一を図ることとし、新たに構築される地域自治システムを踏まえ、地域行政機関における執行体制に必要な職制（職名）を整備する。		

中 分 類	人事	小 分 類	組織整備
事 業 名 称	事務専決		
事業目的・内容	市町長及び収入役の権限に属する事務の迅速な処理を図るため、補助機関である職員にそれぞれの分掌事務の一部を、市町長又は収入役に代って処理させる。		
合併に向けた課題	各自治体で異なる権限の項目や基準について、職制の調整に合わせて統一するとともに、地域自治制度における本庁と地域行政機関の役割分担を踏まえ、地域の特性・実状に応じたきめ細かなサービスを迅速に提供できる権限の構築を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の専決基準に合わせることを基本に、地域行政機関については、地域自治制度の整理を踏まえ必要となる権限を付与する。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事 業 名 称	人事評価制度		
事業目的・内容	職員の勤務の実績が正しく評価され、その結果に基づいて育成・処遇がなされることは、職員の士気を高め、公務能率を増進する上で最も重要であることから、「努力し、成果をあげた者」がより良い処遇を受け、また、個々人の強み、弱みを見極めた上で人材育成や適材適所の配置を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市で人事評価制度を導入しているが、各町では導入していないため、新市における人事評価等について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準として、各町が合併前より宇都宮市の制度に近い評価制度を導入することにより、合併後の円滑な制度運用を図る。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事 業 名 称	人事異動		
事業目的・内容	人材育成と組織の活性化を図るため、適材適所に職員を配置することにより、組織目的を効率的、効果的に達成する。		
合併に向けた課題	各市町において実施状況が異なることから、新市における制度実施について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	人事評価制度との連携、各市町人事担当者との協議等により人事異動作業に必要な情報収集・ストックを行い、合併後のスムーズな人事異動を図る。 また、合併前より、各町の人事担当者を宇都宮市に派遣するなどして、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事 業 名 称	昇任		
事業目的・内容	職員の勤務の実績が正しく評価され、その結果に基づいて処遇や人材育成、適材適所の配置が行われることにより、職員の士気を高め、公務能率を増進する上で最も重要であることから、「努力し、成果をあげた者」がより良い処遇を受けることを目的に実施する。		

合併に向けた課題	各市町において実施状況が異なることから、新市における制度実施について調整を図る必要がある。更に職員団体等との調整が必要である。
調整の考え方	各自治体により昇任基準や給与体系が異なることから、宇都宮市の制度を基準に調整を図る。

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事業名称	記録管理（人事情報）		
事業目的・内容	職員の人事データを電算管理することにより、職員の人事管理を的確に行う。		
合併に向けた課題	各市町において電算システムの導入状況及び管理情報内容が異なることから、新市におけるシステムの運用及び管理情報について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の人事情報管理システムに必要な情報を収集し、管理する。また、合併時の配置に必要な情報については、合併前に収集する。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事業名称	退職（勸奨含む）		
事業目的・内容	職員は、昭和60年の公務員一般に対する定年制の導入により、定年に達した日以後における最初の3月31日までの間において、条例で定める日に退職する。 また、一定の要件を満たす職員に対しては、退職を促す勸奨退職制度を適用する。		
合併に向けた課題	各市町において実施状況が異なることから、新市における制度実施について調整を図る必要がある。また、職員団体等との調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市において退職管理について見直しを図る予定であり、新市においては、それを基準として調整を図る。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事業名称	職員派遣		
事業目的・内容	公益法人等の業務に職員を専ら従事させ、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資する。 また、普通地方公共団体相互間の職員派遣を積極的に促進し、事務処理の能率化、合理化に資する。		
合併に向けた課題	各市町における派遣基準等の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	適正な法の運用により、派遣先及び職員の処遇等について調整を図る。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事業名称	臨時・非常勤職員に関する事務処理		
事業目的・内容	行政ニーズの変化や多様化に的確に対応するために、事務の種類や性質に応じ、非常勤職員や臨時職員などの多様な勤務形態の職員を活用する。		

合併に向けた課題	各市町において運用状況や賃金、報酬等が異なることから、新市における制度実施について調整を図る必要がある。
調整の考え方	各市町における任用状況を把握し、法の適正運用を基本としつつ、宇都宮市の基準に調整する。

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事業名称	分限・懲戒等の処分		
事業目的・内容	分限処分は職員の身分保障を前提として、職員がその職責を果たし得ない一定の事由がある場合に公務能率の維持・向上を目的として、職員の意に反して行う身分上の変動をもたらす処分であり、懲戒処分は職員に一定の義務違反がある場合にその道義的責任を追及し、公務秩序を維持するために行われる制裁的処分である。これらの処分の他、文書訓告等の人事管理上の措置も含めたうえで、案件に応じて、適宜、処分を行う。		
合併に向けた課題	各市町において運用基準等が異なることから、新市における制度実施について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	懲戒については、宇都宮市の基準に調整する。また、分限、特に休職制度については宇都宮市の運用基準に調整する。その他の分限制度については、公務員制度改革をにらみ適正な運用を図る。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事業名称	再任用		
事業目的・内容	地方公務員法の改正（平成 13 年 4 月 1 日施行）に伴い、新たな再任用制度を導入し、定年退職者等を本人の希望と勤務実績等による選考の上、任用する。		
合併に向けた課題	各市町において運用状況等に差異があることから、新市における制度実施について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	再任用制度の趣旨を踏まえ、再任用に適する職の設定を行っていくことにより、円滑な制度の運用を図る。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事業名称	年次休暇		
事業目的・内容	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図る。		
合併に向けた課題	各市町の制度に大きな差異はないため、特になし。		
調整の考え方	年休起算日を年度初日とする方向で調整する。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事業名称	傷病休暇		
事業目的・内容	負傷又は疾病のために現実に労働力の提供ができず、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、最小限度必要と認める期間、その治療に服させる。		
合併に向けた課題	運用の詳細が異なることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	運用の詳細部分については、職員規模及び制度の成熟度など総合的見地から、宇都宮市の基準に調整を図る。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事 業 名 称	特別休暇		
事業目的・内容	あらかじめ定められた特定の事由に該当する場合に、所定の手続きに従い、適法に任命権者の承認を得て、具体的な勤務義務を免除する。		
合併に向けた課題	各市町において実施状況が異なることから、新市における制度実施について調整を図ることが必要である。更に、職員団体等との調整が必要である。		
調整の考え方	運用の詳細部分については、職員規模及び制度の成熟度など総合的見地から、宇都宮市の基準に調整を図る。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事 業 名 称	介護休暇		
事業目的・内容	高齢化、核家族化、女性の社会進出等の社会の変化の中で、職員が、家族を介護しなければならない場合には、肉体的、精神的に職業生活と介護という二重の負担がかかることになり、離職のやむなきに至ることになりかねないため、このような事態を回避するため、一定期間の休暇を認めることにより、職員の離職を回避し、その後十全な勤務を確保する。		
合併に向けた課題	運用の詳細が異なることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	運用の詳細部分については、職員規模及び制度の成熟度など総合的見地から、宇都宮市の基準に調整を図る。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事 業 名 称	組合休暇		
事業目的・内容	在籍専従職員以外の組合役員が、登録団体等の存立にとって必要不可欠で、かつ、基幹的な機関運営上の構成員として当該機関運営に参加する場合に認める。		
合併に向けた課題	運用の詳細が異なることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	運用の詳細部分については、職員規模及び制度の成熟度など総合的見地から、宇都宮市の基準に調整を図る。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事 業 名 称	職務専念義務の免除		
事業目的・内容	職務専念義務の免除は、公務優先を原則として、法律又は条例において規定があり、職務専念義務を免除することが公務の運営に支障がない場合に限って認められるものであり、法又は条例の特別の定めにより義務の免除を行う。		
合併に向けた課題	運用の詳細が異なることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	運用の詳細部分については、職員規模及び制度の成熟度など総合的見地から、宇都宮市の基準に調整を図る。		

中 分 類	人事	小 分 類	人事制度
事 業 名 称	職員表彰		
事業目的・内容	一般に善行・功労・成績などを世に広く褒めあらわす表彰行為が含意する理念に基づき、一定の基準を満たす職員に対し、その功績等に対し任命権者等が表彰状等を贈呈し、以後の更なる活躍を期待する。		
合併に向けた課題	各市町において運用状況が異なることから、新市における制度実施について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	運用の詳細部分については、職員規模及び制度の成熟度など総合的見地から、宇都宮市の基準に調整を図る。		

中 分 類	人事	小 分 類	労働安全衛生
事 業 名 称	労働安全衛生体制等		
事業目的・内容	労働災害防止のための責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等の対策を推進するため、労働安全衛生体制等を整備し、職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進する。		
合併に向けた課題	各市町により、安全衛生管理体制（安全衛生管理者の設置及び選任、安全衛生委員会の設置など）が異なることから、新市における体制について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の安全衛生管理体制を基本としながら、各町の組織体制や職員構成等を考慮し、新市へ移行後、速やかに新たな体制を構築する。		

中 分 類	人事	小 分 類	労働安全衛生
事 業 名 称	労働安全衛生に関する事業		
事業目的・内容	職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生教育、健康診断等、健康相談など危険又は健康障害を防止するための措置、健康保持増進のための措置、その他安全衛生対策を講じる。		
合併に向けた課題	各市町により、事業内容が異なることから、新市における事業内容について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	運用の詳細について宇都宮市の事業内容を基本として実施する。		

中 分 類	人事	小 分 類	労働安全衛生
事 業 名 称	公務災害等認定委員会		
事業目的・内容	議会の議員、その他非常勤の職員に係る災害が、公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定に関して必要な事項を調査審議する。		
合併に向けた課題	運用の詳細が異なることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	運用の詳細が異なる部分については、宇都宮市の制度を基準に調整を図る。		

中 分 類	人事	小 分 類	労働安全衛生
事 業 名 称	労働災害等事務処理		
事業目的・内容	事業所の非常勤の職員等が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、必要な補償金を支給することにより、非常勤職員等又はその遺		

	族の生活の安定及び福祉の向上を図る。
合併に向けた課題	各市町により労災保険加入所属等が異なることから、新市における事務処理について調整を図ることが必要である。
調整の考え方	宇都宮市の事務処理等を基本として、処理する。

中 分 類	人事	小 分 類	研修
事 業 名 称	基本研修（集合研修）		
事業目的・内容	勤務能率の発揮及び増進のため、職員に研修の機会を与なければならないことから、職員研修を計画的に実施し、職員の能力・資質向上を目指す。 市町単独で実施する研修と栃木県市町村職員研修協議会のブロック別研修等、市町合同で実施している研修がある。		
合併に向けた課題	宇都宮市の研修体系は、平成17年度に向けて見直す予定であるが、合併後の体制を視野に入れ、新しい研修体系及び効率的な研修カリキュラムについて検討する必要がある。 また、実務上の必要な知識や制度について、職員の一定の理解を得るため、合併に向けての移行研修の実施についても検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の研修体系を基準とし、集合研修を実施する。		

中 分 類	人事	小 分 類	研修
事 業 名 称	基本研修（派遣研修）		
事業目的・内容	勤務能率の発揮及び増進のため、職員に研修の機会を与なければならないことから、職員研修を計画的に実施し、職員の能力・資質向上を目指す。 より効果的な能力育成を進めるため、各種研修団体等が実施する研修に職員を派遣するなど、外部機関を活用した派遣研修を積極的に活用する。		
合併に向けた課題	各町の派遣研修は、栃木県市町村職員研修協議会（栃研協）のブロック別研修・管理監督者研修が中心となっているが、合併により、ブロック構成に影響を与えることから、今後、栃研協との役割分担等について検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準とし、派遣研修を実施する。		

中 分 類	人事	小 分 類	研修
事 業 名 称	所属研修支援		
事業目的・内容	職員の資質向上及び勤務能率の発揮・増進を図り、効率的な行政運営を推進するためには、研修所管課が実施する研修だけではなく、所属における日常的な所属研修（OJT）が重要であることから、所属研修を活性化させるため、各種支援を行う。		
合併に向けた課題	現在、宇都宮市と上三川町以外では、所属研修支援は行われていないが、合併後は、所属研修の役割がさらに重要となってくることから、所属研修支援策の拡大を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に、所属研修の支援を行う。		

中 分 類	人事	小 分 類	研修
事 業 名 称	自己研修支援		
事業目的・内容	職員の資質向上及び勤務能率の発揮・増進を図り、効率的な行政運営を推進するためには、職員一人ひとりが、自分の能力やニーズにあった自己啓発を積極的に進めることが最も重要であることから、自己研修を促進するための支援を行う。		
合併に向けた課題	自己研修の支援は、宇都宮市以外は現在実施していないが、合併後は、職員自らが能力開発のため積極的に取り組める研修支援メニュー、方法を検討し、自己研修をさらに促進する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、職員の資質向上等を更に推進する必要があることから、宇都宮市の制度を引き続く。		

中 分 類	人事	小 分 類	研修
事 業 名 称	研修管理		
事業目的・内容	職員の資質向上及び勤務能率の発揮・増進を図り、効率的な行政運営を推進するため、職員研修を実施するにあたり、研修を効果的・効率的なものとするための研修管理事務を行う。		
合併に向けた課題	研修基本方針、研修目標は、各市町で策定しており、統一したものを策定する必要がある。 宇都宮市は研修履歴管理を電算化しているが、各町では電算化していないことから、履歴管理方法を整理する必要がある。		
調整の考え方	研修基本方針等については、宇都宮市を基準として策定する。 研修履歴については、他の人事データ等の管理と併せて調整する。		

中 分 類	人事	小 分 類	給与
事 業 名 称	給与制度		
事業目的・内容	地方公務員の給与は地方自治法の規定に基づき支給されるものであり、給与決定の根本基準は、地方公務員法において職務給の原則や均衡の原則、条例主義の原則等が定められている。 給与体系は、給料と諸手当から成り立ち、給料は職員の正規の勤務時間の勤務に対する報酬であり、正規の勤務時間以外の勤務に対する報酬及び正規の勤務時間に直接対応しない給与は諸手当によって措置されるものと解釈されている。		
合併に向けた課題	給料表の構造や級別資格基準、昇給・特別昇給制度の運用の相違により、市町間の給与水準に格差があるため、格差の調整、職務の級の格付け等について協議・調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の給与制度を基本とし、職員の処遇及び給与の適正化の観点から職員間に不均衡が生じないよう適切な措置を講じる。		

中 分 類	人事	小 分 類	給与
事 業 名 称	旅費制度		
事業目的・内容	旅費は、地方自治法の規定に基づき支給されるものであり、その額及び支給方法は条例で定めることとされている。旅費は、旅行に係る経費の実費弁償が原則であるが、領収証等の確保の困難さや事務量の増大等の理由から定額方式に基づく支給を行っている自治体が多い。定額方式による場合でも宿泊料や日当などの旅費額は、各市町間によってバラツキがある。		
合併に向けた課題	日当、宿泊料の額の相違など、市町間にバラツキがあることから、市町間の協議・調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の旅費制度を基本とし、新市移行後の旅費を統一した基準で支給できるよう調整する。		

中 分 類	人事	小 分 類	給与
事 業 名 称	被服貸与制度		
事業目的・内容	職務遂行上の特別の必要があると認められるときに被服を貸与する。		
合併に向けた課題	被服貸与の規程に基づいて貸与を行っているのは宇都宮市だけであることから、新市移行後の被服貸与のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	新市移行後の業務の遂行に支障をきたすことのないよう、宇都宮市の制度を基準として今後も被服の貸与を継続する。		

中 分 類	人事	小 分 類	福利厚生
事 業 名 称	共済組合		
事業目的・内容	地方公務員法等共済組合法に基づき、組合員及びその家族の相互救済事業を行い、生活の安定と福祉の向上に寄与し、組合員が安心して公務に精励できるようにすることを目的に、短期給付や長期給付及び住宅貸付などの福祉事業を実施する。		
合併に向けた課題	職員の給料からの掛金や事業主からの負担金などを毎月の給料及び期末勤勉等から差し引いて支払う業務等に調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市職員が加入している宇都宮市職員共済組合と各町が加入している栃木県市町村職員共済組合の動向を見据えながら対応する。		

中 分 類	人事	小 分 類	福利厚生
事 業 名 称	健康保険組合		
事業目的・内容	健康保険法に基づき設立した健康保険組合からの委任業務として、資格取得・喪失や給付事業の受付、健康保険料の徴収及び支払を行う。		
合併に向けた課題	職員の給料からの掛金や事業主からの負担金などを、毎月の給料や期末勤勉手当等から差し引く業務に調整が必要になる。		
調整の考え方	宇都宮市職員が加入している栃木県都市職員健康保健組合と各町の職員が加入している栃木県市町村職員共済組合の動向を見据えながら対応する。		

中 分 類	人事	小 分 類	福利厚生
事 業 名 称	職員互助会（連絡会）		
事業目的・内容	地方公務員法第42条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、職員の元気回復などの厚生に関する事業を事業主に代わって実施しており、主として職員の物質的または精神的生活の安定もしくは向上を計り、もって職員が安心して公務に専念できることを目的に各種事業を実施する。		
合併に向けた課題	各町の職員は、市町合併と同時にそのまま宇都宮市職員互助会の会員となることから、課題については特にない。		
調整の考え方	互助会事業の内容等の見直しについては、宇都宮市職員互助会の組織内部において調整を行う。		

中 分 類	人事	小 分 類	福利厚生
事 業 名 称	ライフプランセミナー		
事業目的・内容	地方公務員を取り巻く社会が大きく変化してきている状況であることから、職員が退職後の生活設計を展望しつつ、有意義な公務員生活を送れるようにするため、生涯生活設計に必要な知識や情報の提供を行う。		
合併に向けた課題	各自治体として取り組みが様々（福利厚生制度の一環として実施している自治体、職員研修として実施している自治体、栃木県市町村職員共済組合の事業に参加している自治体がある）であることから調整する必要がある。		
調整の考え方	ライフプランセミナーとして確立された退職後の生活設計に向けた研修を宇都宮市及び上三川町以外では実施しておらず、また、社会情勢の変化とともに職員を取り巻く環境が大きく変化する中、職員が充実した公務員生活を送るための知識習得として必要なことから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	出納	小 分 類	審査
事 業 名 称	審査事務		
事業目的・内容	支出事務において、支出命令及び支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債権が確定していることを確認する（支出命令審査権）。		
合併に向けた課題	各市町のシステムに相違があり、統一する必要がある。また、合併後に職員に対し、新市システムを習得させる必要がある。		
調整の考え方	財政規模や合併後の事務処理の円滑化の観点から、宇都宮市のシステムに統一する。		

中 分 類	出納	小 分 類	決算・監査
事 業 名 称	例月出納検査		
事業目的・内容	例月の現金出納事務について、内容の正否の検査を監査委員から受ける。		
合併に向けた課題	各自治体の監査資料の様式に相違があり、統一する必要がある。		

調整の考え方	財政規模や合併後の事務処理の円滑化の観点から、宇都宮市の方法に統一する。
--------	--------------------------------------

中 分 類	出 納	小 分 類	決算・監査
事 業 名 称	決算関係事務		
事業目的・内容	会計年度終了後、決算を調整し、決算書・事項別明細書・実質収支に関する調書・財産に関する調書などの関係書類を作成する。		
合併に向けた課題	各自治体の決算事務の流れ及び様式に相違があり、統一する必要がある。		
調整の考え方	財政規模や合併後の事務処理の円滑化の観点から、宇都宮市の方法に統一する。		

中 分 類	出 納	小 分 類	金融機関
事 業 名 称	指定金融機関等		
事業目的・内容	公金の収納又は支払の事務を取扱わせるため金融機関を指定する。		
合併に向けた課題	指定金融機関派出所及び出納窓口業務の取扱いが各市町で異なるので、調整を図る必要がある。 各町において合併後も指定金融機関の派出所や出納窓口が必要か調整を図る。 宇都宮市と上河内町で指定代理金融機関が違うため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	指定金融機関及び指定代理金融機関については宇都宮市の制度に統一する。 各町の出納窓口と指定金融機関の派出については地域行政機関の位置付けの中で対応する。		

中 分 類	出 納	小 分 類	金融機関
事 業 名 称	収納代理金融機関		
事業目的・内容	指定金融機関がその他の金融機関を収納代理金融機関として指定し、公金の収納事務の一部を取扱わせる。		
合併に向けた課題	各市町により収納代理金融機関の収納事務の手法が異なるため、統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町の収納代理金融機関を全て引き継ぎ、収納代理金融機関の事務内容は宇都宮市の内容に統一する。		

中 分 類	出 納	小 分 類	公金保管運用
事 業 名 称	歳計現金の保管運用		
事業目的・内容	地方自治法に基づき歳計現金等は指定金融機関等に保管する。		
合併に向けた課題	各市町で保管運用方法が異なるため、統一する必要がある。 また、あわせて、平成17年4月からの決済性預金のペイオフ解禁に伴う対応策を新たに構築する必要がある。		
調整の考え方	歳計現金の保管運用方法については宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	出 納	小 分 類	公金保管運用
事 業 名 称	積立基金の保管運用		
事業目的・内容	地方自治法に基づき、金融機関等への預貯金又は元本の保証された債券で保管運用する。		
合併に向けた課題	各市町で保管運用方法が異なるため、統一する必要がある。 また、あわせて、平成17年4月からの決済性預金のペイオフ解禁に伴う対応策を新たに構築する必要がある。		
調整の考え方	積立基金の保管運用方法については宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	出 納	小 分 類	有価証券
事 業 名 称	有価証券の出納保管		
事業目的・内容	地方自治法に定める有価証券を保管する。 保管する有価証券は、債権の担保として保管するもののほか、法律又は政令の規定による。		
合併に向けた課題	各市町が保管する有価証券を一元的に管理する必要がある。		
調整の考え方	有価証券の出納保管については、宇都宮市の保管方法に統一し、一元的に管理する。		

中 分 類	出 納	小 分 類	収入
事 業 名 称	窓口収納		
事業目的・内容	市町の指定する指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関の窓口において住民が納付する公金の収納を行う。収納された金額は、指定金融機関の収入役口座に入金され、収納データは外部委託又は内部処理により財務会計システムに消しこまれる。		
合併に向けた課題	窓口収納後の処理方法に各市町で差があり統一する必要がある。		
調整の考え方	財政規模や合併後の事務処理の円滑化の観点から、宇都宮市の事務内容に統一することとし、合併前に事務処理方法の整理を行う。また、手数料については、宇都宮市は市負担が有料だが、各町は町負担が無料なので、この点を考慮のうえ、適正な金額を金融機関と検討する。		

中 分 類	出 納	小 分 類	収入
事 業 名 称	口座引落		
事業目的・内容	市町税等の納付について指定代理金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関の口座より振替にて収納するもの。口座振替にて収納されたデータを出納室にて調定ごとに財務会計システムに消し込み処理を行う。		
合併に向けた課題	取扱科目等の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	取扱科目等を整理のうえ、宇都宮市の事務内容に統一することとし、合併前に事務処理の整理を行う。		

中 分 類	出 納	小 分 類	収 入
事 業 名 称	郵便振替		
事業目的・内容	市町外の納付者に対して郵便振替により公金の収納を行う。また、自動払込により公金の収納を行う。		
合併に向けた課題	事務の効率化のため、各自治体保有の郵便局口座を早期に一本化する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の事務内容に統一するとともに合併前に事務処理方法の整理を行う。また、各町の郵便局口座の宇都宮市への集約を行う。		

中 分 類	出 納	小 分 類	収 入
事 業 名 称	収入証紙		
事業目的・内容	市の歳入の一部を収入証紙により収納する。粗大ごみ処理手数料（専用証紙）・と畜検査手数料（一般証紙）、保健所における各許可申請等手数料（一般証紙）が該当する。専用証紙は、各地区市民センター、クリーンセンター、及び市の指定した売捌き人によって販売、一般証紙は宇都宮畜産食肉事業協同組合・栃木県食品衛生協会に販売し、専用証紙の売捌き人と一般証紙の宇都宮畜産食肉事業協同組合・栃木県食品衛生協会に対して証紙取扱費を交付している。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみでの取扱っているものであり、課題はない。		
調整の考え方	合併後は全市的に関係部所で証紙取扱事務を行う。		

中 分 類	出 納	小 分 類	収 入
事 業 名 称	収納データの処理（OCR）		
事業目的・内容	窓口収納の中でOCR様式の納付書で納付されたものについて、外部委託又は内部処理により収入済データを作成し、作成されたデータを元に各市町において消し込み処理を行う。		
合併に向けた課題	消し込み処理の方法が各市町で異なっており統一する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の事務内容に統一することとし、合併前に事務処理方法の整理を行う。		

中 分 類	出 納	小 分 類	支 払
事 業 名 称	支払事務		
事業目的・内容	首長の命令に基づいて支出手続きを行う。		
合併に向けた課題	各町に出納窓口を設置した場合の支出方法の統一や、支払情報の集約が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の事務処理方法に統一することとし、合併前に事務処理方法の整理を行う。		

中 分 類	出 納	小 分 類	支 払
事 業 名 称	債権者登録		
事業目的・内容	財務会計システムによる支出事務の一環として債権者を電算登録する。		

合併に向けた課題	合併時に各町の法人格が消滅し、各町のデータを使用することはないため、課題は特にない。
調整の考え方	合併後、新たに発生するデータについては、宇都宮市の方法により処理する。

中 分 類	出 納	小 分 類	支 払
事 業 名 称	支出証拠書の保管		
事業目的・内容	支出命令書その他の支出証拠書を定められた期間保管する。		
合併に向けた課題	合併に伴い増加する支出命令書の保管スペースの確保とともに、各市町により異なる保管期間を統一する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の保存年限に統一するとともに必要に応じて保管場所を確保する。		

中 分 類	出 納	小 分 類	会 計 帳 票
事 業 名 称	会計帳票		
事業目的・内容	会計事務を適正に行うため収入支出等の各帳票について所定の様式を定める。		
合併に向けた課題	各市町で異なる様式を統一するとともに、新市移行時点で存在する各町の様式の帳票の取扱いの調整を図る必要がある。		
調整の考え方	様式については宇都宮市の様式に統一することとし、新市移行時点で存在する各町の様式の帳票のについては、必要に応じて宇都宮市の様式に統一する。		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中 分 類	行政経営	小 分 類	行政経営システム
事 業 名 称	外郭団体の見直し		
事業目的・内容	社会経済情勢の変化に伴い、外郭団体の役割を再度問い直し、今後のあり方について市町としての方針を明らかにする。		
合併に向けた課題	社会経済情勢の変化に応じた今後の外郭団体の活用方策をもとに、各自治体の外郭団体の統廃合などの見直しとともに、地方自治法の改正を受けた公の施設の管理のあり方を踏まえ、効率的・効果的な管理手法について、外郭団体への委託の是非を含め検討する必要がある。		
調整の考え方	市と町における団体間の調整結果も踏まえながら、今後の外郭団体に対する宇都宮市の基本的考え方をもとに、各団体の存続の必要性や妥当性、自主事業・受託事業の効果、組織経営の効率性などを検証し、統廃合を含めて調整する。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災計画の整備
事 業 名 称	地域防災計画の統括		
事業目的・内容	防災会議が作成する計画であり、市町の地域及び施設並びに住民に係わる災害に備え、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧に至る防災対策を定めることにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守る。		
合併に向けた課題	各市町の災害特性により防災計画が策定されており、計画の対応レベルに格差が存在するため、統一した基準が必要であるが、地域特性にも対応できる計画を策定する必要がある。		
調整の考え方	各市町が行っている防災計画の策定については、現在の各市町の計画内容に格差があるため、新市に移行後速やかに新市全体を対象とする計画を策定するものとし、それまでの間は現行計画、又は暫定計画を地域別計画とする。		

中 分 類	行政経営	小 分 類	防災計画の整備
事 業 名 称	防災アセスメントの実施		
事業目的・内容	防災アセスメントは、地震被害及び風水害の危険性を科学的・総合的に調査したものであり、防災カルテ及び地域防災計画の基礎資料とする。		
合併に向けた課題	宇都宮市において平成8年度に実施したもので、各町での実績は無いが、独自に保有している情報、他機関の情報により対応し、新たにアセスメントを実施する必要があるかどうか検討する必要がある。		
調整の考え方	各町では実施していない事業であるが、防災計画を策定するために必要な事業であるため、防災計画の策定に合わせ、新市に移行後速やかにアセスメントを実施する方向で調整する。		

中 分 類	人事	小 分 類	組織整備
事 業 名 称	組織機構整備計画		
事業目的・内容	今後の行政需要を見据えたうえで、最も効率的で効果的なサービスの提供が可能となる執行体制を実現するために、長期的指針、中期計画、年度別計画を策定して計画的に組織整備を行う。		
合併に向けた課題	今後策定される市町建設計画や地域自治システムを踏まえて検討する必要がある。		
調整の考え方	市町建設計画や本庁と地域行政機関の役割分担とを踏まえたうえで、合併期日の新市への移行が円滑にできるよう執行体制を検討する。 また、新市として目指すべき組織機構のあり方やその整備に向けた基本的な考え方を整理し、合併移行後、速やかに長期的指針及び中期計画を策定していく。		

中 分 類	人事	小 分 類	定員適正化
事 業 名 称	定員適正化計画		
事業目的・内容	最も効果的で効率的な執行体制を実現するために、中長期的な行政需要等を踏まえた目標職員数を設定し、各年度の定員適正化を図る。		
合併に向けた課題	定員適正化計画は各自治体ごとに独自に計画化されており、定員管理手法についても各自治体ごとにまちまちに制度化されているため、計画のすり合わせを行うとともに、統一的な定員管理ができるようにする必要がある。 また、個別の職種について、資格職については県と消防職については一部事務組合と調整をする必要があるほか、技労職の担う業務について細部の調整を行う必要がある。		
調整の考え方	各市町における行政需要の動向や適正なサービスの提供方法、さらには本庁と地域行政機関の役割分担を踏まえ、合併期日に向けた定員管理を行う。 また、合併後の職員の年齢構成等を視野に入れた中長期的な定員管理に関する考え方及び目標とする職員数を検討し、新市に移行後、速やかに新たな定員適正化計画を策定する。		

中 分 類	人事	小 分 類	定員適正化
事 業 名 称	職員採用計画		
事業目的・内容	複雑高度化する住民ニーズに的確に対応するとともに、組織力を維持向上するため、計画的に職員を採用する。		
合併に向けた課題	採用の職種や手法について統一化を図る必要があるほか、16年度採用試験（17年4月1日採用）については、新市の必要職種、職員数を見据え、統一試験の実施あるいは採用の一括化を図る必要がある。		
調整の考え方	16年度採用試験に向けて、早期に必要な職種、職員数を確定するとともに、その後の必要職員数、退職者数を見据えた中長期的な採用に関する考え方をまとめ、新市に移行後、速やかに採用計画を策定する。		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中 分 類	出 納	小 分 類	支 払
事 業 名 称	支払通知書発送事務		
事業目的・内容	口座振替により債権者に対して支払いを行った場合に、支払いの詳細が解るように支払通知書を債権者に対して発送する。		
合併に向けた課題	宇都宮市では本事業の廃止を検討しているため、各市町の意向や住民サービスを考慮して、本事業の必要性について検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市においては平成16年度中に廃止する予定となっており（河内町では廃止済）、検討済である代替の通知方法（金融機関への依頼により通帳記帳の際に表記してもらう）によって、事務の効率化が図られるため、廃止を前提に調整を進める。		

各種事務事業の取扱い

【住民専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事 業 名 称	コミュニティセンター管理運営（全市型）		
事業目的・内容	地域社会の連帯感やコミュニティ意識の高揚を図るため、地域団体室を含む多様な住民の活動拠点となるよう、快適な使用環境を目指しながら、施設の管理運営を行う。 ホール・会議室等の貸館業務、地域団体室の貸出、施設部品の修繕・更新等や使用料の徴収業務を行う。		
合併に向けた課題	各町には、宇都宮市と同様の全市型コミュニティ施設はないことから、宇都宮市の施設の位置付けを整理する必要がある。		
調整の考え方	現行の管理運営方法を踏襲する。当面、各町を含めた新市における総合型コミュニティセンターとして位置付ける。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事 業 名 称	幼児誘拐防止活動経費負担金交付事業		
事業目的・内容	多発傾向にある幼児誘拐などの凶悪事件を未然に防止するため、その対象となる幼児・児童に誘拐防止の指導を行い、保護者等にも一層の防犯意識の啓発を図るなど、防犯学習を通じ、保護者等の連帯を強化促進し、幼児等の健全な育成に寄与する。		
合併に向けた課題	栃木県防犯協会負担金の算出基礎は同一のため特に問題はない。		
調整の考え方	栃木県防犯協会の規定により各市町が実施しているものであり、住民サービスの水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事 業 名 称	防犯協会負担金交付事業		
事業目的・内容	犯罪の予防・公共の秩序維持のための企画、研究及び実施並びに警察との連携により犯罪を未然に防止し、健全な社会の実現を目指すため防犯協会を組織し、地域安全のつどいの開催、防犯パトロールや講習会の実施、広報紙の発行など防犯に関する啓発、犯罪の未然防止活動を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市・河内町・上河内町は宇河防犯協会、上三川町は石橋防犯協会に加入しているため、負担金算出根拠が異なっている。新市としてどのように防犯協会に加入するのか調整を進めていく必要がある。		
調整の考え方	各防犯協会の会則に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	NPO・ボランティア活動
事 業 名 称	市民活動サポートセンター運営		
事業目的・内容	住民活動の活性化を促進し、住民主体のまちづくりを推進する一環として、社会に貢献しようとする住民を支援する窓口として設置する。また、より住民が利用しやすい施設にするため事業の民間委託を実施した。		

合併に向けた課題	宇都宮市のみの事業のため、サポートセンター事業の新市全域を対象とした、利用促進の検討が必要。
調整の考え方	宇都宮市のみの施設であるが、住民活動団体の自立促進と活動の活発化を図るため、宇都宮市の制度を基準に新市全域を対象に利用促進する。

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	身近な行政
事 業 名 称	地区市民センターの運営		
事業目的・内容	従来の出張所と生涯学習センター（旧公民館）の機能に地域振興機能を加え、地区住民の地域活動の場を確保し、住民の幅広い交流を促進するとともに、住民の身近なところで行政運営を行い、地区行政サービスの向上を図る。 河内町では、住民票等の発行、公民館分館、図書館分館、児童館の機能を有する複合施設（コミュニティプラザ）を設置している。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町で出先の複合施設を有しているが、各市町における行政サービスの実施体制が異なることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	住民の利便性を確保する必要があることから現行のまま新市に引き継ぐが、地域行政機関の役割・機能の整理を行う。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	身近な行政
事 業 名 称	出張所の運営		
事業目的・内容	住民の身近なところで行政サービスの提供を図ることを目的に、「戸籍、住民基本台帳及び外国人登録に関すること」等 20 業務の窓口業務を取扱う。		
合併に向けた課題	各市町における行政サービスの実施体制が異なることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみが設置している施設であり、住民の利便性を従来どおり確保する必要があることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	消費者被害防止・救済
事 業 名 称	消費生活相談受付業務		
事業目的・内容	住民から寄せられる消費生活全般に係る問合せ・相談に対して適切な助言や斡旋等を行い、消費者被害の未然防止と被害者の救済を図る。また、国では各センターの被害状況を集計・分析し、被害の拡大防止や事業所の指導、製品の改善などの根本的な解決を図る。 消費生活センターは、県及び各市が設置している。（県内のセンターでは管轄を設けず、消費者からの相談に対応）		
合併に向けた課題	各町は専門相談員を配置せず、職員等が相談に応じているため、相談の大部分が県や近隣市のセンターに寄せられている。合併により、各町分の相談件数の増加が見込まれ、相談件数に応じた相談体制の整備が必要になる。 現在各町の職員が実施している相談業務への対応が必要になる。		
調整の考え方	県と市のみが条例に基づき実施している事業であり、住民サービスの水準も等しいことから、財政に及ぼす影響等を勘案し、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	消費者被害防止・救済
事 業 名 称	苦情処理委員会		
事業目的・内容	消費生活相談のうち、相談員では解決が困難な事例について、苦情処理委員会を開催し、必要事項の調査や審議等を行い、相談の早期解決を図る。 苦情処理委員会は、県及び宇都宮市が設置している。		
合併に向けた課題	各町は専門相談員を配置せず、職員等が相談に応じているため、相談の大部分が県や近隣市のセンターに寄せられている。合併により、各町分の相談件数の増加が見込まれ、相談件数に応じた相談体制の整備が必要になる。 現在、各町の職員が実施している相談業務への対応が必要になる。		
調整の考え方	県と市のみが条例に基づき実施している事業であり、住民サービスの水準も等しいことから、財政に及ぼす影響等を勘案し、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	消費者被害防止・救済
事 業 名 称	商品表示適正化の推進		
事業目的・内容	不適正な表示や不当な製品の流通を未然に防止し、市民の生命や財産の安全を確保することを目的に、消費者の生命や身体に対して危害を及ぼす恐れが多いと認められる製品について、該当製品製造者、販売業者等に対して立入検査等を行う。 平成12年4月に県から市町村に権限が委譲された事務であり、各市町村で、立入検査計画書を作成し、実施している。		
合併に向けた課題	立入検査は、各市町で検査品目や立入店舗数等を決めて実施しているため、合併後は、検査品目や店舗、調査地区などに偏りが生じないように調整を行う必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	消費者被害防止・救済
事 業 名 称	計量器の定期検査・立ち入り検査		
事業目的・内容	定期検査は、取引・証明行為に使用される特定計量器の精度・性能を一定の水準以上に維持し、適正な計量の実施を確保するために行う。立ち入り検査は、特定計量器の供給者、認定事業者、小売店などの工場、事業場、営業所などに立ち入り、使用中計量器の検査、その計量器を検査するための器具及び商品量目の検査を行い、適正な計量の実施が確保されているか調査、検査、質問等を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市は市が実施しているが、各町については、県の計量検定所が計量器の定期検査・立ち入り検査を実施しているため、定期検査周期の調整、立ち入り検査対象事業所の把握、新技術基準により製造されたはかりに対応する設備、方法の検討が必要である。 また、定期検査は、はかりの受検状況に基づき実施するため、年度により検査件数が異なる。		
調整の考え方	法令に基づき県と宇都宮市のみが実施している事務であり、業務の水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	交通安全対策
事 業 名 称	交通安全運動の推進		
事業目的・内容	交通安全思想の普及徹底を図り、交通事故防止の意識の浸透と定着を目指し、春・夏・秋・年末の4回の交通安全市町民総ぐるみ運動を展開する。		
合併に向けた課題	各市町で定期的に啓発活動を実施している。各町については、交通安全協会の各支部事務局としての業務があるが、新市が加入する協会によって、その返上や廃止を含めた調整が必要である。また、交通安全に関する条例（宇都宮市・河内町）についても、併せて調整をしていく必要がある。		
調整の考え方	各市町とも、県内統一の日程にて年4回交通安全運動を実施しており、住民サービスの水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	自衛官募集事務		
事業目的・内容	自衛隊への入隊者を確保するため、法に基づいて、自衛官の募集に関する広報活動を行う。		
合併に向けた課題	基本となる事務については、法令に基づいており、市町間で差はないが、自衛隊父兄会への補助金支出の有無が異なることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。 父兄会への補助金に関しては、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	公的個人認証サービス		
事業目的・内容	行政機関等で行う手続きのオンライン申請・届出に係る電子署名を交付し、手数料を徴収する。		
合併に向けた課題	新規事業のため、事前に申請書等の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施する事務であり、住民サービスも等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	住民登録事務		
事業目的・内容	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎とするため、住民からの届出に基づき、住民の住所等に関する登録を行う。		
合併に向けた課題	事務の内容は法令に基づき、各市町が同様の事務を行っており、業務内容については調整の必要はない。 ただし、各市町のシステムが異なるため、システム統合・データ統合が必要である。		

調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスも等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。 事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは、宇都宮市の方法に統一する。
--------	--

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事業名称	住民実態調査		
事業目的・内容	住民基本台帳の正確性を保つために、居住の事実の確認・調査を行い、本人による正確な異動届の提出を促す。		
合併に向けた課題	基本となる事務については、法令に基づいており、市町間で差はないが、実態調査事務処理方法の統一、申出書等様式の統一、広域調査方法の検討が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。 事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは、宇都宮市の方法に統一する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事業名称	住民基本台帳の閲覧		
事業目的・内容	住民基本台帳法に基づいて住民基本台帳の一部を閲覧させる。		
合併に向けた課題	基本となる事務については、法令に基づいており、市町間で差はないが、閲覧手数料の整合、閲覧方法の整合、申請書等様式の統一が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。 事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは、宇都宮市の方法に統一する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事業名称	戸籍の附票事務		
事業目的・内容	戸籍を単位として住所等を記載することにより、人の身分関係の登録である戸籍と人の居住関係の記録である住民票とを相互に関連させ、両者を一致させて、住民に関する記録の正確性の確保とサービスの向上を図る。		
合併に向けた課題	基本となる事務については、法令に基づいており、市町間で差はないが、各市町でシステムが異なるため、システム統合・データ統合等が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。 事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは、宇都宮市の方法に統一する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	印鑑登録事務		
事業目的・内容	私人の使用する印鑑の印影を予め届出て、印影または印影の写しが、登録してある印影と相違ないことを証明するための印鑑（印影）登録事務を行う。		
合併に向けた課題	基本となる事務については、法令に基づいており、市町間で差はないが、各市町で異なる印影情報（印影解像度）の新規セットアップ等が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。 事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは、宇都宮市の方法に統一する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	住民基本台帳ネットワーク		
事業目的・内容	市町村の管理する住民基本台帳を全国ネットワークで結び、市町村区域を越えた住民サービスを提供するとともに、行政事務の簡素化、効率化を図る。		
合併に向けた課題	基本となる事務については、法令に基づいており、市町間で差はないが、既存住基システムとの連携処理、申請書等様式の統一などが必要である。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。 事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは、宇都宮市の方法に統一する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	諸証明交付（窓口）		
事業目的・内容	関係法令等の根拠による申請に基づき居住関係、身分事項、その他の事項に関する証明書等を交付し、手数料を徴する。		
合併に向けた課題	基本となる事務については、法令に基づいており、市町間で差はないが、事務処理方法の統一、申請書様式、証明書様式の統一、電算システムの整合等が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。 事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは、宇都宮市の方法に統一する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	諸証明交付（来翰）		
事業目的・内容	一般及び公用による郵送での申請に基づき、関係法令等の根拠による申請に基づき居住関係、身分事項、その他の事項に関する証明書等を交付し、手数料を徴する。		

合併に向けた課題	基本となる事務については、法令に基づいており、市町間で差はないが、事務処理方法の統一が必要である。
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。 事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは、宇都宮市の方法に統一する。

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事業名称	臨時運行の許可		
事業目的・内容	自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査等を行う者に対し、臨時運行の許可を行い、臨時運行許可番号標を貸与する。		
合併に向けた課題	基本となる事務については、法令に基づいており、市町間で差はないが、ナンバーの変更、申請書の統一が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから現行のまま新市に引き継ぐ。 事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは、宇都宮市の方法に統一する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事業名称	戸籍事務（本庁窓口と一般事務）		
事業目的・内容	国から委任された法定受託事務であり、戸籍に国民の親族的身分関係を登録し、これを公証し、また、住民基本台帳その他の行政事務に正確な基礎資料を提供する。		
合併に向けた課題	基本となる事務については、法令に基づいており、市町間で差はないが、各市町でシステムが異なるため、システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから現行のまま新市に引き継ぐ。 事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは、宇都宮市の方法に統一する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事業名称	戸籍事務（犯歴・後見人・破産者名簿）		
事業目的・内容	国から委任された法定受託事務であり、戸籍に国民の親族的身分関係を登録し、これを公証し、また、住民基本台帳その他の行政事務に正確な基礎資料を提供する。		
合併に向けた課題	基本となる事務については、法令に基づいており、市町間で差はないが、各市町でシステムが異なるため、システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから現行のまま新市に引き継ぐ。 事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは、宇都宮市の方法に統一する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	戸籍事務（火葬許可等）		
事業目的・内容	埋火葬は、公共の福祉に合ったものでなければならぬため、法の定めるとおりの許可制となっている。また、斎場の使用についても同様に許可制を採っている。		
合併に向けた課題	基本となる事務については、法令に基づいており、市町間で差はないが、許可証等様式の統一が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから現行のまま新市に引き継ぐ。 事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは、宇都宮市の方法に統一する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	戸籍・除籍の電算化		
事業目的・内容	住民サービスの向上、事務処理の正確性の確保を図り、住民ニーズに的確に応じる。また、住民基本台帳事務その他の行政事務に正確な基礎資料を提供する。		
合併に向けた課題	業務自体に差はないが、電算処理システムの整合を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町とも電算化は完了しており差異がなく、今後も住民サービスの迅速化や戸籍・除籍事務の効率化を図るため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	外国人登録事務		
事業目的・内容	本邦に在留する外国人の登録を実施することにより、外国人の居住関係及び身分関係を明確なものとし、もって在留外国人の公正な管理に資する。		
合併に向けた課題	基本となる事務については、法令に基づいており、市町間で差はないが、各市町でシステム化の状況等が異なるため、システム統合・データ統合が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。 事務処理方法のうち市町間で相違のあるものは、宇都宮市の方法に統一する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	霊園・斎場
事 業 名 称	霊園の運営		
事業目的・内容	住民の墓地需要に応えるため、安定した墓地供給を行うとともに、利用者の利便に配慮した適正な霊園（納骨堂の管理も含む）及び墓地の管理・運営を行う。		
合併に向けた課題	霊園墓地の管理体制はもとより、供給する場所の許可条件、供給方法、墓地使用料及び管理手数料にいたるまでの事務処理方法の調整が必要である。		

調整の考え方	管理体制，手数料等算定根拠などの各市町独自の経緯や基準による事項については，現行のまま新市に引き継ぐこととし，整合を図る必要のある事項（募集要項等）については，統一の方向で調整する。
--------	---

中 分 類	男女共同参画	小 分 類	環境整備
事業名称	男女共同参画センター（総合コミュニティセンター・青少年センター）管理運営		
事業目的・内容	男女共同参画を推進していくための拠点施設として，各種講座・研修会の開催，相談，情報の収集・提供，民間団体の支援に関する事業などを実施する。 なお，総合コミュニティセンター・青少年センターとの複合施設として設置している。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみにある施設であり，各町民にPRを行い，利用促進を図るとともに，団体室を利用できる団体については，各町との調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみにある施設であり，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	青少年	小 分 類	青少年活動
事業名称	青少年健全育成施設（青少年センター）		
事業目的・内容	青少年の自主的活動を促進する施設として，地域における青少年活動の中心となって活動するリーダー養成を目指し，青少年（団体）の活動についての情報提供と交流の場を提供する。		
合併に向けた課題	現在の宇都宮市のセンターは総合コミュニティセンター，男女共同参画推進センターが同一施設に併設されており，改めてセンター機能の役割の見直しを行い，住民に分かりやすく利用しやすい施設を目指す必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみにある施設であり，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	青少年	小 分 類	青少年活動
事業名称	青少年健全育成施設（勤労青少年ホーム）		
事業目的・内容	勤労青少年の福祉の増進，教養の向上，レクリエーションのための便宜を総合的に図る施設を建設し，勤労青少年者のニーズに応じた各種事業を実施する。 地方公共団体において，施設を設置し，教養講座や勤労青少年の自主サークル活動の推進などを実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで設置・運営されている。関係町から宇都宮市内に勤務している者は一部利用可能（宇都宮市に近い地域）だが，今後ニーズ調査を含め勤労青少年ホームの方向性を見極める必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみにある施設であり，現行のまま新市に引き継ぐ。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事 業 名 称	市町民憲章の啓発・推進事業		
事業目的・内容	住民生活の規範として制定された憲章の普及を図り、その基本理念のまちづくりの実現を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市では憲章推進イベントを行っているが、各町では憲章推進を趣旨とした具体的な取組はないが、町をあげての各種イベントは行っている。 新市域を対象とした効果的な啓発・推進のあり方を検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の啓発推進事業を基準に、新市全域を対象とした効果的な啓発推進事業を行う。また、現行の各町における町全体を対象としたイベントについては、町の代表的な事業であるため、地域固有の事業として、各地域において継承していく。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事 業 名 称	市町民の日の啓発・推進事業		
事業目的・内容	「市町民の日」を普及啓発するとともに、記念事業等を通じて、住民の郷土愛の高揚と再認識を図り、コミュニティ意識を醸成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市・上河内町において、市・町民の日があり規模の大小はあるが、啓発事業を行っている。 新市域を対象とした効果的な啓発・推進事業のあり方を検討する必要がある。		
調整の考え方	各町の啓発事業は、概ね表彰を行う事業であり、市民の日自体の啓発推進事業については、宇都宮市の事業を基準とし、各町との調整を図りながら、全市を対象とした啓発事業を推進する。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事 業 名 称	地域集会所等建設費推進事業（補助金）		
事業目的・内容	地域住民の連帯意識の高揚を図り、豊かな近隣社会の形成のために、自治会等が地域集会所及びコミュニティ倉庫を新築、移設、増築又は大規模修繕する場合の建設費用の一部補助を行う。		
合併に向けた課題	各市町間に補助金交付対象物、補助率、補助金額の差があるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町間で類似する事業が存在することから、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、申請・交付等も含め、調整する。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事 業 名 称	地域集会所等建設費推進事業（融資）		
事業目的・内容	地域住民の連帯意識の高揚を図り、豊かな近隣社会の形成のために、自治会等が地域集会所・コミュニティ倉庫を新築、移設、増築又は大規模修繕する場合の建設費用の一部補助を行う。		

	模修繕する場合に、建設用地取得資金や集会所建設資金の一部を融資する。
合併に向けた課題	宇都宮市では事業を実施しているが、各町においては融資事業がないことから、集会所建設補助金の調整とともに、支援の拡大について検討を図る必要がある。
調整の考え方	宇都宮市のみ実施している事業であるが、自治会活動の拠点である地域集会所の建設支援種類を拡充するため、宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事 業 名 称	コミュニティ活動用備品購入助成事業		
事業目的・内容	住民の主体的な活動を一層活発化するため、地域コミュニティ団体が購入する備品に対して、2,500千円を限度に(財)自治総合センターの補助金を財源とし、補助金として同額を地域コミュニティ団体に助成する。 イベント用放送機器・集会用テント等の購入の助成により、地域の諸団体による地区祭りや体育祭などをはじめ、いろいろなコミュニティ活動に活用されている。		
合併に向けた課題	申請団体の決定方法がそれぞれ異なるため、調整を図る必要がある。また、配分方法についても、調整が必要である。		
調整の考え方	(財)自治総合センターの補助金を財源としているため、合併後、補助金額がどのように変更されるのか動向を確認しながら、配分方法について調整する。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事 業 名 称	小災害援護事業		
事業目的・内容	住民が災害救助法の摘要基準に達しない災害を受けた場合、これらの被災者を援護する。 家屋の全壊や全焼又は半壊や半焼、床上浸水、床下浸水の被災者並びに被災者のうち、死亡者の遺族、重傷者に対する見舞金を支給する。		
合併に向けた課題	見舞金の支給を行っていない町や各市町の支給額等に違いがあることから、新市においての制度の統一を図るよう調整が必要である。		
調整の考え方	市町間でサービス内容が異なることから、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、各町においても事業を実施することができるよう調整する。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	NPO・ボランティア活動
事 業 名 称	市民活動助成事業・基金		
事業目的・内容	行政と住民が一体となって寄附金等を積み立て、住民による自主的で公益的な活動を行っている組織に対し、その事業費の一部を基金から助成することにより、団体の自立を促進し、住民活動の活発化を図るとともに、住民自身が住民活動を支える社会環境を醸成する。		

合併に向けた課題	宇都宮市のみの事業のため、新市移行後の周知方法、各町の団体の活動状況を考慮し、事業手法を検討していく必要がある。
調整の考え方	宇都宮市のみの実施事業であるが、住民活動団体の自立促進と活動の活発化を図るため、宇都宮市の制度を基準に新市全域の事業とする。

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	NPO・ボランティア活動
事 業 名 称	市民ボランティア活動保険		
事業目的・内容	ボランティア活動中の事故によって、けがをした場合や賠償責任を負った場合、保険により補償することで、住民のボランティア活動の健全な発展を図るとともに、社会福祉の増進に寄与する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上三川町のみで実施しており、保険内容等は、ほぼ同様の内容だが、保険金額の調整が必要である。 また、新市移行後の人口増に伴い、保険料が増大する可能性がある。		
調整の考え方	制度内容（保険内容）は、ほぼ同様のため、新市に移行後も宇都宮市の制度を基準に補償額等の調整を図り全市的に実施する。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	地域づくり
事 業 名 称	地域づくり推進補助（地域振興，人材育成）		
事業目的・内容	住民主体のまちづくりを推進するため、地域の資源や特性を生かした、安心して暮らせる住み良い地域づくりや身近な問題を地域で解決する手法等を身につける。 地域住民で組織された団体が行う地域協働の仕組みづくり活動、地域課題の発見と解決を図る活動、地域の個性や魅力を発信するための活動にかかる費用の一部を補助する。		
合併に向けた課題	各市町間で地域自治、地域コミュニティの考え方及び捉え方に違いがあるため、その調整について検討する必要がある。		
調整の考え方	各市町において、地域コミュニティ活動の支援は今後も必要であるため、宇都宮市の補助制度による支援体制を基準に調整する。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	消費生活
事 業 名 称	消費生活講座の開催		
事業目的・内容	消費生活に関する知識の普及啓発と消費者意識の高揚を図るため、消費啓発講座や講演会などを開催する。		
合併に向けた課題	各市町により、実施の有無や開催状況が異なることから、市町合併後、事業の内容・実施手法等について調整を図ることが必要となる。		
調整の考え方	市町間でサービス水準に差が生じていることから、コスト等を考慮し、宇都宮市を基準に調整を行う。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	消費生活
事 業 名 称	消費者への情報提供		
事業目的・内容	消費生活に関する知識の普及や消費者意識の高揚を図るため、複雑多様化する消費生活全般に関する情報を啓発誌や情報提供用パソコンなどを活用し、情報提供する。		

合併に向けた課題	各市町で啓発資料の作成・配布方法に違いはあるが、消費トラブルの発生状況などは同じであることから、新市において、各地域の実情にあわせた効果的配布方法を検討する必要がある。
調整の考え方	市町間でサービス水準に差が生じているが、消費者トラブルは増加傾向にあることから、サービス水準が高い宇都宮市を基準に調整を行う。

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	交通安全対策
事業名称	暴走族対策の推進		
事業目的・内容	住民、事業者、関係機関・団体及び行政が一体となって暴走族根絶運動を推進し、住民生活の安全と平穏の確保及び青少年の健全な育成を図るとともに交通及び地域の安全を確保し、安心して暮らせる地域社会を形成する。 啓発活動（ポスター、チラシの配布）や各中高校における加入阻止教室の開催、夜間実態調査・指導、事業者等への協力依頼を行う。		
合併に向けた課題	「宇都宮市暴走族対策協議会」（市、警察、関係機関）と各町が参加している「県央都市圏暴走族連絡協議会」（4市12町）と調整が必要となる。		
調整の考え方	「県央都市圏暴走族連絡協議会」において、各市町とも広域的な取組を行っているため、「宇都宮市暴走族対策協議会」への参加を含めた調整を行う。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	交通安全対策
事業名称	交通安全教育の推進		
事業目的・内容	住民の交通事故防止と交通安全意識を高揚するため、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努められるよう、幼児から高齢者までの交通安全教育を推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市では交通安全教室を交通安全教育指導員（非常勤職員）を雇用し事業実施しているが、各町では警察に講師派遣依頼しており、実施手法について調整していく必要がある。		
調整の考え方	市町間で事業内容が異なることから、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、各町においても宇都宮市と同等の事業を実施できるよう調整する。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	交通安全対策
事業名称	交通災害共済事務		
事業目的・内容	栃木県が事業主体となり、交通事故による被災者を救済し、住民の生活安定と福祉の増進を図る。 各市町の主な業務は加入者の見舞金請求受付・切り替え時期の加入申し込みとりまとめなどであり、見舞金請求受付は県内一律同じ方法である。		
合併に向けた課題	共済加入掛金に対する補助や加入取りまとめ報償金の違いがあるので調整が必要。掛金の補助についても、70歳以上の高齢者に対し全額負担		

	(上三川町)、小中学生を半額(上三川町)、中学生以下の要保護・準要保護児童・生徒に全額(河内町)身体・知的障害者への補助等(宇都宮市)という違いがあるため、調整が必要である。
調整の考え方	栃木県の条例に基づく事業であるため、新市として取扱い是一本化する。 市町間で掛金助成補助や報償金の額に違いがあるが、宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	交通安全対策
事 業 名 称	チャイルドシートの補助事業		
事業目的・内容	チャイルドシートを購入する者に対し、その費用の一部を補助することにより、チャイルドシートの普及を促進し、乳幼児の乗車中の事故による被害軽減と子育ての支援を図る。		
合併に向けた課題	各市町間で、制度の有無や補助の該当要件に違いがあるため、調整が必要となる。また、上河内町においては、既に事業を廃止しているため、制度の必要性についても併せて検討していく必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市・河内町で事業を実施しており、制度にほとんど差異がないことや、今後も乳幼児の乗車中の事故による被害軽減は重要であることから、宇都宮市の制度を基準に調整し、新市で事業展開する。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	交通安全対策
事 業 名 称	交通安全計画の策定		
事業目的・内容	交通安全対策基本法の規定に基づく交通安全計画を策定し、各種施策を推進することで、交通事故の減少と交通安全の確保を図る。		
合併に向けた課題	計画策定にあたり「交通安全審議会」委員の選任があるが、地域性を考慮するなど、選考方法を検討していく必要がある。		
調整の考え方	一体的な計画であるため、宇都宮市の安全計画を基準に調整する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	地域行政サービスの推進		
事業目的・内容	身近なところできめ細かな行政サービスを提供するとともに、高度化、多様化する住民ニーズに対応し、総合的で質の高い行政サービスの提供を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、新市における実施事業の内容・手法について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	窓口サービス支援システムについては、旧町役場が地域に身近な行政機関として、住民生活に関連する業務を全て網羅する見込みのため、旧町役場へは導入しない。年度末等の臨時窓口開設については、事業の趣旨、内容、効率性等を考慮し、窓口開設箇所は宇都宮市本庁舎のみとする。 窓口業務の時間延長については、事業の趣旨、内容を考慮し、窓口開設箇所は宇都宮市本庁舎のみとするが、各町の自動交付機の稼動時間を延長する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	住居表示・町名町界に関する事務		
事業目的・内容	住宅が密集した地区では、地番による住所の表わし方であると、来訪者や郵便事業等に不便である。これを解消するためには住居表示が必要である。また、区画整理事業後には、区域に合わせて町界の変更が必要な場合がある。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市が実施している事業であり、宇都宮市の制度を適用することに支障がないので、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	住居表示関係維持管理		
事業目的・内容	住居表示実施済地区への来訪者の利便を図るため設置している街区案内板の破損修理、清掃を実施する。 また、地図や各種冊子の作成、新築住所設定調査、同一証明書交付に関する事務を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市が実施している事業であり、宇都宮市の制度を適用することに支障がないので、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	住居表示等審議会		
事業目的・内容	住居表示や町名・町界変更を行う際、有識者や地元代表者で構成する審議会に諮ることにより、民意を反映した形での答申を得て、議会に提案する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市が実施している事業であり、宇都宮市の制度を適用することに支障がないので、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	広域交付		
事業目的・内容	日常生活圏の広がりに対応した広域行政サービスの一環として、居住地以外の自治体においても住民票と戸籍謄抄本の交付を行うことにより利用者の利便性の向上を図る。 宇都宮市、壬生町、石橋町、上三川町、河内町、上河内町の範囲で行っている。		
合併に向けた課題	現在、住民票等の広域交付については、1市5町（宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町、壬生町、石橋町）で実施しているが、新市に移行後は、枠組を検討する必要がある。		

調整の考え方	原則として、新市の枠組みで事業を行う方向で調整する。 壬生町、石橋町については、現在の広域交付から離脱するよう調整する。
--------	---

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	自動交付機交付		
事業目的・内容	窓口事務において利用の多い証明書の交付を自動化し、休日にも行政サービスを提供する。		
合併に向けた課題	自動交付機、カードの統一や設置場所の検討、電算処理システムや手数料の整合、交付証明書の種類について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町に設置されているが、取扱う証明書の種類や稼働時間が異なるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	サービスの向上
事 業 名 称	市民証交付		
事業目的・内容	住民基本台帳又は外国人登録をしている原則15歳以上の者を対象に、顔写真付きの「うつのみや市民証」（有効期間5年、失効あり）を発行する。市の窓口、郵便局、金融機関等の窓口で本人を確認するものとして利用することができ、利便性が向上する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	役所等の窓口での本人確認の利便性を考慮し、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	窓口サービス	小 分 類	霊園・斎場
事 業 名 称	斎場の運営		
事業目的・内容	市民及び近隣住民の宗教的感情に配慮し、また、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障を生じることのないよう火葬業務を行うとともに、利便性向上のため告別室の貸し出し等の業務を行う。 利用に関しては、昭和52年に宇都宮市・上三川町・上河内町・河内町・壬生町・石橋町が協定を締結し、これら関係団体の住民に広域利用されている。 また、上三川町は、芳賀地区広域行政事務組合の斎場も併せて利用している。		
合併に向けた課題	現在、斎場については、1市5町（宇都宮市・上三川町・上河内町・河内町・壬生町・石橋町）で広域利用しているが、新市に移行後は、枠組を検討する必要がある。 また、上三川町が芳賀広域を利用していることから、協議が必要である。		
調整の考え方	原則として、新市の枠組で事業を行う方向で調整する。 壬生町、石橋町については、現在の広域利用から離脱するよう調整する。 上三川町の芳賀広域利用については、離脱するよう調整する。		

中 分 類	男女共同参画	小 分 類	個人尊重・男女平等
事 業 名 称	意識啓発事業		
事業目的・内容	男女共同参画を推進していくうえで、現在、社会が直面している現状と課題についての理解を深めるとともに、必要な知識を身に付けることによって、男女平等の意識を確立し、固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、男女共同参画意識を啓発する。		
合併に向けた課題	各市町により、実施している事業内容・実施手法（啓発誌による周知方法、団体等との共催）が異なることから、新市における実施事業の内容・手法についての調整を図る必要がある。		
調整の考え方	市町間で事業内容が異なることから、宇都宮市の事業を基準に、各町においても宇都宮市と同等の事業を実施できるよう調整する。		

中 分 類	男女共同参画	小 分 類	個人尊重・男女平等
事 業 名 称	女性相談事業		
事業目的・内容	男女共同参画社会の実現を目指し、女性の家庭・身の上・その他の悩みごとの相談に応じ、助言・指導を行う。配偶者からの暴力の被害者の保護・相談・支援に応じる。 また、売春防止法に定める要保護女子の更生指導や援護を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市は福祉事務所を所管する保健福祉部ではなく市民生活部で本事業を実施しているが、各町では婦人保護等主管課においてDV等に関する相談を受け、一時保護が必要な場合は、健康福祉センターなどを通して婦人相談所に入所させている。こうしたことから、合併後は、健康福祉センターの相談業務を宇都宮市女性相談所が担うことから、その対応を検討する必要がある。		
調整の考え方	事務事業の実施主体は異なるものの、住民が受けるサービス内容には、差がないことから、宇都宮市の事業を基準に合併時に調整する。		

中 分 類	男女共同参画	小 分 類	個人尊重・男女平等
事 業 名 称	DV被害者支援事業		
事業目的・内容	DV防止の啓発活動を推進するとともに、暴力から逃れる女性を一時保護している民間シェルター及びDV被害者の自立のための自助グループの運営に対して補助する。		
合併に向けた課題	宇都宮市独自の事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市の独自の事業であることから、各町においても宇都宮市と同等の事業を実施できるよう調整する。		

中 分 類	男女共同参画	小 分 類	個人尊重・男女平等
事 業 名 称	男女共同参画の視点からのガイドラインの活用		
事業目的・内容	刊行物やポスター等を作成する際に、男女共同参画の視点で表現・表記するための目安となるようガイドラインの周知を徹底することにより、性別による固定的な役割分担意識の解消を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。		

調整の考え方	宇都宮市の独自の事業であることから、各町においても宇都宮市と同等の事業を実施できるよう調整する。
--------	--

中 分 類	男女協働参画	小 分 類	人材育成
事 業 名 称	人材育成事業		
事業目的・内容	国際的視野を持った男女共同参画を推進する担い手を養成するとともに、国等が実施する研修会等に派遣し、自主的な学習活動の促進と指導者の育成を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は、主催事業を実施していないが、各町とも同じような研修等に派遣することにより、人材育成を行っているため、派遣人数の調整が必要である。		
調整の考え方	市町間で派遣人数に差異があるため、宇都宮市の事業を基準に合併時に調整する。		

中 分 類	男女協働参画	小 分 類	人材育成
事 業 名 称	女性の人材リストの整備		
事業目的・内容	女性の人材情報を把握し、リストの作成・整備を行うとともに、審議会委員等への女性の登用のための情報の提供を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、各町に女性の人材登録を働きかける必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の独自の事業であることから、各町においても宇都宮市と同等の事業を実施できるよう調整する。		

中 分 類	男女協働参画	小 分 類	環境整備
事 業 名 称	男女共同参画審議会の運営		
事業目的・内容	男女共同参画推進条例に基づき審議会を設置し、計画の策定や変更について意見を述べたり、その他の必要な事項を調査・審議する。		
合併に向けた課題	宇都宮市独自の事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが条例に基づき実施している事務であることから、宇都宮市の制度を基準に新市に引き継ぐ。また、委員の見直しについては、平成17年度の改選時に調整する。		

中 分 類	男女協働参画	小 分 類	環境整備
事 業 名 称	ファミリーサポートセンターの運営		
事業目的・内容	男女が性別にとらわれず、その能力や個性を発揮するため、子どもを持つ親が家族生活や就労その他の活動を両立することができるよう、地域に根ざした子育て支援を行う。 地域において、育児の援助を行いたい人（協力会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）を組織化し、相互援助活動を支援する。		
合併に向けた課題	宇都宮市が独自に実施している事業であるため、各町民に本事業の周知を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であることから、各町においても宇都宮市と同等の事業が実施できるよう調整する。		

中 分 類	青少年	小 分 類	青少年活動
事 業 名 称	青少年問題協議会		
事業目的・内容	青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項の審議と関係行政機関相互の連絡調整を図る。 会長・委員・幹事等による会議を開催する。		
合併に向けた課題	協議会を設置する市町の延べ委員数が著しく多くなることから、委員の定数や選出方法の調整が必要である。 協議会の運営等を含め条例の改正が必要である。		
調整の考え方	市町間で取組に差異があることから、宇都宮市の制度を基準に、委員定数や選出方法等を調整する。		

中 分 類	青少年	小 分 類	青少年活動
事 業 名 称	青少年団体の活動支援（まちづくり活動への参画）		
事業目的・内容	青少年同士が自由な交流・議論を行い、事業やボランティア活動など、まちづくりにおいて自らの力で実施が可能なことから取り組めるよう、高校生主体の活動団体を組織する。		
合併に向けた課題	中高生のリーダース（クラブ）の育成は関係市町ごとに実施しているが、まちづくりへの参画という面では実態が伴っていない。 人材の確保、及び楽しみながら活動を継続・ステップアップさせる手法の構築が課題である。		
調整の考え方	市町間で取組に差異があることから、各町においても宇都宮市と同等の事業を実施できるよう、活動団体の対象範囲・支援方法など調整する。		

中 分 類	青少年	小 分 類	青少年活動
事 業 名 称	交流や場の確保（居場所づくり）		
事業目的・内容	青少年が自由に無料で集まれ、主体的に活動できる時間・空間・事業を提供する。またサポーター（専門的な研修を受けた成人及び青少年指導者）の支援による、青少年間の異世代交流や様々な大人との交流を通して、豊かなコミュニティの形成を促進し、問題解決能力の向上や自立に必要な主体性の涵養に寄与する。		
合併に向けた課題	宇都宮市が行う事業は、15年度が実験段階であり、今後、各町と協議し、町の主体的取組による事業推進について協議する必要がある。（地域コミュニティの単位、公共施設（数）などに格差があることから、公共施設の有効活用やソフト事業の充実など実態を把握する必要がある。）		
調整の考え方	市町間で取組に差異があることから、各町においても宇都宮市と同等の事業を実施できるよう、コミュニティの単位・公共施設数など調整する。		

中 分 類	青少年	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	ふれあいのある家庭づくりの推進		
事業目的・内容	家庭の和やかな団らんを通して、家族全員の心の交流を図り家族の絆を深める、毎月第3日曜日の「家庭の日」を普及推進するため、啓発活動を積極的に展開する。		

	広報紙をはじめ、チラシやパンフレット、のぼり旗・シール等による啓発、家庭や家族を意識した事業（家族討論会・家族参加型イベント等）の実施、協賛企業による広報宣伝（チラシ等への「家庭の日」掲載や「家庭の日」割引セール等）、各種メディアの活用などを行う。
合併に向けた課題	「家庭の日」の啓発に特化した事業への取組は格差が大きい。 こどものしつけや学校週5日制等、教育的視点も併せ「家庭の日」の趣旨をアピールする方策を検討する必要がある。
調整の考え方	市町間で取組に差異があることから、各町においても宇都宮市と同等の事業を実施できるよう調整する。

中 分 類	青少年	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	地域ぐるみの育成・環境点検		
事業目的・内容	青少年の非行防止と健全育成の一層の推進を図るため、毎年7月と11月に、国において展開される「青少年の非行問題に取り組む強調月間運動」及び「全国青少年健全育成強調月間運動」の趣旨を踏まえ、関係機関や団体をはじめ、家庭、学校など地域社会が一体となり、地域における「環境点検活動」、「愛のひと声運動」、「ピンクビラやポスターの撤去及びポルノビデオ自販機等の追放運動」を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市の事業の一部は各町でも実施している。また、事業の趣旨に関係する事業として、社明大会やあいさつ声かけ、11月の全国青少年健全育成強調月間運動中の事業、関係団体が実施している事業などさまざまであるため、実態を把握する必要がある。 青少年に有害なポルノ自販機の撤去要望に対して、地域の住民・団体と対応策を検討し、追放運動を支援していく必要がある。		
調整の考え方	市町間で取組に差異があることから、各町においても宇都宮市と同等の事業を実施できるよう調整する。		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事 業 名 称	コミュニティ施設整備		
事業目的・内容	住民の主体的な地域づくり活動を促進するための拠点施設として、地域コミュニティセンターを建設する。 施設の老朽化に伴い、拠点施設としてふさわしい機能をもった地域コミュニティセンターとして再整備するため、建設場所の選定、設計、建築をする。		
合併に向けた課題	各市町間に設置目的が似たコミュニティセンターがあることから、各施設の位置付けを明確化し、老朽化が進んでいる施設の建替や、地域ニーズに応じた施設整備計画を検討する必要がある。		
調整の考え方	現在の宇都宮市における地域コミュニティセンターの施設建設は小学校通学区を単位としているが、新市に移行後のコミュニティ活動支援の考え方に合わせながら、施設整備計画を調整する。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	地域づくり
事 業 名 称	地域コミュニティセンター等管理運営事業		
事業目的・内容	住民主体のまちづくりを促進するため、より多くの住民が地域活動に参加できる機会と活動拠点を提供し、施設の地域住民による自主的な運営を目指す。 地域コミュニティセンター、地域団体室やコミュニティ運動広場の貸し出し、それに伴う使用料等の徴収、施設清掃等の業務を行う。		
合併に向けた課題	各市町に設置されている施設のまちづくりの活動拠点としての機能、管理運営の方法や費用、使用料の徴収の有無、使用料の額等に違いがあるため、機能的側面と管理的側面の両面から調整を図る必要がある。		
調整の考え方	管理方法や使用料の有無など、調整を必要とする項目が多岐に渡り、短期間での統一は困難である。施設の整備計画やコミュニティの支援方法など、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	消費生活
事 業 名 称	消費生活啓発事業（啓発イベント、消費者団体育成）		
事業目的・内容	主体性のある自立した消費者を育成するため、消費者団体等との協力した啓発事業の実施、または消費者団体の育成を図ることにより、身近な消費者問題に関心を寄せる動機づけと情報提供を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市では啓発イベントを実施しているが、各町では啓発イベントは実施しておらず、消費者団体の活動内容（町文化祭に出展・くらしの相談員制度・リサイクル石鹸の指導・販売）や支援状況（報酬・運営補助）は異なっているため、新市においては、各消費者団体の活動実績を踏まえ、より多くの団体が主体的に活動できるよう調整を行う必要がある。 啓発イベントについては、宇都宮市において平成16年度から地域展開を行う予定（中央2回、地域3回／年）であり、各町での開催も可能ではあるが、人員等の問題もあり、調整を行う必要がある。		

調整の考え方	啓発イベントは、市町間でサービス水準が異なることから、宇都宮市の制度を基準に新市に移行後、速やかに調整する。団体支援については、各市町消費者団体の意向を確認し、補助金交付から他の支援・育成方策へ転換を図るよう、新市移行後速やかに調整する。
--------	---

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	交通安全対策
事 業 名 称	交通安全推進団体補助金交付事業		
事業目的・内容	交通安全思想の普及・啓発を図るため、交通安全推進団体の組織・活動の育成強化を図る。		
合併に向けた課題	各市町によって交付している団体が違うため、今後どの団体（例：交通安全協会・推進協議会等）を活用して交通安全を推進していくのか整理が必要である。		
調整の考え方	市町間で補助金を交付している団体が異なることから、整理統合し、新市移行後、速やかに調整する。		

中 分 類	男女共同参画	小 分 類	個人尊重・男女平等
事 業 名 称	結婚相談事業		
事業目的・内容	住民が幸せで健全な結婚生活を送るため、申込者の登録・紹介・見合いなどについて助言・指導を行う。		
合併に向けた課題	各市町において、相談日・実施体制などが異なり、宇都宮市の基準に合わせると事業費が増大することから、窓口の一本化（各町の相談所の廃止）を図る必要がある。		
調整の考え方	各町で農業後継者などの育成を目的に実施してきた経緯・実情等を配慮しながら、宇都宮市の事業を基準に合併後速やかに調整する。		

中 分 類	男女共同参画	小 分 類	環境整備
事 業 名 称	男女共同参画推進条例・行動計画		
事業目的・内容	男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画推進条例を施行するとともに、施策の基本方針、施策の方向を示す行動計画を策定する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は条例・行動計画とも整備しているが、上三川町・河内町では、住民の意識調査を実施したものの、行動計画策定までには至っていない。		
調整の考え方	取組の進捗状況に差異があるため、宇都宮市の行動計画の改定時期である合併後3年を目途に調整する。		

中 分 類	男女共同参画	小 分 類	環境整備
事 業 名 称	男女共同参画を推進する住民組織への支援		
事業目的・内容	男女共同参画社会の形成のためには、行政のみならず自ら積極的に取り組み、行動できる住民団体とともに全市的に取り組む必要があるため、男女共同参画社会の実現を目指し活動している住民団体への支援を行う。		
合併に向けた課題	各市町において、女性団体連絡協議会に補助金を交付しているが、同		

	じような設立目的の団体であるため、各市町の女性団体連絡協議会の統合を図る必要がある。 なお、統合できない場合は、各市町で算出根拠が異なるため統一を図る必要がある。
調整の考え方	市町間で住民組織への補助金の算出基準に差異があるため、宇都宮市の算定基準を基本に合併後速やかに調整する。

中 分 類	青少年	小 分 類	青少年活動
事業名称	青少年健全育成計画の推進		
事業目的・内容	青少年に関する基本的な方向性を具体化するために青少年健全育成計画を策定する。 計画に基づき行っている青少年関係事業のうち、先導的役割が期待できる特徴的な施策と主要な事業を中心に進行管理を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが計画策定及び進行管理を行っている。 16年度に計画の見直しを行い、17年度計画改定となる。		
調整の考え方	宇都宮市が16年度に計画見直しを行うが、各町においても宇都宮市と同様の施策事業が実施できるよう検討し、合併後速やかに調整する。		

中 分 類	青少年	小 分 類	健全育成
事業名称	健全育成を推進する住民組織への支援		
事業目的・内容	青少年育成を総合的・一体的に推進するため、中核となる住民組織を設立し、意識啓発事業など住民総ぐるみによる事業の展開や社会環境の整備を行う。		
合併に向けた課題	市町民会議が設置されていても、構成団体・補助金額等など格差がある。主催事業の企画立案や自主財源の確保等に向けた構成団体の連携協力体制の確立が課題である。		
調整の考え方	住民組織の構成や収支内容等が異なることから、宇都宮市の制度を基準に、新市に移行後速やかに調整する。		

中 分 類	青少年	小 分 類	非行防止
事業名称	非行防止活動の推進		
事業目的・内容	次代を担う青少年を非行から守り、心豊かな人間性を備え、心身ともに健康でのびのびと、しかも、たくましく成長できるような社会環境づくりのため、喫煙や自転車の2人乗りなどに対して補導活動を行い、また、上記非行行為に至るまでにその芽を摘み取るため、少年相談活動やその他の問題行動対策などを行っている。		
合併に向けた課題	事業内容や補導員（指導員）の位置付け（任命権者・報酬・事故等の処遇）等が異なるため、調整する必要がある。		
調整の考え方	事業内容や補導員の位置付けが異なることから、宇都宮市の制度を基準に、新市に移行後速やかに調整する。		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事 業 名 称	市民農園事業		
事業目的・内容	住民が、園芸を通じて土に親しみ、家族ぐるみで生産の喜びを味わいながら、住民相互の交流を深めて、より豊かな余暇生活と新しい地域社会の実現に寄与する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町で設置しているが、農園の運営方法、利用料金、設備規模等が異なることから、事業内容の内容・手法について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	各市町における、事業実施の経緯や事業の趣旨、形態が異なることから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事 業 名 称	防犯灯設置及び管理補助金交付事業		
事業目的・内容	住民が自ら地域における夜間の事故や犯罪の未然防止を図るとともに、明るい環境づくりを促進する。 市町の区域内に防犯灯を設置し、引き続きその維持管理を行う自治会等の公共的団体に対し補助金を交付する。		
合併に向けた課題	防犯灯の設置、管理主体や補助額に違いがあるので、調整の必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度に調整するが、管理が町の場合、自治会の負担が重くなるので段階的に調整する。		

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	身近な行政
事 業 名 称	地区行政の推進		
事業目的・内容	地域主体のまちづくりを推進するため、市町の各地区の行政機能、地域のまちづくり機能を強化する。 適正な地区区分の設定による行政サービスの効率的・効果的展開や住民生活に密着した総合的なサービスの推進、地域における自治の拡充、推進体制（支所的機能）の整備を図る。		
合併に向けた課題	行政サービスを住民の身近な場所で展開する拠点施設は、宇都宮市と河内町だけにあり、新市で配置基準、地区区分や提供するサービスの種類を含めて検討していく必要がある。また、まちづくり組織についても、自治会との関係が異なることから新市全体に拡大すべきか検討を要する。		
調整の考え方	地域で展開すべき行政サービスの内容や事務の権限委譲については、地域行政機関の所管する事務や地域自治組織の制度と整合性を図りながら、中長期的に一定の方向性を見出すこととし、地域での行政サービスの充実と住民主体の地域づくりを推進していく。		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	地域づくり
事 業 名 称	地域まちづくり組織運営費補助事業		
事業目的・内容	特色ある地域づくりを進めるため、地域のまちづくりビジョンや地域カルテの作成等により、地域の資源やさまざまな課題を発見し、住民による特性を生かした事業や課題解決に向けた取組を支援する。地域の活動を組織的なものとし、地域まちづくり組織の運営について資金的な補助をするものである。		
合併に向けた課題	単位自治会の一つ上の階層におけるコミュニティ区域（地域）の捉え方が各市町間で異なり、そのコミュニティ区域と行政との関係がどのような状況か把握し、その調整を検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市単独の事業であり、平成16年度から組織運営補助を地域づくり推進補助事業に整理統合するため、調整の必要はない。		

各種事務事業の取扱い

【保健福祉専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	保健	小 分 類	保健・医療施設
事 業 名 称	救急医療（救急の日記念講演会）		
事業目的・内容	毎年9月9日の「救急の日」を含む1週間（救急医療週間）に、住民が救急医療に関する正しい知識と理解を深めるために、医師会との共催で講演会を開催する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しており、合併後、実施のあり方等について調整が必要である。		
調整の考え方	救急の日を記念して、救急医療の普及啓発を目的としていることから、より住民への啓発が図られる事業へと見直しを進める必要があるが、普及啓発事業そのものは宇都宮市の制度に合わせて継続して実施する。共催団体として現在、市医師会だけであるが、今後、上三川医師団との共催も検討する。		

中 分 類	保健	小 分 類	保健・医療施設
事 業 名 称	救急医療（病院群輪番制病院運営事業）		
事業目的・内容	宇都宮市夜間休日救急診療所など初期救急医療施設から重症患者の受入れのために、済生会宇都宮病院、宇都宮社会保険病院、独立行政法人国立病院機構栃木病院を二次救急医療機関として確保し、国立を除く2病院には補助金を交付している。 宇都宮市・上三川町、河内町、上河内町の1市3町による広域事業であり、各町は負担金を市に支払っている。		
合併に向けた課題	宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町は、同じ宇都宮医療圏であり、調整の必要なし。		
調整の考え方	現在、宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町において、広域で実施しており、救急医療体制の中で入院加療を行う役割を担っているため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健	小 分 類	保健・医療施設
事 業 名 称	救急医療（小児救急医療施設運営事業）		
事業目的・内容	初期救急医療施設である宇都宮市夜間休日救急診療所に小児科医師を配置するとともに、小児重症患者の受入れのために、済生会宇都宮病院、宇都宮社会保険病院、独立行政法人国立病院機構栃木病院の3病院にも小児科医師を配置し、二次救急医療機関として確保している。 宇都宮市・上三川町、河内町、上河内町の1市3町による広域事業であり、各町は負担金を市に支払っている。		
合併に向けた課題	宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町は、同じ宇都宮救急医療圏であり、調整の必要はない。		
調整の考え方	現在、宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町において、広域で実施しており、救急医療体制の中で小児医療の確保を図る役割を担っているため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	養育支援訪問指導		
事業目的・内容	総合周産期母子医療センター、地域周産期医療機関と契約を結び、未熟児の退院時の状況について連絡を受け、そのうち養育上必要と認めた場合や保護者が希望した場合に訪問指導を実施する。		
合併に向けた課題	中核市業務として宇都宮市のみが実施しており、事業内容に相違はないが、県と合併後の実施手法について調整が必要である。		
調整の考え方	中核市業務で、宇都宮市が実施している事業であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	脳卒中発症登録支援事業		
事業目的・内容	地域における脳卒中患者の実態を把握するため、協力医療機関からの情報をもとに脳卒中の発症登録を行い、地域における脳卒中の状況把握と、脳卒中予防対策の推進を図る。また、医療機関から提供される脳卒中患者の情報をもとに適切な保健・医療・福祉サービスの提供を行い、脳卒中・寝たきり予防に資する。		
合併に向けた課題	栃木県の県単事業として、その登録、情報収集を宇都宮区域は宇都宮市が、各町の区域は県保健福祉センターで行っている。合併により各町の区域を含めて、新市で行うことになるが、実施方法に差がないことから、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	県単事業であるが、中核市として宇都宮市のみが実施している事業であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健	小 分 類	医療費助成
事 業 名 称	小児慢性特定疾患治療研究事業		
事業目的・内容	小児慢性疾患のうち、悪性新生物、慢性腎疾患、ぜんそく、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病などの特定疾患について、医療費を助成する。		
合併に向けた課題	中核市の業務として宇都宮市のみが実施している事務であり、各町においては県が実施していることから、県の管理しているデータの移管など県との調整が必要であり、市町間での調整事項は特になし。		
調整の考え方	中核市業務であり、県・宇都宮市とも実施内容に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健	小 分 類	医療費助成
事 業 名 称	養育・育成・療育医療の公費負担		
事業目的・内容	養育医療：養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。 育成医療：身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う。 療育医療：骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対し、病院に入院させて医療の給付を行うとともに、療養に併せた学習の援助を行う。		

合併に向けた課題	県の管理しているデータの移管など県との調整が必要であるが、市町間での調整事項は特にない。
調整の考え方	中核市業務であり、県・宇都宮市とも実施内容に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	保健	小 分 類	団体
事 業 名 称	老人保健事業推進協力交付金		
事業目的・内容	老人保健法の目的である国民の老後における健康保持と適切な医療の確保を図るため、健康教育・健康相談・健康診査及び機能訓練等の事業を総合的に実施することが肝要であり、この保健事業を円滑に推進するには、医師、歯科医師及び柔道整復師の積極的な協力が必要である。 このためこれらの団体に対し交付金を交付し事業の推進を図り、県民保健の向上と老人福祉の増進に資する。		
合併に向けた課題	県内の全ての市町村が、人口割等により県医師会、県歯科医師会へ交付している事業であることから、交付金の算定基準や交付方法の差異はなく、特段の調整の必要はない。		
調整の考え方	各市町において、交付金の算定基準、交付方法、交付先に差異がないことから、現行のまま継続する。		

中 分 類	保健	小 分 類	団体
事 業 名 称	宇都宮市保健センター総合健診運営委員会		
事業目的・内容	宇都宮市で実施している保健センターにおける総合健診等の、安全かつ効率的な運営を図るため、必要な事項について審議することを目的として、宇都宮市保健センター総合健診運営委員会を設置している。		
合併に向けた課題	宇都宮市の実施であり、各町との調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市で実施している保健センターにおける総合健診等の運営を審議する委員会であり、新市移行後も保健センターでの健診を実施することから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉施設
事 業 名 称	社会福祉施設の設置認可事務		
事業目的・内容	福祉サービスの提供及び健全な施設運営が営まれ利用者のサービスの向上を図るため、社会福祉施設の設置認可、設置届、事業開始届の認可（施設の変更届等に関する事務）や社会福祉施設への指導監督の事務を行う。		
合併に向けた課題	実施しているのは、中核市としての宇都宮市のみであり、各町においては、県が実施しているが、宇都宮市と県において事務に差がないため、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	宇都宮市が、中核市移行に伴い権限移譲により実施している事務であり、各町では実施していないため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉施設
事 業 名 称	社会福祉施設等の指導監査		
事業目的・内容	施設において、法令等に基づく健全かつ適正な事業運営及び施設運営が図られることを目的に、指導監査を実施する。 各町の社会福祉施設は県が指導監査を実施している。		
合併に向けた課題	実施しているのは、中核市としての宇都宮市のみであり、各町においては、県が実施しているが、宇都宮市と県において基準に差がないため、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	宇都宮市では、中核市移行に伴い権限移譲により実施している事務であり、各町では実施していないため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉施設
事 業 名 称	社会福祉・医療事業団貸付金に対する利子補給事務		
事業目的・内容	社会福祉・医療事業団からの借り入れた資金に係る利子の一部を補給することにより、社会福祉法人等の安定的な運営を補助し、サービスの充実を図るための利子補給事務手続きを行う。		
合併に向けた課題	実施しているのは、中核市としての宇都宮市のみであり、各町においては、県が実施しており、宇都宮市と県のサービス水準に差はないが、これまでの債務負担について調整する必要がある。		
調整の考え方	各町分においては、現在、県が負担しており、県と宇都宮市との間にサービス水準の差はないため、宇都宮市の制度を基準に統一する。ただし、債務負担について調整を行う。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉施設
事 業 名 称	社会福祉施設整備費貸付金貸付事務		
事業目的・内容	社会福祉施設の整備等に要する費用の一部を貸し付けることにより、施設の環境整備等を整え、利用者へのサービスの向上を図るための事務手続きを行う。		
合併に向けた課題	実施しているのは、中核市としての宇都宮市のみであり、各町においては、県が実施しているが、宇都宮市と県において事務に差がないため、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	各町においては、現在、県が負担しており、県と宇都宮市との間にサービス水準の差はないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉施設
事 業 名 称	社会福祉施設等設備整備費（業務省力化設備費）補助金交付事務		
事業目的・内容	社会福祉施設の設備整備に要する費用の一部を補助することにより、施設に勤務する職員の業務を軽減及び労働環境の改善を図り、社会福祉施設の安定的な運営及び利用者に対する福祉サービスの向上を図るための事務手続きを行う。		

合併に向けた課題	実施しているのは、中核市としての宇都宮市のみであり、各町においては、県が実施しているが、宇都宮市と県において事務に差がないため、特に調整の必要はない。
調整の考え方	国の制度による補助のため、合併移行については、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉事務所
事 業 名 称	社会福祉主事の任免事務		
事業目的・内容	社会福祉事務所に置く援護、育成又は更正の措置に関する事務を行う職員（社会福祉主事）及び指導監査を行う職員（査察指導員）の任免を行う。		
合併に向けた課題	福祉事務所事務であり、宇都宮市と各町の範囲を所管する県において、事務の内容に差がないことから、調整の必要はない。		
調整の考え方	社会福祉法に基づく福祉事務所の事務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉事務所
事 業 名 称	厚生労働大臣表彰		
事業目的・内容	「厚生労働大臣表彰要綱」に基づき、社会福祉事業功労者、障害者自立更生等及びボランティア功労者に対する表彰候補者の推薦を行う。		
合併に向けた課題	実施しているのは中核市としての宇都宮市だけであり、各町については県が所管しているが、推薦基準等に差がないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉事務所
事 業 名 称	厚生統計調査		
事業目的・内容	国及び地方公共団体の社会福祉行政推進のための基礎資料を得るため国の委託により調査を実施する。		
合併に向けた課題	中核市事務として宇都宮市のみが実施しており、宇都宮市と各町の範囲を所管する県において、事務の内容に差がないことから、調整の必要はない。		
調整の考え方	中核市事務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉審議会
事 業 名 称	社会福祉審議会（全体会）事務		
事業目的・内容	社会福祉法第7条の規定に基づき設置されている附属機関であり、社会福祉全般に関する事項を調査審議する。 社会福祉法第7条第1項により、都道府県並びに政令指定都市及び中核市のみに設置が義務付けられており、各町では未設置である。		

合併に向けた課題	委員の構成について、各町の地域から委員を任命するかどうか、検討を要する（社会福祉法第12条第2項により委員定数は50人）。
調整の考え方	中核市である宇都宮市のみが設置している附属機関であり、宇都宮市の制度に統一する。ただし、各町社会福祉関係者を地域の代表として委員に任命する方向で調整する。

中分類	社会福祉	小分類	社会福祉審議会
事業名称	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会		
事業目的・内容	社会福祉法第11条第1項に規定する障害者福祉専門分科会として設置し、障害者の福祉に関する事項を調査審議する。		
合併に向けた課題	設置しているのは中核市としての宇都宮市だけであり、宇都宮市と各町の範囲を所管する県において、事務の内容に差がないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であり、県と宇都宮市で同様に事務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、審議会全体会において各町の地域代表委員を任命した場合には、分科会においても同様の対応をする。		

中分類	社会福祉	小分類	社会福祉審議会
事業名称	社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会		
事業目的・内容	社会福祉法第11条第1項に規定する障害者福祉専門分科会の部会として設置し、障害者の福祉に関する事項のうち、身体障害者福祉法第15条の医師の指定、更生医療機関の指定の審査を行う。		
合併に向けた課題	設置しているのは中核市としての宇都宮市だけであり、宇都宮市と各町の範囲を所管する県において、事務の内容に差がないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であり、県と宇都宮市で同様に事務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	社会福祉	小分類	社会福祉審議会
事業名称	社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会		
事業目的・内容	社会福祉法第11条第2項に規定する老人福祉専門分科会として設置し、高齢者福祉に関する事項を調査審議する。		
合併に向けた課題	設置しているのは中核市としての宇都宮市だけであり、宇都宮市と各町の範囲を所管する県において、事務の内容に差がないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であり、県と宇都宮市で同様に事務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、審議会全体会において各町の地域代表委員を任命した場合には、分科会においても同様の対応をする。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉審議会
事 業 名 称	社会福祉審議会民生委員審査専門分科会		
事業目的・内容	市長の諮問により民生委員児童委員の推薦候補者の適否を審査する。		
合併に向けた課題	設置しているのは中核市としての宇都宮市だけであり、宇都宮市と各町の範囲を所管する県において、事務の内容に差がないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であり、県と宇都宮市で同様に事務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、審議会全体会において各町の地域代表委員を任命した場合には、分科会においても同様の対応をする。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉審議会
事 業 名 称	社会福祉審議会児童福祉専門分科会		
事業目的・内容	社会福祉法第12条第1項に規定する児童福祉専門分科会として設置し、児童福祉に関する事項を調査審議する。		
合併に向けた課題	設置しているのは中核市としての宇都宮市だけであり、宇都宮市と各町の範囲を所管する県において、事務の内容に差がないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であり、県と宇都宮市で同様に事務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、審議会全体会において各町の地域代表委員を任命した場合には、分科会においても同様の対応をする。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	民生委員・児童委員
事 業 名 称	民生委員・児童委員の任免事務		
事業目的・内容	厚生労働大臣へ民生委員・児童委員の任免を具申する。		
合併に向けた課題	中核市事務であり、宇都宮市と各町の範囲を所管する県において、事務の内容に差はないが、定数の決定、人員増等に対応する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に伴い権限移譲により実施している事務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	人材育成
事 業 名 称	社会福祉研修		
事業目的・内容	急速な少子・高齢化の進行により、益々複雑多様化する福祉ニーズに対応し、より充実したサービスを実現していくことが、切実に求められている。そのため、社会福祉事業に従事する職員の資質の向上を図ることが非常に重要な課題となっており、社会福祉の新たな課題に対応できる職員の育成を目指し、保育所長研修、社会福祉行政指導監督職員研修など社会福祉事業従事者の研修を実施する。		
合併に向けた課題	実施しているのは中核市としての宇都宮市だけであり、宇都宮市と各町の範囲を所管する県において、事務の内容に差がないことから、特に調整事項はない。		

調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。
--------	--

中 分 類	社会福祉	小 分 類	法人・団体
事業名称	社会福祉法人の指導監査		
事業目的・内容	都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市が、社会福祉法人に対し、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図る。 市以外の社会福祉法人は県が指導監査を実施している。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外にある社会福祉法人は県が所管しているため、指導監査における所管について、県より漏れなく移管を受ける必要がある。ただし、法人監査は法定受託事務なので、実施方針等は県と差異はなく、調整の必要はない。		
調整の考え方	宇都宮市では、中核市移行に伴い権限移譲により実施している事務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	法人・団体
事業名称	社会福祉法人の設立認可事務		
事業目的・内容	福祉サービスの提供及び健全な法人運営が営まれ利用者のサービスの向上を図るため、社会福祉法人の認可（設立認可・定款変更等に係る事務）、指導監督等の事務を行う。		
合併に向けた課題	実施しているのは、中核市としての宇都宮市のみであり、各町においては、県が実施しているが、宇都宮市と県において事務に差がないため、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	宇都宮市が、中核市移行に伴い権限移譲により実施している事務であり、県と同様であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	人権擁護委員
事業名称	人権擁護委員の推薦		
事業目的・内容	市町村長は、委員候補者を選び、その市町村議会の意見を聞いたうえで、地方法務局長を通じて法務大臣に推薦する。		
合併に向けた課題	人権擁護委員の定数は法務大臣が決定するので、合併後の定数については宇都宮地方法務局との協議が必要となる。		
調整の考え方	法令に定めがあり、各市町に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	恩給援護事務
事業名称	恩給援護事務		
事業目的・内容	恩給法、戦争病者戦没者遺族等援護法等の施行事務を行い、申請書の受付及び県に書類の進達を行う。		
合併に向けた課題	県への進達事務であり、各市町に差はなく、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	法令に定めがあり、各市町に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	災害援助
事 業 名 称	災害弔慰金の支給		
事業目的・内容	災害により被害を被った者々に対し、弔慰金等を支給し、また、希望者に援護資金を貸し付ける。		
合併に向けた課題	各市町が法令に基づき実施しており、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	法に定めがあり、各市町に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	その他の事務
事 業 名 称	介護福祉士等の実習施設の意見書交付		
事業目的・内容	介護福祉士及び社会福祉士の指定養成施設等の設置予定者が、設置計画書及び指定申請書を厚生労働大臣に提出する場合並びに指定養成施設等の設置者が厚生労働大臣に対し実習施設の変更の承認を申請する場合、管内の実習施設（介護老人福祉施設等）に関する指導監査の状況や他の実習生受入状況等について、知事等の意見書を添付する必要があることから、必要に応じて意見書を作成し厚生労働大臣宛提出する。		
合併に向けた課題	実施しているのは中核市としての宇都宮市だけであり、各町においては県が所管しているため、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であり、県と宇都宮市で同様に事務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活保護	小 分 類	生活保護
事 業 名 称	相談・申請事務		
事業目的・内容	生活保護は、生活に困窮する住民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること目的とし、それは、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始することとされていることから、生活保護適用に係る相談を受け、申請を受ける。		
合併に向けた課題	各市町が法令に基づき実施しており、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	各市町において実施している事業であり、内容に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活保護	小 分 類	生活保護
事 業 名 称	申請受理・調査		
事業目的・内容	生活保護を開始するために、申請書等必要書類を徴して申請を受理し、受付けた日の翌日から起算して14日以内に保護の決定をしなければならない。（特別な理由がある場合には決定を30日まで延ばすことができる。） 申請者の生活実態の把握、書類記載事項の確認と補足、また他法他施策等の活用状況、さらに扶養義務者の履行状況を把握するために、面接調査及び資産調査等を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は、県の福祉事務所が実施しているので、県との調整が必要であるが、市町間で調整する事項は特にない。		
調整の考え方	福祉事務所業務であり、業務内容は法令に定められていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活保護	小 分 類	生活保護
事 業 名 称	実施機関事務		
事業目的・内容	生活に困窮する住民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は市の福祉事務所で、各町では県の福祉事務所が実施しているので、県との調整が必要であるが、市町間で調整する事項は特にない。		
調整の考え方	福祉事務所業務であり、業務内容は法令に定められていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活保護	小 分 類	行旅病人・死亡人
事 業 名 称	行旅病人・死亡人		
事業目的・内容	行旅病人（飢えにより歩行できなくなった行旅者や手当てを要するがその途を有しない行旅中の妊産婦、行旅者又は住所及び居所のない者、若しくは、明らかでない者であって、引取者がなく、かつ、警察官が救護の必要があると認めて引き渡した者。）を救護するとともに、行旅死亡人等の葬祭を行う。		
合併に向けた課題	法令に基づく事業のため、市町間に基準の差がなく調整の必要はない。		
調整の考え方	各市町において実施している事業であり、内容に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	施設
事 業 名 称	養護老人ホーム・軽費老人ホーム再整備事業（市町立）		
事業目的・内容	市町立の養護老人ホーム、軽費老人ホームについて、施設の老朽化や入所者の高齢者に伴う身体能力の低下などにより、日常生活に支障をきたしている現状において、生活の安全を確保し快適な居住環境の整備やバリアフリー化を図る必要があるため、再整備を進める。		
合併に向けた課題	事業を計画しているのは宇都宮市だけである。既存の施設の老朽化に伴うものであるため、各市町間で調整すべき事項は特にない。		
調整の考え方	新市に移行した場合を想定して整備を進めていくため、現行のまま引き継ぐ。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	施設
事 業 名 称	老人介護支援センター（市町村）の管理運営		
事業目的・内容	在宅介護を受ける高齢者の状況把握や介護に関する情報提供、相談指導、連絡調整などを行うため、老人介護支援センターを設置し、管理運営する。		
合併に向けた課題	公の施設として設置しているのは宇都宮市だけであるため、特に調整事項はない。		
調整の考え方	公の施設として設置しているのは宇都宮市だけであるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	施設
事 業 名 称	養護老人ホーム（市町立）の管理運営		
事業目的・内容	身体上、精神上、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、健康で明るい生活を送ることができるよう、養護老人ホームを設置し、管理運営を行う。		
合併に向けた課題	設置しているのは宇都宮市だけであるため、特に調整事項はない。		
調整の考え方	現在、養護老人ホームを設置運営しているのは宇都宮市だけであるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	施設
事 業 名 称	軽費老人ホーム（市町立）の管理運営		
事業目的・内容	家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な市内に住む60歳以上の者を対象に、低額な料金で、健康で明るく自立した生活が送れるよう居室を確保し、食事、入浴、洗濯など日常生活を営む上で、必要な便宜を提供する経費老人ホームを設置し、管理運営を行う。		
合併に向けた課題	設置しているのは宇都宮市だけであるため、特に調整事項はない。		
調整の考え方	現在、軽費老人ホームを設置運営しているのは宇都宮市だけであるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	施設
事 業 名 称	健康交流センター（市町立）の管理運営		
事業目的・内容	高齢者や障害者等の健康づくり・生きがいづくりの場を提供するとともに、住民の健康増進や世代間・地域間の交流を促進することを目的とした施設を設置し、管理運営を行う。		
合併に向けた課題	設置しているのは宇都宮市だけであるため、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市にのみ設置の施設であり、使用料も市内・市外の区分を設けていないこと等、現在と合併後の運営状況に変化が生じないため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	軽費老人ホーム運営助成		
事業目的・内容	年齢60歳以上の者が、軽費老人ホーム（A型・ケアハウス）を容易に利用できるよう、ケアハウスに対し事務費の一部を補助することで施設福祉サービスの充実を図る。		
合併に向けた課題	実施しているのは中核市としての宇都宮市だけであり、各町においては県が所管しているため、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であり、県と宇都宮市で同様に事務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	高齢者困難事例処遇事務		
事業目的・内容	個別の事務事業の範疇に入らない老人福祉法上の措置に該当するような事例への対応を行う。		
合併に向けた課題	処遇困難な高齢者への対応は、各市町とも個別事例に応じて対応しており、実施方法等に相違はなく、特に調整事項はない。		
調整の考え方	個別の事務事業の範疇に入らない処遇困難な高齢者への対応については、個別事例に応じて各市町で同様に対応しているため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	愛のベル給付事業		
事業目的・内容	地域社会の協力を得て、ひとり暮らしの老人に対し、緊急連絡器具（愛のベル）を給付することにより、これら老人の不慮の事故等を未然に防止するとともに、日常生活の安全確保を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市だけで実施している事業であり、現行のまま新市に引き継ぐが、当事業については新規の受付をしておらず、緊急通報装置への切替えを進めているため、稼動しているものがなくなり次第廃止する方向である。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	移送サービス事業		
事業目的・内容	身体に障害のある者、高齢者等で公共交通機関の利用が困難な者への便宜を図るため、医療機関、公共施設等への移送サービスを実施することにより、自立生活を支援する。		
合併に向けた課題	上河内町のみで実施している事業であるため、新市における取扱いについて調整が必要である。		
調整の考え方	上河内町においては、バス路線が少なく、個人タクシーが1か所のみという地域特性があるため、道路運送法第80条第1項の許可を得て、本事業を実施している。 このため、本事業については現行のまま新市に引き継ぎ、地域限定で実施する。 なお、新市における各地域の交通事情を踏まえた高齢者の外出支援策については、新市移行後検討を行っていく。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	その他の事務
事 業 名 称	老人保健施設開設許可事項変更の県への進達事務		
事業目的・内容	介護老人保健施設の開設許可事項変更申請書を県に進達する。		
合併に向けた課題	実施しているのは中核市としての宇都宮市だけであり、各町においては県が所管しているため、特に調整事項はない。		

調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であり、県と宇都宮市で同様に事務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。
--------	---

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	障害者手帳
事 業 名 称	身体障害者手帳の認定・交付		
事業目的・内容	身体障害者の手帳交付事務は、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図る。 障害の認定（宇都宮市のみ）及び身体障害者手帳の交付・再交付・程度変更等を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市では、認定・交付事務までを実施しているが、各町では県への進達・交付事務として実施している。県の管理しているデータの移管など県との調整が必要であるが、市町間での調整事項は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市では、中核市移行に伴い認定までを実施しているが、各町では県への進達・交付事務として実施しているため現行のまま新市に引き継ぐ。 町区域内については県が認定しているため、円滑に事務を行えるよう県からの引き継ぎを行う。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	障害者手帳
事 業 名 称	療育手帳交付		
事業目的・内容	知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらのものに対する各種のサービスを受けやすくするため、知的障害児（者）に手帳を交付し、もって知的障害児（者）の福祉の増進に資する。		
合併に向けた課題	県の進達事務であり、市町間で調整すべき事項は特にない。		
調整の考え方	県規則に基づき各市町とも同様に実施している事務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	施設
事 業 名 称	泉が丘ふれあいプラザ（複合施設 市町立）の管理運営		
事業目的・内容	在宅の身体障害者及び知的障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに、その介護を行う者を支援するため、ふれあいプラザを設置し、授産施設、デイサービス、知的障害者・障害児短期入所事業、障害児育成支援事業、相談支援事業等の事業を実施する。		
合併に向けた課題	設置しているのは宇都宮市だけであり、特に調整事項はない。		
調整の考え方	本施設のような障害者支援のための複合施設を有するのは宇都宮市だけであるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	施設
事 業 名 称	肢体不自由児通園施設の管理運営		
事業目的・内容	就学前の肢体不自由児が保護者と一緒に通園し、医師の健康管理のもとに、グループ活動や機能回復訓練を行い感覚機能や運動機能の発達を図る。また、日常生活能力や社会性を高めるための、保育や療育を行う。		

合併に向けた課題	施設を設置しているのは宇都宮市だけであるため、市町間で調整すべき事項は特にない。
調整の考え方	肢体不自由児通園施設を有するのは宇都宮市だけであるため、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	施設
事 業 名 称	知的障害児通園施設（市町立）の管理運営		
事業目的・内容	知的障害児を対象に、基本的な日常生活習慣・社会生活への適正等を養い育て、児童の発達を支援する。		
合併に向けた課題	施設を設置しているのは宇都宮市だけであるため、市町間で調整すべき事項は特にない。		
調整の考え方	知的障害児通園施設を有するのは宇都宮市だけであるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	施設
事 業 名 称	障害者福祉センター（市町立）の管理運営		
事業目的・内容	身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉センターとしての事業を行い、障害者の福祉の増進並びに地域福祉の推進を図る。		
合併に向けた課題	設置しているのは宇都宮市及び河内町だけであるが、15年度において河内町では休止している。 このため、委託の内容等について調整すべき事項はない。		
調整の考え方	設置しているのは宇都宮市及び河内町だけであり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	施設
事 業 名 称	サン・アビリティーズ（障害者教養文化体育施設）（市町立）の管理運営		
事業目的・内容	勤労障害者の雇用の安定と福祉の増進を図るため、機能の回復向上、健康の増進、コミュニケーション及び教養文化のための便宜を提供する。 雇用能力開発機構が建設し、宇都宮市が管理運営を行ってきたが、平成15年3月に購入し、公の施設とした。		
合併に向けた課題	設置しているのは宇都宮市だけであり、合併に伴う市町間の調整事項は特にない。		
調整の考え方	障害者教養文化体育施設を有するのは宇都宮市だけであるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	施設
事 業 名 称	療育拠点施設整備事業		
事業目的・内容	発達に何らかの遅れ等が見られる乳幼児の早期療育と18歳までの継続した一貫性のある療育を提供するとともに、日常生活における様々な相談に迅速に対応し、利用者が安心と長期展望のもとでフォローを受けられる体制を整えるため、医療・保健・福祉・教育などの分野と連携の取れた総合的な支援の拠点となる施設を整備する。		

合併に向けた課題	療育拠点の整備に当たっては、新市に移行した場合の利用対象者数等も想定して整備を進めていくため、合併に当たり市町間で調整すべき事項は特にない。
調整の考え方	新市に移行した場合を想定して整備を進めていくため、現行のまま引き継ぐ。 新市にふさわしい、医療・保健・福祉・教育などの分野と連携の取れた総合的な療育の支援拠点となる施設の整備を進める。

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	支援費
事業名称	支援費サービス（身体障害者）		
事業目的・内容	身体障害者に対してホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど居宅サービスを提供し、身体障害者が地域において自立できるようにする。また、更生施設、療護施設、授産施設における施設サービスを通して、身体障害者の治療、指導、訓練等を行う。 （平成15年4月から「支援費制度」としてスタート）		
合併に向けた課題	市町間で特に違いはないため、調整事項はない。		
調整の考え方	支援費制度におけるサービスの提供については、法令に基づき国の制度として各市町が実施していることから、現行のまま新市に引き継ぎ、実施する。 また、宇都宮市以外では、指定を受けて事業を実施している町はないため、現行のままデイサービス等のサービスを実施する。 新市において、利用者の希望に対応できるよう、サービス基盤の充実に努める。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	支援費
事業名称	支援費サービス（知的障害者）		
事業目的・内容	知的障害者に対してホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、グループホームなどの居宅サービスを提供し、知的障害者が地域において自立できるようにする。また、更生施設、授産施設における施設サービスを通して、知的障害者の治療、指導、訓練等を行う。 （平成15年4月から「支援費制度」としてスタート）		
合併に向けた課題	市町間で特に違いはないため、調整事項はない。		
調整の考え方	支援費制度におけるサービスの提供については、法令に基づき国の制度として各市町が実施していることから、現行のまま新市に引き継ぎ、実施する。 また、宇都宮市以外では、指定を受けて事業を実施している町はないため、現行のままデイサービス等のサービスを実施する。 新市において、利用者の希望に対応できるよう、サービス基盤の充実に努める。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	支援費
事 業 名 称	支援費サービス（障害児）		
事業目的・内容	障害児に対してホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどの居宅サービスを提供し、障害児が地域において自立できるようにする。 （平成15年4月から「支援費制度」としてスタート）		
合併に向けた課題	市町間で特に違いはないため、調整事項はない。		
調整の考え方	支援費制度におけるサービスの提供については、法令に基づき国の制度として各市町が実施していることから、現行のまま新市に引き継ぎ、実施する。 また、宇都宮市以外では、指定を受けて事業を実施している町はないため、現行のままデイサービス等のサービスを実施する。 新市において、利用者の希望に対応できるよう、サービス基盤の充実に努める。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	支援費
事 業 名 称	支援費支援事業者指定		
事業目的・内容	身体障害者、知的障害者、障害児が自分にあったサービスを利用できるよう、居宅支援事業者や施設設置者の申請に基づき、事業者や施設の指定を行う。また、基準該当居宅支援事業者を登録する。 事業者・施設の指定は、県、指定都市、中核市の業務であり、宇都宮市の区域は宇都宮市が、各町の区域は県が指定を行っている。 （なお、指定を行った事業者・施設に対する指導監査を行う。）		
合併に向けた課題	指定事務を実施しているのは宇都宮市だけであり、市町間での調整事項はない。 ただし、指定区域の拡大。各町の事業者に対する県の監督権の権限移譲（文書の引継ぎ等）が必要である。		
調整の考え方	指定事務を実施しているのは、中核市である宇都宮市のみであるため、現行のまま新市に引き継ぐ。 各町区域内については県が指定しているため、円滑に事務を行えるよう県からの引き継ぎを行う。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	措置事務		
事業目的・内容	支援を必要とする者が、やむを得ない事由により、支援費の支給を受けることが著しく困難であると認める場合、措置を行う。		
合併に向けた課題	内容に各市町間で違いはなく、特に調整事項はない。		
調整の考え方	法令等に基づき各市町が実施している事務であり、各市町間で違いがないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	障害者相談員設置事業		
事業目的・内容	身体障害者や知的障害者又はその保護者等からの相談に応じ、更生援護に関することや、必要な指導・助言を行うとともに身体・知的障害者の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力や障害者援護思想の普及に資する業務を行い、障害のある方の福祉の増進を図るため、法に基づく相談員等を設置する。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は、県が相談員を設置しているので、市町間で調整する事項は特にない。		
調整の考え方	中核市としての宇都宮市以外は、県が相談員を設置しているが、当該相談員を継続して市が委嘱する方向とし、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	知的障害者職親委託事業		
事業目的・内容	知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えると同時に雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障害者の福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	各町では平成15年度に県から移譲された事業である。 知的障害者福祉法の規定により事業は存続しているが、宇都宮市においても、各町においても、現在利用者はいない状態である。 特に市町間で調整すべき事項はない。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、実施方法は等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐも。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	補装具交付・修理		
事業目的・内容	身体に障害のある部分を補って、日常生活や職業生活をし易くするために必要な装具の交付や修理を行う。		
合併に向けた課題	法に基づき実施しており、実施方法にも違いがないため、特に調整すべき事項はない。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	身体障害者自動車運転免許取得費助成		
事業目的・内容	自動車の運転免許の取得を希望する障害者に対し、その技術習得に要する経費を補助することにより、身体障害者の日常生活や社会生活の活動範囲を拡大し自立更生を促進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、各町においては県が実施しているが、各市町間で調整すべき事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であり、各町においては県が同様の制度で実施しているが、身体障害者の日常生活や社会生活の活動範囲を拡大し自立更生を促進するため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	進行性筋萎縮症者療養等給付事業		
事業目的・内容	進行性筋萎縮症者に罹患している身体障害者に対し、療養にあわせて必要な訓練等を行い、その福祉の増進を図る。 進行性筋萎縮症者を医療機関に入所させ、若しくは通所させ必要な治療、訓練及び生活指導を行う。		
合併に向けた課題	国の制度であり、内容に全く違いはなく、市町間で調整する事項は特にない。		
調整の考え方	国の制度に基づき各市町が実施している事務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	知的障害者施設入所者医療給付		
事業目的・内容	知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設の入所者の医療費に係る自己負担分を公費負担する。		
合併に向けた課題	各市町で実施しているが、内容に違いはなく、特に調整事項はない。		
調整の考え方	国の制度に基づき実施している事業であり、各市町間で違いはないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	在宅支援施設機能活用事業		
事業目的・内容	在宅の知的障害者の多様なニーズに対応するため、知的障害者援護施設等の人的、物的機能、専門性を活用し在宅の知的障害者及びその家族に訓練指導等のサービスを提供することにより、福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	各町では県の制度に基づき実施し、宇都宮市は県の制度に合わせて実施している事業であるため、内容に違いはなく、調整事項はない。		
調整の考え方	支援費制度への移行後、経過措置として、宇都宮市及び県が制度化している事業であり、各町では県の制度に基づき実施している事業であるため、内容に違いはないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	更生訓練費給付事業		
事業目的・内容	身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設並びに国の設置する身体障害者更生援護施設を除く。）に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。		
合併に向けた課題	法に基づく事業であるため、全ての市町において実施方法に違いはなく、市町間で調整すべき事項は特にない。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	知的障害者小規模施設補助事業		
事業目的・内容	支援費制度のスタートに伴い、支援費制度の基準額がこれまでの措置制度の基準額と異なるため、収入が大きくマイナスになる施設がある。 地域に密着した小規模施設におけるサービス提供の確保及び職員の勤務条件の緩和を図っていくため、定員30名以下の小規模な知的障害者入所更生施設の運営費を助成する。		
合併に向けた課題	現在県と宇都宮市が実施している事業であるが、合併しても対象施設の増はないため、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、小規模施設におけるサービス提供の確保及び職員の勤務条件の緩和を図るため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	戦傷病者特別援護法による補装具等給付		
事業目的・内容	一定の障害をもつ戦傷病者に対する戦傷病者手帳の申請・受領等及び戦傷病者手帳所持者に対して各種サービスの給付を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市では給付決定まで行っており、各町においては進達事務のみであるが、宇都宮市と県の業務内容に差がないことから、市町間で調整すべき事項は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市と県の業務内容に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	障害者に係るデイサービス等の相互利用		
事業目的・内容	近隣においてデイサービス、短期入所、グループホームを利用することが困難な身体障害者、知的障害者について、身近な場所での利用を可能とするため、身体障害者が老人デイサービス（介護保険法による指定通所介護事業所）を利用するなど、指定以外の施設を相互に利用できるようにする。		
合併に向けた課題	国の制度に基づき実施しており、違いはなく、調整事項は特にない。		
調整の考え方	国の制度に基づき実施しているため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	ガイドヘルパー養成研修事業		
事業目的・内容	屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者（児）又は全身性障害者（児）の移動介護に必要な知識及び技能を有するガイドヘルパー（移動介護従事者）の養成研修事業を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが県との共催で実施している事業であり、各町においては県が実施しているが、各市町間で調整すべき事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であり、各町においては県が同様に実施しているが、障害者の積極的な社会活動を支援するため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	手当・医療
事 業 名 称	更生医療給付		
事業目的・内容	手術などによって、障害が軽減又は除去され、機能が回復するような場合に、障害者の自立更生のために、更生医療の給付による援護を行うことにより、生活の安定を図る。		
合併に向けた課題	法に基づき実施し、実施方法等が同じであるため、特に調整すべき事項はない。		
調整の考え方	法令に基づき実施しており、住民サービスの水準が等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	手当・医療
事 業 名 称	障害者手当（国）		
事業目的・内容	法に基づき、心身に一定の障害を持つ者に対し、手当を支給することにより、経済的負担を軽減し福祉の増進を図る。		
合併に向けた課題	特別児童扶養手当については、県への進達事務のみで、各市町とも同じであるため特に調整すべき事項はない。 その他についても、宇都宮市と各町との相違点は、宇都宮市では認定審査、支払事務、国への補助申請等までの事務を行っていることであり、特に市町間で調整すべき事項はない。		
調整の考え方	特別児童扶養手当は法令に基づき実施しているため、各市町において県への進達方法等が同じである。 その他の手当の事務については、各町においては県への進達までであるが、中核市である宇都宮市では支払事務等まで実施している。 このため、現行のまま新市に引き継ぐものとする。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	手当・医療
事 業 名 称	重度心身障害者医療費助成		
事業目的・内容	経済的に不利な立場にある重度心身障害者に、医療費の助成を行うことで経済的・健康面への支援を図る。		
合併に向けた課題	各市町において、国及び県の制度に基づき実施しているため、特に違いがなく、市町間で調整すべき事項は特にない。		
調整の考え方	国及び県の制度に基づき各市町が実施している事業であるため、各市町間で事務事業内容に違いがなく、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	その他の事務
事 業 名 称	心身障害者扶養共済受付進達		
事業目的・内容	心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中に一定額の掛金を納付し、保護者が死亡又は重度障害になったとき心身障害者に終身一定の年金を支給することにより、生活の安定や福祉の増進及び心身障害者の将来に対する保護者の不安の軽減を図る。 県が実施している当該共済制度の受付進達を行う。		

合併に向けた課題	県への進達方法等が同じであるため、市町間で調整する事項は特にな い。
調整の考え方	各市町において県への進達方法等が同じであるため、現行のまま新市 に引き継ぐ。

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	その他の事務
事 業 名 称	身体障害者補助犬給付受付進達		
事業目的・内容	身体障害者補助犬を希望する障害者に対して、社会参加への促進や日 常生活の利便性を図るため県が補助犬を給付する事業の受付進達事務を 行う。		
合併に向けた課題	県への進達の方法等について違いはないため、特に市町間で調整す べき事項はない。		
調整の考え方	各市町において県への進達方法等が同じであるため、現行のまま新市 に引き継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	その他の事務
事 業 名 称	公共料金等減免関連事務		
事業目的・内容	特定の障害をもつ障害者に対し、一般利用者との均衡を配慮しつつ公 共料金等の減免を行うことにより、障害者の経済的負担の軽減や行動範 囲の拡大を図り社会参加を促進する。（他制度による） 当該制度による割引証交付等の事務を行う。		
合併に向けた課題	実施方法等同じであるため、市町間で調整すべき事項は特にな い。		
調整の考え方	各市町において実施方法等が同じであるため、現行のまま新市に引き 継ぐ。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	その他の事務
事 業 名 称	身体障害者福祉法医師・更生医療医療機関指定		
事業目的・内容	法に基づき、身障手帳の診断書を交付する医師及び更生医療を担当す る医療機関の指定を行う。		
合併に向けた課題	法令に基づき県・宇都宮市が実施しており、実施方法に差がないため、 特に調整すべき事項は特にな い。		
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している事務であり、県と宇都宮市 が同様の事務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。 町区域内については県が指定しているため、円滑に事務を行えるよう 県からの引き継ぎを行う。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事 業 名 称	運営費支給関係業務		
事業目的・内容	各市町が児童福祉法第24条の規定による保育所での「保育の実施」 を行うため児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活 水準を維持するための費用を支弁する。 厚生労働省の規定する統一された保育単価表に基づき支弁するなか		

	で、寒冷地手当支給規則をもとに加算される「児童用採暖費加算」等の適用の可否が変更となる。
合併に向けた課題	各市町とも、国の法令等に基づき行っている事業であることから、課題等についての調整事項は無い。(上三川町は寒冷地加算の適用がないため、民間保育園に対する補助制度がある。)
調整の考え方	法令等に基づく事務であり、各市町において内容に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。(上三川町における寒冷地加算については、寒冷地手当支給規則に基づき加算されることとなっているため、未加算のままとなることが想定される。)

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園運営
事 業 名 称	職員研修		
事業目的・内容	地域や個人の福祉ニーズに的確に応え、より質の高いサービスを確保するためには、専門的な知識・技能と豊かな人間性を兼ね備えた社会福祉従事者の育成が求められることから、職員の素質を向上するために必要な研修を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市は市が、各町においては、県主催の研修に参加しており、その内容に差はないことから、特記すべき課題事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市は中核市であることから保育士等の研修を主催しているが、各町においては、県において実施していたため、宇都宮市の制度に基づき体制を整備する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育事業
事 業 名 称	特別保育事業（乳児保育促進事業）		
事業目的・内容	乳児の入所については年間を通じた入所児童数に変動があることから、各々の保育所において安定的に乳児保育を実施できるよう、乳児保育を担当する保育士を確保しやすくする。 年度当初において、児童福祉施設最低基準に規定する保育士のほか、乳児保育のための保育士を配置し、年度途中入所の需要等に対応する。		
合併に向けた課題	各市町とも、国庫補助要項に基づき実施しているため、特に調整すべき事項はない。		
調整の考え方	国庫補助要項に基づく事業のため、事業内容に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育事業
事 業 名 称	特別保育事業（障害児保育事業）		
事業目的・内容	保育に欠ける障害児であって、集団保育が可能で日々通所が可能な児童か否かについて、障害児保育審査会に審査を依頼し実施する。入所できる数は、1保育所につき障害児3人以内とし、特別の場合は6人を限度とする。(但し、当概数は市単独人数を含む入所児数)		
合併に向けた課題	各市町とも、国庫補助要項に基づき実施しているため、特に調整すべき事項はない。		

調整の考え方	国庫補助要項に基づき宇都宮市は市が、各町の区域は県が実施しており、内容に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐこととし、新市移行後は各町においても事務執行ができるよう体制を整備する。(障害児等の受け入れについては、公立保育園の役割と位置づけているため、各町においても積極的に対応する必要がある)
--------	---

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育事業
事業名称	特別保育事業（休日保育事業）		
事業目的・内容	日曜・祝日等の保護者の勤務等により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業に対し、補助を行うことにより休日に保育に欠ける乳幼児の福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	利用者のニーズには、地域においての格差があると思われるため、地域バランスをふまえた実施園の選定が必要である。		
調整の考え方	国庫補助要項に基づき実施している事業であり、各町においては未実施の事業であることから、宇都宮市の制度に基づき各町の体制を整備し、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成
事業名称	運営費補助等（1歳児保育担当保育士増員費）		
事業目的・内容	1歳児の処遇を充実させ、福祉の向上を図ることを目的とし、保育士の加配を行う場合の経費を補助するもので、私立保育所で、1歳児を6名以上入所させている保育所のうち、1歳児3名につき保育士1名の割合で配置している保育所に対して、保育士確保のための経費を補助する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は単独事業として、各町は県の補助事業として実施しているが、事業内容に差がないことから、課題等については調整事項はない。		
調整の考え方	各市町において、サービス内容に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成
事業名称	運営費補助等（調理員増員費）		
事業目的・内容	定員90名以上で3歳未満児が27人以上入所している保育所に対し、最低基準を超えて調理員1人を加配するための経費を補助することにより、児童の処遇の充実を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市は単独事業として、各町は県の補助事業として実施しているが、事業内容に差がないことから、課題等については調整事項はない。		
調整の考え方	各市町において、サービス内容に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	認可外保育施設
事業名称	届出		
事業目的・内容	自治体が認可外保育施設の把握を効率的に行い、指導監督の徹底を図るとともに、自治体が市民に施設情報を提供し、保護者の適切な選択を		

	可能とさせることで、悪質な施設の排除を図ることを目的とし、認可外保育施設のうち、届出対象施設から設置届出を徴収する。 また、届出対象・対象外に関わらず、毎年、事業の運営状況を徴収し、届出対象施設については、施設の情報を公表する。（届出対象施設とは、原則として乳幼児が6人以上の施設。ただし、事業所内保育施設等は対象外）
合併に向けた課題	宇都宮市と各町の区域を所管する県の実施手法等に差がないことから、特記すべき課題等の調整事項はない。
調整の考え方	各町においては、未実施の事業であることから、宇都宮市の制度に基づき各町の体制を整備し、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	認可外保育施設
事 業 名 称	立入調査		
事業目的・内容	児童福祉法等に基づき、認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているかどうかを確認し、必要に応じて改善指導等を行うため、立入調査を実施する。立入調査は、届出対象施設については年1回以上実施することを原則とし、届出対象外施設については年1回の実施に努めることとしている。		
合併に向けた課題	宇都宮市と各町の区域を所管する県の実施手法等に差がないことから、特記すべき課題等の調整事項はない。		
調整の考え方	法令等に基づく中核市事務であることから、宇都宮市の制度に基づき各町の体制を整備し、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	チビッコ広場の管理		
事業目的・内容	児童の健全育成を目的に町内会等の地域の公共的団体が、土地所有者との間に貸借同意を取り交わし、チビッコ広場として設置、管理するにあたり補助を行う。 新設時には、整地、遊具設置、フェンス設置等について、維持管理に対しては、遊具増設、修繕、敷砂追加等の補助を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが整備しており、各町においては未整備であるため、合併後の広場の整備等をどうするか、要綱等の整備も含め課題となる。		
調整の考え方	各町においては、未実施の事業であり、地域における養育機能が低下する中、児童の健全育成に資する一つの事業であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	幼児ことばの相談室		
事業目的・内容	ことばに障害を有する就学前の幼児及びその保護者を対象に、その児童が将来健全な社会生活を営むことができるよう、適切な相談助言等を継続的に行う。 通室している言語障害児の保護者によって組織される「栃木県言語障		

	害児をもつ親の会宇都宮支部」等が実施する宿泊生活訓練事業に社会福祉協議会を通じて「心身障害児療育訓練事業補助金」等を支出する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが設置しており、各町においては未設置のため、円滑な事務の執行を図る必要がある。
調整の考え方	各町においては未実施の事業であるが、障害傾向児等に関わる事業として有効なものであることから、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	家庭児童相談室		
事業目的・内容	家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化など、家庭児童福祉の向上を図り相談指導援助を充実強化するため、福祉事務所に家庭児童相談室を設置し、家庭相談員（非常勤嘱託職員）がその業務にあたる。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては市の相談員が、各町においては、県の福祉事務所の家庭相談員が対応しているが、合併後は市の相談員が対応となるため、円滑な事務の執行を図る必要がある。		
調整の考え方	法令等に基づくものであり、各町においては未実施であることから、現行のまま新市に引き継ぐこととし、各町を包括して実施できるよう体制を整備する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	母子自立支援員		
事業目的・内容	母子家庭の母及び寡婦等に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては市の支援員が、各町においては、県の福祉事務所の母子自立支援員が対応しているが、合併後は市の支援員が対応となるため、円滑な事務の遂行を図る必要がある。		
調整の考え方	法令等に基づくものであり、各町においては未実施であることから、現行のまま新市に引き継ぐこととし、各町を包括して実施できるよう体制を整備する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	ひとり親家庭等福祉対策
事 業 名 称	母子生活支援施設		
事業目的・内容	福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったとき、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する。（母子保護の実施） 支弁額の基礎となる措置費等保護単価の設定事務や指導、国庫負担金の申請事務などを行う。 各施設の保護単価に基づく措置費等の支弁（支払い）事務を行う。		

合併に向けた課題	福祉事務所における事務のため、各町においては、県が事務を行っているが、宇都宮市と県で同様の事務を行っており、課題は特にはない。ただし、合併後は円滑な事務の執行と相談支援体制の整備が必要となる。
調整の考え方	当該事務事業は法令等に基づく事務であり、各町においては未実施であることから、現行のまま新市に引き継ぐこととし、各町においても事務執行ができるよう体制を整備する。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	ひとり親家庭等福祉対策
事 業 名 称	助産施設		
事業目的・内容	福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったとき、その妊産婦に対し助産施設において助産を行う。（助産の実施） 助産の実施に伴う措置費等の支弁（支払い）事務を行う。 国庫負担金の申請事務を行う。		
合併に向けた課題	福祉事務所における事務のため、各町においては、県が事務を行っているが、宇都宮市と県で同様の事務を行っており、課題は特にはない。ただし、合併後は円滑な事務の執行と相談支援体制の整備が必要となる。		
調整の考え方	当該事務事業は法令等に基づく事務であり、各町においては未実施であることから、現行のまま新市に引き継ぐこととし、各町においても事務執行ができるよう体制を整備する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	ひとり親家庭等福祉対策
事 業 名 称	母子家庭等自立促進事業（就業支援講習会）		
事業目的・内容	母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就労支援サービスを実施する。（母子家庭等就業・自立支援センター事業）		
合併に向けた課題	県及び宇都宮市で栃木県母子寡婦福祉連合会に委託しているが、受講者数及び委託料等を県と調整する必要がある。		
調整の考え方	各町においては未実施の事業であることや中核市事務であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	ひとり親家庭等福祉対策
事 業 名 称	母子家庭等自立促進事業（就業等相談事業）		
事業目的・内容	母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就労支援サービスを実施する。また、母子家庭等の地域生活の支援や養育費の取決めに促進するための専門相談を実施する。（母子家庭等就業・自立支援センター事業）		
合併に向けた課題	県及び宇都宮市で栃木県母子寡婦福祉連合会に委託しているが、委託料等を県と調整する必要がある。		
調整の考え方	各町においては未実施の事業であることや中核市事務であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	ひとり親家庭等福祉対策
事 業 名 称	母子家庭等自立促進事業（母子家庭等生活講座）		
事業目的・内容	母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活基盤の一層の安定を図るため、生活指導講習会を行うことにより、母子家庭等の福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ市母子寡婦福祉連合会に委託しているが、各町の母子寡婦福祉連合会との調整を含め、委託料等の調整が必要となる。		
調整の考え方	各町においては未実施の事業であることや中核市事務であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	ひとり親家庭等福祉対策
事 業 名 称	母子家庭等自立促進事業（母子家庭等日常生活支援事業）		
事業目的・内容	母子家庭、父子家庭及び寡婦が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合若しくは生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、その生活を支援し、母子家庭等の生活の安定を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ市母子寡婦福祉連合会に委託しているが、各町の母子寡婦福祉連合会との調整を含め、委託料等の調整が必要となる。		
調整の考え方	各町においては未実施の事業であることや中核市事務であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	ひとり親家庭等福祉対策
事 業 名 称	母子・父子協力員		
事業目的・内容	母子家庭の母及び父子家庭の父に対して、身近な相談相手として、その自立に必要な指導及び助言を行うため、母子・父子協力員を置き、母子家庭及び父子家庭の福祉の増進を図る。		
合併に向けた課題	各市町とも、同一の基準に基づき、協力員が委嘱されていることから、合併に向けた課題はない。		
調整の考え方	宇都宮市は市が、各町においては県が実施しており、事業の内容が等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	ひとり親家庭等福祉対策
事 業 名 称	母子寡婦福祉資金貸付（貸付事務）		
事業目的・内容	母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進を図るため、13種類の母子寡婦福祉資金の貸付及び償還を行う。 中核市の事務であり、各町においては、申請受付、県への進達事務のみを行う。		
合併に向けた課題	各町の区域分に関する貸付件数、予算等は県からの情報提供が必要であり、各町については、円滑な事務の執行が図れるよう調整する。		
調整の考え方	中核市事務であり、宇都宮市と県で事業の内容が等しいことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	ひとり親家庭等福祉対策
事 業 名 称	母子寡婦福祉資金貸付（債権譲渡）		
事業目的・内容	栃木県が管理している母子寡婦福祉資金の債権を、合併による事務移譲に伴い譲渡を受ける。債権の内、県費分と国費分があり、県費分の一部を債権譲渡価格として協議の上決定し、県に返済する。国費分については、市が国から引き続き貸付を受ける。		
合併に向けた課題	貸付金残高については、県よりの情報提供となるが、債権譲渡については、町分の債権について、県からどの程度の割合で譲渡契約するかが課題となる。		
調整の考え方	中核市事務であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	手当・医療
事 業 名 称	児童手当支給事務（国・県）		
事業目的・内容	義務教育就学前の児童を養育する者に対し、手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、養育者からの申請に基づき、前年（申請月によっては前々年）の所得が所得制限限度額を超過していない者に対し、手当を支給する。		
合併に向けた課題	国の手当であり、各市町とも同様の事務を行っているが、電算システムの統合、手当支払日の統一等の調整が必要である。		
調整の考え方	当該事務事業は法令等に基づく事務であり、各市町において統一的に実施している事務であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	手当・医療
事 業 名 称	遺児手当支給業務		
事業目的・内容	父母の一方又は両親が死亡した児童を養育している者に手当を支給する。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては中核市事務として実施しており、各町は県が実施しているが、事業内容に差がないため、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	県下統一的に実施している事業であり、サービス内容に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	手当・医療
事 業 名 称	児童扶養手当支給事務		
事業目的・内容	離婚や死別などにより、父の監護が受けられなくなった18歳未満の児童の心身の健やかな成長を図るため、その児童を監護または養育する母等に対し、児童扶養手当法に基づいて手当を支給する。 所得制限があり、児童が18歳になった年度末まで支給される。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては中核市事務として実施しており、各町は県が実施しているが、事業内容に差がないため、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	県下統一的に実施している事業であり、サービス内容に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	手当・医療
事 業 名 称	ひとり親家庭医療費支給事務（食事療養費を含む）		
事業目的・内容	18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している母子家庭及び父子家庭等の親と子の保険診療の自己負担分を助成することにより、健康と福祉の増進を図る。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の事務を行っているが、電算システムの統合、医療費支払日の統一等の調整が必要である。		
調整の考え方	県下統一的に実施している事業であり、サービス内容に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐこととする。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	保健所
事 業 名 称	保健所の運営（施設管理等）		
事業目的・内容	地域における公衆衛生の向上及び増進を図るため、感染症の予防、精神保健福祉・難病などに関する本人及び家族への支援や食品衛生、環境衛生、医事・薬事業務など専門的・技術的なサービスの提供を行う。保健所は、地域保健法により、都道府県、指定都市、中核市その他政令で定める都市及び特別区が設置することとなっている。各町は、県保健所が管轄区域となっている。 協議会を構成する市町を管轄する保健所が3か所存在する。（県南保健所：上三川町、県北保健所：上河内町、河内町、宇都宮市保健所：宇都宮市）		
合併に向けた課題	県との調整を行いながら、円滑な実施体制を確立するとともに、各町それぞれの実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保ちながら、住民サービスの向上に努める必要がある。 また、協議会構成町を管轄する保健所（県北・県南）が2か所となることから、それぞれの保健所管内の関係機関・団体との調整を十分に行う必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	厚生統計
事 業 名 称	人口動態調査		
事業目的・内容	出生、死亡、死産、婚姻、離婚の戸籍の届をもとに調査票を作成し、人口の動向について把握することを目的とし、保健所は、市町戸籍担当課が作成した調査票を審査し、県知事に送付するとともに、小票の作成を行う。（法定受託事務） 人口動態調査票の受理・提出は、人口動態調査令により、保健所長が行うこととされている。各町では、管轄の県保健所が実施している。		
合併に向けた課題	調査票の作成に使用する人口動態調査システムを運用する戸籍関係事務担当課との調整が必要であるが、特別な課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事業事	小 分 類	厚生統計
事業名称	国民生活基礎調査，保健福祉動向調査		
事業目的・内容	世帯の構成や医療・年金の状況などについて，保健福祉動向調査は保健と福祉に関する実態と意識について調査を行い，厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とし，保健所は，調査員を委嘱して面接聞き取り調査を実施し，審査回収した調査票を，県知事に送付する。（法定受託事務） 調査票等の取りまとめ，厚生労働省への提出は，保健所長が行っている。各町では，管轄の県保健所が実施している。		
合併に向けた課題	管轄区域が広くなることから無作為抽出される調査対象地区数が増えることが予想されるが，特別な課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事業事	小 分 類	厚生統計
事業名称	21世紀成年人縦断調査		
事業目的・内容	調査対象となった男女の結婚，出産，就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより，厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とし，保健所は，調査員を委嘱して調査を実施し，審査回収した調査票を，県知事に送付する。（法定受託事務） 21世紀成年人縦断調査にかかる調査票の取りまとめなどは，保健所が行うこととされている。各町では，管轄の県保健所が実施している。		
合併に向けた課題	調査対象者数が増えることが想定されるため，調査に係る事務量が増えるが，特別な課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事業事	小 分 類	厚生統計
事業名称	医療施設動態調査，病院報告		
事業目的・内容	医療施設の分布及び整備の実態，医療施設の診療機能について，病院報告は病院等における患者の利用状況及び従事者の状況について把握し，医療行政の基礎資料を得ることを目的とし，医療施設動態調査は医療施設からの開設・廃止等の申請・届出に基づいて調査票を作成し，県へ送付する。病院報告は病院等の管理者が作成した調査票を，県へ送付する。（法定受託事務） 医療施設動態調査，病院報告については，保健所を設置する市の事務となっている。各町では，管轄の県保健所が実施している。		
合併に向けた課題	管轄区域が広くなることから医療施設総数及び病院報告対象施設数の増加に伴い，事務量が増えるが，特別な課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	厚生統計
事 業 名 称	医療施設静態調査，患者調査，受療行動調査		
事業目的・内容	医療施設調査は医療施設の分布及び整備の実態，医療施設の診療機能について，患者調査は医療施設を利用する患者の傷病状況について，受療行動調査は診療時間や診療に対する満足度など医療に対する認識や行動について調査し，医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。 医療施設動態調査及び患者調査は医療施設が作成した調査票を回収審査し，県へ送付する。受療行動調査は診察を受けた患者が記入した調査票を回収し，県へ送付する。（法定受託事務） この事務は，保健所が行うこととされている。各町では管轄の県保健所が実施している。		
合併に向けた課題	医療施設総数の増加に比例して調査対象施設数が増えることが予想され，調査に係る事務量が増えるが，特別な課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	厚生統計
事 業 名 称	医療従事者調査，医師・歯科医師・薬剤師調査		
事業目的・内容	保健師助産師看護師法や医師法等の規定により提出のあった届出票を審査し，県へ送付する。（法定受託事務）保健所で届出票を受理することとされている。各町では，管轄の県保健所が実施している。		
合併に向けた課題	管轄地域が広くなることから業務従事者等の人数が増えるため，調査に係る事務量が増えるが特別な課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	厚生統計
事 業 名 称	介護サービス施設・事業所調査		
事業目的・内容	全国の介護サービスの提供体制，提供内容等を把握することにより，介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とし，保健所は，介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設，訪問看護ステーションの管理者が記入した調査票を回収審査し，厚生労働省へ送付する。（法定受託事務） 各町では，管轄の県保健所が実施している。		
合併に向けた課題	管轄地域が広くなることから調査の対象施設数が増えるため，調査に係る事務量が増えるが，特別な課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	厚生統計
事 業 名 称	衛生行政報告例，地域保健・老人保健事業報告		
事業目的・内容	衛生行政報告例は衛生関係諸法規の施行に伴う行政の実態について，地域保健・老人保健事業報告は地域における保健施策の展開について把握し，国及び地方公共団体の行政運営のための基礎資料を得ることを目的とし，都道府県，指定都市及び中核市が厚生労働省に報告することとされている。 宇都宮市では，各事業担当課へ報告票の記入を依頼し，保健所において審査取りまとめの上，また，各町では，県が審査取りまとめの上，厚生労働省に報告している。		
合併に向けた課題	行政が行った事務の実績件数を報告するものであるため，特に課題はないが，事業担当課において実績集計方法の調整が必要となる場合がある。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	厚生統計
事 業 名 称	人口問題基本調査		
事業目的・内容	5種のテーマ（家庭動向，出生動向，人口移動等）について5年周期で調査を行い，各種行政施策立案の基礎資料とするもので，都道府県，指定都市，中核市及び保健所設置市が行う。 調査員が配布回収を行った調査票について審査及び取りまとめを行い，国立社会保障・人口問題研究所へ送付する。		
合併に向けた課題	管轄区域が広くなることから無作為抽出される調査対象地区数が増えることが予想されるため，調査に係る事務量が増えるが，特別な課題はない。		
調整の考え方	法令等に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	免許
事 業 名 称	医療従事者免許等の受理等の事務		
事業目的・内容	医療関係従事者（医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・准看護師・臨床検査技師・衛生検査技師・診療放射線技師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・歯科技工士・受胎調節実地指導員）免許等に関する申請書等の受付等に関する法定受託事務である。 免許等の申請は，保健所となっており，各町では，管轄の県保健所が実施している。		
合併に向けた課題	管轄区域が広がることによって，申請件数の増加が見込まれるが，特別な課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	健康危機管理
事 業 名 称	健康危機管理の推進		
事業目的・内容	食中毒、感染症、毒物・劇物やその他何らかの原因により生命と健康の安全を脅かす事態（健康危機）に備えて、原因の究明や健康被害の拡大防止などの対策を迅速かつ的確に行うことのできる体制を整備する。 特に、保健所が地域における健康危機管理の拠点として位置づけられていることから、宇都宮市では、危機管理計画を策定している。各町では、管轄の県保健所が健康危機管理の中核的役割を果たしている。		
合併に向けた課題	各町を活動地域としている関係機関との連携体制や夜間休日等における連絡体制を、早期に確立する必要がある。		
調整の考え方	法令等に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	人材育成
事 業 名 称	医学生を受入		
事業目的・内容	医療従事者育成を目的として、大学側の依頼に基づき医学部学生の保健所における地域保健実習を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しており、合併による執行体制（管轄区域等）の変化に伴う研修の実施体制の整理及び構築が課題になると予想される。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	調査研究
事 業 名 称	地域保健に関する調査研究		
事業目的・内容	科学的根拠に基づく地域保健施策の企画立案及び事業の実施を行うため、疫学的手法等を用いて、住民の健康を阻害する要因など地域における健康問題の科学的解明や地域保健対策の評価等について、調査及び研究を行う。 地域保健法により保健所の事業として位置づけられている。		
合併に向けた課題	地域住民の健康状況について現状把握及び分析するため、各市町の健康情報の収集整理から始める必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	表彰
事 業 名 称	公衆衛生事業功労市長（町長）表彰		
事業目的・内容	公衆衛生事業発展のために献身的な活動を続けている個人及び団体等で、その功績が特に顕著である者に対して市長（町長）表彰をする。 公衆衛生という特定分野での首長表彰を実施しているのは、宇都宮市のみであり、各町では表彰条例、功労者表彰規定などに基づき町政の振興を図ることを目的とした特定分野に限定しない表彰を行っている。		

合併に向けた課題	公衆衛生事業という特定分野での表彰を行っているのは宇都宮市のみである。一方、各町では、分野を限定しない町政功労者表彰制度があり、表彰の対象・基準・選考方法などがそれぞれに制度化されている。このため、功労者表彰制度との整合を図りながら、統一的な運用が図られるよう協議・調整が必要である。
調整の考え方	要綱に基づき宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	医事薬事	小 分 類	表彰
事 業 名 称	県公衆衛生大会表彰		
事業目的・内容	各広域健康福祉センター（または保健所）管内の栃木県公衆衛生協会会員から挙がってきた推薦者より表彰候補者を選定し、県保健福祉課へ報告する。 保健所を設置する宇都宮市では、市から直接県へ報告しているが、保健所を持たない各町については、候補者を選定し、各広域健康福祉センターに報告している。		
合併に向けた課題	推薦候補者数の増加が見込まれるが、特別な課題はない。		
調整の考え方	各市町で同様の事業を実施していることから、現行のまま引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	医事
事 業 名 称	医事許認可・監視		
事業目的・内容	住民への良質かつ適正な医療の提供の確保、また健康被害の発生を未然に防止するため、医療施設等に対し立入検査を実施するなどして指導を行う。また、医療施設等の開設等の許可や変更の届出の受理を行う。 医療法等に基づく栃木県知事の権限に属する事務に係る申請及び届出の受付を行う。		
合併に向けた課題	都道府県及び保健所設置市の事務とされており、宇都宮市においては栃木県とほぼ同等のレベル、内容で事務を執行している。従って、合併に伴う事業自体についての調整の必要はない。 合併後の事務の執行体制（管轄区域や専決権者等）の整理及び構築が課題となる。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	薬事
事 業 名 称	薬事許認可・監視		
事業目的・内容	医薬品等の品質、有効性及び安全性を担保し、住民の健康と安全を確保することを目的とする。そのため医薬品販売業等の許可及び変更等の届出の処理を行うほか店舗への立入検査を実施するなどして必要な指導を行う。また、覚せい剤についての住民の相談窓口を運営する。 薬事法等に基づく栃木県知事の権限に属する事務に係る申請、届出等の受付等を行う。		

合併に向けた課題	都道府県及び保健所設置市の事務とされており、宇都宮市においては栃木県とほぼ同等のレベル、内容で事務を執行している。従って、合併に伴う事業自体についての調整の必要はない。 合併後の事務の執行体制（管轄区域や専決権者等）の整理及び構築が課題となる。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	医事薬事	小 分 類	薬事
事業名称	薬物乱用防止指導		
事業目的・内容	薬物乱用のない明るい社会環境づくりを目的として、栃木県知事より委嘱された薬物乱用防止指導員で構成される栃木県薬物乱用防止指導協議会が設置されている。この支部組織である宇都宮地区協議会の事務局を宇都宮市保健所が担っている。		
合併に向けた課題	広域健康福祉センター及び市保健所所管地域ごとに地区協議会を区分しているため、合併に伴って地区協議会の再編を行う必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	温泉
事業名称	温泉監視指導		
事業目的・内容	温泉の保護とその適正な利用を促進し、また公共の福祉の増進に寄与するため、温泉利用施設に対し立入検査等の指導を行う。また、施設に係る許可や変更等の届出の受理を行う。 温泉法に基づく栃木県知事の権限に属する事務に係る申請及び届出の受付を行う。		
合併に向けた課題	都道府県及び保健所設置市の事務とされており、宇都宮市においては栃木県とほぼ同等の内容で事務を執行していることから、合併に伴う事業自体の調整は必要ない。 合併による対象施設の増加に伴う、事務の執行体制の整理及び構築が課題となる。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	食品衛生
事業名称	食品衛生検査業務		
事業目的・内容	食品衛生検査の信頼性を確保し、住民の健康と安全に資するため、食品衛生法第17条に基づく試験検査を行う施設に対して、試験検査施設、標準作業書、検査記録及び内部精度管理状況等について指導を行う。		
合併に向けた課題	市域の拡大に伴い、試験検査施設が増加した際の事務の執行体制の構築が課題となる。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	医事業事	小 分 類	家庭用品
事 業 名 称	家庭用品試買検査		
事業目的・内容	住民の健康に資するため、家庭用品（下着、乳児用衣類等）について試買試験検査を実施し、その検査結果に基づき指導を行う。		
合併に向けた課題	都道府県及び保健所設置市の事務とされており、宇都宮市においては栃木県とほぼ同等の内容で事務を執行していることから、合併に伴う事業自体の調整の必要はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	生活衛生営業施設
事 業 名 称	生活衛生施設等の許認可・指導		
事業目的・内容	理容所、美容所、クリーニング所施設の衛生を確保するため、関係法令に基づき営業施設の構造基準を検査し、確認を行うとともに、衛生管理について監視指導を行う。また、旅館、公衆浴場、興行場の施設の衛生を確保するため、関係法令に基づき営業施設の構造基準を検査し、許可を行うとともに、衛生管理について監視指導を行う。 さらに、遊泳プールについて、要領に基づき監視指導を行う。		
合併に向けた課題	各町において県が行っていた業務を新市で実施しなければならないため、各町における生活衛生関係施設等の許認可及び指導を行うための体制を整備する必要がある。また、対象地域の広域化に伴い、効率的監視体制の検討も併せて必要となる。		
調整の考え方	法令等に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	建築物の衛生管理
事 業 名 称	特定建築物の監視・指導		
事業目的・内容	建築物における衛生的環境を確保するため、一定規模以上大規模建築物（特定建築物）について、届出の受理及び衛生管理について監視指導を行う。また、14年度の法改正に伴い、特定建築物対象施設の拡大による業務の増加やシックビル対策等の相談・指導の増加が見込まれる。		
合併に向けた課題	各町において県が行っていた業務を新市で実施しなければならないため、各町における特定建築物の届出審査及び指導を行うための体制を整備する必要がある。 また、法改正に伴う業務の増加及び対象地域の広域化に対応した体制としなければならない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	建築物の衛生管理
事 業 名 称	建築物の維持管理業者の登録・監視指導		
事業目的・内容	特定建築物の衛生的環境を確保するため、建築物の維持管理に係わる業種（清掃業、空気環境測定業、飲料水貯水槽清掃業等）8業種について、人的物的要件の整った事業所の登録を行うとともに、監視指導を行う。建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正に伴い、平成14年度から3業種追加され、業務量が増加してきている。 栃木県から権限移譲された宇都宮市において実施している。		
合併に向けた課題	各町において県が行っていた業務を新市で実施しなければならないため、各町における建築物の維持管理業者の登録及び指導を行うための体制を整備する必要がある。 また、法改正に伴う登録業種の増加及び対象地域の広域化に対応した体制としなければならない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	飲料水の衛生
事 業 名 称	専用水道・簡専水・小規模水道の確認・監視指導		
事業目的・内容	飲料水の衛生確保のため、専用水道・簡易専用水道・小規模水道について、施設の確認及び監視指導を行っている。本事業は、中核市の義務的業務となっている。 簡易専用水道については、(財)保健衛生事業団が実施する法定検査の受検率が低く、受検率向上を推進する必要がある。		
合併に向けた課題	各町において県が行っていた業務を新市で実施しなければならないため、各町における専用水道等の確認及び監視指導を行うための体制を整備する必要がある。 簡易専用水道については、栃木県及び宇都宮市の両管内とも法定検査受検率が低迷していることから、これに対応した体制としなければならない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	飲料水の衛生
事 業 名 称	小規模受水槽水道・飲用井戸の衛生指導		
事業目的・内容	飲料水についての安全確保を図るため、小規模受水槽水道及び飲用井戸の自主衛生管理について、個別相談や広報紙等による啓発活動を行っている。 宇都宮市の範囲は市が、各町の範囲は栃木県で実施している。		
合併に向けた課題	各町において県が行っていた業務を新市で実施しなければならないため、各町における小規模受水槽水道・飲用井戸の衛生指導を行うための体制を整備する必要がある。		
調整の考え方	要領に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま引き継ぐ。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	動物の愛護・適正管理
事 業 名 称	犬・ねこの飼い方講習会		
事業目的・内容	動物の適正飼養の普及を図るため、犬ねこの講習会を実施している。		
合併に向けた課題	県と宇都宮市で実施しており、実施方法が異なるが、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整すべき事項はない。		
調整の考え方	県及び宇都宮市が実施している業務であり、県と市の実施方法が若干異なるが、目的・内容に差がないことから、宇都宮市の手法に基づき新市の事業を実施する。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	動物の愛護・適正管理
事 業 名 称	飼えなくなった犬・ねこの引き取り・処分		
事業目的・内容	飼えなくなった犬・ねこの引き取り・処分を行う。中核市の業務として、宇都宮市の区域は市が、町の区域は県が所管し、引き取りは民間委託し、処分は栃木県が行っている（宇都宮市は県に委託）。 宇都宮市では、引き取り場所を保健所に設定、各町においては、栃木県が各町1ヶ所に設定して引取りを実施している。		
合併に向けた課題	各町において県が行っていた業務を新市で実施しなければならないため、各町における引き取り・処分を行うための財政措置が必要となる。また、新市における定点引き取りの場所の設定についても併せて検討する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	動物の愛護・適正管理
事 業 名 称	負傷動物の収容・治療		
事業目的・内容	道路、公園、広場その他公共の場所において疾病にかかり又は負傷した犬、ねこ等の収容を行うとともに、必要に応じ、治療等の措置を行う。 負傷動物の収容・治療は、中核市の義務的業務であり、各町では実施しておらず、栃木県と宇都宮市が実施している。		
合併に向けた課題	各町において県が実施していた業務（収容・治療）を新市で実施しなければならないため、これに対応した財政措置及び体制整備の必要がある。なお、宇都宮市では県と同様の診察治療施設がないため、治療を（社）栃木県獣医師会に委託しているため、実施手法も併せて検討が必要である。		
調整の考え方	収容については、法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま引き継ぐこととし、治療については、県と同様の治療施設がないため、今後も（社）栃木県獣医師会に委託する。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	動物の愛護・適正管理
事 業 名 称	動物愛護推進員		
事業目的・内容	動物の愛護及び適正飼養を普及させるため、動物愛護推進員を委嘱し、各種普及活動を行う。 各町では委嘱は行っていないが、動物の適正飼養についての普及活動を保健委員に依頼している町もある。		
合併に向けた課題	中核市業務として宇都宮市のみが実施しており、県と内容に差がないことから調整の必要はないが、新市における動物愛護推進員の委嘱の推進について検討が必要である。		
調整の考え方	中核市業務であり、現行のまま新市に引き継ぐこととし、合併後速やかに新市における動物愛護推進員の追加委嘱が行えるよう各町、県獣医師会等と調整する。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	動物の愛護・適正管理
事 業 名 称	動物愛護推進協議会		
事業目的・内容	動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等を協議するため、行政関係機関、(社)栃木県獣医師会、動物の愛護を目的とする団体の代表、住民代表、学識経験者等の委員で構成する動物愛護推進協議会を組織し、運営する。		
合併に向けた課題	中核市業務として宇都宮市のみが実施しており、県と内容に差がないことから調整の必要はないが、新市の全地区を網羅できる協議会の委員メンバーの選出、運営等の検討が必要である。		
調整の考え方	中核市業務であり、現行のまま新市に引き継ぐこととし、合併後速やかに、協議会の新委員が選出できるよう要綱等を改正する。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	狂犬病予防
事 業 名 称	犬の捕獲・処分		
事業目的・内容	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止するため、野犬の捕獲及び抑留・処分を行う。 捕獲は、民間委託を行っており、処分等については、栃木県に委託している。また、捕獲した犬については、公示を行い、所有者が判明した場合は、返還を行う。		
合併に向けた課題	各町において県が行っていた業務を新市で実施しなければならないため、各町における捕獲・処分を行うための財政措置及び体制整備の必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	関係団体運営
事 業 名 称	栃木県生活衛生同業組合協議会宇都宮支部		
事業目的・内容	理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場、飲食店の各組合で組織する栃木県生活衛生同業組合協議会の宇都宮支部の事務局として支部運営を行う。県協議会の実施する事業への参加や公衆衛生		

	向上のための講習会，消費者懇談会などの開催を支援するとともに，表彰に関する事務などを行う。
合併に向けた課題	支部が保健所単位で栃木県内に11箇所設置されていることから，再編の必要性がある。
調整の考え方	宇都宮市のみ実施している事業であり，現行のまま新市に引き継ぐが，支部の再編等について，県及び栃木県生活衛生同業組合協議会と調整する。

中分類	生活衛生	小分類	食品衛生
事業名称	食品衛生教育		
事業目的・内容	食品営業者，食品衛生責任者等の資質を向上し，食品営業施設の衛生確保を図るため，衛生講習会等を実施する。 また，消費者等に対し食品衛生に関する正しい知識を普及し，家庭における衛生の向上を図るための教育活動を行う。		
合併に向けた課題	県が実施していた各町分の業務を新市で実施することになり，各町分の事業を実施するための体制を整備する必要がある。 また，県とは講習会の開催方法が異なるため，手法の調整が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり，現行のまま新市に引き継ぐ。 県と市で実施方法が若干異なるが，宇都宮市の手法をそのまま新市に引き継ぐ。		

中分類	生活衛生	小分類	食品衛生
事業名称	食品安全情報提供・消費者啓発		
事業目的・内容	食品衛生に関する正しい知識を普及するための広報活動として，食中毒予防等のくらしの衛生や食品の身近な問題など食品に係る適切な衛生情報を提供する。 また，食品衛生月間において食品衛生思想の普及・啓発を一層強力に推進する。		
合併に向けた課題	県が実施していた各町分の業務を新市で実施することになり，各町分の事業を実施するための体制を整備する必要がある。 また，県とは，事業内容・実施手法（提供媒体，頻度等）が異なることから，今後検討が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり，現行のまま新市に引き継ぐ。 県と市で実施方法が若干異なるが，宇都宮市の手法をそのまま新市に引き継ぐ。		

中分類	生活衛生	小分類	食品衛生
事業名称	食品安全確保対策		
事業目的・内容	生産から消費の各段階における行政機関及び関係団体の連携を強化し，食品の安全確保対策を推進するための組織を設置する。		

	また、食品の生産から消費に至る幅広い視点に立った一貫した食品の安全確保対策を、体系的施策として推進するための基本方針を策定する。
合併に向けた課題	県が実施していた各町分の業務を新市で実施することになり、各町分の対策を推進するための体制を整備する必要がある。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	生活衛生	小 分 類	食品衛生
事 業 名 称	食品衛生許認可・監視指導		
事業目的・内容	飲食店等の施設の衛生を確保するため、関係法令に基づき営業施設の許認可を行うとともに、これら施設の監視、指導を実施する。 また、食品営業施設のうち大規模又は広域流通食品製造施設などの食品衛生上危害度の高い施設に対する専門的な監視指導等を行う。		
合併に向けた課題	県が実施していた各町分の業務を新市で実施することになり、各町分の許認可や監視指導を実施するための体制を整備する必要がある。 また、県とは監視指導体制が異なっており、対象地域がかなり広域となることから、業務を効率的に推進する方策についても検討が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	食品衛生
事 業 名 称	食品収去検査		
事業目的・内容	不良食品等の流通を防止し食品事故防止を図るため、食品等の規格基準検査や腸管出血性大腸菌等調査など、収去検査により科学的なチェックを行い、基準遵守状況の確認及び指導を行う。		
合併に向けた課題	県が実施していた各町分の業務を新市で実施することになり、各町分の事業を実施するための体制を整備する必要がある。 なお、県とは検査機関の体制が異なり、検査項目や検体数に開きがあることから、衛生環境試験所の整備計画と併せ検査体制の充実強化を図る必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	食品衛生
事 業 名 称	食品関係団体の育成指導		
事業目的・内容	食品営業施設の自主管理の徹底など衛生水準の向上を図るため、食品関係団体を育成するとともに、自主的活動を活性化させる。		
合併に向けた課題	県が実施していた各町分の業務を新市で実施することになり、各町分の事業を委託するための財政措置が必要となる。（なお、食品衛生協会に対し、市町合併に対応した体制の整備等について指導助言が必要。）		
調整の考え方	法令に基づく業務を宇都宮市分を含め県から一括で（社）栃木県食品衛生協会に委託している。協会に対して市町合併に対応した体制の整備について指導助言を行いながら、新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	食品衛生
事 業 名 称	自主管理推進		
事業目的・内容	営業者の自主管理を推進するため、食品営業施設の業種や規模毎に、H A C C P（危害分析重要管理点）方式などの新しい衛生管理手法の普及啓発を図る。		
合併に向けた課題	県が実施していた各町分の業務を新市で実施することになり、各町分の事業を実施するための体制を整備する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	食品衛生
事 業 名 称	調理師製菓衛生師免許事務		
事業目的・内容	調理師・製菓衛生師免許に関する各種届出の受理等の事務を行う。		
合併に向けた課題	県が実施していた各町分の業務を新市で実施することになり、各町分の事業を実施するための体制を整備する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	保健予防
事 業 名 称	国民健康・栄養調査		
事業目的・内容	国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするために実施する。		
合併に向けた課題	現在でも宇都宮市は毎年1～2地区、国から実施地区について指定されている。 エリアが拡大することにより、該当となる調査区が多くなり、指定される確率が高くなるため、毎年実施するにあたっての人材の確保が必要になる。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	保健予防
事 業 名 称	住民健康・栄養調査		
事業目的・内容	住民の栄養摂取状況・生活習慣の状況を把握し、健康づくり施策の基礎資料とするため、5年に1度実施する。国民健康・栄養調査と合わせ、身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査を実施する。		
合併に向けた課題	中核市業務として宇都宮市のみが実施しており、各町では県が実施しているが、実施方法に差がないため、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	保健予防
事 業 名 称	給食施設指導		
事業目的・内容	特定多数人に継続的に食事を供給する施設に対して、給食施設の状況の把握や集団指導・巡回指導を通じて栄養管理指導を実施する。		
合併に向けた課題	エリアが拡大することにより、宇都宮市の管轄する施設数が増加することで、巡回指導方法や集団指導（研修会）のテーマ・回数の検討が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	保健予防
事 業 名 称	栄養指導		
事業目的・内容	栄養指導事業を実施することにより、住民の健康の保持・増進を図る。窓口・電話等での栄養相談・栄養指導、媒体物配布等による健康・栄養に関する普及啓発を実施する。保健所の栄養指導は都道府県（保健所を設置する市）としての「専門的な栄養指導」である。		
合併に向けた課題	中核市業務として宇都宮市のみが実施しており、各町では県が実施しているが、実施方法に差がないため、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	保健予防
事 業 名 称	栄養士免許事務		
事業目的・内容	栄養士・管理栄養士の免許申請、免許証書換え申請、免許証再交付申請の受付及び免許証の交付、管理栄養士国家試験受験のための免許照合についての事務を行う。		
合併に向けた課題	エリアが拡大することにより、申請者の増加が考えられるが、現在でも県健康福祉センターと同様の実施方法であるため大きな問題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	保健予防
事 業 名 称	食品の栄養成分表示に係る事務・相談		
事業目的・内容	栄養表示食品の収去及び製造・提供に係る企業に対する適正表示の指導を行うとともに、食品の製造・提供に係る企業からの食品の栄養表示・特別用途食品、栄養機能食品に関する相談に対応する。		
合併に向けた課題	管轄エリアが拡大することにより、相談件数の増加が考えられるが、業務遂行にあたっては大きな問題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	保健予防
事 業 名 称	保健福祉サービス調整推進会議		
事業目的・内容	多様化, 高度化する地域住民のニーズに的確に対処できるよう, 保健・医療・福祉サービスを, 総合的・一体的に提供する体制を構築することを目的とし, 母子保健, 精神保健, 難病等さまざまな分野の処遇困難事例や課題について関係機関との連絡調整, 支援方策を行う。		
合併に向けた課題	処遇困難事例の増加に伴う会議開催回数の増加が見込まれるため, 体制を整備する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり, 現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	保健予防
事 業 名 称	宇都宮市保健所管内保健師等研修会		
事業目的・内容	保健師等関係職員が, 時代に即応した知識や技術等を習得し資質の向上を図るとともに, 相互の連携を強化するため, 宇都宮市保健所管内に働く保健師等を対象に研修会を開催する。		
合併に向けた課題	保健師等専門職の増加に伴う資質の向上と情報の共有化を図るために, 研修会の実施方法等の検討が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり, 現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	保健予防
事 業 名 称	原爆被爆者援護事務		
事業目的・内容	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき, 栃木県からの委託を受け, 原子爆弾被爆者に対し, 健康の保持増進を図るため健康診断を実施するとともに, 各種手当支給に関する受付・進達事務を行う。また, 被爆者に該当すると認められた者及び転入者に対する登録管理を実施する。		
合併に向けた課題	栃木県からの委託業務として宇都宮市のみが行っているが, 特に調整の必要はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり, 現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症
事 業 名 称	結核診査協議会		
事業目的・内容	結核予防法に基づき, 命令入所及び従業禁止の要否ならびに公費負担に係る医療の適否を診査する。		
合併に向けた課題	中核市として宇都宮市のみが実施しており, 各町は県が実施しているが, 実施方法に差がないため特に調整の必要はない。ただし, 合併時に宇都宮市以外に在住していた結核患者の公費負担を宇都宮市で承認するための診査会を開催する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり, 現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症
事 業 名 称	結核患者の登録・管理		
事業目的・内容	結核予防法に基づき、訪問等により結核患者及びその家族等に対する受療勧奨その他の指導及び感染防止を図る。		
合併に向けた課題	中核市業務のため、宇都宮市以外は県が業務を行っているが、業務内容に差がないため大きな課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症
事 業 名 称	結核医療給付		
事業目的・内容	結核患者が経済的理由から十分な治療が受けられないことがないように、医療費の一部（あるいは全額）を公費負担する。		
合併に向けた課題	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、実施方法等に差がないため、特に調整する必要はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症
事 業 名 称	結核予防費補助		
事業目的・内容	私立学校等の実施する定期健康診断に係る事業費の一部を補助することにより、結核予防事業の安定化を図る。		
合併に向けた課題	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であるが、内容に差がないため、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症
事 業 名 称	結核定期外健康診断		
事業目的・内容	結核患者の発生に伴い、感染又は発病の有無を早期発見するため家族及び接触者に対し、定期の健康診断以外に健康診断（胸部レントゲン撮影、ツベルクリン反応検査等）を実施する。結核患者へも病状の把握等で必要な場合には、健康診断を実施する。 また、保健所で実施できない場合は、委託医療機関（４病院）へ実施依頼を行う。		
合併に向けた課題	中核市業務のため、宇都宮市以外は県が業務を行っているが、業務内容に差がないため大きな課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症
事 業 名 称	エイズ・性感染症対策事業（啓発普及事業）		
事業目的・内容	エイズ・性感染症のまん延防止とエイズに対する誤解や偏見のない社会づくりを構築するため、エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行う。 学校、職場等で行うエイズ教育への支援（講師派遣、参考図書・教育パネル等の貸し出し等）や広報活動の充実（タウン情報誌、市広報誌への掲載、パネル展示、パンフレット等啓発資料の作成と配布等）、世界エイズデー関連事業の実施（キャンペーンの実施、エイズパネル等の展示など）などを行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町が実施している事業であるが、目的・内容は合併により影響を受けるものではないことから、特に調整する必要はない。		
調整の考え方	宇都宮市は市が、各町においては県が実施している事業であり、特に河内町においては普及啓発に関する健康教育を実施しているが、サービス内容に差がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症
事 業 名 称	エイズ・性感染症対策事業（人材育成等）		
事業目的・内容	エイズ・性感染症のまん延防止とエイズに対する誤解や偏見のない社会づくりを構築するため、関係機関とのネットワークを強化やエイズ教育担当者の人材育成や情報の提供・交換などを行う。 エイズ対策推進のためのマンパワー養成事業（エイズ対策担当者等の研修会の開催など）やネットワーク推進事業（学校、各関係機関等との連携が図れるよう、ネットワークの基盤づくりなど）、エイズ予防推進のための調査・研究事業（最新情報の収集・分析など）などを行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、目的・内容は合併により影響を受けるものではないことから、特に調整する必要はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症
事 業 名 称	H I V ・性感染症検査・相談事業		
事業目的・内容	エイズを含む性感染症について、検査・相談機会の一層の充実を図り、感染の早期発見・早期治療及び二次感染の防止を推進し、エイズ及び性感染症の蔓延防止を図ることを目的とする。 保健所においては平日週1日、保健センターにおいては日曜日に月1回(平成10年度からは県と共催)、H I V検査・相談事業を実施している。また、平成12年8月から性感染症検査(クラミジア・梅毒)・相談も実施している。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、目的・内容は合併により影響を受けるものではないことから、特に調整する必要はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症
事 業 名 称	ウイルス性肝炎検査・相談事業		
事業目的・内容	住民がウイルス性肝炎に関する正しい知識を持ち、住民自ら肝炎ウイルス等の感染の状況を認識する機会を提供するとともに、必要に応じた相談や保健指導を実施し、感染に対する不安の軽減や医療につなげることにより、肝炎による健康被害を最小限にとどめる。 保健所においては平日週1回、C型肝炎抗体検査及びB型肝炎抗原・抗体検査を有料で実施している。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、目的・内容は合併により影響を受けるものではないことから、特に調整する必要はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症
事 業 名 称	感染症発生動向調査		
事業目的・内容	感染症の発生及びまん延を防止するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、1～4類感染症を週単位で情報収集、分析、提供及び公開し、感染症の予防及びまん延の防止を図る。		
合併に向けた課題	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、実施方法に差がないため、特に調整の必要はない。なお、定点の選定を宇都宮市医師会に依頼してきたが、上三川町が宇都宮医師会に属していないため、選定方法の見直しが必要となる。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症
事 業 名 称	感染症発生・まん延予防対策		
事業目的・内容	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康診断の勧告、汚染箇所の消毒、二次感染の防止等を図り、感染症の発生及びまん延を防止する。 また、給食施設に対し、定期的に衛生指導を実施することにより、感染症及び食中毒の発生を未然に防止し、施設長及び給食従事者に対し衛生思想の普及を図るために集団給食施設衛生指導を実施する。		
合併に向けた課題	対象数が増加するため、迅速な対応のための体制作りが必要である。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症
事 業 名 称	感染症診査協議会		
事業目的・内容	1・2類の感染症患者が発生し、勧告（措置）入院した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、入院の可否について診査する。		

合併に向けた課題	県と宇都宮市が実施する事務であるが、事業開始以降未開催であり、また、各町においても該当する事例が近年発生していないことから、現状の体制で対応可能であり、特に調整する必要はない。
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）		
事業目的・内容	地域における精神障害者の日常生活を支援することにより、精神障害者の自立と社会参加を促進する観点から実施する。		
合併に向けた課題	各市町において、国の制度に基づき実施しているため制度内容に違いはないが、直営による実施か委託かの違いがある。		
調整の考え方	国の制度に基づき実施している事業であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神障害者保健福祉手帳交付事務		
事業目的・内容	精神障害者が自立して質の高い生活を送ることができるように、他の障害者と同様の手帳を設け、社会復帰及び自立、社会参加の促進を図る。		
合併に向けた課題	手帳交付は県の事務であり、市町においては進達事務を行っている。全ての市町で実施している内容に違いがないため、特に調整事項はない。		
調整の考え方	各市町において県への進達方法等が同じであるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神障害者通院医療費公費負担制度		
事業目的・内容	精神障害者が通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療に要する費用を公費負担する制度で、この適用を受けると医療保険の種類にかかわらず自己負担が一律5%となる。		
合併に向けた課題	県の事務であり、市町においては進達事務を行っている。全ての市町で実施している内容に違いがないため、特に調整事項はない。		
調整の考え方	各市町において県への進達方法等が同じであるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神障害者小規模通所授産施設補助事業		
事業目的・内容	雇用されることが困難な精神障害者に対して、必要な訓練を行い、職業を与え、自活することが目的の法定施設に対して、運営費を補助する。		
合併に向けた課題	施設が設置されているのは宇都宮市だけであり、特に調整事項はない。		
調整の考え方	国の制度に基づき各市町が実施することになる事業であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神障害者の入院に係る首長同意		
事業目的・内容	精神障害者については、その後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となるが、これらの保護者がいないとき又はこれらの保護者がその義務を行うことができないときはその精神障害者の居住地を管轄する市町村長、居住地がないか又は明らかでないときはその精神障害者の現在地を管轄する市町村長が保護者となる。		
合併に向けた課題	各市町で実施しており、内容に違いがないため、特に調整事項はない。		
調整の考え方	法令に基づく事業であり、新市において必要なものであるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神保健福祉相談		
事業目的・内容	住民の心の健康に関する不安や悩み等に対し、精神科医師や精神保健福祉士が相談に応じることにより、本人や家族の不安の軽減を図る。また、必要に応じ適正な医療に結びつける。 精神科医師及び精神保健福祉士が相談に応じている。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しており、町の区域においては県が実施している事業であるが、対象者の拡大により、相談希望者数の増加が考えられる。現行とおりの実施では需要に対応しきれず、市民サービスの不公平さを招く恐れがある。そのため、実施回数の増加や専門医師の確保等の検討が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	薬物関連相談事業		
事業目的・内容	薬物中毒（薬物中毒精神病・薬物依存症）に関する相談を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しており、町の区域においては県が実施している事業であるが、対象者の拡大により、相談者数の増加が考えられ、対応しきれず、市民サービスの不公平さやサービスの質の低下を招く恐れがある。そのため体制を整備する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	事例検討会		
事業目的・内容	処遇困難なケースに対し、より良い援助を実施するための援助計画について各関係者（医療機関・福祉機関等）により検討する。		
合併に向けた課題	対象者の拡大により、対応困難なケースが増加し、検討会開催回数の増加が考えられるが、特に大きな課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	宇河地区アルコール関連問題研究会		
事業目的・内容	岡本台病院アルコールセンターが所在する宇都宮・河内地区を中心に、アルコール関連問題に対応できるネットワーク・システムのモデルを構築することを目的とした協議会に参加する。		
合併に向けた課題	事務局は栃木県立岡本台病院にあり、各市町は参加者の立場にあることから、合併に際しての課題は特にない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神保健福祉受理会議		
事業目的・内容	援助依頼者と受理面接した内容の共有化を保健師間で図るとともに、精神科医師による治療的立場からの意見も加えた面接技術や援助方針の検討・修正を行い、保健師の面接技能の向上を図る。		
合併に向けた課題	対象者の拡大により、受理件数の増加が考えられるが、特に大きな課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神障害者社会復帰施設連絡会議		
事業目的・内容	精神障害者に対する支援が円滑に行えるように情報交換等を通して社会復帰体制の充実を図るために、社会復帰施設職員を対象に連絡会を開催する。		
合併に向けた課題	エリアが拡大することにより小規模共同作業所・病院デイケア等、関係機関が増加し、連絡・調整が図りにくくなる恐れがあるが、現行とおりの実施で特に大きな課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神保健福祉全体会議		
事業目的・内容	精神保健に関係する県、警察、病院、共同作業所やその他関係する機関が一堂に会し、意見交換等を行い、より緊密な連携を図ることを目的に会議を開催する。		
合併に向けた課題	エリアが拡大することにより小規模共同作業所・病院デイケア等、関係機関の増加により、連絡・調整が図りにくくなる恐れがあるが、現行とおりの実施で特に大きな課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	アルコール家族教室		
事業目的・内容	家族がアルコール依存症を正しく理解し、どのように対応するかを学習する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している業務であるが、アルコール依存症者の対応において必要な事業であり、エリアが拡大されることにより、参加者数の増加が考えられるが、現行とおりの実施で大きな課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	こころの健康を考える会		
事業目的・内容	アルコール問題で悩んでいる家族同士の話し合いの場を設け、話し合いなどを通して家族間の不安の解消や心の健康の回復を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している業務であるが、アルコール依存症者の対応において必要な事業であり、エリアが拡大されることにより参加者数の増加が考えられる。 事業内容は、宇都宮市と各町の範囲を所管する県に共通するものであるが、実施会場や手法等の検討が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神保健家族教室		
事業目的・内容	統合失調症を正しく理解し、患者とどう付き合い家族として何ができるかを学ぶため、医師・精神保健福祉士・臨床心理士・保健師を講師とする学習会を開催する。		
合併に向けた課題	エリアが拡大されることにより参加者数の増加が考えられるが、現行通りの実施で特に大きな課題はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神保健福祉法２７条関連業務・併任業務		
事業目的・内容	精神保健福祉法の実施主体は栃木県となるが、宇都宮市においては独自に保健所を有している為、栃木県知事より併任辞令を受け、県職員の身分で実施しており、警察官・検察官等の通報により、通報対象者の自傷他害の恐れの有無を調査し、精神保健指定医による鑑定業務を実施する。 通報対象者及びその保護者に対しては、すべて栃木県知事名で行政処分を下す。		

合併に向けた課題	宇都宮市は県の併任業務として行っており、各町においては、各地域の健康福祉センターが実施している業務であるが、業務内容に差がないため、特に調整の必要はない。
調整の考え方	法令に基づく都道府県業務であるが、県の併任業務（県の業務）として行っているものであり、新市において円滑な実施が可能となるよう合併時までに調整を行う。

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神病院の実地指導		
事業目的・内容	精神保健福祉法に基づき、精神病院内で「適正な精神医療の確保」・「入院制度等の適正な運用」がなされているかを、指導監督する。 栃木県が精神保健福祉法の実施主体となるが、宇都宮市においては独自に保健所を有しているため、栃木県知事より併任辞令を受け、県職員の身分で、県庁本課職員と共に実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は県の併任業務として行っており、各町においては、各地域の健康福祉センターが実施している業務であるが、業務内容に差がないため、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	法令に基づく都道府県業務であるが、県の併任業務（県の業務）として行っているものであり、新市において円滑な実施が可能となるよう合併時までに調整を行う。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神障害者社会適応訓練事業		
事業目的・内容	栃木県が精神保健福祉法に基づき、実施主体と定められている福祉事業で、宇都宮市は栃木県より依頼を受け窓口となっている。 精神障害者を一定期間事業所に通所させ、社会訓練を行い、精神障害者の社会復帰を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市は県の併任業務として行っており、各町においては、各地域の健康福祉センターが実施している業務であるが、業務内容に差がないため、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	法令に基づく都道府県業務であるが、県の併任業務（県の業務）として行っているものであり、新市において円滑な実施が可能となるよう合併時までに調整を行う。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	措置入院患者等に対する実地審査		
事業目的・内容	精神保健福祉法に基づき、精神病院内で「適正な精神医療の確保」・「入院制度等の適正な運用」が、措置入院患者等になされているかを、指導監督する。 栃木県が精神保健福祉法の実施主体となるが、宇都宮市においては独自に保健所を有しているため、栃木県知事より併任辞令を受け、県職員の身分で、県庁本課職員と共に実施する。		

合併に向けた課題	宇都宮市は県の併任業務として行っており、各町においては、各地域の健康福祉センターが実施している業務であるが、業務内容に差がないため、特に調整の必要はない。
調整の考え方	法令に基づく都道府県業務であるが、県の併任業務（県の業務）として行っているものであり、新市において円滑な実施が可能となるよう合併時まで調整を行う。

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	訪問相談・指導		
事業目的・内容	訪問指導：精神障害者等に対し、対象者の日常の場（家庭等）に訪問し、疾病回復の援助、社会復帰への支援、療養上の保健指導、健康の保持増進等について指導する。 電話相談：電話での個別相談、指導等を行う。 面接相談：個人、家族に対し随時、又は予約により面接を行い、対象者の抱えている健康問題の相談を行う。		
合併に向けた課題	各市町が実施している業務であるが、相談・指導の内容により、専門的な支援が必要なケースの場合、宇都宮市は市が、各町においては県が実施しているが、実施内容に差がないため、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	各市町が実施している業務であるが、相談・指導の内容により、専門的な支援が必要なケースの場合、宇都宮市は市が、各町においては県が実施しているが、実施内容に差がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	難病
事 業 名 称	難病患者等居宅生活支援事業		
事業目的・内容	地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進する観点からホームヘルプサービス、短期入所事業、日常生活用具給付を実施する。		
合併に向けた課題	国の制度に基づき実施している事業であるため、事業内容に差異はないため調整すべき事項は特にない。		
調整の考え方	国の制度に基づき実施している事業であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	難病
事 業 名 称	一般特定疾患治療研究事業		
事業目的・内容	原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、診断技術が一応確立し、かつ、難治度、重症度が高く、患者数が比較的少ないため、公的負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患を特定して治療研究事業を推進し、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに患者の医療費の軽減負担を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市は市が、各町においては、県の健康福祉センターが実施しているが、業務内容に差がないため、特に調整の必要はない。		

調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。
--------	---

中 分 類	保健予防	小 分 類	難病
事 業 名 称	地域在宅療養支援事業		
事業目的・内容	難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の QOL の向上に質することを目的とし、在宅療養支援計画・策定評価事業、医療相談事業、訪問指導事業、訪問相談事業を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は市が、各町においては、県の健康福祉センターが実施しているが、業務内容に差がないため、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	予防接種健康被害救済事業		
事業目的・内容	予防接種による健康被害の救済として、予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者に対して、医療費及び医療手当の給付を行う。また、予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳未満の者を養育する者に対して、障害児養育年金の給付等を行う。		
合併に向けた課題	法令に基づく事業であり、各市町において、給付水準や手法等に差がないことから、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	予防接種法に基づく予防接種による健康被害の救済として実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	食肉衛生	小 分 類	食肉の安全確保
事 業 名 称	と畜場及び食鳥処理場許認可		
事業目的・内容	申請に基づき、と畜場及び食鳥処理場の許認可を行う。		
合併に向けた課題	現在県から許認可を受けている事業所に関して、どのように市の許認可に移行するかを検討する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	食肉衛生	小 分 類	食肉の安全確保
事 業 名 称	と畜検査		
事業目的・内容	申請に基づき、所管すると畜場においてと畜検査を行う。		
合併に向けた課題	所管すると畜場が増加することから、検査員や補助員の増員、検査員等派遣手段としての公用車等の配置、検査員の委嘱等が必要となる。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	食肉衛生	小 分 類	食肉の安全確保
事 業 名 称	と畜場及び食鳥処理場衛生監視指導		
事業目的・内容	安全で衛生的な食肉を供給するために、所管すると畜場・食鳥処理場に対し、施設基準に合致しているか、基準にあった処理をしているか、生産される食肉は衛生的かを監視・指導する。		
合併に向けた課題	所管する事業所増に伴い、効果的かつ効率的な監視指導方法を策定する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	食肉衛生	小 分 類	検査統計
事 業 名 称	と畜検査及び食鳥検査統計事務		
事業目的・内容	と畜及び食鳥の疾病の状態や内臓・枝肉の検査結果を把握することにより、食品の安全の確保に資する。		
合併に向けた課題	所管すると畜場及び食鳥処理場が増加することから、増加した事業所分のと畜検査及び食鳥検査結果に関する統計事務が必要となる。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であり、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	衛生環境試験	小 分 類	衛生環境試験
事 業 名 称	臨床検査		
事業目的・内容	住民が健康な生活を送り、いつでも安心して暮らすことができるよう。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく検査業務や食品衛生法に基づく検査業務（食中毒検査）を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市の臨床検査業務は市が、各町の業務は県が行っているが、業務内容に差がないことから、調整の必要性はない。		
調整の考え方	各市町の範囲において同様の業務が行われていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	衛生環境試験	小 分 類	衛生環境試験
事 業 名 称	食品衛生検査		
事業目的・内容	住民が安全で衛生的な暮らしが送れるように、食品衛生法に基づく検査業務（収去、食中毒、汚染物質等）や家庭用品規制法に基づく検査業務を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市の食品衛生検査業務は市が、各町の業務は県が行っているが、業務内容に差がないことから、調整の必要性はない。		
調整の考え方	各市町の範囲において同様の業務が行われていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	衛生環境試験	小 分 類	衛生環境試験
事 業 名 称	生活環境検査		
事業目的・内容	大気や水質等の汚染・汚濁などの環境負荷を少なくし、安心して暮らせる良好な生活環境を確保するため、水質汚濁防止法、大気汚染防止法など環境関連法に基づく検査業務を行う。		

合併に向けた課題	宇都宮市の生活環境検査業務は市が、各町の業務は県が行っているが、業務内容に差がないことから、調整の必要性はない。
調整の考え方	各市町の範囲において同様の業務が行われていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	保健福祉	小 分 類	サービス提供体制
事 業 名 称	総合保健福祉センター建設事業		
事業目的・内容	まちづくりを支える中核施設として、子どもから高齢者までの住民が、生き生きと健康で暮らせる地域社会の拠点として、いつでも気軽に相談に来たり、楽しみながら健康づくりを行うことができる施設として、さらに、住民間の交流施設として、保健センター機能や子育て支援センター機能、総合健康活動促進施設機能など9つの機能を持たせた施設の整備を計画している。		
合併に向けた課題	上三川町で、19年4月オープンを目指し建設を計画している施設である。		
調整の考え方	上三川町において、子どもから高齢者まで全ての住民の生き生きと健康で暮らせる地域拠点として、地域におけるサービス提供体制を整備し、保健・福祉サービスを身近な場所で総合的に提供するための施設として、円滑な推進に努めることとする。ただし、施設の有効的な活用を十分に踏まえる必要があることから、合併時まで調整を図るものとする。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	保健	小 分 類	保健・医療施設
事 業 名 称	救急医療（夜間休日救急診療所運営事業）		
事業目的・内容	医療機関が閉じている夜間や休日に、地域住民が安心して診療を受けることができるよう、宇都宮市が夜間休日救急診療所を開設し、上三川町、河内町、上河内町と広域で運営しており、各町は負担金を市に支払っている。 上三川町については、休日の昼間に在宅当番医制を実施している。		
合併に向けた課題	上三川町、上河内町、河内町については、宇都宮市と広域で運営しているので同じであるが、上三川町の休日昼間については、在宅当番医制を実施しているため調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市が救急医療として開設した夜間救急診療所を上三川町、上河内町、河内町との広域で運営しているもので、新市においても引き続き実施する必要があることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	保健衛生審議会
事 業 名 称	保健衛生審議会（健康づくり推進協議会）事務		
事業目的・内容	各市町の条例、要綱等に基づき設置されている附属機関であり、市町長の諮問に応じ、住民の健康づくりの推進及び生活衛生の向上に関して必要な事項を審議する。 宇都宮市の保健衛生審議会は、地域保健法により保健所設置が認められた「保健所運営協議会」と「健康づくり推進協議会」とを統合したもので、健康づくり推進協議会は国の通知により全市町村が設置するものとされている。		
合併に向けた課題	委員の構成について、各町の地域から委員を任命するかどうか、委員定数の見直しを含めて検討を要する（委員定数を増やす場合は、宇都宮市保健衛生審議会規則の改正を要す）。		
調整の考え方	住民の健康づくりの推進及び生活衛生の向上に関して必要な事項を審議するもので、新市として必要な組織であることから、各町の健康づくり推進協議会は廃止し、旧町の委員を加えた新市の審議会として実施するため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	健康づくり
事 業 名 称	健康うつのみや21の策定・進行管理		
事業目的・内容	住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という意識を持って、主体的に健康づくりに取り組むとともに、地域・行政・学校・職場が一体となってこれを支援し、健康づくりを総合的に推進するための計画を策定し、計画を推進する。		
合併に向けた課題	計画策定は、宇都宮市だけである。計画の事業実施等について、各町との調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市が策定する計画であるが、住民の健康づくりを総合的に支援するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	健康づくり
事 業 名 称	地区における健康づくり活動推進事業		
事業目的・内容	住民が、住み慣れた地域で健やかに暮らすことができるよう、身近な地域の仲間と楽しく交流しながら、健康づくりを行う地域主体の健康づくり活動を推進するため、健康づくり推進員を養成、組織化し、地域の中で健康づくりができるよう支援する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町で実施しているが、宇都宮市は健康づくり推進員の養成、組織化を図っており、河内町は、保健委員、母子保健推進員等によりチラシ回覧や健康づくりに関する普及啓発を行っているが、実施方法に違いがあり、調整が必要である。		
調整の考え方	健康づくり推進員の養成を宇都宮市で推進しているところであるが、新市においても地域主体の健康づくりを推進する必要があることから、各町の保健委員、母子保健推進員等との役割調整（廃止）を図り、合併後も引き続き新市において宇都宮市の基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	健康づくり
事 業 名 称	健康づくり普及啓発事業		
事業目的・内容	住民の健康づくり意識の高揚を目的に、啓発用ポスターを作成し、公共施設等に掲示する。 また、保健事業パンフレット（「健康づくりのしおり」「健康カレンダー」「予防接種と乳幼児健診のおしらせ」「成人保健サービスのおしらせ」「保健事業計画のおしらせ」）を作成し、年度当初に全戸配布する。		
合併に向けた課題	各市町の作成スタイルや記載内容等に違いがあり、合併後、調整が必要である。		
調整の考え方	保健事業に関する情報提供は各市町とも行っており、新市においても必要な事業であることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	母子健康手帳の交付		
事業目的・内容	母子保健法により妊娠届出をした者に対し、母子健康手帳を交付する。		
合併に向けた課題	各市町で交付方法等に違いがあり、合併後の取り扱いについて調整が必要である。		
調整の考え方	法律に基づき、各市町で交付事務が行われているが、手帳種類や配布内容等に違いがあることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	妊婦一般健康診査及び二次（精密）健康診査		
事業目的・内容	母性の尊重と母体・胎児の健康保持・増進を図るため、母子保健法の規定により妊婦の健康診査を実施する。		
合併に向けた課題	無料券の様式や各市町で健診が受けられる医療機関に違いなどがあり、調整が必要である。		

調整の考え方	法律に基づき、妊婦と胎児の健康保持・増進を図るため各市町で実施しており、新市においても必要な事業であることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
--------	---

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	先天性股関節脱臼検診		
事業目的・内容	先天性股関節脱臼を早期に発見し、適切な療育を行い乳児が将来健全な社会生活が営めるよう、その健康を確保する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しているが、各町は実施していないことから、合併後の事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみで実施している事業であるが、対象児の脱臼の早期発見と適切な療育を行うため、新市においても必要な事業であることから、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	乳児二次（精密）健康診査		
事業目的・内容	乳児健康診査の結果、疾病等の疑いがあり、精密に健康診査を行う必要があると認められた児に対し、専門医師による精密な健康診査を行うことにより、児の健康な発達を促すよう支援する。		
合併に向けた課題	各市町で実施の内容や方法等が異なっており、合併後の取扱いについて調整が必要である。		
調整の考え方	各市町で乳児の疾病等の早期発見、治療を図るため実施しているものであり、新市においても必要な事業であるため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	1歳6か月児健康診査		
事業目的・内容	運動機能・視聴覚等の障害や精神発達の遅滞等の障害を持った幼児を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を防ぐとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持・増進を図る。		
合併に向けた課題	各市町で実施の内容や方法等が異なっており、合併後の取扱いについて調整が必要である。		
調整の考え方	法律に基づき、1歳6か月児の障害の早期発見、治療を図るため実施しているものであり、新市においても実施が必要であるため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	1歳6か月児二次（精密）健康診査		
事業目的・内容	1歳6か月児健康診査の結果、疾病等の疑いがあり、精密に健康診査を行う必要があると認められた児に対し、専門医による、精密な健康診		

	査を行うことにより，児の健康な発達を促すよう支援する。
合併に向けた課題	上三川町を除く各市町で実施しているが，内容や方法等が異なっており，合併後の取扱いについて調整が必要である。
調整の考え方	各市町で1歳6か月児の疾病等の早期発見，治療を図るため実施しているものであり，新市においても必要な事業であるため，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	3歳児健康診査		
事業目的・内容	幼児期において，3歳児は，運動・言語・生活行動・社会的行動の発達をもとに，著しい自我の発達を示す時期である。この時期に，医師・歯科医師等による総合的健康診査を実施し，その結果に基づき，幼児の健全育成のための適当な指導及び援助を行う。		
合併に向けた課題	各市町において実施しているが，実施の内容や方法等が異なっていることから，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	法律に基づき，3歳児の障害の早期発見や適切な療育を行うため，各市町で実施しているが，新市において統一した事業として実施する必要があることから，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	3歳児二次（精密）健康診査		
事業目的・内容	3歳児健康診査の結果，疾病等の疑いがあり，精密に健康診査を行う必要があると認められた児に対し，専門医による，精密な健康診査を行うことにより，児の健康な発達を促すよう支援する。		
合併に向けた課題	各市町において実施しているが，実施の内容や方法等が異なっていることから，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町で3歳児の疾病等の早期発見，治療を図るため実施しているものであり，新市においても実施の必要があるため，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	思春期講演会		
事業目的・内容	思春期の子を持つ親が，思春期の子どもの身体的・心理的特徴についての知識を習得し理解を深めることにより，積極的に子どもと関わりがもてるよう支援する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している。新市以降は，実施場所等を調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが，思春期の子を持つ親が子どもの身体的，心理的特徴についての知識や理解を深める必要があり，新市においても実施する必要があることから，原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	未熟児グループ支援		
事業目的・内容	養育支援連絡票により連絡を受けた児，養育医療を受給している児を持つ保護者同士が情報交換をしながら不安や悩みを共有し，自信を持って育児が行えるようグループによる支援を行う。		
合併に向けた課題	実施しているのが宇都宮市のみであることから，合併後の事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが，未熟児を持つ親を支援する事業であり，新市においても実施する必要があるため，原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	子育て相談ホットライン		
事業目的・内容	出産直後の妊産婦は「マタニティーブルー」といわれる等，身体面，精神面に問題を抱えやすい時期である。また，乳幼児期の育児も児の個人差や成長が著しいため，育児不安が生じやすく，虐待などの深刻な問題に発展しやすい。このため，問題や不安に対して，できるだけ迅速にまた，気軽に相談できるよう専用電話を設置し，妊産婦，児の健康と育児を支援する。		
合併に向けた課題	実施しているのが，宇都宮市のみであることから，合併後の事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であり，子育てに関する問題や不安解消を迅速に対応するためのホットラインであることから，新市においても実施する必要があるため，原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	子育て支援出前サービス		
事業目的・内容	育児に関する様々な悩みに対して，相談者自らが問題解決の行動がとれるようにするため，団体等からの要望により保健師等による健康教育や健康・育児相談を行う。		
合併に向けた課題	実施しているのは，宇都宮市，河内町であり，合併後の事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市，河内町で実施している事業であるが，育児に関する悩みなどの問題解決を支援する事業であり，新市においても実施する必要があるため，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	3歳児のための休日すくすく相談		
事業目的・内容	女性の社会進出，共働き世帯等の増加により，平日実施の健診の受診が困難な者が増えている。そこで，平日受診困難な未受診者に，休日の発育発達相談を実施し，その結果に基づき3歳児の健全育成のための適当な保健指導及び援助を行う。		

合併に向けた課題	実施しているのが宇都宮市であることから、合併後の事業のあり方について検討する必要がある。
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、平日実施の健診を受診できない者に、休日の発達相談を行うものであることから、新市においても必要な事業であり、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	訪問指導（母子）		
事業目的・内容	各種健診の未受診児、保健指導を希望する妊産婦、乳幼児、思春期の保護者に対し、個々の健康状態に応じた指導・助言を行い、健康の保持・増進を図る。		
合併に向けた課題	各市町で実施しているが、事業内容・実施手法が異なることから、新市における実施事業の内容・手法について調整し、統一を図ることが必要である。		
調整の考え方	各市町が実施している事業であるが、訪問指導における指導内容や訪問回数など指導内容等を各市町間で統一を図る必要があることから、新市において原則として、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	新生児訪問指導		
事業目的・内容	生後28日以内の新生児のいる家庭に助産師が訪問し、発育、育児、産婦の健康に関しての適切な指導・助言を行うことにより児の異常の早期発見や疾病予防に努め、児の健全育成を図る。 在宅の助産師が家庭訪問し、産褥期における産婦への保健指導、新生児の発育・栄養・生活環境疾病予防等に関する保健指導を行う。		
合併に向けた課題	各市町により、実施している事業内容・実施手法が異なることから、新市における実施事業の内容・手法について調整し、統一を図ることが必要である。		
調整の考え方	各市町で法律に基づき行っている事業であるが、訪問回数や訪問指導者など対応に違いがあることから、新市移行後は、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	妊婦歯科健康診査		
事業目的・内容	妊娠中の口腔は生理的な唾液の性状、PHの変化及びつわり等により、洗口・歯みがきが十分できず、むし歯や歯周病になりやすいため、健診を実施し、妊婦及び児の口腔衛生の向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみの実施であり、合併後の実施事業の内容・手法について調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市が実施している事業であるが、妊婦の口腔衛生の向上を図るうえで、新市においても必要な事業であることから、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	フッ素塗布事業		
事業目的・内容	幼児期（満2歳）から就学前の幼児に対する、むし歯予防の処置で歯科健診、フッ素塗布、歯の健康教育及び相談を行い、口腔衛生の普及啓発を図り、むし歯罹患を予防する。		
合併に向けた課題	各市町により、実施している事業内容・実施手法等が異なることから、新市における実施事業の内容・手法について調整し、統一を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町で乳児のむし歯罹患を予防するため実施している事業で、新市においても統一した事業として実施する必要があることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	2歳児歯科健康診査		
事業目的・内容	う歯及び口腔内疾患・異常等の早期発見、並びに治療と予防の適切な指導を行い、幼児の健やかな成長を支援するため、2歳児を対象に歯科医師による口腔内健康診査、歯科衛生士による歯みがき指導や相談等を行う。		
合併に向けた課題	上河内町を除く各市町が実施しているが、実施している事業内容、実施手法が異なることから、新市における実施事業の内容・手法について調整し、統一を図ることが必要である。		
調整の考え方	各市町で幼児の口腔衛生の普及を図るため実施している事業で、新市においても統一した事業として実施する必要があることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	3歳児・親と子のよい歯のコンクール		
事業目的・内容	歯科疾患予防の正しい知識を普及啓発する事業として、3歳児健康診査を受診した3歳児から公募し、歯の健康が優れている「3歳児」と「親と子」を表彰する。 また、表彰者のうち優良者については、県主催のコンクールに推薦する。		
合併に向けた課題	各市町により、実施している事業内容・実施手法が異なることから、新市における実施事業の内容・手法について調整し、統一を図ることが必要である。		
調整の考え方	各市町を単位にコンクールを行っているものであり、合併により新市として実施する必要があるため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	心身障害児療育対策事業		
事業目的・内容	乳幼児一次健康診査等においてスクリーニングされた児を対象に、乳幼児二次健康診査を実施することにより、心身障害児の早期発見に		

	努める。さらに、小集団で遊びを通して学習する親子教室を実施する。児の状態を確認し理解を深めるための援助を行うことで、健全な発達を支援する。 二次健診として、問診、身体計測、発達検査、診察、訓練、相談、カンファレンスを実施するほか、親子教室として、自由遊び、課題遊び（行進・体操・手遊び・月の遊び）、水分補給、親子分離、個別心理相談（年6回）、カンファレンスを行う。
合併に向けた課題	中核市である宇都宮市のみが実施していることから、県との合併後の実施事業の内容・手法について調整が必要である。また、町でも類似事業を実施しており、調整が必要である。
調整の考え方	中核市業務であるが、各町でも類似事業を実施しているところであり、心身障害児の早期発見など新市においても必要な事業であることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	栄養強化事業		
事業目的・内容	妊産婦の栄養摂取は母体の健康を維持し、胎児及び出生後の乳児を健全に成長させるための基本的条件であり、また乳幼児の心身の健全な育成を図るには、十分な栄養を補給することが必要である。 母子保健法では、このための援助を各市町村の求めている、低所得者を対象に、牛乳・粉ミルクの支給を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しており、実施にあたって各町との調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、妊産婦の健康維持や乳幼児の心身の健全育成を図るうえで、新市においても必要な事業であることから、新市においても原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	不妊治療費助成事業		
事業目的・内容	子どもを希望しながらも恵まれないため不妊治療を受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、目的・内容については、合併により影響されるものではないことから、調整の必要はない。		
調整の考え方	宇都宮市の新規事業であり、各町では実施していないが、安心して産み育てられる環境づくりを図る為、新市移行後も実施する必要があることから、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	出産前小児保健指導		
事業目的・内容	産後うつ病などの予防対策として、地域の産婦人科と小児科等が連携し、出産前から小児科等による保健指導を受ける機会を提供することにより、安心して妊娠、出産ができ、育児不安の解消を図る。		

合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、目的・内容については、合併により影響されるものではないことから、調整の必要はない。
調整の考え方	宇都宮市の新規事業であり、各町では実施していないが、安心して産み育てられる環境づくりを図る為、新市移行後も実施する必要があることから、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事業名称	糖尿病予防講演会		
事業目的・内容	糖尿病は日常の適正な生活習慣によって発症を予防し発症後でも進行を遅らせ、さらに病状を改善することができる。毎年11月第2週が「糖尿病週間」と定められており、その週間にあわせ、糖尿病に対する知識を深めることができるよう講演会を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみの実施であり、合併後の実施にあたり各町との調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市が実施している事業であるが、糖尿病についての知識普及啓発を図るものであり、新市においても実施する必要があるため、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事業名称	病態別栄養相談		
事業目的・内容	住民の健康水準は向上しつつあるが、人口の高齢化が進み、高血圧・糖尿病・高脂血症・腎臓病等の慢性疾患が増加の傾向にあるため、病態に応じた栄養相談を実施し、疾病の早期回復を図る。		
合併に向けた課題	中核市として宇都宮市のみが実施しており、県と合併後の実施事業の内容・手法について調整が必要である。また、上河内町、河内町でも類似事業を実施しており、調整が必要である。		
調整の考え方	中核市業務で、宇都宮市が実施している事業であり、慢性疾患患者に対し病態に応じた相談を行い、疾病の早期回復を図るため実施しており、新市においても実施する必要があるため、原則として宇都宮の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事業名称	訪問指導（成人）		
事業目的・内容	基本健康診査・がん検診等で所見があり、またその他何らかの健康問題を持ち、援助を求めている個人及び家族に対して健康問題の解決のための相談に応じ、健康な生活が送れるよう、家庭訪問により必要な保健指導を行う。		
合併に向けた課題	各市町で実施している事業であるが、対象者、従事者等が異なると考えられるため、新市において実施する際には内容や手法等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町で実施している事業であるが、訪問指導における指導内容や訪問回数など指導基準等に各市町間で統一を図る必要があることから、新市においては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	在宅歯科診療事業		
事業目的・内容	家庭で寝たきりの状態にあり、歯科診療を受けることが困難な住民の歯科診療の確保と口腔状態の改善を図ることを目的とし、事業の周知・申込み受付・診療の事前調査訪問を宇都宮市において実施し、歯科診療については、宇都宮市歯科医師会へ委託している。		
合併に向けた課題	宇都宮市の単独事業で、各町は本事業未実施のため、実施する上で十分な協議が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市が実施している事業であるが、寝たきり者の歯科診療の確保と口腔状態の改善を図るうえで、新市において必要な事業であることから、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	食生活改善事業		
事業目的・内容	食生活改善推進員を養成し、住民の一人ひとりが生涯にわたって健康で快適な生活を送ることができるよう、食生活の改善を中心とした地区組織活動を支援し活力ある地域社会づくりを行う。		
合併に向けた課題	各市町により、実施回数や実施内容が異なるため、新市における回数、内容について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町で食生活改善推進委員を活用した事業を実施しており、住民の食生活改善を図るため、新市において必要な事業であることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	結核検診		
事業目的・内容	結核の早期発見のため、結核予防法に基づく定期健康診断を実施する。		
合併に向けた課題	結核予防法に基づく検診であり、実施方法に差はないが、実施期間及び検診委託先が異なっているため、調整する必要がある。		
調整の考え方	法律に基づき各市町で実施している事業であり、新市においても実施する必要があることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	健康手帳の交付		
事業目的・内容	健康手帳は、健康診査の記録や健康に関する内容を記録し、住民の健康管理や医師にかかる際に役立ててもらうために交付する。		
合併に向けた課題	各市町により、手帳の仕様や交付方法が異なることから、新市における方法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町で実施している事業であり、住民の健診結果を記録するなど健康管理の意識向上を図るため、新市においても必要な事業であることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	糖尿病予防事業		
事業目的・内容	住民への糖尿病に対する知識の普及啓発強化，健康診査の充実，耐糖能異常などへの初期教育，治療患者の支援にいたる総合的な糖尿病対策を推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが，目的・内容は合併により影響されるものではないことから，特に調整の必要はない。		
調整の考え方	宇都宮市が糖尿病に対する知識普及啓発などを実施している事業であり，新市においても必要であることから，原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	肺がん二重読影事業		
事業目的・内容	肺がん検診では，胸部X線写真の二重読影が必須条件（国の肺がん検診実施上の留意事項）とされている。 集団健診においては，各検診機関においては，二重読影を実施しているが，個別健診においては，二重読影を専門機関に委託している。		
合併に向けた課題	宇都宮市，河内町のみで実施している個別検診においては，実施方法に差がないが，新市における実施方法について，調整が必要である。		
調整の考え方	個別健診における肺がん検診際に，二重読影を実施しているもので，新市において個別健診を実施することができるよう，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	医療費助成
事 業 名 称	妊産婦医療費助成		
事業目的・内容	母子健康手帳の交付を受けた月の初日から出産の月の翌月末日までの妊産婦に対し，病気の早期発見・早期治療を促し，また健康増進を図るために，健康保険が適用になる診療を受けたときの支払った医療費（自己負担分）と入院時食事療養費を助成する。対象者には，交付申請により資格者証を交付し，助成申請により医療費を助成する。		
合併に向けた課題	各市町において県の制度に基づき実施しているが，資格者証の交付方法や支払い手続き等の処理方法に違いがあり，調整が必要である。		
調整の考え方	各市町で県の制度に基づき実施している事業であるが，新市において円滑な事務処理を行ううえで処理方法を統一する必要があるため，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	団体
事 業 名 称	健康づくり推進組織		
事業目的・内容	宇都宮市が養成した健康づくり推進員で構成するボランティアの推進組織で，地域の中で健康づくり活動を実施する。 市は，活動に対して活動に対しての助言や活動費を支援する。		

合併に向けた課題	宇都宮市が育成、設置している団体であり、各町では設置していないが、食生活改善推進団体等の関係団体があることから、新市における実施について調整が必要となる。
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であり、市の健康うつのみや21に掲げた地域主体の健康づくりを推進するうえで必要な組織であることから、新市において実施する必要であるため、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	保健	小 分 類	団体
事 業 名 称	市医療保健事業団助成事業		
事業目的・内容	地域住民の健康維持・増進を目的に、宇都宮市・市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会の出資により設立。 夜間休日救急診療所の管理運営事業・検診事業・准看護高等専修学校・歯科衛生士専門学校の運営事業を実施し、市は、運営費の一部を助成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市及び関係団体との出資により設立した団体への助成事業であり、各町では同様の団体はないことから、特段の調整の必要はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、住民の健康保持、増進を図るため、新市で引き続き行う必要があり宇都宮市の制度を基準に継続して助成する。		

中 分 類	保健	小 分 類	団体
事 業 名 称	在宅歯科診療事業検討委員会		
事業目的・内容	在宅歯科診療事業の円滑な運営を図るため、事業の企画立案・評価及び実施上の問題点の検討等を行う。		
合併に向けた課題	在宅歯科診療事業を検討する委員会として、宇都宮市が実施しており、各町は事業未実施のため、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であり、新市において在宅歯科診療を実施していくため引き続き検討会での協議が必要なことから、原則として宇都宮市の制度を基準に継続して開催する。		

中 分 類	保健	小 分 類	団体
事 業 名 称	関係団体との連絡調整事務		
事業目的・内容	保健事業を推進するため、乳幼児・成人健康診査のあり方の検討、医師、歯科医師の派遣に関する連絡調整や、その他各種保健事業に協力をいただく関係者・機関に対し、事業の円滑な実施とスタッフの資質の向上を図るため、年間スケジュールの調整、事業実施計画・内容説明、各種研修・会議等を実施する。		
合併に向けた課題	各市町において、保健事業を実施しているが、従事者の報酬算定基準等が異なっており、調整する必要がある。また、保健事業関係者・機関と新市において統一した基準で実施できるよう、調整する必要がある。		
調整の考え方	健康診査の在り方や医師会等の連絡調整については、新市として統一した基準で実施する必要があることから、宇都宮市の制度を基準に調整		

	するが、それぞれの市町が、地域の実情に応じて実施している健康教育を円滑に実施するための関係者・機関に対する連絡・調整や研修、会議等については、新市においても事業を実施するうえで必要であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。
--	---

中 分 類	保健	小 分 類	リハビリ
事 業 名 称	リハビリテーション相談		
事業目的・内容	子供から高齢者まで、障害を持つ方、又はそれが予測される方が住み慣れた地域で生き生きと豊かに生活が送れるよう、医療・保健・福祉・教育の総合的な支援相談を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみの実施であり、合併後の実施について調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、リハビリテーションの相談を行い、住民が生き生きと生活ができるよう支援するため、新市においても実施が必要であり、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉施設
事 業 名 称	産休等代替職員費補助金		
事業目的・内容	社会福祉施設等の職員が出産又は傷病のため長期間の休暇を必要とする場合に、産休等代替職員の雇用費を助成する。それにより、職員の母体の保護を図りつつ、施設利用者の処遇の円滑な実施を確保する。		
合併に向けた課題	実施しているのは中核市としての宇都宮市だけであり、各町においては県が実施しており、また、宇都宮市においては、市単独で付加している補助の部分があることから、国庫補助分については、調整の必要はないが、市単独補助分については、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市が中核市移行に伴い実施している補助の部分と市単独で付加している補助の部分がある。社会福祉施設等の施設運営を支援するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉施設
事 業 名 称	社会福祉施設小規模整備費補助金交付事務		
事業目的・内容	社会福祉施設の小規模整備に要する費用の一部を補助し施設環境等を整えることにより、社会福祉法人等の安定的な運営及び福祉サービスの向上を図るため事務手続きを行う。		
合併に向けた課題	国庫補助分については、県と宇都宮市との間に差がないため、調整の必要はないが、上三川町単独分においては、独自の補助制度を有していることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各町分においては、現在、県が負担しており、県と宇都宮市との間にサービス水準の差はない。従って、宇都宮市の制度を基準に統一する。 当該事業の該当要件を下回るものを対象とした補助事業を上三川町が単独で実施しているが、この事業については、小規模整備費補助金に整理統合し、単独事業を廃止する方向で検討調整する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉施設
事 業 名 称	高齢者福祉（老健）施設等施設整備費補助金交付事務		
事業目的・内容	高齢化が進み、介護保険制度が導入され、施設の整備が急務となっているなか、施設の基盤整備を民間活力を導入し、高齢者が施設サービス等を身近な地域で利用できるようにするため、社会福祉施設の整備に要する費用を補助する事務手続きを行う。 法定の補助分に上乗せし、各市町が補助を実施しているが、その内容に差がある。		
合併に向けた課題	県及び各町の補助内容と宇都宮市の補助内容に差があるところから、県及び各町と調整が必要である。（特に、既に協議中の事業部分にかかる県負担及び町負担の調整。）		
調整の考え方	宇都宮市を除く各町については、法定分以外の上乗せ補助分について県と町が負担しているが、各市町間において内容が異なっていることから、合併時まで原則として宇都宮市の要綱に統一する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉施設
事 業 名 称	障害者福祉施設等施設整備費補助金交付事務		
事業目的・内容	障害者福祉については、措置制度から支援費制度と障害者を取り巻く社会環境の変化により、様々なライフステージに対応した福祉サービスが求められるなか、施設の基盤整備を民間活力を導入し、障害者が施設サービス等を身近な地域で利用できるようにするため、社会福祉施設の整備に要する費用を補助する事務手続きを行う。 法定の補助分に上乗せし、各市町が補助を実施しているが、その内容に差がある。		
合併に向けた課題	県及び各町の補助内容と宇都宮市の補助内容に差があるところから、県及び各町と調整が必要である。（特に、既に協議中の事業部分にかかる県負担及び町負担の調整。）		
調整の考え方	宇都宮市を除く各町については、法定分以外の上乗せ補助分について県と町が負担しているが、特段の要綱等がなく予算対応となっているため、合併時まで原則として宇都宮市の要綱に統一する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	社会福祉施設
事 業 名 称	児童福祉施設等施設整備費補助金交付事務		
事業目的・内容	少子化が進むなか、働く女性の増加等に伴う保育ニーズの多様化や育児への不安を抱える家庭の増加など社会・家庭環境の変化により、子育ての基盤整備が急がれており、基盤整備を民間活力を導入し、子育て支援等施設サービスを身近な地域で利用できるようにするため、社会福祉施設の整備に要する費用を補助する事務手続きを行う。 法定の補助分に上乗せし、各市町が補助を実施しているが、その内容に差がある。		
合併に向けた課題	県及び各町の補助内容と宇都宮市の補助内容に差があるところから、県及び各町と調整が必要である。（特に、既に協議中の事業部分にかかる県負担及び町負担の調整。）		

調整の考え方	宇都宮市を除く各町については、法定分以外の上乗せ補助分について県と町が負担しているが、特段の要綱等がなく予算対応となっているため、合併時まで原則として宇都宮市の要綱に統一する。
--------	--

中 分 類	社会福祉	小 分 類	民生委員・児童委員
事 業 名 称	民生委員への費用負担		
事業目的・内容	民生委員の指導訓練等に関する費用を負担する。		
合併に向けた課題	民生委員の指導訓練等に関する費用負担は、県（中核市）の義務であり、各町では県の補助金に町独自に上乗せしている。また、支出方法もまちまちである。		
調整の考え方	中核市である宇都宮市においては、法律に定めるところにより県と同様の費用負担を担っており、合併する際は、これまでどおり中核市事務として担うこととなるため、各町の上乗せ補助は廃止し、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	民生委員・児童委員
事 業 名 称	民生委員推薦会		
事業目的・内容	民生委員・児童委員推薦候補者を選出するための民生委員推薦会を組織する。		
合併に向けた課題	推薦会（委員数は14人が上限）は一本化されるが、宇都宮市は推薦会の中に地区準備会が設置されており、地区準備会については、地区割の設定とともに協議する必要がある。		
調整の考え方	法律に基づき各市町で設置されている民生委員児童委員推薦会については、市域の拡大に伴い宇都宮市の組織に統合する。また、各町の組織については、新市における地区準備会とし、宇都宮市の制度を基準に統一する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	民生委員・児童委員
事 業 名 称	民生委員児童委員協議会及び補助金		
事業目的・内容	地区民協との連絡調整を図り、また、民生委員の資質向上のため各種研修会の開催を実施する民児協に対し活動を援助する。		
合併に向けた課題	法律に基づき各市町で設置されている民生委員児童委員協議会については、市町間で差がないため、調整の必要はないが、各市町が行う補助金及び宇都宮市においては、民生委員児童委員が任意に参加する組織については、新市に移行後、統一的に実施していく必要があることから、調整が必要である。		
調整の考え方	法律に基づき各市町で設置されている民生委員児童委員協議会については、現行のまま新市に引き継ぐこととなる。また、宇都宮市においては、民生委員児童委員が任意に参加する組織があり、民生委員児童委員の担う能力等の統一を図っており、新市においても実施していく必要があることから、宇都宮市の制度を基準に統一する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	人材育成
事 業 名 称	訪問介護員養成研修の実施		
事業目的・内容	訪問介護員（ホームヘルパー）が、高齢者、障害児（者）、難病患者等に介護・相談・助言などの適切なサービスを提供することができるよう、その資質と技術の向上を図ることを目的に、訪問介護員養成研修事業を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、内容は県の要綱で定められているため、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、福祉人材の養成・確保のため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の事業を継続して実施する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	事業
事 業 名 称	市民福祉のつどい		
事業目的・内容	住民が安心して生活できる福祉社会の実現を目指し、福祉に関する理解を深め、福祉について考える機会としてのイベントを開催する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容は合併により影響されるものではないため、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、住民への福祉のまちづくりの啓発を図るため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の事業を継続して実施する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	事業
事 業 名 称	苦情解決制度の整備		
事業目的・内容	平成12年度の社会福祉事業法等の改正により、福祉サービスのほとんどが措置から契約に基づく利用制度に転換することとなったために整備された、「利用者支援に関するしくみ」の一つで、契約において、契約行為の理解が困難な障害者や高齢者に対して、福祉事業者が不当な活動を行うことがないよう、苦情を密室化せず、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進する。 宇都宮市においては、平成15年11月より、行政が主体的に実施する福祉全般のサービスまで範囲を拡大し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活福祉の各分野における苦情窓口を設置したほか、苦情に関する社会性や客観性を確保するための第三者委員も併せて設置した。		
合併に向けた課題	各町においては整備していないが、新市として統一的に苦情解決を行う必要がある。		
調整の考え方	障害者施設及び高齢者施設については、各町に町立のものがないため現行のままでよいが、行政の福祉サービスについては、行政サービスの向上の観点もあることから、合併後直ちに苦情窓口が設置できるよう調整する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	事業
事業名称	保健と福祉の総合相談		
事業目的・内容	保健と福祉に関する総合的な相談を受け、所管部課の枠を超えた情報の提供や各課への連絡調整など、保健福祉サービスの効果的活用のためのコーディネートを行う。 また、相談の結果によっては、必要に応じてサービス利用の申請を当該窓口で受け付けることにより、市民サービスの利便性の向上を図る。 なお、現在、宇都宮市役所本庁のほか3か所の地区市民センターに設置しているが、利用者がより身近な場所で相談できる体制として、拡充が必要と考えられる。		
合併に向けた課題	各町においては、保健分野と福祉分野に関する所管課が1～2課であることから、結果的には総合化がなされているが、宇都宮市と同様に、今後保健所業務の申請も受けることとなると、相談窓口の設置と職員の研修が必要となる。		
調整の考え方	合併関係町村間で類似する窓口が存在することから、宇都宮市の体制を基準に対応できるよう調整する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	地域福祉計画
事業名称	地域福祉計画策定		
事業目的・内容	地域社会において、福祉を必要とする人やこれから必要となる人が、普段の暮らしを安心して充実したものとして送ることができるよう、様々な生活課題を地域全体で解決する仕組みづくりを盛り込んだ福祉計画を策定する。 宇都宮市においては、平成15年度末に策定している。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は地域福祉計画の策定予定はないが、高齢者・障害者・児童の対象者別福祉計画が策定済であれば、その中に盛り込まれている地域福祉サービスの内容について、宇都宮市の計画との調整を行う必要がある。		
調整の考え方	地域福祉計画については、各町では未策定であることから、高齢者・障害者・児童の対象者別の福祉計画の中に盛り込まれている地域福祉サービスの内容に配慮しながら、平成20年度からの新市の計画に反映させる。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	人権擁護委員
事業名称	人権擁護委員協議会		
事業目的・内容	人権擁護運動の進展を図るため2市8町で構成する宇都宮人権擁護委員協議会と、宇都宮市を職務執行区域とする宇都宮部会・各町を職務執行区域とする各町人権擁護委員会の人権啓発活動への助成を行う。		
合併に向けた課題	協議会への負担金は、人口割により調整の必要ないが、各市町の部会・人権擁護委員会への補助については、調整が必要である。		
調整の考え方	協議会負担金は、これまで人口割により各市町で支出してきたため、新市の人口規模に応じることとなる。従って、当該事業は、これまでど		

	おり現行のまま新市に引き継ぐこととなるが、各市町の部会・人権擁護委員会は宇都宮市の部会に統合し、補助金については、普及啓発や自主的活動の目的に支出しているため、宇都宮市の制度に統一する。
--	---

中 分 類	社会福祉	小 分 類	戦没者・戦没者遺族
事 業 名 称	戦没者追悼式		
事業目的・内容	戦争のために亡くなった方々に追悼の意を表し、併せて遺族の心を慰めると共に戦争の悲劇を二度と繰り返すことのないように平和の思いを新たにすため戦没者追悼式を実施する。		
合併に向けた課題	実施主体が、行政、社協及び実行委員会とまちまちであり、調整が必要である。		
調整の考え方	追悼式は、市全体で実施する必要があることから、合併時までに宇都宮市の制度に統一し、現行各町で実施しているものは地区慰霊祭等として引き続き実施する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	戦没者・戦没者遺族
事 業 名 称	遺族会		
事業目的・内容	戦没者遺族の労苦を慰藉するとともに特別の弔慰の意を表すため遺族会の運営を助成する。		
合併に向けた課題	直接補助金を支出している場合と社会福祉協議会を通す場合があり、社会福祉協議会との協議が必要である。		
調整の考え方	各市町の遺族会は、宇都宮市の遺族会に統合し、各町の遺族会は地区遺族会に位置付けるため、補助金についても宇都宮市の制度に調整する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	更生保護
事 業 名 称	社会を明るくする運動		
事業目的・内容	犯罪の防止と罪を犯した人達の理解を深め犯罪のない明るい社会を築くため、青少年を非行から守る運動とともに関係団体が実施委員会を構成し毎年7月を強調月間として実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町では市民のつどいを開催しているが、新市全体でどのように対応するか、調整する必要がある。		
調整の考え方	犯罪の防止だけでなく、罪を犯した人への偏見を無くし明るい社会を築くために実施している事業であることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	更生保護
事 業 名 称	保護司会負担金等		
事業目的・内容	更生保護並びに犯罪予防活動の円滑化を図り、福祉の向上のため保護区保護司会及び更正保護女性会の活動に対し助成する。 宇都宮市、河内町、上河内町は宇都宮保護司保護司会に属しており、上三川町は石橋保護区保護司会に属している。		

合併に向けた課題	保護司会への負担金の算出基準にばらつきがあり、各保護司会との調整が必要である。
調整の考え方	法律により設置された保護司会に対し、地域の安全と住民福祉の向上に寄与することを目的に保護司会の活動に必要な協力を行うこととされているため、宇都宮市の制度を基準に実施する。また、宇都宮市更生保護女性会についても、同様の取り扱いとする。

中 分 類	社会福祉	小 分 類	内職あっせん
事 業 名 称	内職あっせん事務		
事業目的・内容	内職を求めている者に対し、内職をあっせんすることにより、福祉の増進を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施している事業であり、目的・内容は合併により影響を受けるものではないため、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であり、新市においても宇都宮市の事業を引き継ぎ実施する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	施設
事 業 名 称	総合福祉センターの管理		
事業目的・内容	児童、障害者及び高齢者の福祉の増進並びに住民の活動による地域福祉の増進を図るための福祉の拠点施設として、障害者や高齢者等援護を必要とする人たちやその人たちを支援する人たち・団体の育成や活動の支援のため、会員相互の連絡・交流・活動の場を提供する。		
合併に向けた課題	施設は、宇都宮市と河内町が設置しており、どちらも社会福祉協議会に委託している。合併後の管理運営方法について、福祉活動の拠点として有効な活用が図られるよう調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市及び河内町の両施設とも、社協に委託をしているが、管理運営方法については、宇都宮市を基準に調整するものとし、社協に委託を継続する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	福祉のまちづくり
事 業 名 称	福祉のまちづくり推進事業		
事業目的・内容	高齢者、障害者及び児童をはじめとするすべての住民が個人として尊重され社会活動に主体的に参加できるよう、福祉のまちづくりを推進するもの。 福祉のまちづくりのための計画の策定・進行管理、福祉のまちづくりに関する表彰、福祉のまちづくり啓発事業、公共建築物のバリアフリー推進事業などを行う。		
合併に向けた課題	実施しているのは宇都宮市だけであるが、条例に基づく事業であり、市町間で調整すべき事項は特にないが、公共建築物のバリアフリーについては、各町の全ての公共施設について、改めて調査を行い、バリアフリー整備を進めていく必要がある。		

調整の考え方	高齢者や障害者をはじめとするすべての住民が、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりを進めていくこととし、新たな推進計画の策定、効果的な啓発事業の実施、公共建築物のバリアフリー整備を実施する。
--------	--

中 分 類	社会福祉	小 分 類	福祉のまちづくり
事 業 名 称	福祉のまちづくり公共的施設整備費補助金（バリアフリー補助）		
事業目的・内容	高齢者、障害者及び児童をはじめとするすべての住民が公共的施設を安全かつ円滑に利用できるよう、当該施設のバリアフリー整備費の一部を補助し、福祉のまちづくりの推進を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容は合併により影響を受けるものではないため、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業である。公共的施設のバリアフリーを促進するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を継続して実施する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	福祉のまちづくり
事 業 名 称	福祉のまちづくり推進協議会の支援		
事業目的・内容	住民・事業者が主体的に福祉のまちづくりを推進するための組織に対し、その活動を支援するとともに、事業を連携して実施していくことにより、「心のバリアフリー」を推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、市町間で調整すべき事項は特にない。合併後の実施に当たっては、協議会を構成する団体等について検討が必要になる。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、住民・事業者の主体的な福祉のまちづくりの活動を促進するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。合併後は、合併に伴う協議会を構成する団体等の推移を見ていく必要があるが、福祉のまちづくりを自ら推進していくための住民と事業者からなる組織への支援であるため、継続して実施する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	その他の事務
事 業 名 称	福祉都市宣言		
事業目的・内容	福祉行政に積極的に取り組む姿勢を内外に明らかにするための福祉都市の宣言を行う。		
合併に向けた課題	福祉都市宣言があるのは宇都宮市だけであり、特に調整課題はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが制定している都市宣言であり、新市においても、宇都宮市が人間性豊かな福祉都市の実現に向けて、住民とともに福祉行政に積極的に取り組む姿勢を内外に明らかにするとともに、住民の目標としての「福祉都市宣言」とする。		

中 分 類	生活保護	小 分 類	行旅病人・死亡人
事 業 名 称	帰郷旅費		
事業目的・内容	人道的立場から行旅人への帰郷旅費の貸付を行う。		
合併に向けた課題	支払方法が各市町で異なり、調整が必要である。		
調整の考え方	行旅病人に対し必要最低限の帰郷のための支援を行なっている事業であり、宇都宮市においては幅広く地域福祉を推進する目的の社会福祉協議会に委託していることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	生活保護	小 分 類	行旅病人・死亡人
事 業 名 称	無縁故者納骨堂		
事業目的・内容	引取者のない遺骨（無縁故者）を納骨する堂の維持管理と、その供養を執り行う。		
合併に向けた課題	各市町の納骨件数が少ないため、効率性を考慮した調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市以外の納骨件数が少ないため、効率性を考慮し、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	地域型在宅介護支援センター運営事業		
事業目的・内容	在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種の保健・福祉サービスを受けられるよう関係機関等との連絡調整等の便宜を供与し、福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	各市町で事業を実施しているが、職員配置基準や業務内容、取組内容等に相違があるため、調整が必要である。		
調整の考え方	国の実施要綱等に基づき各市町において実施されているものの、職員配置基準や業務内容、取組内容等に違いがあることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	配食サービス事業		
事業目的・内容	在宅の要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し食事サービスを提供することにより、高齢者等が永年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活してゆくことを支援し、もって、高齢者等の保健福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	実施しているのは宇都宮市及び上河内町だけである。両市町間においても、一食当たりの単価、最大食数、昼・夕の区分が異なっていることから調整が必要である。		
調整の考え方	実施している宇都宮市及び上河内町において、一食当たりの単価、最大食数、昼・夕の区分等が異なる。 最大食数、昼・夕の区分については、宇都宮市のサービス水準が高いため、宇都宮市の制度を基準に調整する。 単価については、宇都宮市及び上河内町の単価をもとに、改めて見直しを行い、新たな単価を設定して、平成17年度から実施する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	高齢者世話付住宅生活援助員派遣		
事業目的・内容	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のみの世帯の者が、地域のなかで自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、公営住宅や高齢者向け優良賃貸住宅など高齢者向けに整備・配慮された住宅に、生活援助員を派遣してサービスを提供することにより在宅生活を支援する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容は合併による影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市における本事業は、住宅基本計画に基づいたシルバーハウジング・高齢者向け優良賃貸住宅などへの生活援助員を派遣する事業である。宇都宮市のみが実施している事業であるが、高齢者の自立した生活を支援するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	高齢者の住宅改修補助事業		
事業目的・内容	高齢者が住宅を改良する際、その費用の一部を補助することにより、当該高齢者の住環境の整備を促進する。		
合併に向けた課題	補助対象者、対象工事箇所、補助額が異なることから調整が必要である。		
調整の考え方	実施している宇都宮市、上三川町及び河内町において、補助対象者、対象工事箇所、補助額が全て異なる。 対象者については、改修の必要度の高い介護保険対象者とするとし、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	福祉入浴援助事業		
事業目的・内容	虚弱な高齢者や身体障害者で自力又は介助者を伴って入浴のできる方を対象に、心身の健康保持や社会的孤立感の解消を図るため、公衆浴場の定休日を利用して、無料で入浴できる日を月に2回設ける。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、また、各町には事業の対象となる公衆浴場がないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、高齢者等の社会的孤立感解消のため、今後新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	無料入浴券交付事業		
事業目的・内容	自宅に入浴設備がない、若しくは風呂はあるが、風呂の修理が経済的に困難であるなどの高齢者に無料入浴券を交付することにより、高齢者の福祉の増進に寄与する。		

合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容は合併による影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、高齢者の衛生・健康保持のため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	敬老会開催		
事業目的・内容	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、住民が高齢者の福祉について関心と理解を深めかつ高齢者が自らの健康の向上に努める意欲を高めることを目的に敬老会を開催する。		
合併に向けた課題	実施体制、実施方法、開催会場が異なることから調整が必要である。		
調整の考え方	当事業は地域性の強い事業であり、高齢者を敬愛し長寿を祝うために開催するとともに、地域のつながりを深めるものでもあるため、行政だけが主体となって開催するよりも、地域とともに、身近な場所において開催していくことが、今後の敬老会のふさわしいあり方である。このため、社会福祉協議会等地域との共催事業として実施している宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	長寿祝記念品贈呈事業		
事業目的・内容	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、住民が高齢者の福祉について関心と理解を深めかつ高齢者が自らの健康の向上に努める意欲を高めることを目的として、記念品を贈る。		
合併に向けた課題	対象者、記念品の内容等が異なることから調整が必要である。		
調整の考え方	実施している各市町において、対象年齢が大きく異なっているが、長寿を祝う対象年齢が地域によって違いがあることは望ましくない。このため、一本化を図るために原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	高齢者スポーツ用広場整備補助事業		
事業目的・内容	高齢者の生きがいと健康づくりを支援するため、地域の不特定多数の高齢者の利用に供するため、自主的に空地等を確保して、高齢者スポーツ用広場を設置する者に対して補助を行う。		
合併に向けた課題	実施している宇都宮市及び河内町において、整備対象、手法が異なることから調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度が全体的にはサービス水準が高いことから、宇都宮市の制度に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	生きがい対応型デイサービス事業		
事業目的・内容	在宅の閉じこもりがちな高齢者に対し、老人デイサービスセンター又は専用施設において、必要なサービスを提供することにより、当該高齢者の自立的生活の助長及び社会的孤立感の解消を図るとともに、生きがいの増進を図る。		
合併に向けた課題	利用対象年齢，利用料が異なることから調整が必要である。		
調整の考え方	実施している市町において，利用対象年齢及び利用料が異なっているが，その差異が僅少であることから，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	高齢者等ホームサポート事業		
事業目的・内容	在宅で生活するひとり暮らし高齢者等に対して，日常生活を営むうえで必需的な支援を行うことにより，当該高齢者等の在宅での自立した生活の維持を可能にするとともに，要介護状態への進行を防止する。		
合併に向けた課題	実施している宇都宮市及び河内町において，対象者，利用制限，利用料が異なるため調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市及び河内町において実施しているが，対象者及び利用料については宇都宮市の方がサービス水準が高いため，宇都宮市の制度を基準に調整し，利用制限についても適正化を図るための見直しを図る。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	はいかい高齢者等家族支援事業		
事業目的・内容	はいかい高齢者や知的障害者を在宅で介護する者に対し，探索サービス利用料の一部を補助することにより，はいかい高齢者等の早期発見及び安全の確保を支援し，介護者の精神的負担の軽減を図る。		
合併に向けた課題	実施している宇都宮市及び河内町において，宇都宮市では市単独で知的障害者を対象としていること，また，自己負担の有無の違いがあることから調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市及び河内町において実施しているが，宇都宮市では市単独で知的障害者についても対象者としており，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 なお，河内町の現利用者については，新たに自己負担が増えるため，経過措置を設ける。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	はり，きゅう，マッサージ施術料助成事業		
事業目的・内容	高齢者（満 70 歳以上），身体障害者（身体障害者手帳 1 級又は 2 級に該当する者）及び寝たきり老人（満 65 歳以上）が保険適用外のはり，き		

	ゅう、マッサージ施術を受ける場合にその料金の一部を助成することにより、健康の保持と福祉の増進に寄与することを目的とする。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容は合併による影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、高齢者の健康保持と福祉の増進のため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	高齢者短期宿泊事業		
事業目的・内容	一時的に家族等の見守りを受けることが困難になった高齢者等を一時的に養護老人ホーム等に宿泊させて生活習慣の適切な指導等を行い、在宅での生活を支援する。		
合併に向けた課題	対象者、利用日数、利用料が異なるため、調整が必要である。		
調整の考え方	各市町において同様の事業を実施しているが、対象者、利用日数、利用料が異なるため、全体としてサービス水準の高い宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	ひとり暮らし高齢者日常生活用具給付事業（補助対象）		
事業目的・内容	在宅で暮らす、おおむね65歳以上の高齢者に対し日常生活用具（電磁調理器、火災報知器、自動消火器及び老人用電話）を給付、又は貸与することにより、当該高齢者等の福祉の増進を図る。		
合併に向けた課題	給付・貸与対象品目が異なるため、調整が必要である。		
調整の考え方	国庫補助対象の事業であるため、各市町において制度内容にほとんど差がない。相違点は宇都宮市及び上河内町で実施している老人用電話の貸与であるため、原則として給付品目の多い宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業（単独分）及び老人等福祉車購入助成事業		
事業目的・内容	在宅で暮らす、おおむね65歳以上の高齢者等に対しシルバーカーを給付又は購入費助成することにより、当該高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とする。 宇都宮市では、日常生活用具として市単独で給付（所得に応じた自己負担があり）しており、上三川町では5千円を限度に購入費の1／3を助成している。		
合併に向けた課題	宇都宮市では日常生活用具給付事業（単独）としてシルバーカーを必要とする高齢者に給付しており、上三川町ではシルバーカーを購入した場合の助成事業として実施しているため、調整する必要がある。		

調整の考え方	宇都宮市及び上三川町が別の制度として実施しているが、所得に応じた負担を求めることが望ましいため、合併後は宇都宮市の制度により実施する。
--------	---

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	老人福祉電話設置事業		
事業目的・内容	おおむね65歳以上で、自宅に電話がない低所得（所得税非課税）の高齢者に電話を貸与し、相談・助言などのサービスを平日毎日行うことによって、高齢者の孤独感をやわらげるとともに定期的な安否の確認を行う。		
合併に向けた課題	公費負担分、個人負担分が異なることから調整が必要である。		
調整の考え方	実施している各市町において、公費負担分及び個人負担分が異なっているが、負担の適正化を図るため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 なお、上三川町の現利用者については、新たに自己負担が増えるため、経過措置を設ける。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	老人福祉補聴器交付事業		
事業目的・内容	高齢者に補聴器を交付することにより、聴覚に障害を有するためその社会的活動を行うことが困難な高齢者に対し、その活動の助長を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容は合併による影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、高齢者の社会的活動を促すため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	高齢者地域活動実践塾の設置		
事業目的・内容	シルバー大学卒業生や過去に培った技術を有する高齢者等が、その知識や技術を地域の高齢者等に還元する実践活動の仕掛けづくりを進めるなど、地域の高齢者の生きがいづくりのための事業を推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容は合併による影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、高齢者の生きがいづくりのため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	高齢者外出支援事業（バスカード購入費助成）		
事業目的・内容	加齢による身体機能の衰えによって、自動車や自転車の運転が困難になり、自分自身では、外出の手段を持たない高齢者に対し、バス利用の一部助成を行うことにより、当該高齢者の外出の支援と社会参加を促進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容は合併による影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、高齢者の外出支援と社会参加の促進のため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	生きがいきづくり推進事業派遣補助金		
事業目的・内容	栃木県外で開催されるねんりんピックに出場する団体に対し、その派遣に係る費用の一部を補助することにより出場を促進し、もって高齢者の生きがいきづくりの推進に寄与する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容は合併による影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、高齢者の生きがいきづくりのため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	高齢者生活支援型ホームヘルパー派遣事業		
事業目的・内容	身体上または精神上の障害のため、日常生活に支障があるが介護保険の対象とならないおおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者夫婦などの家庭をホームヘルパーが訪問して、家事など日常生活の援助を行う。		
合併に向けた課題	ヘルパーの派遣内容に格差があり、派遣上限・派遣手数料・実施方法に違いがあることから、調整が必要である。		
調整の考え方	各市町において同様の事業を実施しており、派遣内容、派遣上限、派遣手数料が異なっているが、差異は僅少であることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	成年後見制度市町長申立て（高齢者）		
事業目的・内容	老人福祉法第32条に基づき、成年後見制度の利用が必要と認められるが、身寄りがいない等の事由により、申立てができない痴呆性高齢者等について、市町長が後見等開始の審判を申し立て、当該高齢者の権利を保護する。		
合併に向けた課題	法令に基づき各市町が実施する事務であり、各市町間で基本的に内容に違いはないため、現段階で調整すべき事項はない。		

調整の考え方	法令に基づき各市町が実施する事務であり、各市町間で基本的に内容に違いはないが、運用基準を定めている宇都宮市制度を基準に運用する。
--------	--

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	養護老人ホーム入所措置		
事業目的・内容	65歳以上の者で、身体上、精神上、環境上の理由及び経済的理由により居宅で生活する事が困難な者に対し、老人ホームへの入所措置を行う。また死亡時、葬祭を行う者がいない場合は葬祭委託を行う。		
合併に向けた課題	各市町において入所判定委員会を設置しているが、委員の構成、委員報酬等が異なっていることから調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町において実施しているが、入所判定の組織については新市にひとつ設置されていれば足りることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	地域ケア会議		
事業目的・内容	介護予防・生活支援の観点から、介護保険外のサービス提供が必要な高齢者を対象に、地域型支援センターの統括や効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整、居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業所の指導・支援など地域ケアの総合調整を行う。		
合併に向けた課題	各市町において実施しているが、実施内容に違いがあることから調整が必要である。		
調整の考え方	各市町で取り組んでいる内容、実施体制、実施回数等に相違点があるため、各市町における実施状況を踏まえながら、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	手当
事 業 名 称	敬老祝金の支給		
事業目的・内容	多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し長寿を祝うとともに、住民が高齢者の福祉について関心と理解を深めかつ高齢者が自らの健康の向上に努める意欲を高めることを目的に、祝金を支給する。		
合併に向けた課題	対象者（対象年齢）、贈呈金額が異なるため、調整が必要である。		
調整の考え方	実施している各市町において、対象年齢、金額が全て異なっていることから、一本化を図るため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整するものとする。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	手当
事 業 名 称	在宅高齢者家族介護慰労金		
事業目的・内容	介護が必要な寝たきり又は痴呆の高齢者を日常的に介護している家族に慰労金を支給することにより、その家族の労をねぎらう。		
合併に向けた課題	支給要件、支給額、支給方法が異なるため、調整が必要である。		

調整の考え方	実施している各市町において、支給要件、支給額が異なっていることから、一本化を図るため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
--------	--

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	手当
事 業 名 称	家族介護慰労事業		
事業目的・内容	介護が必要な寝たきり又は痴呆の高齢者を日常的に介護している家族に慰労金を支給することにより、その家族の労をねぎらう。		
合併に向けた課題	ひとつの事業として実施しているのは上三川町だけであるが、各町で行っている在宅高齢者家族介護慰労金事業との比較、検討、調整が必要である。		
調整の考え方	上三川町においては、在宅高齢者家族介護慰労金とは別制度として、当事業を実施しているが、宇都宮市においては当制度も含めて在宅高齢者家族介護慰労金制度に一本化している。 このため、新市においては、当事業について、ひとつの在宅高齢者家族介護慰労金制度として宇都宮市の制度に統一して実施する。 ただし、現在上三川町においては両制度の併給が可能となっているが、新市においては宇都宮市の制度に従い、一本化する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	保健事業
事 業 名 称	訪問指導事業		
事業目的・内容	介護予防の観点から療養上の保健指導が必要である者及びその家族に対し、保健師・栄養士・看護師等が訪問し、必要な保健指導等を行うことにより、心身機能の低下防止と健康の保持増進及びQOLの向上を図る。		
合併に向けた課題	老人保健法に基づき、各市町とも実施しているが、実施方法については各市町において違いがある。また、河内町においては、介護保険制度で不足する訪問リハビリに相当する内容を、訪問指導の中で実施しているため、調整が必要である。		
調整の考え方	各市町において実施しているが、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、河内町で実施している介護保険該当者に対する訪問リハビリについては廃止する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	保健事業
事 業 名 称	介護予防教室		
事業目的・内容	高齢者ができる限り介護状態に陥ることなく、生き生きと地域で生活ができるよう、心身の低下防止を図る。また、要介護状態になる要因とされている転倒や骨折について、健康チェックや体力測定、レクリエーションなどを行うことにより、転倒・骨折の予防を図る。		
合併に向けた課題	実施方法、実施回数等が異なっているため、調整が必要である。		
調整の考え方	各市町において実施しているが、実施方法等が異なっている。新市移行後は、地域型在宅介護支援センターに委託事業として実施することが望ましいことから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	老人医療
事 業 名 称	老人医療給付・支給事業		
事業目的・内容	高齢者の医療を確保することで安心して疾病の治療を受け、医療費の適正な執行を図るため、資格認定（内容変更等を含む）事務、医療給付事務、医療費支給事務（高額医療費を含む）などを行う。		
合併に向けた課題	資格認定は、宇都宮市以外は栃木県国保連合会の共同電算事業において管理しているため、新市においてデータの共有化及び電算システムの一本化を図る必要がある。		
調整の考え方	医療給付事務及び医療費支給事務の取扱いについては、各市町とも違いはない。資格認定事務については、違いがあるが、システムの本一化により解消が可能なため、電算システムも含めて、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	老人医療
事 業 名 称	医療費適正化事業		
事業目的・内容	診療報酬明細書を点検の実施により、過誤調整等により医療費の是正をすることで、医療費の適正な執行を図るため、診療報酬明細書の請求内容点検、第三者行為求償事務などを行う。		
合併に向けた課題	事業の内容としては各市町とも同じであるが、市町によって診療報酬明細書の点検作業を点検嘱託員雇用又は委託事業として行っている。		
調整の考え方	国の制度に基づき、各市町において同様の内容で実施しているため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	老人医療
事 業 名 称	老人医療重複頻回受診者訪問指導		
事業目的・内容	同一人について、2以上の保険医療機関等からレセプトがあるものや多数の保険医療機関から同一月分のレセプトが提出された場合、薬の重複使用も予想されるので、その実態の把握に努め保健師等の訪問指導等適切な措置の実施に努める。		
合併に向けた課題	各市町において事業内容は同じであるが、実施方法が異なっているため、調整が必要である。		
調整の考え方	国の制度に基づき、各市町において同様の内容で実施しているため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	その他の事務
事 業 名 称	障害者控除対象者認定書交付事業		
事業目的・内容	身体障害者手帳を持っていない満65歳以上の者で、精神又は身体に障害があり、その障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものに対し、所得税・地方税の確定申告などの際に障害者控除の対象となる認定書を交付する。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は、基準等を作成して実施しているわけではないため、特に調整すべき事項はない。		

調整の考え方	法令に基づき各市町が実施する事務であり、各市町間で基本的に内容に違いはないため、原則として、基準等を作成している宇都宮市を基準に実施する。
--------	---

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	施設
事 業 名 称	心身障害者福祉作業所（市町立）の管理運営		
事業目的・内容	在宅の身体障害者及び知的障害者が自宅から通所して職業訓練及び日常訓練を行い、自立助長を図る。		
合併に向けた課題	委託の相手方、委託の内容に違いがないため、特に調整すべき事項はない。		
調整の考え方	実施している各市町において、いずれも社会福祉協議会に委託しているため、委託料の基準、積算方法、コスト等を考慮しながら、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	支援費
事 業 名 称	支援費制度支給決定事務		
事業目的・内容	支援費制度において、障害者福祉サービス（居宅サービスや施設サービス）の利用について、支援費の支給を受けようとする障害者に対し、当該障害者の支給申請に基づき、支援費の支給の要否を決定する。		
合併に向けた課題	支給決定のための判定会議のあり方など調整が必要である。 支援費プログラムが市町間で異なることから、調整が必要である。		
調整の考え方	判定会議の有無等支給決定のプロセスにおいて、市町間で違いが見られる。宇都宮市においては、第三者の専門委員による判定を行っており、専門性が確保されていること、また、独自開発の支援費支給管理プログラムを活用できることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	障害者生活支援事業		
事業目的・内容	在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図る。		
合併に向けた課題	独自に実施しているのは宇都宮市だけであり、各町については県との共同事業として、各健康福祉センター圏域で実施し、圏域内の社会福祉法人に委託しているため、県との調整が必要である。		
調整の考え方	新市における支援センターの設置箇所数や配置について検討する必要があるが、県と調整を進めながら、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	障害者日常生活用具給付・貸与（補助対象分）		
事業目的・内容	在宅の障害者が日常生活を営むうえでの不便を解消し、容易に日常生活を送ることができるようにする。 障害者からの申請に基づき、ベッドや移動用リフト・盲人用時計などの日常生活用具を給付する。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の基準に基づき実施しているが、自己負担分の助成について差があることから、調整する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、給付品目に違いはないが、宇都宮市においては一部自己負担分を助成しており、サービス水準が高いことから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	障害者日常生活用具給付・貸与（単独分）		
事業目的・内容	在宅の障害者が日常生活を営むうえでの不便を解消し、容易に日常生活を送ることができるようにするため、補助対象分以外の日常生活用具について、単独で給付を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、在宅の障害者の日常生活を支援するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	重度身体障害者住宅改造費助成		
事業目的・内容	重度身体障害者の日常生活を容易にするため、日常生活用具、補装具の使用に伴う玄関、廊下、寝室、台所、浴室、便所等の改造工事等住宅設備を改造する経費の一部を補助することにより、生活環境の整備を図る。		
合併に向けた課題	実施している市町においては、制度内容が同じである。		
調整の考え方	実施している宇都宮市、上三川町及び河内町においては、制度内容が同じである。在宅の障害者の日常生活を支援するため、今後も新市として取り組むひつようがあることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	重度身体障害者福祉電話設置		
事業目的・内容	外出困難な在宅の重度身体障害者に対して、相談、助言、安否の確認等各種のサービスを提供するため、在宅障害者の自宅に福祉電話を設置する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		

調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、外出困難な在宅の重度身体障害者へのサービスとして、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。
--------	---

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	身体障害者自動車改造費助成		
事業目的・内容	身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、障害者の就労活動の助長、積極的な社会参加の促進を図る。		
合併に向けた課題	実施しているのは宇都宮市だけであり、各町は県が実施している。宇都宮市と県において、多少の違いがあるため、県事業との調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であり、各町においては県が実施している。 ただし、県と宇都宮市の制度において違いがあるため、合併に併せて、県に合わせた事業の見直しを図る。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	重度視覚障害者磁気誘導白杖購入費補助		
事業目的・内容	歩道等に敷設された磁気標識体等を識別できる誘導用白杖を購入する費用の一部を助成することにより、重度の視覚障害者の歩行の容易さや安全に寄与するとともに、社会参加を促進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、重度視覚障害者の社会参加を促進するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	身体障害者補助犬支援事業		
事業目的・内容	補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の使用は、障害者の社会参加と日常生活における利便性を確保する手段として極めて有効であるが、国内においてはこれら補助犬の育成はまだまだ立ち遅れているため、育成事業者及び導入者に対し負担すべき費用の一部を助成することによりその普及を図り支援する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、障害者の社会参加と日常生活における利便性を確保するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	訪問入浴サービス（移動浴槽車派遣事業）		
事業目的・内容	単身では入浴が困難な身体障害者（児）に対し、移動浴槽車を派遣し、定期的に入浴サービスを実施することにより、本人及び介護者の福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町で実施しているが、対象者及び委託内容が異なっているため、調整することが必要である。		
調整の考え方	宇都宮市における対象者の範囲が河内町よりも広いため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	手話奉仕員派遣事業		
事業目的・内容	聴覚障害者等が日常生活を営む上でコミュニケーションを行う場合に、手話奉仕員を派遣することにより、聴覚障害者等の社会参加を円滑にし、障害者福祉の増進を図る。		
合併に向けた課題	実施しているのは宇都宮市だけであり、同様の事業を県が行っているため、市町間で調整すべき事項は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であり、各町においては県が実施しているが、聴覚障害者等の社会参加を促進するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。 また、これまでの県の制度の利用者が、円滑に宇都宮市の制度を利用できるよう調整を行う。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	重度心身障害者タクシー料金助成		
事業目的・内容	電車、バス等の通常の交通機関を利用することが困難な重度障害者に、タクシー料金の一部を助成することにより、生活圏の拡大と社会参加の促進を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町で実施しているが、交付枚数等が異なっているため、調整する必要がある。また、上三川町では社協が実施しているため、実施主体も含め調整が必要である。		
調整の考え方	本事業については、行政の事業と位置づけ実施していく。 交付枚数等制度内容については、宇都宮市のサービス水準が高いことから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	リフト付タクシー運行		
事業目的・内容	車いすのまま利用できるリフト付ワゴン車をタクシーとして運行し、車いす等を利用している障害者の移動手段の確保と社会参加を促進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		

調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、障害者の移動手段の確保と社会参加を促進するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。
--------	--

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	知的障害者等交通費助成		
事業目的・内容	療育手帳の交付を受けた知的障害者が、通学、通院、訓練等のため定期的に交通機関を利用する場合に、その交通費を助成することにより、知的障害者の更生を援助し社会参加を促進する。		
合併に向けた課題	実施しているのは宇都宮市だけであるが、上三川町では社協が実施しているため、実施主体等も含め調整することが必要である。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、知的障害者の更生を援助し社会参加を促進するため、行政が実施すべき事業と位置づける。また、上三川町社協よりも宇都宮市のサービス水準が高いことから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	在宅心身障害者デイケア事業		
事業目的・内容	在宅の重度心身障害者がデイケアセンターに通所して日常生活動作訓練、社会適応訓練、介護技術等の指導訓練を行い、在宅重度障害者の地域生活の助長、心身機能の維持向上および介護家族の負担の軽減を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、在宅重度障害者の地域生活の助長及び心身機能の維持向上のため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	障害児育成支援事業		
事業目的・内容	養護学校就学中の児童が、家庭や学校以外での社会生活訓練、余暇活動を通じた協調性、社会性などを習得できる場を設け、将来の自立を見据えた健全育成を支援するとともに、保護者の介護による疲労回復や自由な時間の確保を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市が実施しているほか、上三川町が平成16年度から実施する予定である。 宇都宮市では小学生までの知的障害者を対象としており、上三川町も小学生までを対象として、実施する方向である。		
調整の考え方	宇都宮市だけが実施しており、上三川町では平成16年度に、ほぼ同じ制度内容で実施予定であるが、新市において統一的に実施する必要があることから、原則として、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	障害者地域生活ホーム運営事業		
事業目的・内容	身体障害者又は知的障害者に対し世話人を配置した生活の場を提供し、独立自活に必要な援助を行い障害者の地域社会での自立生活を援助する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、障害者の地域社会での自立生活を支援するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	知的障害者グループホーム運営補助事業		
事業目的・内容	知的障害者の地域生活支援の強化を図ることを目的に、グループホームの設置を促進するための補助を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、知的障害者の地域生活を支援し、グループホームの設置を促進するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	心身障害者福祉作業所施設整備費補助事業		
事業目的・内容	民間の心身障害者福祉作業所の施設整備に要する経費を補助することにより、施設の環境改善を図り、障害者福祉の増進に寄与する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、民間の心身障害者福祉作業所の環境改善を図るため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	成年後見制度市町長申立て（知的障害者）		
事業目的・内容	知的障害者福祉法第27条の3に基づき、成年後見制度の利用が必要と認められるが、身寄りがない等の事由により、申立てができない知的障害者について、市町長が後見等開始の審判を申し立て、当該障害者の権利を保護する。		
合併に向けた課題	各市町間で特に内容に違いはないので調整すべき事項はない。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施する事務であり、各市町間で基本的に内容に違いはないが、運用基準を定めている宇都宮市の制度を基準に運用する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	福祉マップ作成		
事業目的・内容	障害者が、外出する際に役立つ情報を掲載したガイドマップを作成・配布することにより、障害者の円滑な行動と積極的な社会活動を支援する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、障害者の円滑な行動と積極的な社会活動を支援するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	奉仕員養成事業		
事業目的・内容	視覚・聴覚障害者の情報取得のハンディを補う手段を習得した奉仕員を養成することにより、障害者の円滑な行動と積極的な社会活動を支援する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、障害者の円滑な行動と積極的な社会活動を支援するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	IT講習会開催事業		
事業目的・内容	障害者が情報を獲得する手段として、インターネットやワード、エクセルの初級を中心に、障害別に講習会を開催し障害者の社会参加を促進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、障害者の社会参加を促進するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	喉頭摘出者発声訓練事業		
事業目的・内容	喉頭を摘出した音声機能障害者の発声訓練事業を支援し、中途障害者に対するリハビリテーションの充実を図り、社会復帰・自立を促進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、障害者の社会復帰・自立を促進するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	公の施設の使用料の減免		
事業目的・内容	障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳の交付を受けている者）等が、公の施設を利用する場合に、その使用料の全部又は一部を免除することにより、障害者による公の施設の利用機会の拡大を図り、社会参加の促進に寄与する。		
合併に向けた課題	現在は、宇都宮市と河内町において減免を実施しているが、各町にも公共施設は多数存在しており、障害者の社会参加を促進するためにも対象となる施設の範囲及びその免除額等について検討する必要がある。		
調整の考え方	減免を実施しているのは宇都宮市及び河内町であるが、対象となる施設の範囲が広く水準が高いのは宇都宮市であるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	障害者福祉ゾーン設置事業		
事業目的・内容	障害者の安全な交通環境を守るため、障害者施設周辺において、福祉ゾーンの標識設置及び車いすマークの道路標示を行い、施設の存在を自動車の運転手に知らせ注意を喚起する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、障害者の安全な交通環境を守るため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	障害者の日・週間啓発事業		
事業目的・内容	平成7年に国において12月3日の「国際障害者デー」から12月9日の「障害者の日」までの一週間が「障害者週間」と定められた。この障害者週間に合わせ、障害者に対する障壁を除去し、障害者の社会参加を推進するため、住民一人ひとりの理解と認識を深めることを目的として、啓発活動を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、障害者への市民の理解を深めるため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	盲導犬ふれあい教室		
事業目的・内容	障害者週間に合わせ、幼少時から障害者に対する理解を深めるため、小学校において「盲導犬ふれあい教室」を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		

調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、障害者への子供たちの理解を深めるため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		
--------	---	--	--

中分類	障害者福祉	小分類	福祉事業
事業名称	手話通訳設置		
事業目的・内容	手話通訳を行う者を窓口に常時配置し、来庁した聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、来庁した聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中分類	障害者福祉	小分類	福祉事業
事業名称	心身障害者福祉作業所運営事業		
事業目的・内容	在宅の身体障害者及び知的障害者が自宅から民間の心身障害者福祉作業所に通所して職業訓練及び日常訓練を行い、自立助長を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業である。障害者の就労の場を確保し、社会的自立を促進するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中分類	障害者福祉	小分類	福祉事業
事業名称	メール機能付携帯電話購入費助成事業		
事業目的・内容	在宅の視聴覚障害者等にメール機能付携帯電話購入に係る費用を助成することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ることを目的とする。		
合併に向けた課題	実施しているのは上河内町だけであるが、宇都宮市では他の制度で給付しているため、調整が必要である。		
調整の考え方	メール機能付携帯電話については、上河内町においては、購入費に対する助成事業として実施しているが、宇都宮市においては、日常生活用具給付事業（単独）において給付をおこなっており、代替が可能であることから、新市においては、日常生活用具給付事業（単独）として実施する。		

中分類	障害者福祉	小分類	福祉事業
事業名称	身体障害者等特殊寝台等貸与事業		
事業目的・内容	日常生活を営むのに支障がある在宅の身体障害者等に対して、特殊寝台・エアーマット・車椅子を貸与する。		
合併に向けた課題	河内町のみが、在宅の障害者が日常生活を営むうえでの不便を解消するために実施している事業であり、各市町で行っている障害者の支援事業との比較、検討、調整が必要である。		

調整の考え方	河内町において貸与事業として実施しているが、特殊寝台及びエアーパットについては宇都宮市の補装具交付・修理及び日常生活用具給付事業によって代替が可能であるため、新市移行後は、補装具交付・修理及び日常生活用具給付事業として実施する。 また、車いすの貸与については、宇都宮市社会福祉協議会において事業として実施しているため、社会福祉協議会と協議し、新市において実施していけるよう調整する。
--------	---

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	小規模通所授産施設運営補助		
事業目的・内容	法定の小規模通所授産施設の運営に係る経費について、施設を運営する社会福祉法人に対し、補助金を交付することにより、障害者の自立及び更生の促進を図る。 施設利用の対象者は、市内に居住する原則として18歳以上の知的障害者又は身体障害者。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外では対象施設がなく、市町間で調整すべき事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、障害者の自立及び更生の促進を図るため、新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	身体障害者福祉ホーム運営補助		
事業目的・内容	身体障害者福祉ホームの運営に係る経費について、施設を運営する社会福祉法人に対し、補助金を交付することにより、障害者の自立及び更生の促進を図ることを目的とする。 施設利用の対象者は、原則として18歳以上の身体障害者。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外では対象施設がなく、市町間で調整すべき事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、障害者の自立及び更生の促進を図るため、新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	手当・医療
事 業 名 称	障害者手当（単独）		
事業目的・内容	心身に一定の障害を持つ者に対し、手当を支給することにより、経済的負担を軽減し福祉の増進を図る。 手当支給要件を満たす者からの申請に基づき、支給する。		
合併に向けた課題	障害者手当については、受給資格対象範囲、手当額、所得制限の有無について調整が必要である。 特定疾患手当については、対象疾患の範囲、手当額、所得制限の有無について調整が必要である。		
調整の考え方	障害者手当については、実施している宇都宮市及び上三川町において、受給資格対象範囲、手当額、所得制限の有無について違いがあるが、受給資格対象範囲及び手当額について宇都宮市の水準が高いため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

	また、特定疾患手当については、各市町で実施しているが、対象疾患の範囲及び手当額について水準が高い宇都宮市の制度を基準に調整する。 両手当における所得制限については、対象者の経済的負担を軽減することが目的であることから、所得制限のある宇都宮市の制度を基準に調整する。
--	--

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	法人・団体
事 業 名 称	宇都宮市障害者自立支援事業補助金		
事業目的・内容	障害者の就労を支援するため斡旋や民間事業所訪問活動を行い、就労の場を確保し雇用の促進を図る。また、店舗における授産品の販売や障害者とのふれあいを通して、広く市民に障害者に対する理解を求め、障害者自身の自立への意欲の一層の高揚を図る。これらの事業を実施する障害者団体に補助を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、障害者の自立を促進するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事 業 名 称	保育所入退所受付事務		
事業目的・内容	保護者が家庭で子どもを保育出来ない場合に、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設（保育所）の入・退所事務を公平に審査・選考するなど適正に実施する。		
合併に向けた課題	市町間における入所受付事務処理サイクルや保護者への通知書（不承諾通知）の発送において、調整が必要となる。また、各市町とも入・退所事務は電算化されており、一元化に向け関係各課との調整が必要となる。		
調整の考え方	当該事務は、原則、国の通知等に基づき実施している事務であり、新市移行時には、統一的に実施すべきものであることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事 業 名 称	保育所入所基準管理		
事業目的・内容	児童福祉法に基づく保育の実施をより公平に実施するため、法に定めるものの他、自治体が独自に保育の実施基準（入所基準）を定め、入所の可否を判断する。		
合併に向けた課題	市町間において、待機児童の有無等地域の実情により、入所選考基準の項目及び配点が異なるため、市町間で協議を行い、入所における優先順位等を適正に判断することが可能な基準を策定する必要がある。 また、各町においては、基準を告示していることから、条例・規則の見直し時に併せ明文化する必要がある。		
調整の考え方	各市町において、入所選考基準が異なるが、市民サービスに直接関わる事務であることから、新市移行時には、統一的な基準により実施すべきものであることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事 業 名 称	保育料階層認定業務		
事業目的・内容	保育費を保護者等からその負担能力に応じて徴収する為に、法等に基づき税資料等の提出を求め手計算で階層区分を認定する。税資料の提出のない保護者等は仮認定となる。また住民税の課税が確定後、その税資料により保護者全員の階層区分を見直す。		
合併に向けた課題	税情報・住基の利用の範囲・活用手法が異なるため、調整が必要である。		
調整の考え方	原則として、国の通知等に基づき実施している事務であるが、システム活用等において若干異なる点があることから、宇都宮市の制度を基準に調整することとし、新市移行時には、統一的な事務執行を図る。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事 業 名 称	服 務 事 務		
事業目的・内容	公立保育園職員の出勤・旅行・職務専念義務免除・時間外勤務・休日等に関する届出処理事務（受理・決裁）を行う。		
合併に向けた課題	市町間において、事務処理実施の主管課や、園長専決の範囲、文書管理等が統一されていないため、管理部門を含めた協議を行い調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町において、事務処理主管課・専決者が異なっているが、事務執行を円滑に実施するため、新市移行時には、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事 業 名 称	物品購入事務		
事業目的・内容	物品購入に関する公金支出に関する公立保育園の保育の実施、施設管理に必要な、備品・消耗品等の事務処理（受理・物品選定・支出負担行為・決裁・発注・納品・支払い）を行う。		
合併に向けた課題	各市町において、事務処理実施時の主管課や、園長の専決の範囲、文書管理に当たっての取扱方法等に違いがあることから、管理部門を含めた協議を行い統一を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町において、事務処理主管課・専決者が異なっているが、事務執行を円滑に実施するため、新市移行時には、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事 業 名 称	嘱託医関係管理事務		
事業目的・内容	保育所入所児童の健康状態・発育状態を把握し、個別の保育の実施に資するため、医師会からの推薦により保育園嘱託医を委嘱し、児童福祉施設最低基準に基づき、内科の定期健康診断、歯科健診に関する事務を行う。		
合併に向けた課題	市町間において、嘱託医に対し支払われる報酬額や支払い回数にばらつきがある他、各町においては公私立保育園においても統一が図られていないことから、関係各課を含めた協議・調整を図る必要がある。		

調整の考え方	各市町において、嘱託医報酬額が異なっているが、児童の処遇等を確保するため、新市移行時には、医師会等との調整を踏まえながら、統一的な基準により実施すべきものであることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。
--------	---

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事業名称	実費等徴収事務		
事業目的・内容	保育園において職員の給食費及び電話料は、利用食数・利用件数に応じて職員が実費負担し、園長（現金出納員）からの報告書に基づき調定書を作成し、料金を受け入れる。 遠足保護者負担金は、遠足に参加した保護者から負担金として徴収し、延長保育利用者負担金（公立・受託分）は、利用実績に基づき保護者から負担金として徴収する。		
合併に向けた課題	市町間において、事業の実施体制が異なること等により徴収額が不統一となっていることから、実施体制等の統一を図り、適正な単価設定と必要である。		
調整の考え方	各市町において、負担額に差が生じているが、市民サービスに直接関わり、負担の公平性を確保する必要がある。新市移行時には、統一的な基準により実施すべきものであることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事業名称	表彰事務		
事業目的・内容	社会福祉事業に永年従事している者で、その功績が特に顕著であると認められる者を推薦する。		
合併に向けた課題	市町間において、推薦に当たっての基準において若干の違いがあるため、調整する必要がある。		
調整の考え方	各市町において推薦基準が異なるが、公平性を図る必要があるため、宇都宮市の制度を基準に調整することとし、統一的な基準により実施する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事業名称	独立行政法人日本スポーツ振興センター事務		
事業目的・内容	公立保育園に入所している児童の災害等に関する必要な給付を確保するため、各園の園長が、独立行政法人日本スポーツ振興センターが定める設置者・保護者の負担割合（一般 設置者145円・保護者240円、要保護 設置者75円・保護者0円）に基づき、保護者負担分を徴収する。		
合併に向けた課題	上河内町において保護者負担分を公費で負担しているため、新市移行時には、公平性を確保するとともに、受益と負担の原則により、統一的な基準により実施すべきものであることから、調整が必要である。		

調整の考え方	各市町において、保護者負担を公費負担としている町があるが、新市移行時には、公平性等を確保するとともに、受益と負担の原則により、統一的な基準により実施すべきものであることから、宇都宮市の制度により保護者負担を求める。
--------	---

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事業名称	保育料徴収事務		
事業目的・内容	児童福祉法第56条第3項に基づき保育料徴収規則を定め、保育所入所児童の扶養義務者等から保育料を徴収する。		
合併に向けた課題	市町間において、徴収規則に定められている徴収事務の範囲や収納体制が異なっている。また、納期限の設定について、調整が必要となる。		
調整の考え方	各市町において、納期限等の設定が異なるが、新市移行後、円滑な事務執行を可能とするため、統一的に実施すべきものであることから、宇都宮市の制度を基準に調整するが、延滞金の徴収に係る事務については、関係各課と協議をしながら、徴収する方向で調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事業名称	施設維持管理（施設修繕等業務）		
事業目的・内容	保育所、留守家庭児童会、子どもの家に破損が生じた場合、軽易なものを除き、業者発注により施設の修繕を行う。また、保育園に設置後、20年程度経過した食器消毒保管庫の入れ替え、購入後、12～13年経過したコピー機の更新を行う。		
合併に向けた課題	市町間において、施設修繕時に他課（建築課等）へ依頼する基準や専決規定、修繕等の内容・範囲等が異なっていることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町において、事務処理主管課・専決者が異なっているが、事務執行を円滑に実施するため、新市移行時には、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事業名称	施設維持管理（保育室冷房化計画管理業務）		
事業目的・内容	公立保育園における冷房設備については、これまで主に乳児室や、午睡室のみの設置であったが、夏季の暑さや定数弾力化の影響により、児童の健康管理のため不可欠なものとなってきていることから、平成15年度から17年度までの3か年で全保育室の冷房化を実施する。 また、改築園については、工事に併せて冷房を設置する。既に冷房完備の保育園及び改築、民営化、統廃合等予定の保育園は除く。		
合併に向けた課題	上河内町・河内町においては、整備済みとなっており、宇都宮市と上三川町の未整備施設への設置計画を、保育所の改築計画を踏まえ調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市・上三川町において未整備園があるが、児童の処遇上の公平性を早期に確保するため、計画的に整備する必要があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園管理
事 業 名 称	施設維持管理（業務委託事務）		
事業目的・内容	公立保育園の管理に関する業務委託で、機械警備業務、自家用電気工作物保安管理業務、ダムウェーター保守点検業務、消防用設備等保守点検業務、ガス冷暖房設備保守点検業務、グリストラップ清掃業務、非常通報装置保守点検業務、アメリカシロヒトリ駆除業務、給食室害虫等駆除業務、シロアリ駆除業務、樹木剪定業務、砂場の衛生検査業務を委託する。		
合併に向けた課題	各市町により、業務委託内容・業務委託に対する考え方などが異なることから、新市における業務委託に対する考え方等について、調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	各市町において、法定点検事業の未実施町があるなど実施内容が異なっているが、全施設において安全性の確保を図る必要があり、統一的に実施するべきものであることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。なお、各町においてのみ実施している業務のうち、法定のものについては、継続実施する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園運営
事 業 名 称	苦情処理事務		
事業目的・内容	より質の高いサービスを提供するため、利用者の要望や意見・苦情などに対応するための体制を整備する。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては整備されており、各町においては未整備であるが、宇都宮市の制度を適用することで対応できることから、調整すべき課題事項はない。		
調整の考え方	各町においては、苦情処理体制が未整備となっていることから、新市移行時に統一的に実施できるよう、宇都宮市の制度に基づき各町の体制を整備する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園運営
事 業 名 称	第三者評価事務		
事業目的・内容	事業者が提供する福祉サービスの質の評価を行い、利用者の立場にたった良質なサービスを提供することに努める事を目的とし、平成14年度に、第三者評価が公正・適切に実施されるよう、評価基準や評価の方法等について国において指針が示され、評価のためのチェックリスト等により、評価を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては事業に取り組んでおり、各町においては実施に向けた取り組みがなされていないが、宇都宮市の制度を適用することで対応できることから、特記すべき課題事項はない。		
調整の考え方	各町においては、取組体制が未整備となっていることから、新市移行時に統一的にできるよう、宇都宮市の制度に基づき、各町の保育園にも順次体制を整備する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園運営
事 業 名 称	職員処遇（職員配置管理業務）		
事業目的・内容	保育園における職員の配置については、国の最低基準に基づき実施することとなっているが、入所児童の処遇の向上を図るため、保育士や調理職員の配置基準については独自の基準を設けている。		
合併に向けた課題	市町間において、保育士、調理・一般業務の配置基準が異なっているほか、職員以外の臨時等の活用についても異なっている状況にあり、関係課を含めた調整が必要である。		
調整の考え方	各市町において、保育士・家政・一般の各業務の職員配置基準が異なっているが、保育の質・処遇の確保を図ることや、効率的な施設運営を図るため、保育士の配置基準については、宇都宮市の基準によることとする。しかし、家政・一般業務の配置については、効率的な施設運営に資するための兼業制の導入や臨時職員の活用などの検討を関係各課と進める。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園運営
事 業 名 称	職員処遇（勤務体制管理業務）		
事業目的・内容	就労形態の多様化等に伴い、保育需要も増加し、様々な保育ニーズに対応するため、保育士の勤務体系をパターン化するとともに、長時間開所を実施するためのローテーションを採用する。		
合併に向けた課題	市町間においては、延長保育未実施町や土曜日の開所時間が短い町があるなど、開所時間が異なることに伴い、勤務パターンが不統一となっているため、これらの調整が必要となる。		
調整の考え方	各市町において、開所時間が異なることに伴い保育士等の勤務体制が異なっているが、保育サービス提供における根幹であることから、新市移行時には、サービスの低下を招くことのないよう統一的に実施するため、宇都宮市の制度を基準に調整し、各町においても実施できるよう体制の整備を行う。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園運営
事 業 名 称	職員処遇（被服貸与事務）		
事業目的・内容	保育園での保育業務、一般業務、家政業務に従事する職員に対し、「職員の被服貸与規則」に基づき、被服貸与する。		
合併に向けた課題	市町間において、保育士等への被服貸与の基準が異なり、貸与を廃止した町もあることから、関係課を含め、調整する必要がある。		
調整の考え方	市町間において、被服貸与制度を廃止した町もあるが、業務の特殊性・他業務との整合を図る必要があるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園運営
事 業 名 称	職員処遇（臨時保育士等管理業務）		
事業目的・内容	朝夕の園児を預かる体制の確保や、職員の週休日の割り振りに伴う保育業務の確保のため、また職員の産休・育休代替や傷病代替及び一時的な保育需要の増に対応するための職員として、臨時保育士（非常勤嘱託保育士）、労務嘱託員、看護師等を活用する。		
合併に向けた課題	各市町において、臨時保育士等の職員を雇用するに当たっての処遇や報酬が異なることから、統一を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町において、臨時職員の身分・処遇が異なっているが、公平性等を確保するため、新市移行時には、統一的な基準により実施する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園運営
事 業 名 称	利用者負担管理事務		
事業目的・内容	保育料保護者負担金のほか、国の運営費に含まれていない保育の実施に関わる費用（保育用品、給食主食、午睡用品保護者会費、卒業積立金等）について、保護者の負担を求める。		
合併に向けた課題	午睡用品・個人運動帽子において、保護者負担の有無に差が生じている状況にあり、市町間において調整を行う必要がある。 また、卒業積立金を徴している町があるため、調整が必要である。		
調整の考え方	各市町において、午睡用品・オムツの保護者持参の有無に差が生じているが、負担の公平性等の観点から、統一的に実施するべきものであり、宇都宮市の制度を基準に調整する。（ただし、午睡用品のうち敷布団については、宇都宮市で貸与していたが、受益と負担の原則を踏まえ、受益者負担の明確化を図ることとし、保護者持参として調整を図る。）		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園運営
事 業 名 称	給食業務（給食提供事務）		
事業目的・内容	栄養的に配慮され、かつ、衛生上安全でしかも保育園児の嗜好が考慮された内容の献立を作成するとともに、適正な給食が行われていることを確認するため、栄養摂取量の算出をはじめとして様々な集計事務（予算関係、脱脂粉乳取りまとめなど）を行う。また、賄材料の支払事務や保健所へ提出する実施報告書の作成も行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては主管課に栄養士が設置されているが、各町においては主管課に栄養士が未設置となっていることに伴い、事務処理の一部が異なっている。また、給食費の自己負担額に差があることから、調整の必要がある。		
調整の考え方	各市町において、給食単価等に差が生じているが、新市移行時には統一的に実施する必要があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園運営
事 業 名 称	給食業務（細菌検査関係事務）		
事業目的・内容	尿検査と寄生虫の実施は、疾病異常の診断・発見を可能とする検査であり、園児の健康状態を把握するために実施する。また、検便は、調理従事者及び調乳を行う職員に、月一回以上の検便を受けさせることにより、大規模食中毒の発生を未然に防止することを目的とする。これらの検査を行うため、医師会への業者推薦依頼、入札・契約、検査手数料支払いに関わる事務を行う。		
合併に向けた課題	河内町においては、基準に定める月1回を上回り、月2回実施している。また、市町間において、検査手数料に差が生じており、より適正な単価設定が可能となるような手法を検討する必要がある。		
調整の考え方	各市町において、実施回数等が異なっているが、新市移行後、統一的に実施する必要があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園運営
事 業 名 称	給食業務（保育園訪問指導業務）		
事業目的・内容	保育所給食は乳幼児対象としているため、安全で質の高い給食を提供することを目的に訪問指導を実施し、給食室内及び食品の衛生管理・調理作業の向上を図る。		
合併に向けた課題	各市町において、実施の有無が異なっているものの、実施市町の業務内容に差はないことから、特記すべき事項はない。		
調整の考え方	各市町において、実施回数等に違いがあるが、新市移行後は、宇都宮市の制度（給食従事者への調理指導及び衛生指導については、本課栄養士が実施）を基準に実施する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育園運営
事 業 名 称	保育園行事		
事業目的・内容	園児の成長の喜びを保護者と共有し、子育てへの興味や関心を持ってもらうことと、保育園の保育内容を理解してもらうことを目的に、保護者参加の行事を実施する。 思考力や認識力もより豊かに身につくときである年長児の保育に対して、自然に接する体験や保育園から離れて、集団で指示に従って行動できること目的に芋掘り遠足とお別れ遠足を実施する。		
合併に向けた課題	年長児における園外保育の実施回数及び年中・年少児においての園外保育の有無について、また、園外保育実施時の交通手段等が各市町の異なっているため、調整が必要である。		
調整の考え方	各市町において、概ね同一の内容で実施しているが、遠足のあり方については、実施回数・行き先等の検討を進めながら、宇都宮市の制度を基準に統一的に実施できるよう調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育事業
事 業 名 称	特別保育事業（延長保育促進事業）		
事業目的・内容	多様化する就労形態や通勤時間等を考慮し、利用者の需要に対応するため、午後7時までの延長保育を実施する。 公立保育園においては、各園にて利用実績をとりまとめオンラインにて処理し翌月の保育料に加算しており、広域入所児童は各園で園長が直接徴収している。 私立保育園においては、各保育園にて対応している。		
合併に向けた課題	未実施町におけるニーズの把握・対応を図るとともに、市町間において、利用料金が異なっていることから、サービス供給体制などの調整を図り、統一する必要がある。		
調整の考え方	当該事業は国庫補助要項に基づき、各市町において実施しているが、公立保育園における延長保育料が異なっていることから、新市移行時には、統一的に実施する必要があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育事業
事 業 名 称	特別保育事業（世代間交流事業）		
事業目的・内容	保育所は地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用することが要請されていることに鑑み、地域の需用に応じた幅広い活動を推進することにより児童の福祉の向上を図るため、老人福祉施設、介護保険施設等への訪問、あるいは、これら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。		
合併に向けた課題	1事業当り実施単価に差があるものの、国庫補助要項に基づき実施しているため、特記事項はない。		
調整の考え方	未実施の町もあるが、当該補助事業は国庫補助要項に基づく事業であり、新市移行後も、地域に根ざした保育所運営を図りながら、地域との関わりを通して地域の子育て力等の強化に資するため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育事業
事 業 名 称	特別保育事業（異年齢児交流等事業）		
事業目的・内容	保育所は地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用することが要請されていることに鑑み、地域の需要に応じた幅広い活動を推進することにより児童の福祉の向上を図るため、保育所入所児童と地域の児童とが地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、異年齢児との交流を行う。		
合併に向けた課題	1事業当り実施単価に差があるものの、国庫補助要項に基づき実施しているため、特記事項はない。		
調整の考え方	未実施の町もあるが、当該補助事業は国庫補助要項に基づく事業であり、新市移行後も、地域に根ざした保育所運営を図りながら、地域との関わりを通して地域の子育て力等の強化に資するため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育事業
事 業 名 称	特別保育事業（育児講座・育児と仕事両立支援事業）		
事業目的・内容	保育所は地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用することが要請されていることに鑑み、地域の需要に応じた幅広い活動を推進することにより児童の福祉の向上を図るため、入所児童の保護者及び地域の乳幼児を持つ保護者等に対して育児講座を開催する。また、子育てと仕事の両立を支援する事業の情報提供を行うと共に、必要に応じて講師を招いた講習会等を行う。		
合併に向けた課題	1事業当り実施単価に差があるものの、国庫補助要項に基づき実施しているため、特記事項はない。		
調整の考え方	未実施の町もあるが、当該補助事業は国庫補助要項に基づく事業であり、新市移行後も、地域に根ざした保育所運営を図りながら、地域との関わりを通して地域の子育て力等の強化に資するため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成
事 業 名 称	運営費補助等（障害児保育事業費）		
事業目的・内容	障害児保育を推進するため、障害児を受け入れている保育所に対し、保育士の加配を行うことにより、障害児の処遇の向上を図るとともに実施保育所の拡大を図る。 障害児保育の対象となる児童は、日々保育所に通所でき、集団保育が可能な中・軽度の障害を有する幼児とし、障害児保育の決定をする場合には、あらかじめ障害児保育審査会で決定し、社会福祉事務所長が認定する。受入保育所において、障害児保育についての知識・経験等を有する保育士の加配を行う場合、当該保育士を雇用する経費を補助する。 中核市の事務であり、宇都宮市は市が、各町の障害児保育対象児童の決定に関しては児童相談所が行っている。		
合併に向けた課題	加配基準を宇都宮市は3：1、各町は4：1としており、配置基準が異なることから基準を統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町において保育士の配置基準が異なっており、重複・重度化した児童の入所に対応するためには、国の保育士配置基準における乳児の基準に基づく、児童3人に対し保育士1名を配置する必要があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成
事 業 名 称	運営費補助等（保育士等人材確保費）		
事業目的・内容	多様な保育ニーズに対応し、児童の福祉の向上を図るため、私立保育所に対し、経験豊富な保育士等を安定的に確保するために要する経費を補助する。		
合併に向けた課題	各市町において、目的・充当事業が類似している制度をもっているが、補助の効果等を踏まえ統一のための調整を図る必要がある。		

調整の考え方	各市町において類似する事業を実施しているが、運営費制度の趣旨等を踏まえ、宇都宮市の制度を基準に調整する。（河内町において、目的が異なる人件費補助制度がある。）
--------	---

中 分 類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成
事 業 名 称	運営費補助等（独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済」）		
事業目的・内容	私立保育所の管理下における児童の災害に関して必要な給付を確保するため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に要する経費（施設負担分）を補助し、児童の福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	上河内町において保護者負担分を公費で負担しているため、新市移行時には、公平性等を確保するとともに、受益と負担の原則により、統一的に実施すべきものであることから、調整が必要である。		
調整の考え方	各市町において制度が異なっているが、受益者負担の原則や日本体育学校センター制度の趣旨を踏まえ、統一的な基準により実施すべきものであることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成
事 業 名 称	運営費補助等（嘱託医委嘱費）		
事業目的・内容	児童の処遇の向上を図るため、児童の健康診断を実施する際に、私立保育所に対して嘱託医師を委嘱するために要する経費を補助する。（各市町においては、児童の健康診断を内科、歯科ともに年に2回実施しており、私立保育所に対する嘱託医委嘱費への補助の実施に当たっては、基本分と児童割分に受診児童数を乗じた額の合計となる。）		
合併に向けた課題	各町においては、公私保育園における統一単価が未設定となっており、公民の嘱託医報酬に格差が生じている状況にあるため、関係各課等を交えた協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	各市町において、嘱託医報酬額が異なっているが、児童の処遇等を確保するため、新市移行時には、医師会等との調整を踏まえながら、統一的な基準により実施すべきものであることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成
事 業 名 称	運営費補助等（運営費貸付金）		
事業目的・内容	保育所を設置経営する社会福祉法人等に対し、法人等が運営費を受けるまでの間円滑に保育所運営を行うため、つなぎ資金として貸し付けを行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であるが、目的・内容は合併による影響を受けるものではないことから、課題等の調整事項はない。		
調整の考え方	各町においては、未実施の事業であることから、宇都宮市の制度に基づき各町の体制を整備し、現行のまま新市に引き継ぐものとする。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	認可外保育施設
事 業 名 称	民間育児施設運営費助成		
事業目的・内容	認可保育所の補完的役割を果たしている民間育児施設（認可外保育施設）に対し、運営費の一部（施設の維持管理、遊具の購入等に要する経費など）を補助することにより、児童の福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市と各町の区域を所管する県の補助内容が異なることから、県の制度と調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各町においては、未実施の事業であり、新市移行後においても、認可外保育施設の入所児童の処遇向上に資する助成が必要であることから、宇都宮市の制度に基づき実施することとする。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	児童館・児童園の管理運営・整備		
事業目的・内容	児童の健全な遊びを通じて、健康の増進や情操を豊かにすることを目的としている。現在、親子遊び、異年齢児との交流等による事業を実施する拠点となっており、地域健全活動の育成とその指導者の養成を図るため、児童を中心とした各種講座を開催する。 児童館自体としては、今後計画策定予定の大型児童館構想の中で、位置付けについても整理する必要がある。 児童センターの整備については、現在、宇都宮市の中央・南・東・北西の4エリアに整備を検討しているが、東部・北西部の両地域は、広域的な施設利用などの地域の特性に合った育成機能の整備について検討していく必要がある。		
合併に向けた課題	運営が、直営と委託（社会福祉協議会）と違いがあり、また、休館日及び会館時間についても、各市町により違っているため、調整が必要である。整備については、河内町以外、ここ数年での整備が検討されている。		
調整の考え方	各市町において、整備の考え方、運営主体・内容等が異なっているが、新市移行時には、統一的に実施する必要があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。（施設については、当面、現施設を活用することとするが、運営については、宇都宮市の基準により調整した場合が課題となる。）		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	里親事務（里親の受付（進達）、県中央地区里親会補助金）		
事業目的・内容	里親認定登録申請の受け付け、児童相談所とは別の調査項目についての家庭訪問調査を実施し、当該調査項目についての意見を付して、児童相談所に申請書の進達を行う。 里親で組織する「栃木県中央里親会」に助成することにより、里親制度の普及啓蒙、委託児童の福祉及び里親の資質の向上が図られ、もって児童福祉の増進に寄与する。 福祉事務所の設置のない町には、進達事務はない。また、助成については、市町ともに同じ算出方法（均等割＋人口割）で算出された金額を助成しているが、助成方法については社協経由と直接の2通りがある。		

合併に向けた課題	申請書受付、進達事務については、福祉事務所の事務であり、各町においては現在は事務がないため、合併後は円滑な事務の執行を図る必要性がある。
調整の考え方	里親に関する事務については、里親会への補助金以外には各町において未実施であるため、宇都宮市の制度を基準に調整することとし、各町においても実施できるよう体制の整備を行う。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	虐待防止ネットワーク		
事業目的・内容	児童虐待の早期発見及び児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備をするものであり、「児童虐待防止等ネットワーク会議」等を設置し、運営する。		
合併に向けた課題	各市町においてネットワークの構成機関が違うため、それらの調整が必要となる。		
調整の考え方	各市町において、構成機関等が異なっていることから、新市移行時には、宇都宮市の構成に準じた再編を行うこととし、統一的な機関構成とする。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	なかよしクラブ		
事業目的・内容	地域の子育て支援のための相談、交流の場を提供していくとともに、心身に遅れがあると思われる子どもとその保護者に対し、当該児童が健やかに成長することができるよう適切な相談、助言、指導、その他を援助し、児童福祉の向上を図る。 おおむね2歳以上児の児童と保護者を対象に、親子で通園し遊びの生活指導、育児に対する相談、各機関との連携などを実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しており、各町においては未実施であるが、宇都宮市の制度を適用することで対応できることから、課題等の調整はない。		
調整の考え方	各町においては、未実施の事業であり、障害傾向児等に関わる事業として有効なものであることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	子育て支援短期利用		
事業目的・内容	保護者が疾病等の事由により、家庭における養育が困難となった児童を児童福祉施設で預かる事業であり、児童及びその福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町が実施しているが、委託先は共に宇都宮乳児院であり、委託料等も同様であるため、特に問題はなし。広域になることに伴い、新たな実施施設の確保が必要かどうか検討する必要性がある。		
調整の考え方	宇都宮市と河内町が広域的に実施している状況にあり、利用者負担が異なっているが、新市移行時には、統一的に実施するべきものであることから、宇都宮市の制度を基準に調整し、未実施町において事業が実施することができるよう体制を整備する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	乳幼児健康支援デイサービス		
事業目的・内容	病気回復期にあるため、集団保育の困難な乳幼児を一時的に預かる事業であり、保護者の子育てと就労の両立を支援する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は市が事業主体として、上河内町、河内町については、宇都宮市と委託契約を締結し、宇都宮乳児院を利用している。 特に課題はないが、広域となるため、児童の送迎をする上で利用者の利便性を考慮する必要があるため、実施施設の新たな整備が必要になると思われる。		
調整の考え方	宇都宮市が上河内町・河内町と広域的に実施している状況にあり、利用者負担が異なっているが、新市移行時には、統一的に実施するべきものであることから、宇都宮市の制度を基準に調整し、未実施町において事業が実施することができるよう体制を整備する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	児童自立生活援助事業（助成）		
事業目的・内容	緊急一時的に保護、指導を要する義務教育終了後の児童を、自立援助ホーム星の家において保護、指導した際に、それに要する経費の一部を補助することにより、児童の社会的自立の促進を図り、もって児童福祉の増進に寄与する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しており、各町においては実施していないが、宇都宮市の制度を適用することで対応できることから、調整の必要はないが、利用人員等の把握をする必要がある。		
調整の考え方	各町においては、未実施の事業であることから、各町においても宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	放課後児童健全育成事業（運営）		
事業目的・内容	放課後児童健全育成事業として、地域児童全体に対する健全育成のニーズを受け、児童が心身ともに健やかに育成される環境の整備（児童の健全育成）を行う。		
合併に向けた課題	運営内容、運営主体、職員配置、処遇、配置基準等、各市町において違いがあるため、これらのある程度まで統一する必要がある。また、各町の放課後児童対象施設を、「子どもの家」に移行していくことが課題となる。		
調整の考え方	各市町においては、様々な形態・内容で実施していることから、新市移行時には、統一的に実施するべきものであることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	放課後児童健全育成事業（指導員研修）		
事業目的・内容	放課後児童健全育成事業における指導員の資質の向上を図るため、栃木県児童館連絡協議会へ事業委託をし、研修会（県と宇都宮市共催）を開催するとともに、宇都宮市または留守家庭児童会連合会においても研修を行う。 今後は歳出削減に努めながらも、更なる研修内容の充実を図る必要がある。		
合併に向けた課題	栃木県児童館連絡協議会主催（県及び宇都宮市が委託）の研修には各市町が参加しているため、委託料について、県との持分の調整が必要となる。 河内町については旅費が支給されているため、調整が必要となる。		
調整の考え方	各市町において、研修の実施等に若干の差があるが、新市移行時には、事業実施の効率性を考え統一的に実施すべきものであることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	ちびっこフェスタ事業		
事業目的・内容	子どもたちの夢を育み、子育ての楽しさを育む「子育て支援のまちづくり」をめざして、子育て中の親子が様々な体験や遊びを通して、子育ての楽しさを実感すると共に、子育ての仲間の輪を広げ、情報交換などにより育児への不安感、負担感の軽減を図るため、体育館及び公園において、ミニ運動会、アトラクション、相談コーナー、試食コーナー、ミニ動物園、交通安全教室、遊びのコーナーなど子どもたちが楽しむことができるイベントを提供する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが事業を実施しており、各町においては未実施であるが、宇都宮市の事業を実施することで対応できることから、課題等の調整はない。		
調整の考え方	各町においては、未実施の事業であり、子育て中の保護者にとって有効な事業であることから、宇都宮市の制度に基づき体制を整備する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	ひとり親家庭等福祉対策
事 業 名 称	母子父子家庭及び寡婦招待事業		
事業目的・内容	経済的に不安定である母子父子家庭及び寡婦を一泊で招待し、家庭間の交流等を通して生活意欲の向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上三川町で実施している事業であり、実施方法、参加者負担金に差があることから、調整が必要である。		
調整の考え方	一部の市町において実施している事業であり、内容等に差が生じているが、公平性等を確保するため、新市移行後は、統一的に実施する必要があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	ひとり親家庭等福祉対策
事 業 名 称	母子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業）		
事業目的・内容	母子家庭の母の就業を促進するために一定の教育訓練を受けるにあたり、事前に相談等を行い、適職に就くために必要と認められる場合に自立支援給付金を支給する。 児童扶養手当支給水準の母子家庭の母で雇用保険の教育訓練給付の受給資格のない者を対象に、雇用保険制度の教育訓練講座の指定講座に要する教育訓練費の40％に相当する額（下限8千円～上限20万円）を支給する。		
合併に向けた課題	宇都宮市、各町の範囲を所管する栃木県とともに平成16年度から開始した事業であるが、申請手続き方法等が異なることから調整する必要性がある。		
調整の考え方	要綱に基づいた国庫補助対象の事業であるが、申請手続き方法等が異なることから、宇都宮市の制度に基づき各町の体制を整備する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	ひとり親家庭等福祉対策
事 業 名 称	母子家庭自立支援給付金事業（高等技能訓練促進費事業）		
事業目的・内容	母子家庭の母の就業を促進するために一定の教育訓練を受けるにあたり、事前に相談等を行い、適職に就くために必要と認められる場合に自立支援給付金を支給する。 児童扶養手当支給水準の母子家庭の母を対象に、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の資格取得の2年以上のカリキュラムの残りの1／3の期間において月額103,000円を支給する。		
合併に向けた課題	宇都宮市が平成16年度から開始した制度であり適正な運用を図りながら、各町と調整していく。		
調整の考え方	要綱に基づいた国庫補助対象の事業であり、各町では未実施であることから、宇都宮市の制度に基づき各町の体制を整備する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	手当・医療
事 業 名 称	児童福祉手当支給業務（単独）		
事業目的・内容	父母の離婚や父母の一方に重い障害があるなどの事由で、父母の一方又は両親の監護が受けられない児童を監護又は養育している者に手当を支給する。 手当支給の要件を満たす者からの申請に基づき、手当の支給を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市単独の手当のため、今後、各町の対象者人数を把握する必要性がある。		
調整の考え方	各町においては未実施の業務であるが、ひとり親家庭等への生活給付として統一的に実施する必要があることから、宇都宮市の制度に基づき各町の体制を整備し、事業を実施する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	手当・医療
事 業 名 称	母子家庭等援護費支給業務		
事業目的・内容	母子及び父子家庭の経済的自立を助長するとともに生活の安定と向上に資することを目的とし、単独手当である遺児手当または児童福祉手当		

	の手当を受給している世帯に対し、援護費として支給する。 手当支給の要件を満たす者からの申請に基づき、手当の支給を行う。
合併に向けた課題	宇都宮市単独の手当のため、今後、各町の対象者人数（遺児・児童福祉手当受給対象者）を把握する必要がある。
調整の考え方	各町においては未実施の事業であり、ひとり親家庭の生活の安定等に資する事業であることから、宇都宮市の制度に基づき各町の体制を整備し、事業を実施する。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	手当・医療
事 業 名 称	母子家庭等児童入学祝金支給業務		
事業目的・内容	母子及び父子家庭の福祉の増進を図ることを目的とし、入学児童を有する、単独手当である遺児手当または児童福祉手当の手当受給世帯に対し、入学祝金を支給することによって、児童の成長を祝福する。 手当支給の要件を満たす者からの申請に基づき、手当の支給を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市及び河内町で実施している事業であり、事業内容の調整や対象者人数を把握する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と河内町において実施している事業であり、内容等に差が生じているが、公平性等を確保するため、新市移行後は、統一的に実施する必要があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	法人・団体
事 業 名 称	母子寡婦福祉連合会		
事業目的・内容	経済的・社会的に基盤の弱い母子家庭等の相互扶助と自助活動の拠点として、母子父子家庭及び寡婦の福祉の増進を図るため、研修会、各種行事の開催、機関紙の発行、売店活動の推進、委託事業及び地区活動等を実施している。		
合併に向けた課題	上三川町のみ未設置（H14年度解散）であるが、上河内町・河内町の母子寡婦団体はすべて任意団体である。宇都宮市は財団法人であり、これらの統合について、母子連、団体との調整が必要となる。		
調整の考え方	各市町において、団体の有無等に差が生じている状況にあることから、新市移行後は、団体との調整を行いながら、統合に向けた指導を行なう。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	献血
事 業 名 称	献血事業の普及啓発・献血受入れの推進		
事業目的・内容	血液製剤の安全性向上・国内自給の確保・安定供給のために、国・県・採血事業者と連携して献血についての正確な情報を住民へ伝達し、住民の献血への理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう調整を行っている。 会場を確保しての出張採血は、実施回数の違いがあるものの行われているが、住民への周知方法などが各市町で異なる。		
合併に向けた課題	出張採血にあたっては、宇都宮市では、献血協力団体（献血会、事業所など）との日程調整を行っているが、各町では行っていない。統一的な献血事業（啓発・献血場所の確保等）の推進を行えるよう協議・調整を行う必要がある。		

調整の考え方	合併関係市町間で類似する事業が存在することから、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、新市において統一の基準で運用できるよう調整を図る。
--------	---

中 分 類	医事薬事	小 分 類	人材育成
事 業 名 称	医療従事者養成学校補助		
事業目的・内容	看護師等養成所の運営に要する経費の一部を助成することにより、運営基盤を強化し、教育内容の向上を図り、医療従事者を確保する。 看護職養成学校については、養成所を運営する（社）宇都宮市医師会及び（財）宇都宮市医療保健事業団に対して補助金を交付しているが、各市町で補助額が異なる。また、歯科衛生士学校については、宇都宮市のみで補助金を交付している。		
合併に向けた課題	各市町において、補助の対象・金額等にばらつきがあることから、調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	看護職養成学校については、補助対象先が同一であることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。また、歯科衛生士学校については、宇都宮市のみで実施していることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	人材育成
事 業 名 称	医療関係学会補助		
事業目的・内容	医療関係の学術大会等を開催する団体に補助金を交付することにより、地域医療の充実及び技術の向上を図る。 医療関係学会への補助については、宇都宮市のみで実施している。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施であり、宇都宮市の制度を継続することで問題はないことから、特別な課題はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみで実施している事業であり、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	墓地等
事 業 名 称	墓地・納骨堂・火葬場の許可		
事業目的・内容	墓地、火葬場、納骨堂を公衆衛生上、支障なく、住民が永続的に使用できるように、関係法令に基づき、施設についての経営許可を行うとともに、指導を行う。 宇都宮市においては、中核市の業務として実施、各町においては、平成12年度以降県から権限移譲されている業務である。		
合併に向けた課題	許可にかかる事前協議制の導入について各市町の事務処理方法にばらつきがあるため、調整が必要である。		
調整の考え方	新市における土地利用計画や墓地の需要見込み等との整合性を図るため、事務処理について事前協議制を導入することで統一する。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	衛生害虫
事 業 名 称	衛生害虫の駆除指導・啓発		
事業目的・内容	衛生的で安全な生活ができるよう土地所有者等に衛生害虫・スズメバチ等ハチ類の駆除の実施について指導を行う。本業務は、栃木県、宇都宮市、各町において行う業務である。 基本的には、土地所有者等に対し自費で駆除を行うよう指導しているが、上三川町では、申請のあった自治会に町で業者から借り受けた（1台 3,000 円）動力噴霧器を無料で貸し出している。		
合併に向けた課題	各市町における指導啓発の手法が異なるため、調整が必要である。		
調整の考え方	自治会への動力噴霧器の貸し出しによる駆除を実施する場合があるが、宇都宮市の制度を基準に調整し、土地所有者等に対し自費で駆除を行うよう指導する。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	衛生害虫
事 業 名 称	衛生害虫の駆除の実施		
事業目的・内容	所有者不明の土地等で発生した害虫・スズメバチ等ハチ類については、感染症の発生予防、人に対する危害の防止のため、駆除を行う。 各市町により駆除手法や実態が異なっており、宇都宮市では駆除を業者委託、各町では、所有者不明等の事例がないため対応していない。		
合併に向けた課題	各市町における実態や駆除の手法が異なっているので調整が必要。		
調整の考え方	各町では、所有者不明等の事例がなく駆除件数はないが、宇都宮市での発生実績等を考慮し、宇都宮市の制度を基準に調整し、駆除を民間委託するものとする。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	動物の愛護・適正管理
事 業 名 称	犬・ねこの苦情相談		
事業目的・内容	動物の適正飼養の普及を図るため、不適切な飼い方により近隣から苦情があった場合の現地指導、適正飼養についての相談業務等を実施している。 本事業は、栃木県で実施しているほか、各市町においても実施している。また、苦情等は年々増加傾向にある。		
合併に向けた課題	適正飼育の普及啓発は地方公共団体の責務であり、各市町が実施していた業務に加えて、各町において県が実施していた業務を新市で実施しなければならないため、これに対応した体制を整備する必要がある。 また、新市においては、増加傾向にある苦情に適切に対応できる体制が求められる。		
調整の考え方	各市町で実施している事業であるが、実施方法・内容等に大きな相違がないことから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	生活衛生	小 分 類	動物の愛護・適正管理
事 業 名 称	動物愛護フェスティバルの開催		
事業目的・内容	動物の生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るため、宇都宮市		

	においては、年1回、栃木県及び（社）栃木県獣医師会との共催で、宇都宮市動物愛護指導センターにおいて実施する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であるが、新市としてフェスティバルを継続して実施する必要がある。
調整の考え方	宇都宮市のみ実施している事業であるが、宇都宮市の制度を基準に調整し、県・（社）栃木県獣医師会・新市の共催により開催する。

中分類	生活衛生	小分類	動物の愛護・適正管理
事業名称	飼い犬・ねこの不妊・去勢手術費助成		
事業目的・内容	飼い犬等の不妊・去勢手術費の一部を補助することで、飼い犬等がみだりに繁殖して適正な飼養を受けることなく捨てられることによる人の生命・身体および財産に対する侵害を防止する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、各町分の事業費は皆増となるため、財政に及ぼす影響等を勘案しながら、事業内容を検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみ実施している事業であるが、サービス水準の一体性確保のため、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中分類	生活衛生	小分類	狂犬病予防
事業名称	犬の登録・鑑札の交付		
事業目的・内容	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止するため、犬の登録及び鑑札の交付を行う。 事務処理は、市窓口（保健所・地区市民センター）、各町役場窓口、集合注射の会場及び（社）栃木県獣医師会会員の動物病院で実施している。なお、県獣医師会と委託契約（委託料1頭400円）を交しているのは、宇都宮市及び河内町のみである。（参考：上河内町管内には獣医病院はない。）		
合併に向けた課題	新市では、各市町で行っている登録事務の電算システムの検討が必要になる。 また、（社）栃木県獣医師会に委託を行っていない自治体があるため、委託及びこれに伴う登録事務の処理方法について調整の必要がある。		
調整の考え方	登録・鑑札の交付事務が効率的に行えるよう、新市における電算システムによる管理体制を構築するとともに地域住民の利便性等を考慮し、原則として宇都宮市の制度を基準に調整し、（社）栃木県獣医師会に登録事務の委託を行う。		

中分類	生活衛生	小分類	狂犬病予防
事業名称	犬の狂犬病予防注射済票の交付		
事業目的・内容	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を予防するため、狂犬病予防注射を推進し、狂犬病予防注射を実施した犬の所有者に狂犬病予防注射済票の交付する。 注射は、集合注射会場及び動物病院で実施している。注射済票の交付		

	事務は、市保健所、市地区市民センター、各町役場窓口、狂犬病予防注射会場及び（社）栃木県獣医師会会員の動物病院で実施している。なお、各市町とも（社）栃木県獣医師会に1件当たり180円で注射済票交付委託を行っている。また、秋の督促通知は、宇都宮市のみが行っている。
合併に向けた課題	新市では、各市町で行っている狂犬病予防注射の電算システムの検討が必要になる。
調整の考え方	狂犬病予防注射の推進指導が効率的にできるよう、新市における電算システムによる管理体制を構築するとともにサービス水準の一体性確保のため、督促通知の発送等宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健予防	小 分 類	保健予防
事 業 名 称	栄養士研修会		
事業目的・内容	栄養士の資質の向上を図ることを目的として、研修会を開催する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自に研修会を実施しているが、各町の研修会は、管轄する県の健康福祉センターで実施しており、研修内容に差があるため、調整の必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施しており、各町においては県が実施しているが、栄養士の資質の向上を図るため、後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	保健予防
事 業 名 称	外食栄養成分表示促進事業		
事業目的・内容	外食等提供者等に食物と健康のかかわりについて啓発するとともに、メニューの栄養成分表示を促進することにより、住民に適切な情報提供がなされるよう食環境の整備を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しており、各町においては県が実施しているが、実施方法に差があることから調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施しており、各町においては県が実施しているが、住民に適切な情報が提供されるよう、新市として統一して実施していく必要があることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	保健予防
事 業 名 称	臓器移植		
事業目的・内容	臓器移植等に関する正しい知識を普及啓発と骨髄バンク登録希望者に対し、集団での登録会を開催する。		
合併に向けた課題	普及啓発については、各市町が独自に実施しており、新市として統一的に実施するため、実施方法等について調整が必要であるが、骨髄バンク登録会の実施については、県及び宇都宮市が実施している事業であり、実施方法に差がないため大きな課題はない。		
調整の考え方	普及啓発については、新市として統一的に実施するため、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、骨髄バンク登録会の実施については、現行のまま新市に引き継ぐこととする。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	人材育成
事 業 名 称	看護学生の受入		
事業目的・内容	看護学生が、地域の保健活動に参加し、公衆衛生活動の実際を理解し、地域における保健・福祉・医療等の役割を学ぶことにより、将来的に地域保健対策に係る看護職を養成する。		
合併に向けた課題	各市町ごとに看護学生の実習を受け入れているため、実習日程の調整および学生への対応について、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町によって受入体制が異なるため、新市として統一した受入体制が必要となることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	感染症
事 業 名 称	結核対策特別促進事業		
事業目的・内容	地域の実情に応じた結核対策事業を効率的かつ効果的に実施するため、寝たきり高齢者の在宅結核検診や定期病態調査、訪問指導等を行う専門職の研修を行うなど、高齢者に対する結核予防対策を重点的に実施する。		
合併に向けた課題	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であるが、合併した地域の実情を把握し、それに応じた対策の実施が必要となるため、調整が必要である。		
調整の考え方	法令に基づき県及び宇都宮市が実施している業務であるが、合併した地域の実情を把握し、それに応じた対策の実施が必要となるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神障害者タクシー料金助成事業		
事業目的・内容	精神障害者が、通院又は社会復帰施設利用等の為にタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、精神障害者の社会復帰や自立、社会参加を促進し、もって福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響されるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、精神障害者の社会復帰や自立、社会参加を促進するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神障害者交通費助成事業		
事業目的・内容	通院又は社会復帰施設利用等の為に公共交通を利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、精神障害者の社会復帰や自立、社会参加を促進し、もって福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響されるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、精神障害者の社会復帰や自立、社会参加を促進するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神障害者居宅生活支援事業（ショートステイ）		
事業目的・内容	居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった精神障害者を精神障害者生活訓練施設等が短期入所を受け入れ、もって精神障害者及びその家族の福祉向上を図るため、短期入所実施施設に対して、運営費を補助する。		
合併に向けた課題	宇都宮市では事業者への補助方式であるが、各町では委託方式であるため、調整が必要である。		
調整の考え方	補助方式と委託方式のどちらでも可能であるが、国の要綱は補助方式であるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神障害者居宅生活支援事業（グループホーム）		
事業目的・内容	地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者に対して、日常生活における援助等を行っているグループホームに対し、国の定額基準に則って運営費の補助を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市では事業者への補助方式であるが、各町では委託方式であるため、調整が必要である。		
調整の考え方	補助方式と委託方式のどちらでも可能であるが、国の要綱は補助方式であるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神障害者小規模共同作業所補助事業		
事業目的・内容	小規模共同作業所の運営等に要する経費の一部を補助することにより、回復途上にある在宅の精神障害者が通所できる施設を確保し、当該精神障害者の社会復帰を促進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は市内の施設に、河内町と上河内町は河内町の施設に運営費を補助しているが、上三川町は県南1市5町で小山地区精神障害者援護会へ負担金（法令外）を支出しているため、新市での統一した実施について調整が必要である。 また、宇都宮市、上河内町及び河内町について、補助金の額に差があるので調整する必要がある。		
調整の考え方	上三川町については、現在利用者がいないことから、小山地区精神障害者援護会への負担金について廃止する方向で、当援護会関係自治体と調整するものとし、宇都宮市と上河内町、河内町が実施している補助制度においては、新市として統一した実施が必要であることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	こころの健康づくりに関する普及啓発事業		
事業目的・内容	精神保健に関する正しい知識の普及を行うことにより、住民が精神障害を正しく理解すると共に、病気の早期発見・早期対応に結びつけるため、精神科医師等による精神保健に関する情報の広報紙掲載や講座の開		

	催，精神保健福祉普及運動週間に併せて講演会・相談を実施するところの健康づくりキャンペーン，小学校に出向いてお酒に関する健康教育を実施するアルコールに関する教室の開催などを行う。
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しており，各町の区域においては県が実施している事業であるが，事業内容に差があるため，調整の必要がある。
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが，精神保健に関する正しい知識の普及を目的に実施しており，新市においても必要な事業であることから，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	地区組織等健康教室		
事業目的・内容	地域の中で精神障害者と関わる民生委員に，地域で生活する患者や家族の抱える問題，社会の偏見や差別など取り巻く状況を理解してもらい，精神保健に関する正しい知識の普及と啓発を図るため，保健師の講話や意見交換を随時開催する。		
合併に向けた課題	対象をどの程度まで広げるか，保健所業務ではなく地域においても実施する等，事業そのものの検討が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが，地域の中で精神障害者と関わる民生委員に対して，正しい知識の普及と啓発を図るため実施しており，新市においても必要な事業であることから，原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	ボランティア団体活動支援		
事業目的・内容	精神障害者の社会復帰を促進するため，精神障害者及びその家族等の団体が行う精神障害者の社会復帰に関する活動に対する情報提供等の支援並びに精神障害者のボランティア活動を育成する。 宇都宮地区精神障害者援護会（地区やしお会）に委託し，住民を対象に講習会や普及啓発事業を開催する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり，目的・内容については合併により影響されるものではないことから，調整の必要は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが，精神障害者の社会復帰の促進を図るものであることから，新市においても必要な事業であり，原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神障害者生活実習教室		
事業目的・内容	精神障害者（統合失調症患者）が，地域で生活するのに必要な生活技術を身に付けることにより，社会復帰への動機づけを行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり，目的・内容については合併により影響されるものではないことから，調整の必要は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが，精神障害者の生活技術を身に付け社会復帰の動機づけを図るものであることから，新市においても必要な事業であり，原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	難病
事 業 名 称	難病患者専用マーク交付		
事業目的・内容	難病患者は、身体障害者手帳の支給要件に該当する程度の障害ではないが、種々の支障により、身体障害者専用駐車場の利用の必要性が高いと考えられることにより、健常者と区別のつきにくい内障害者等の難病患者に対し、難病患者専用マークを交付することにより、施設の身体障害者専用駐車場を気兼ねなく利用できるようにする。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、目的・内容については合併により影響を受けるものではないことから、特に調整事項はない。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、難病患者の社会参加を促進するため、今後も新市として取り組む必要があることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	三種混合個別予防接種		
事業目的・内容	予防接種法に基づき、乳幼児（生後 3 か月～7 歳 6 か月）に対し三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）予防接種を実施し、免疫を保有させ、個々の感染症予防を推進することにより、市町の区域における社会的防衛を図る。 各市町とも、委託医療機関にて個別接種により実施している。		
合併に向けた課題	各市町により、委託料や委託先、システム等が異なるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり、新市においても実施する必要があるため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	二種混合個別予防接種		
事業目的・内容	予防接種法に基づき、乳幼児（生後 3 か月～7 歳 6 か月）に対し二種混合（ジフテリア・破傷風）予防接種を実施し、免疫を保有させ、個々の感染症予防を推進することにより、市町の区域における社会的防衛を図る。 委託医療機関にて個別接種により実施している。		
合併に向けた課題	宇都宮市、上河内町、河内町で実施しているが、委託料や委託先、システム等が異なることと、上三川町は実施していないなど調整を図る必要がある。		
調整の考え方	法令により実施している事業であり、新市においても実施する必要があるため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	麻しん個別予防接種		
事業目的・内容	予防接種法に基づき、幼児（生後 12 か月～7 歳 6 か月）に対し麻しん予防接種を実施し、免疫を保有させ、個々の感染症予防を推進すること		

	により，市町の区域における社会的防衛を図る。 各市町とも，委託医療機関にて個別接種により実施している。
合併に向けた課題	各市町により，委託料や委託先，システム等が異なるため，調整を図る必要がある。
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり，新市においても実施する必要があるため，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	風しん個別予防接種		
事業目的・内容	予防接種法に基づき，幼児（生後 12 か月～7 歳 6 か月）に対し風しん予防接種を実施し，免疫を保有させ，個々の感染症予防を推進することにより，市町の区域における社会的防衛を図る。 各市町とも，委託医療機関にて個別接種により実施している。		
合併に向けた課題	各市町により，委託料や委託先，システム等が異なるため，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり，新市においても実施する必要があるため，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	日本脳炎個別予防接種		
事業目的・内容	予防接種法に基づき，乳幼児（生後 36 か月～7 歳 6 か月）に対し日本脳炎予防接種を実施し，免疫を保有させ，個々の感染症予防を推進することにより，市町の区域における社会的防衛を図る。 各市町とも，委託医療機関にて個別接種により実施している。		
合併に向けた課題	各市町により，委託料や委託先，システム等が異なるため，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり，新市においても実施する必要があるため，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	二種混合集団予防接種（小 6）		
事業目的・内容	乳幼児期（生後 3 か月～7 歳 6 か月）に三種混合予防接種（第 1 期）を接種した生徒に対して，小学 6 年生時に追加接種することにより，抗体価を高め，個々の感染症予防を推進することにより市町の区域における社会的防衛を図る。		
合併に向けた課題	学校で実施する予防接種は学校及び学校医の協力のもと実施している。そのため，各市町の教育委員会及び医師会等との調整が必要であり，それに伴う事務的な連絡調整も必要である。又，実施においても各市町で実施月や実施体制について異なる部分があるため，地域展開のあり方及び人的体制（臨時看護婦の雇用等）について検討する必要がある。		
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり，新市においても実施する必要があるため，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	日本脳炎集団予防接種（小４，中３）		
事業目的・内容	乳幼児期（生後３か月～７歳６か月）に日本脳炎予防接種（第１期）を接種した生徒に対して、第２期（小学４年生）、第３期（中学３年生）に追加接種することにより、抗体価を高め、個々の感染症予防を推進することにより市町の区域における社会的防衛を図る。		
合併に向けた課題	学校で実施する予防接種は学校及び学校医の協力のもと実施している。そのため、各市町の教育委員会及び医師会等との調整が必要であり、それに伴う事務的な連絡調整も必要である。又、実施においても各市町で実施月や実施体制について異なる部分があるため、地域展開のあり方及び人的体制（臨時看護婦の雇用等）について検討する必要がある。		
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり、新市においても実施する必要があるため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	風しん集団予防接種（中２）【行政措置】		
事業目的・内容	平成６年の予防接種法改正により、接種対象者が中学２年から乳幼児（生後１２か月～９０か月）に変更になった。そのため、当時生後９０か月以上だった者に対して風しん予防接種の接種機会を与えるため、中学２年時に引き続き集団接種で実施してきた。しかし、法改正時乳幼児期だった昭和６２年１０月２日以降生まれの者について風しん予防接種率が低いため、宇都宮市、上三川町においては、「行政措置」と位置づけ引き続き中学２年時に風しん予防接種を集団接種で実施している。		
合併に向けた課題	宇都宮市は、風しん予防接種率の低い年代について平成１９年度までの間「行政措置」として風しん予防接種を実施予定であるが、合併に伴い実施していない他町の対象者の扱いをどのようにするか検討する必要がある。		
調整の考え方	法律改正により、風疹の接種時期が中学２年生時から乳幼児に変更になったことで、接種率が低い年代に対して行政措置として実施しているもので、新市においても引き続き実施する必要があることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	ポリオ集団予防接種		
事業目的・内容	予防接種法に基づき、乳幼児期（生後３か月～７歳６か月）にポリオ予防接種を実施することにより、免疫を保有させ、個々の感染症予防を推進することにより市町の区域における社会的防衛を図る。		
合併に向けた課題	各市町により、委託料や委託先、システム等が異なるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり、新市においても実施する必要があるため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	ツベルクリン反応検査・BCG予防接種		
事業目的・内容	結核予防法に基づき、乳幼児期（生後2か月～48か月）における発病及び結核性髄膜炎や粟粒結核等を予防するため、BCG予防接種を実施し免疫をつける。		
合併に向けた課題	各市町により、委託料や委託先、システム等が異なるため、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり、新市においても実施する必要があるため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	任意ポリオ予防接種【行政措置】		
事業目的・内容	国からの通知に基づき、平成9年3月より昭和50年4月1日～昭和52年3月31日生まれの人に対して、ポリオ追加予防接種を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、実施にあたり調整が必要である。		
調整の考え方	経過措置として宇都宮市で実施している事業であるが、新市において各町の対象となる者に対しても同じサービスを提供する必要があることから、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	高齢者インフルエンザ個別予防接種		
事業目的・内容	予防接種法に基づき、65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものに対し、インフルエンザ予防接種を実施し、個人の発病・重症化防止及びその積み重ねとしての間接的な集団予防を図る。 各市町とも、委託医療機関にて、個別接種により実施している。		
合併に向けた課題	各市町により、委託料や委託先、実施時期等が異なるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	法令により各市町が実施している事業であり、新市においても実施する必要があるため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	市町外受診者予防接種助成事業		
事業目的・内容	法に基づく予防接種を委託医療機関以外の医療機関で接種した場合、全額自己負担であるが、その費用の全額又は一部を助成し、接種率の向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市、上三川町及び河内町で実施しているが、事務の流れ等が異なるため調整を図る必要がある。		

調整の考え方	法令により実施している事業であり、新市においても実施する必要があるため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。
--------	---

中 分 類	保健予防	小 分 類	予防接種
事 業 名 称	予防接種委員会		
事業目的・内容	予防接種による健康被害発生に際し、適正かつ円滑な処理に資するため、予防接種に係る協議、健康被害調査、報告を行う。 1市3町（宇都宮市、河内町、上河内町、南河内町）が事務局となり、その運営費は1市3町の負担金による。		
合併に向けた課題	予防接種委員会の委員（医師）については、宇都宮市医師会（宇都宮市、河内町、上河内町、南河内町）に推薦依頼をしている。 上三川町については、予防接種委員会を設置していないため医師会との調整が必要である。		
調整の考え方	法令により実施している事業であり、新市においても実施する必要があるため、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健福祉	小 分 類	サービス提供体制
事 業 名 称	地域における保健福祉サービス提供体制の整備		
事業目的・内容	平成16年度から保健福祉サービスの地域展開拠点として、各人の相談からサービスに結びつける保健福祉の総合相談機能や保健師の訪問指導や健康教育などを実施するサービス提供活動の拠点機能、地域における健康づくり活動や福祉活動などを支援する住民活動の拠点機能を担った組織を地区（地域）に整備する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施する体制であることから、合併に伴う地域自治制度の検討及び地区行政の推進に併せて、体制を検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施する体制であることから、現在のまま新市に引き継ぎ、合併後に必要に応じて実施内容の見直しを行う。		

中 分 類	保健福祉	小 分 類	サービス提供体制
事 業 名 称	情報化計画の策定・進行管理		
事業目的・内容	保健と福祉に係る施策の地域展開や本庁の窓口総合化の実施に向け、情報を電子化したうえで、保健と福祉各々のシステムをリンクさせる必要があること、また、福祉サービスが措置制度から支援費制度へ移行したことに伴い、サービスの内容に関する幅広い情報を提供する必要があることから、保健福祉を所管する部局として情報化を推し進める必要があり、そのための計画を平成15年度に策定した。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが策定している計画であることから、計画の策定にあたって合併の影響を考慮するとともに、合併後に計画の見直しを行う。		
調整の考え方	宇都宮市のみが策定している計画であることから、現在の宇都宮市の計画を新市に引き継ぎ、合併後に必要に応じて計画内容の見直しを行う。		

中 分 類	保健福祉	小 分 類	サービス提供体制
事 業 名 称	保健情報システム（健康管理システム）の管理		
事業目的・内容	住民の健康情報を効率的に管理するため、住民情報管理システムとリンクした電算システムを導入する。 上河内町・河内町においては生活習慣病検診（集団・個別）の予約・変更等の管理，受診状況の管理などを行うシステムを導入しており，宇都宮市においては整備を進めている。		
合併に向けた課題	各市町によりシステムやその処理内容等に違いがあり，合併後の取扱いについて調整が必要である。		
調整の考え方	健診の受診状況や結果を管理するシステムであり，一元的に把握することで情報の共有化，効率化が図れることから，宇都宮市が新たに導入するシステムが各町のシステムより管理できる内容が充実しているため，原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。なお，健康診査について，当面現行どおり実施することにしたことで，本システムで対応がとれないケースは検討する。		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中 分 類	保健	小 分 類	保健・医療施設
事 業 名 称	救急医療（在宅当番医運営事業）		
事業目的・内容	宇都宮市夜間休日救急診療所に従事する医師の派遣調整を行うためのものであり、宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町の広域事業として、宇都宮市医師会に委託している。但し、上三川町においては、単独で休日昼間のみ、地元の医師団に委託し、在宅当番医の救急事業を行っている。		
合併に向けた課題	宇都宮市、上三川町、上河内町、河内町により広域で運営している部分は同じであるが、その他に、上三川町は休日昼間について在宅当番医制を実施しているため調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市、上三川町（夜間）、上河内町、河内町の1市3町の広域事業として実施している急患センターの派遣医師調整事業については、本広域住民への緊急時の医療確保のため、現行どおり新市に引き継ぐが、上三川町が独自に実施している在宅当番医事業に関しては、地元医師団の積極的な協力により、実施していることから、合併までにこれら関係団体との調整を踏まえ、方向づけを行い、新市に移行後速やかに調整を図る。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	母子保健計画の策定・進行管理		
事業目的・内容	市町村における母子保健を推進するための基本的な計画を策定する。		
合併に向けた課題	各市町が個別に計画を有しており、また、計画の期間や内容に違いがあることから、合併後、新たな計画を策定することが必要となるが、当面の対応を検討することが必要である。		
調整の考え方	各市町で計画を作成しているため、新市に移行後、速やかに新市全体を対象とする計画を作成するが、それまでの間は現行の計画を地域別計画とする。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	乳児健康診査		
事業目的・内容	心身障害の疑い、又はその可能性のある児を早期発見し、将来の障害の予防と適切な療育を行うことを目的として健康診査を実施する。さらに、保健指導・栄養指導を行い、健全な児の発育・発達を支援する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は個別健診、上三川町、上河内町、河内町は集団健診で実施しており、健診月も各市町により異なっていることから、合併後の取扱いについて調整が必要である。		
調整の考え方	乳児の障害の早期発見や適切な療育を行うため、各市町で実施しているものであるが、健診の手法や各市町により担当する医師の所属する医師会が違うことなど、各市町の状況により事業を実施してきた経緯があることから、住民生活に大きな影響がないよう、合併までに事業の方向付けを行い、新市移行後、概ね3年を目途に宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	団体
事 業 名 称	食生活改善推進団体連絡協議会		
事業目的・内容	各地区で組織化されている食生活改善推進員（ボランティア）の育成・関係団体との連絡調整を行う。		
合併に向けた課題	各市町にある団体であるが、協議会に対する支援の方法が異なるため、新市における支援の方法について調整を図るとともに宇都宮市の健康づくり推進組織との連携を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町にある団体であるが、食生活改善を図るため新市においても必要な団体であることから、新市として統一した対応が行えるよう、合併までに方向付けを行い、速やかに調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	団体
事 業 名 称	保健衛生事業推進協力交付金		
事業目的・内容	保健衛生事業に従事する医師・歯科医師・薬剤師について、会員への協力要請及び承諾事業計画に基づく派遣調整、理事会等の関係会議及び部会を開催、それぞれの専門的な立場から、地域保健に関する調査研究を実施し、保健衛生事業の円滑な推進と住民の健康保持増進を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上三川町が独自の基準により交付していることから、交付内容・交付方法等について調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と上三川町において、宇都宮市は宇都宮市医師会、宇都宮市歯科医師会、栃木県薬剤師会宇都宮支部（宇都宮市薬剤師会）に交付し、上三川町では、小山市医師会上三川支部、上三川町歯科医師団へ交付している。新市において、統一した基準で実施する必要があることから、原則、宇都宮市の基準を参考に関係団体とも協議を進め、合併まで方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	法人・団体
事 業 名 称	社会福祉協議会補助金		
事業目的・内容	社会福祉法第109条に規定する市町社会福祉協議会に対し、各種社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉の増進を図るために人件費等を補助する。		
合併に向けた課題	社会福祉法により複数の社協は認められないため、社協の合併が必要である。 社協への委託事業や社協の自主事業、職員の派遣、社協の体制など、調整すべき事項が大変多いため、社協と共同で調整を進めていく必要がある。		
調整の考え方	各市町に設立されている社会福祉協議会は、法律に基づき設立されていることから、合併時には同一組織となる。 新市の地域福祉の推進のため、合併後の社協に対して、新たな社協の事業展開・組織運営から判断して、必要な運営費の補助を継続していくこととし、新市に移行後、3年を目途に調整を行う。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	事業
事 業 名 称	社会福祉基金事業		
事業目的・内容	社会福祉の増進に寄与するため、住民の寄付を基金に積み立て、高齢者、心身障害者、母子、児童等の福祉の増進を図る事業の実施に必要な財源に充てる。		
合併に向けた課題	基金を有するのは宇都宮市及び上三川町である。合併に伴う充当先事業の見直しが必要である。		
調整の考え方	宇都宮市と上三川町が有しており、基金の目的が共通して社会福祉の増進となっていることから宇都宮市の制度を基準に統合し、一本化を図り、3年を目途に、新市にふさわしい事業を検討し、実施する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	各種団体補助
事 業 名 称	各種団体補助		
事業目的・内容	河内町社会福祉協議会に事務所を設ける町軍恩連河内支部・町ボランティアひまわりに対して、団体からの事業計画書及び補助金交付申請書の提出に基づき補助金を交付する。		
合併に向けた課題	河内町のみが実施している事業であり、補助金のあり方の整理が必要である。		
調整の考え方	河内町のみ事業であり、現在、宇都宮市においては、補助金を見直し、時代に応じたものとする検討を行っていることから、当該補助金についても整理する必要がある、廃止の方向で調整するが、他団体への影響を考慮し、3年を目途とする。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉計画
事 業 名 称	高齢者保健福祉計画の策定・進行管理		
事業目的・内容	法に基づき、高齢者保健・福祉施策の方向性を明らかにする市町村老人福祉計画を策定する。		
合併に向けた課題	計画は介護保険法の規定に基づき、5年を1期とする計画を3年ごとに策定しなければならない。次期計画の策定に当たっては、平成18年3月を目途に進めていかなければならないが、計画を策定するためには、最低でも1年6か月程度の期間が必要であり、市町合併が予定されている平成17年3月以前から合同で取り組む必要がある。		
調整の考え方	老人福祉法、老人保健法及び介護保険法の規定に基づき、各市町とも計画を策定しているため、平成17年度においては各市町の計画を尊重していくとともに、新市移行後、平成18年3月を目途に、新たな新市全体としての計画を策定する。 新たな計画の策定については、合併前の平成16年度より、各市町が協力して準備を実施する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	施設
事 業 名 称	老人福祉センター管理運営事業		
事業目的・内容	高齢化及び核家族化が進む中、地域の高齢者に対して、無料又は低額な料金で、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供し、高齢者に健康で生きがいをもった明るい生活を営んでもらう。		
合併に向けた課題	各市町において、利用料、休館日が異なることから調整が必要である。		
調整の考え方	休館日については、宇都宮市の制度を基準に調整する。 利用料については、各市町の施設において、施設の持つ機能が入浴施設の有無など異なっており、また、利用料の考え方も入館料や貸室料などまちまちである。 このため、原則として宇都宮市の制度を基準に、利用料のあり方について検討し、合併までに方向付けを行い、新市移行後3年を目途に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	基幹型在宅介護支援センター事業		
事業目的・内容	地域型在宅介護支援センターを統括し、支援を行うために設置する。		
合併に向けた課題	現在宇都宮市及び上三川町で実施しているが、運営形態が違っており、上河内町、河内町の地域型在宅介護支援センターを含め、新市としての基幹型在宅介護支援センターのあり方を調整する必要がある。		
調整の考え方	新市における基幹型支援センターのあり方について検討していく必要があることから、宇都宮市の制度を基準に、合併後の高齢者保健福祉計画策定において、センターのあり方について検討、整理する。 新市移行後の既存2か所のセンターの対応については、宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、平成17年度から当分の間の調整を行う。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	緊急通報装置給付貸与事業		
事業目的・内容	ひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報装置を給付し、又は貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。		
合併に向けた課題	緊急通報装置の実施方法、協力員数、自己負担の有無、緊急の際の通話料について違いがあることから、調整が必要である。		
調整の考え方	実施方法について、消防との連携のもとに直営で行っている市町と、民間事業者への委託で実施している町の2通りがあり、そのために各市町の制度内容が異なる。 このため、原則として宇都宮市の制度を基準に、当事業のあり方について検討し、合併までに方向付けを行い、新市移行後実施する。 また、既に設置されている装置や利用者への必要な対応については、新市に移行後、3年を目途に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	理美容サービス事業		
事業目的・内容	出張による理美容サービスを提供することにより、ねたきりの高齢者等を介護している家族等の経済的負担を軽減を図るとともに、ねたきり高齢者等の在宅生活の継続、向上を図る。		
合併に向けた課題	河内町のみが実施しているが、宇都宮市、上三川町及び上河内町では社協が実施しており、補助内容は異なることから、実施体制も含めて調整が必要である。		
調整の考え方	ねたきり高齢者等の生活の質の向上のため、行政の事業として位置づけ、合併までに制度の検討を行い、新市に移行後実施する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業		
事業目的・内容	在宅のひとり暮らし高齢者等で寝具の衛生管理が困難な方に対し、寝具類の洗濯乾燥消毒を行うことにより当該高齢者の生活の質の向上を図る。		
合併に向けた課題	上三川町、上河内町で実施しているが、宇都宮市及び河内町では社協が実施しており、実施主体も含め調整が必要である。		
調整の考え方	上三川町及び上河内町で実施している事業であり、ひとり暮らし高齢者等の生活の質の向上のため、行政の事業として位置づけ、合併までに制度の検討を行い、新市に移行後実施する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	安否確認及び緊急通報システム貸与事業		
事業目的・内容	ひとり暮らしの高齢者及び身体障害者等で緊急時に機敏に対応できない者を対象に安否確認機能の付いた緊急通報装置を貸与することにより、安心した生活の確保、及び精神的な不安の解消を図る。		
合併に向けた課題	上三川町のみが実施しているが、緊急通報装置給付貸与事業との比較をし、高齢者の安心・安全確保のため、どのような対策が必要か検討・調整が必要である。		
調整の考え方	緊急通報装置給付貸与事業との比較をし、高齢者の安心・安全確保のため、どのような対策が望ましいか検討を行う必要があることから、緊急通報装置給付貸与事業のあり方を検討する中で併せて検討し、合併までに方向付けを行い、新市移行後対応する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	法人・団体
事 業 名 称	シルバー人材センター支援		
事業目的・内容	シルバー人材センターは、高齢者の就業機会確保や情報提供のため重要な役割を持つ団体であることから、運営費（人件費）の不足分の補助、運転資金の貸し付けや組織の運営等の支援を行い、シルバー人材センターが安定した運営を行えるようにする。		

合併に向けた課題	各市町とも人件費等の不足分を補助しているが、シルバー人材センターにおいても、今後行政と同様に合併を計画していることから、合併後の事務局体制等について調整が必要である。
調整の考え方	シルバー人材センターは法に基づき設立され、国からの支援があるほか、各市町においてセンターへの助成を実施している。行政の合併に伴い、各市町のセンターについても統合が必要である。 合併後のセンターに対して、新たなセンターの事業展開・組織運営から判断して、必要な運営費等の助成を継続していくこととし、新市に移行後、3年を目途に調整を行う。

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉計画
事 業 名 称	障害者福祉プランの策定・進行管理		
事業目的・内容	市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定する。 各市町において、国・県の障害者基本計画等、市町の基本構想に即し、かつ、当該市町における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する計画を策定する。		
合併に向けた課題	宇都宮市及び上三川町が個別に計画を有しており、また、計画の期間等が異なる。 新市として、計画の策定をすることが必要になるが、当面の対応を検討することが必要である。		
調整の考え方	策定されている各市町の計画については、当分の間、各計画を尊重して障害者福祉行政を推進していくとともに、新市移行後は、国・県の計画と整合を図りながら、3年を目途に新たな新市全体としての計画を策定する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	福祉バス運行		
事業目的・内容	障害者や障害者福祉団体が、研修会、社会見学、スポーツ及びレクリエーション等で外出する際に車いすのままで乗車できる福祉バスを配置し、社会活動の参加に便宜を図る。		
合併に向けた課題	実施しているのは宇都宮市だけであるが、上河内町では社協が実施しており、実施主体も含め調整が必要である。		
調整の考え方	行政として実施しているのは宇都宮市だけであるため、障害者の社会参加促進のため、新市に移行後も実施していくが、上河内町社会福祉協議会が実施している福祉バスについて、社会福祉協議会と調整を進める必要がある。 このため、合併までに方向付けを行い、平成17年度から実施する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	理美容サービス事業		
事業目的・内容	出張による理美容サービスを提供することにより、障害者の生活の向上を図る。		

合併に向けた課題	河内町のみが実施しているが、上三川町・上河内町では社協が実施しているため、実施主体、対象者の範囲等について調整が必要である。
調整の考え方	ねたきりの重度障害者の生活の質の向上のため、行政の事業と位置づけ、合併までに制度の検討を行い、新市に移行後実施する。

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事業名称	障害児デイサービス施設こばと園共同運営事業		
事業目的・内容	上三川町が、国分寺町、石橋町、南河内町と共に設置した「こども発達支援センターこばと園」を共同で運営している。支援費制度に伴い、障害児デイサービス施設に移行した。		
合併に向けた課題	4町共同で運営しており、広域事業としての関係の整理が必要である。宇都宮市が建設を計画している（仮称）こども療育センターとの整合が必要である。		
調整の考え方	上三川町が国分寺町、南河内町及び石橋町と共同で運営している障害児デイサービス施設こばと園共同運営事業については、共同運営から脱退する。 しかし、利用者の継続的な利用を考慮する必要があることから、（仮称）こども療育センターが整備されるまでの間は、利用者が継続利用できるよう、新市において応分の負担を行う。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	計画策定
事業名称	児童福祉計画（行動計画の策定・進行管理）		
事業目的・内容	次世代育成支援対策推進法により、自治体による策定が義務付けられているもので、国の示す行動計画策定指針に則し、地域における子育て支援等について、数値目標及び目標達成のために講ずる措置の内容等を示すことが求められおり、平成17年度から21年度までの5か年を計画期間とし策定する。		
合併に向けた課題	現在各市町とも策定作業を進めているところであるが、計画期間の初年度が合併の時期と同一期にあるため、各市町間で連携を図るとともに、各市町の地域性等により、サービスメニュー・量に顕著な差があるため、市町間で協議・調整を図り、可能な限り同一基調の計画を策定する必要がある。		
調整の考え方	現育成計画において、施策体系等に差があることから、現在、各市町において策定している次世代育成支援行動計画においては、可能な限り一体性が確保されるよう連携を図りながら、策定していくこととし、計画期間が終了する年度（平成21年度）を目途に新市の計画を策定する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	計画策定
事業名称	保育園整備計画（保育園の整備計画策定及び整備事業）		
事業目的・内容	保育に欠ける児童がいつでも利用できる施設を整備するとともに、利用者へのサービス向上を図るため、計画的に保育施設を整備するための計画を策定する。各自治体の地域性等を踏まえた、適正配置計画（整備計画）の見直しが必要となる。		

合併に向けた課題	宇都宮市以外は、公立保育園が多く、今後の運営方針が未整備となっている状況にあり、宇都宮市の公立保育所運営方針（統廃合や民営化）との整合、適正配置など、新市移行後の保育需要を見据えた計画の見直しが必要である。
調整の考え方	保育需要や保育サービスの供給体制などを視野に入れながら、公民の役割分担を踏まえ、新市移行後、速やかに適正配置計画を策定する。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育事業
事 業 名 称	特別保育事業（一時保育促進事業）		
事業目的・内容	専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所が自主的に一時的な保育に取り組む場合に補助を行うことにより児童の福祉の増進を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市は私立保育園で、河内町は公・私立保育園で実施しており、上三川町、上河内町においては未実施であるため、新市として統一して実施する必要がある、サービス供給体制の調整を図ることが必要である。また、実施するにあたっては、利用料金や保育時間・受け入れる年齢など、利用者のサービスを調整する必要がある。		
調整の考え方	国庫補助要項に基づき実施している事業であるが、各市町により事業の実施主体や利用料金などに差があることから、供給体制については、宇都宮市の制度（民間保育園での実施）を基準に、合併後3年を目途に、民間保育園での実施を誘導しながら、段階的に実施主体を統一する。 また、公立保育園における利用料金については、新市移行後の職員配置に基づき、適正な単価に統一するとともに、開所時間についても、利用実態を踏まえ統一する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	地域子育て支援センター事業（整備方針）		
事業目的・内容	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域子育て支援センターの整備を行い、乳幼児を持つ家庭の子育て支援と地域の養育機能の向上を図るため、短中期的な整備計画を策定する。		
合併に向けた課題	各町においては、明確な施設設置の考え方を持っていないため、各町の地域特性等を踏まえ、市町間調整を行い、整備方針を構築する必要がある。		
調整の考え方	各町において整備方針は未策定となっているが、既に様々な形態で整備されている状況であることから、原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整することとし、一元化に向け速やかに新市全体を対象とする計画を策定する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事 業 名 称	地域子育て支援センター事業（指定施設）		
事業目的・内容	地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、育児不安等についての相談指導など、地域における子育て家庭に対する支援を推進する。地域の		

	子育て家庭の保護者に対し、遊び場を提供し親同士の交流を深め、育児負担の軽減を図る。また、育児に関する相談指導を行うとともに、各種子育てに係る情報の提供、援助の調整、さらに、子育てサークル活動等を行う者の育成・支援を行う。
合併に向けた課題	設置場所については、保健センター・保育園・児童館において実施されているため、設置場所及び実施内容についての開設時間・職員の配置基準などに差異があるため調整が必要である。
調整の考え方	未設置町があることや運営内容が異なっていることから、宇都宮市の制度（公立保育園の基幹園での実施）を基準に、合併後3年を目途に、整備方針の見直し等に合わせ一元化する。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事業名称	地域子育て支援センター事業（小規模施設）		
事業目的・内容	地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、育児不安等についての相談指導など、地域における子育て家庭に対する支援を推進する。また、小規模施設においては、育児不安等についての相談事業及び子育てサークル等の育成・支援事業等を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては、当事業は民間保育園の事業として位置づけ指定して行っているが、各町においては公立保育園の実施となっているため、実施主体の調整が必要である。また、開設時間についても、調整を必要とする。		
調整の考え方	整備計画の見直し等を踏まえ、合併後3年を目途に、各市町の地域のバランスを考慮しながら調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事業名称	アルコール関連問題対策事業		
事業目的・内容	この事業は、アルコール依存症者の回復と家族の疾病理解を深め、住民の適正飲酒の推進とアルコール関連問題の発生予防に寄与することを目的とする。 宇都宮市においては、主に普及啓発・相談事業であり、その一部を宇都宮断酒会に委託している。		
合併に向けた課題	宇都宮市の区域は宇都宮断酒会であるが、上三川町は南部断酒会小山支部、上河内町・河内町は北部断酒会矢板支部に活動範囲や対象者がまたがることから、事業のあり方を検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の区域は宇都宮断酒会であるが、上三川町は南部断酒会小山支部、上河内町・河内町は北部断酒会矢板支部に活動範囲や対象者がまたがることから、事業のあり方を宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、調整を図り速やかに実施する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事業名称	家族会支援		
事業目的・内容	家族が病気や患者についての理解を深めるとともに、家族の持つ悩みや課題解決に向け支援を行うことができるよう、施設見学や家族同士の		

	話し合い、医師の講話等を実施する。 また、家族が主な会員である精神障害者援護会（やしお会）の支援を行う。（事務局担当）
合併に向けた課題	宇都宮市は宇都宮地区精神障害者援護会（やしお会）であるが、上三川町は小山地区精神障害者援護会（やしお会）、上河内町・河内町は矢板地区精神障害者援護会（やしお会）であり、対象者がまたがることから、県やしお会、事務局担当の県健康保健福祉センターとの調整が必要である。
調整の考え方	対象となる家族会支援会が、各市町により異なっているため、県やしお会、県健康保健福祉センターと調整を図る。

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中 分 類	保健	小 分 類	保健・医療施設
事 業 名 称	保健センター維持管理		
事業目的・内容	住民の健康づくりの拠点施設である保健センターを住民が快適に利用できるようにするために、保健センターの維持管理を行う。		
合併に向けた課題	各市町において保健センターを設置しているが、開館日・開館時間等が異なっていることから、調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	各市町にある施設であるが、地域に応じた管理運営をしており、当分の間現行どおりとし新市において段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	健康づくり
事 業 名 称	健康まつり		
事業目的・内容	住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、生涯に渡る健康づくりへの積極的な参加を促すため、生活習慣病予防習慣に併せて住民が健康づくりに興味を持ち、実践していけるような健康づくりのイベントを実施する。		
合併に向けた課題	実施の内容や方法等に違いがあるため、住民参加型のイベントとなるよう内容・方法を市町間で協議する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市は単独、上三川町と上河内町は、町民祭りのコーナーとして実施しており、地域の健康福祉の増進を図っている事業であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	健康づくり
事 業 名 称	歯の衛生週間イベント		
事業目的・内容	「歯の衛生週間」に合わせ、口腔衛生に関する様々な情報提供と助言・指導を行い、住民の口腔衛生に対する意識の高揚と啓発を図る。		
合併に向けた課題	事業を実施しているのは、宇都宮市のみで各町は実施していないことから、合併後の取扱いについて調整が必要である。		
調整の考え方	住民の口腔衛生の意識向上を図るため実施している事業で、合併後も引き続き実施する必要があることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	性と健康に関する思春期の健康教育		
事業目的・内容	思春期の子ども達が、自分の人生設計、妊娠と人工妊娠中絶、性感染症と予防法、命の大切さ、自分自身を大切にすること等について教育を受けることができるよう、正しい知識を持ち、価値観を共有する同世代の仲間がキーパーソンとなり、本音で話し合うピアカウンセリングの手法を用い、グループでのディスカッションをしながら、正しい知識や情報を伝達し、性に関わる態度や行動を自己決定できる能力を高めるよう支援する。		

合併に向けた課題	各市町で実施している事業であるが、対象者や事業内容に違いがあることから、調整を図る必要がある。
調整の考え方	それぞれの市町が、思春期の子ども達に対する健康教育を実施しているもので、新市においても必要な事業であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	地区における健康教育（母子）		
事業目的・内容	地域の団体等からの要望により健康教育を行い、乳幼児及びその保護者の健康の保持増進を支援するため、妊娠・分娩・育児や性に関すること等を含めた母子保健に関する正しい情報の提供や知識の普及を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市、河内町が実施している事業であることから、合併後の事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	乳幼児の健康保持・増進を図るため実施しているもので、新市においても必要であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	ママパパ学級		
事業目的・内容	妊娠、出産等に関する知識や技術を学び、さらに、子育てを体験する中で、母性・父性を高め、夫婦で出産や育児に関する身体的・精神的準備をし、安心して子どもを産み、育てることができるよう、講話や実習及び個別相談を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市、上三川町、河内町が実施している事業であり、実施している事業内容に類似点は多いが、市町により実施手法・回数が異なることから、新市における実施事業の内容・手法について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	安心して子育てができるよう実施しているものであることから、新市においても必要な事業であり、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	一般健康相談（母子）		
事業目的・内容	妊娠、出産、育児期や思春期に起こる心身の健康に関する相談に、保健師が個別に応じ、悩みや不安の傾聴や適切な助言・指導を行うことで、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう支援する。		
合併に向けた課題	各市町で実施している事業であり、事業内容に類似点が多いが、実施手法・回数等が異なることから、新市における実施について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	それぞれの市町が、各市町の住民に対して健康に関する相談を実施しているもので、新市においても必要な事業であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	思春期相談		
事業目的・内容	心身の発達や性的な成熟に伴う不安や悩みに対し、個々が自己の問題を自主的に解決し、心の自立や社会への適応ができるようにするため、保健師が個別に相談を行う。		
合併に向けた課題	各市町で実施している事業であるが、実施している事業内容・実施手法が異なり、新市における実施事業の内容・手法について調整し、統一を図ることが必要である。		
調整の考え方	それぞれの市町が、その実情に応じて思春期の相談を実施している事業であり、現行のまま新市に引継ぎ、必要に応じて段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	栄養相談（母子）		
事業目的・内容	住民の栄養に関する個別の相談に対して、適切な指導・助言を行い、より一層の健康の保持増進を図る。		
合併に向けた課題	各市町で実施しているが、実施内容・回数が異なることから、新市における実施事業の手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	それぞれの市町が、その実情に応じて栄養に関する相談を実施している事業であり、現行のまま新市に引継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	母子保健
事 業 名 称	レディス相談		
事業目的・内容	思春期・妊娠・出産期・子育て期・成熟期・更年期・老年期等、女性特有の健康について、ニーズの多様化及び悩みの深刻化傾向にあり、より専門的な立場からの援助が必要とされる。 助産師・保健師が個別に相談に応じる場を設け、不安の軽減、母子の健康維持・増進、子育てを支援する。		
合併に向けた課題	河内町のみで実施されている事業であり、合併後の実施について調整する必要がある。		
調整の考え方	河内町が母子の健康維持、増進、子育て支援するため実施しているものであり、新市においても必要な事業であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	生活習慣病予防セミナー		
事業目的・内容	地区健診の基本健康診査の結果、血糖で「要指導」または血圧、総コレステロールで「要指導」「要医療」と判定された者を対象に、生活習慣病予防について栄養や運動、休養等具体的な手法を学び、良い生活習慣を身につけられるよう実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町において実施している事業であり、合併後の実施にあたり他町との調整が必要である。健康教育の目的・対象・方法等は、		

	各市町によって様々であり、どのように健康教育を実施していくか調整が必要である。
調整の考え方	住民の生活習慣病予防を図るため実施しているもので、新市においても必要な事業であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	腎臓病予防セミナー		
事業目的・内容	腎臓病は、初期の段階では自覚症状がないため、通院や治療を受けないでいるうちに腎機能が低下し続ける進行性の病気であり、慢性的に進行し放置すると腎不全で人工透析が必要となり、医療費の増大にもつながる。 そのため、腎臓病に対する知識を深め適切な対応ができるよう支援する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、合併後の実施にあたり各町との調整が必要である。		
調整の考え方	住民の腎臓病の予防を図るため実施しているものであり、新市においても必要な事業であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	地区における健康教育（成人）		
事業目的・内容	関係団体等からの要望により、成人保健に関する正しい知識の普及啓発やライフスタイルに合わせた生活習慣の改善や予防のための具体的方法を学べるよう健康教育を実施する。		
合併に向けた課題	各市町で実施している事業であるが、実施の内容や方法等に違いがあり、実施にあたり市町間での調整が必要である。		
調整の考え方	それぞれの市町が、地域の実情に応じて各市町で団体等からの要望で健康教育を実施している事業で、新市においても必要であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	健康づくり教室		
事業目的・内容	住民自らが日頃の生活習慣を見直し、積極的に健康増進に取り組めるよう、参加者の年齢・性別に応じた栄養・運動・休養・口腔衛生等の生活全般にわたる指導と知識の普及を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市、上河内町が実施している事業であり、合併後の実施にあたり他町との調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市と上河内町が住民の栄養や運動など生活全般にわたる指導や知識の普及を図る事業として実施しているもので、新市においても必要な事業であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	健康スリム教室		
事業目的・内容	生活習慣病の温床である肥満を改善するため、健康的なライフスタイルを身につけられるよう、総合的な健康教育を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、合併後の事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	住民の肥満を改善するため実施しているものであり、新市においても必要な事業であることから、現行のまま新市に引継ぎ、必要に応じて段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	栄養教室		
事業目的・内容	住民が自らの食生活を見直し家庭における健康づくりが実践できるように、栄養に関する正しい知識を啓蒙し、さらに調理実習等を通して調理方法や栄養摂取量について指導する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、合併後の事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	栄養に関する正しい知識の啓蒙を図る事業であり、新市においても必要であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	血液さらさら教室		
事業目的・内容	健康診査を機会に糖尿病・高脂血症について正しく理解し、各自が日常生活を振り返り、予防のための生活に積極的に取り組めるように講話や実習を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、合併後の事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	健康の保持・増進を図るため実施しているものであり、新市においても必要な事業であることから、現行のまま新市に引継ぎ、必要に応じて段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	ストレッチ体操		
事業目的・内容	手軽にできる運動習慣を身につけ、健康の保持・増進を図るため、ストレッチ体操の実技指導を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、合併後の事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	健康の保持増進を図るため実施しているものであり、新市においても必要な事業であることから、現行のまま新市に引継ぎ、必要に応じて段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	ウォーキング教室		
事業目的・内容	健康の保持・増進を図るため、手軽にできる健康法の一つであるウォーキングを住民自らが継続して実践できるように、講話と実技指導を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、合併後の事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	健康の保持・増進を図るため実施しているものであり、新市においても必要な事業であることから、現行まま新市に引継ぎ、必要に応じて段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	一般健康相談（成人）		
事業目的・内容	住民の健康に関する相談に応じ、適切な指導・助言を行い、相談者自らが問題解決のための行動がとれるよう援助することにより住民の健康の保持・増進を図る。		
合併に向けた課題	各市町で実施している事業であるが、実施回数や実施内容が異なるため、新市における回数、内容などについて調整を図る必要がある。		
調整の考え方	それぞれの市町が、住民に対して健康に関する相談を実施しているものであり、新市においても必要な事業であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	地区における栄養相談（成人）		
事業目的・内容	健康の保持・増進、疾病の予防、生活習慣病の改善を図るために栄養に関する個別の相談を実施し適切な指導、助言を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、合併後の事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	住民の健康増進、生活習慣の改善を図るため地区の住民に栄養に関する相談を実施している事業であり、新市においても実施する必要があるため、原則として現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	栄養相談（成人）		
事業目的・内容	住民の栄養に関する個別の相談に対して、適切な指導・助言を行い、より一層の健康の保持増進を図る。		
合併に向けた課題	各市町で実施している事業であるが、実施内容・回数が異なることから、新市における実施事業の手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町が住民の健康増進を図るため栄養に関する相談を実施しており、新市においても必要な事業であることから、現行のまま新市に引き継ぎ段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	歯科健康相談		
事業目的・内容	歯科疾患に関する疑問や、歯科治療の過程で生じた悩み等に対し、専門家が相談に応じることにより疑問や悩みを解決し、歯の健康の増進を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり、合併後の事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	住民の歯の健康増進を図るため、歯の健康に関する相談を実施しているものであり、新市においても必要な事業であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	集団検診（生活習慣病）結果説明会		
事業目的・内容	受診結果について個別面接・相談を実施し、各自の生活習慣を振り返るきっかけにし、改善につなげ病気の予防や健康増進を図る。検診の約1か月後に説明会を指定し、取りに来た受診者に対し結果の見方を説明する。また、面接の中で結果につながる生活を振り返らせ、今後の改善点などを意識づける。必要に応じ栄養相談を勧める。食生活推進協議会による健康食の試食を実施する。		
合併に向けた課題	上三川町、上河内町、河内町で実施しており、宇都宮市は実施していないため、実施にあたって各市町で調整が必要である。		
調整の考え方	各町がその実情に応じて住民に対し健診結果の説明と生活改善を図るため実施している事業であり、新市においても必要であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	個別健康教育		
事業目的・内容	生活習慣の見直しを具体的な保健指導の手法を用いて、個別に応じた生活習慣改善指導を実施する。保健師による面接と血液検査を実施しながら、個人の生活習慣を振り返り改善目標を決め約半年間で効果をみる。		
合併に向けた課題	上三川町、上河内町、河内町で実施しており、宇都宮市は実施していないが、各町の実施内容に差があるため、調整が必要となる。		
調整の考え方	各町が住民に対し健診結果の要指導者等に対して個別に指導し生活改善を図るため実施している事業であり、新市においても必要であることから現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	機能訓練A型		
事業目的・内容	疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している者に対し、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、閉じこもりを防止するとともに日常生活の自立を助け、介護を要する状態となることを予防することを目的とする。介護保険法に規定する要介護者及び要支援者は対象としない。		

合併に向けた課題	上三川町，上河内町，河内町で実施しており，宇都宮市では平成15年度に廃した事業であることから，調整が必要となる。
調整の考え方	各町で心身の機能が低下している者に対し，心身機能の維持回復と介護予防を図るため実施している事業で，宇都宮市は身障施設等の利用により本事業は実施していないが，各町では，現在，他に移行できる施設等がなく住民の利便性を考慮して当分の間実施する必要があることから，現行のまま新市に引き継ぎ，段階的に調整する。

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	国保高齢受給者証交付時健康教育相談		
事業目的・内容	国民健康保険加入者で70歳の者が，高齢受給者証を交付される時に併せて，かかりつけ医，正しい薬の飲み方等を説明し，重複受診をなくし適正医療を図るとともに，個々の健康に関する相談にのる。		
合併に向けた課題	上河内町のみが実施している事業であるが，合併後の実施については他の市町との調整のほか，老人保健担当課との調整も必要である。		
調整の考え方	住民の健康増進を図るため，国保高齢受給者証交付時に健康に関する指導や相談を実施している事業であり，新市においても必要なことから，現行のまま新市に引き継ぎ段階的に調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークシステムの構築		
事業目的・内容	急速な高齢化と核家族化の進行に伴い，ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加していることから，すべてのひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域のなかで，安心して生活できるよう，地域における見守りと公的な福祉サービスを一体的に組み合わせた安否確認体制を構築する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であり，実施していない各町において展開していく必要があるが，現時点では市町間で調整すべき事項は特にない。		
調整の考え方	高齢者の見守りのためのネットワークについては，これまでの地域ごとの状況を踏まえて構築する必要があるため，宇都宮市のネットワーク体制を基本としながらも，地域にあった方式を検討し，3年を目途に地域にふさわしい安心ネットワークを構築する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	法人・団体
事 業 名 称	老人クラブ運営費助成		
事業目的・内容	真に豊かで生きがいのある長寿社会を築くため，高齢者自身を社会の一員としての自覚の醸成と多年の経験と知識を生かし，地域社会に役立つ活動の展開を目的とし，高齢者の社会活動・健康増進活動の実施主体である老人クラブに対し，補助を行う。		
合併に向けた課題	実施体制，単位老人クラブ活動等補助金額（クラブ割，会員割）が異なるため，調整が必要である。 調整に当たっては，老人クラブ連合会等と共同で検討を進めていく必要がある。		

調整の考え方	各市町において老人クラブ連合組織への助成を実施している。行政の合併に伴い、各市町の老人クラブについても統合されることが望ましいため、今後各団体への指導、支援を行う。 合併後の老人クラブ連合会に対して、新たなクラブの事業展開・組織運営から判断して、必要な運営費等の助成を継続していくこととし、新市に移行後、3年を目途に調整を行う。 各老人クラブへの活動費助成については、当分の間現行どおりの助成制度とし、各市町の組織の統合を見ながら、新市に移行後、3年を目途に調整を行う。
--------	--

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	障害者社会参加推進イベント		
事業目的・内容	社会活動へ参加する機会の乏しい障害者が、健康で生きがいを持った生活を送ることができるよう、社会活動の参加機会の確保を図る。また、障害者と健常者との交流を通して、障害者に対する理解を深め、やさしさを育む福祉のまちづくりを進める。		
合併に向けた課題	すべての市町が実施しているわけではないため、調整することが必要である。		
調整の考え方	関係団体との調整を図りながら、宇都宮市が実施している事業については、新市における事業とし、各町において実施している事業のうち、宇都宮市の事業に統合できるものは一本化する。 各市町において実施している事業のうち、一本化することが困難なものについては、当分の間は各地域における事業として継続し、既存事業の存否について、地域特性を踏まえ、3年を目途に調整する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	障害児通園事業		
事業目的・内容	塩谷広域行政組合で運営しているこども発達支援センターたけのこ園への施設運営費の補助を行う。		
合併に向けた課題	たけのこ園は、塩谷広域行政組合で運営しているが、支援費だけでは運営が困難な状況であるため、利用者の人数に応じた負担をする必要がある。 広域事業との関係をどのように調整すべきか検討が必要である。		
調整の考え方	上河内町及び河内町においては現在利用者がいるため、これまでの経緯を踏まえ、宇都宮市のこども療育センターができるまでの間は、新市移行後も現行のまま引き続き継続できるよう、相手施設と調整を行う。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	法人・団体
事 業 名 称	障害者関係団体への運営補助		
事業目的・内容	障害者自身の努力によって福祉を高めるため、あるいは障害者の親たちが子どもたちの福祉を高めるために組織をつくり活動している団体を支援することにより、障害者の社会参加を促進する。		

合併に向けた課題	補助対象団体について、調整することが必要である。 また、団体の合併等に関することや補助金等の算出基礎の統一などについて検討する必要がある。
調整の考え方	各団体については、市町の合併に伴い、同じ趣旨の団体である場合には、団体同士統合を行い、共に新市における障害者の福祉向上のため、一体的に活動を行っていくことが望まれる。 このため、各市町に共通している団体については、合併時に統合できるよう支援・指導に努める。 統合に時間を要する団体については、将来統合できるよう働きかけていく。 各市町に独自の団体については、その団体の活動のエリア、活動内容、組織力、継続性等を見極めたうえで、改めて支援を行うかどうかについて検討する。 合併までに統合のできた団体については、合併時から新たな団体への支援を行うものとし、できなかった団体については、新市に移行後も現行どおりとし、3年を目途に調整する。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	健全育成
事業名称	放課後児童健全育成事業（整備方針）		
事業目的・内容	放課後児童健全育成事業は「留守家庭児童会」と「子どもの家」の2種類で実施している。「留守家庭児童会」と「子どもの家」においては対象児童が若干異なり、宇都宮市では「留守家庭児童会」・「子どもの家」とも実施しているが、各町では、「留守家庭児童会」に近いものを実施している。		
合併に向けた課題	放課後児童健全育成事業実施施設としては、上三川町のみ未整備小学校区があるが、利用数が10名以下のため、新規整備計画はない。各町においては、施設の老朽化、狭隘等による建替えの計画等があり、他事業との複合施設の建設も検討されている。また、宇都宮市の事業である「子どもの家」としての整備の調整が必要となる。		
調整の考え方	各市町における運営形態や整備方針などに差があり、統一するためには新たな財政負担が伴うことから、当面の間、既存施設の活用を図りながら段階的に調整する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事業名称	当事者支援		
事業目的・内容	回復途上にある精神障害者が、グループワークを通して社会適応ができるよう、当事者、ボランティアで行われている自主活動の患者会を支援する。 当事者たちが立てた活動計画に基づき、花見やビデオ鑑賞等のレクリエーション、話し合い等のグループワークを当事者、ボランティアが中心となり行い、保健師が相談や助言を行う。		

合併に向けた課題	宇都宮市と上三川町が実施している事業であり、精神障害を持つ当事者に直接関わり、自発性や社会性を回復するという目的は同じであるが、自主活動の支援と患者会の実施という手法が異なるため調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市と上三川町がそれぞれの実情に応じて実施している事業であり、新市においても必要であることから、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に調整する。

(5) 廃止の方向で調整するもの

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	乳がんマンモグラフィ導入事業		
事業目的・内容	乳がん検診の精度向上を図るため、宇都宮市でマンモグラフィ（乳房X線撮影装置）を平成16年度から導入する。		
合併に向けた課題	乳がんマンモグラフィを宇都宮市で導入する事業であり、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	宇都宮市の事業であるが、16年度で事業が終了する。		

中 分 類	保健	小 分 類	成人保健
事 業 名 称	生命の貯蓄体操初心者教室		
事業目的・内容	「積極的な健康づくり」として住民に普及、「寝たきり予防・痴呆防止」「不定愁訴の軽減」「医療費削減」を狙いとしている。上三川支部という地区組織ができていますので、支部の協力の下、年に数回初心者教室として10回コースで開催している。		
合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であり、合併後の実施については調整が必要である。		
調整の考え方	所期の目的を達成したことから、合併を機に廃止する。		

中 分 類	保健	小 分 類	団体
事 業 名 称	生命の貯蓄体操上三川地区普及会		
事業目的・内容	「積極的な健康づくり」の推進をし、町民の健康度を高めるため、事務局として側面的に連携・支援していくことで、組織の継続・発展につなげる。事務処理や支部との連絡調整、会議への参加・助言などを行う。		
合併に向けた課題	上三川町のみで団体である。新市以降の際は、他市町との調整が必要である。		
調整の考え方	本会は全国組織の団体で、上三川町に支部があり、町が住民の健康度を高めるため支援してきたところであるが、支部として主体的に活動が図れるようになったことから、合併を機に廃止する。		

中 分 類	保健	小 分 類	団体
事 業 名 称	子育て支援協議会		
事業目的・内容	上三川町母子保健計画「みんなで子育て上三川プラン」に基づき、母子保健に関しての望ましい方向性の確立や虐待防止体制のあり方を検討することを目的とし、母子保健計画の進行管理や子育て支援体制の検討、虐待防止体制の検討などを行う。		
合併に向けた課題	上三川町のみで団体である。新市移行の際には、他市町との調整が必要である。		
調整の考え方	協議会の目的である母子保健計画の進行管理や児童虐待防止支援体制の検討などは、新市移行後、宇都宮市の類似事業で対応できることから廃止の方向で検討する。		

中 分 類	保健	小 分 類	団体
事 業 名 称	母子保健推進協議会		
事業目的・内容	母子保健の重要性を啓発し、全ての母性の健康を守り、心身ともに健全な出生と育成のため妊婦や乳幼児の家庭を訪問し、保健師に情報を提供する。 乳幼児及び妊婦の訪問や乳幼児健診及び予防接種時の介助・保育、離乳食教室、育児教室の保育、研修会などを行う。		
合併に向けた課題	河内町においては、町長委嘱の会員による協議会があり、他市町にはない協議会であることから合併後の対応について調整する必要がある。		
調整の考え方	河内町が町長委嘱により設立した協議会であるが、行政主体の協議会活動ではなく、住民が地域の中で活動できる子育て支援ボランティアとして推進していくこととし、新市移行後は廃止する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	民生委員・児童委員
事 業 名 称	福祉委員に関する事務		
事業目的・内容	上河内町・河内町地域における福祉の向上を目指し、福祉委員を設置する。		
合併に向けた課題	河内町では、福祉の向上のため、福祉委員として任命し報酬の支払を行っているが、他市町は民生委員が同様の役割を担っていることから、調整が必要である。		
調整の考え方	上河内町・河内町において設置している福祉委員については、民生委員と同じ役割を担っていることから、上河内町・河内町の制度を廃止する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	日本赤十字社
事 業 名 称	日本赤十字社員募集事務		
事業目的・内容	日本赤十字社の活動の財源となる社資を確保するため、活動に賛同する人を社員として登録し、社費を拠出してもらい財源の安定化を図る。		
合併に向けた課題	日赤事務の執行は、自治体によって、行政と社会福祉協議会に分かれているので、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市以外の各町で実施しているが、宇都宮市の制度を基準に社会福祉協議会において実施し、各町の事業は合併時に廃止する方向で調整する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	日本赤十字社
事 業 名 称	災害救援物資・弔慰金交付事務		
事業目的・内容	暴風・豪雨・洪水・地震その他の異常な自然現象、又は火災などで被害を受けた者に対し救援物資又は弔慰金を交付する。		
合併に向けた課題	日赤事務の執行は、自治体によって、行政と社会福祉協議会に分かれているので、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市以外の各町で実施しているが、宇都宮市の制度を基準に社会福祉協議会において実施し、各町の事業は合併時に廃止する方向で調整する。		

中 分 類	社会福祉	小 分 類	日本赤十字社
事 業 名 称	赤十字奉仕団事務局		
事業目的・内容	地域のボランティア活動を行う、赤十字奉仕団の活動が行いやすいよう、バックアップする。		
合併に向けた課題	日赤事務の執行は、自治体によって、行政と社会福祉協議会に分かれているので、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市以外の各町で実施しているが、宇都宮市の制度を基準に社会福祉協議会において実施し、各町の事業は合併時に廃止する方向で調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	介護用品支給事業		
事業目的・内容	在宅の要介護高齢者に紙おむつを支給することにより、当該高齢者を介護している家族等の経済的負担の軽減を図るとともに、当該高齢者の在宅生活の継続、向上を図る。		
合併に向けた課題	支給要件、支給品目、実施体制・方法、支給方法、限度額が異なることから調整が必要である。 また、宇都宮市においては同様の事業を介護保険の特別給付で実施していることとの調整が必要である。		
調整の考え方	上三川町及び河内町においては、介護保険の特別給付ではなく、一般福祉施策として、介護用品の支給を行っている。 当事業については廃止することとし、紙おむつ等の介護用品については、介護保険の特別給付で実施する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	福祉タクシー料金助成事業		
事業目的・内容	交通手段を持たない低所得のひとり暮らし高齢者に、通院のためのタクシー利用を助成することにより、当該高齢者の健康の維持と経済的負担の軽減を図る。		
合併に向けた課題	河内町のみが高齢者の経済的支援のため実施している事業であるが、他市町では実施していないことから、事業の取扱いについて調整する必要がある。		
調整の考え方	河内町のみで実施している経済的支援のための事業である。高齢者の経済支援のための施策全般を比較した場合には、宇都宮市の水準が高いことから、本事業については新市移行後1年の経過措置を設け、その後廃止する方向で調整する。 なお、新市における各地域の交通事情を踏まえた高齢者の外出支援策については、新市移行後検討を行う。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	ひとり暮らし高齢者招待事業		
事業目的・内容	ひとり暮らし高齢者を交流会に招待し交流を図ることにより、当該高齢者の社会的孤立感の解消を図るとともに、生きがいの増進を図る。		

合併に向けた課題	河内町のみが実施している事業であるが、宇都宮市では社協が実施しており、実施主体も含めて調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市においては、生きがい型デイサービス事業、老人福祉センター事業、外出支援事業等により、閉じこもりがちな高齢者に対し積極的な社会参加を促している。一方、社会福祉協議会においても、地域福祉の事業として、ひとり暮らし高齢者を対象とするふれあい会食事業等を実施しているため、社協と協議の上、社協の事業として実施できるよう調整を行う。

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	家族介護者交流事業		
事業目的・内容	家庭においてねたきり等の高齢者を介護している方を対象に日頃の介護疲れを解消していただくための慰労事業などを実施する。		
合併に向けた課題	上三川町及び河内町で実施しているが、すべての市町で実施しているわけではないため、調整する必要がある。		
調整の考え方	介護者を慰労する事業については、宇都宮市では慰労金の支給を行っており、新市移行後も実施していくため、当事業については廃止の方向で調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	家族介護者ヘルパー受講支援事業		
事業目的・内容	要介護高齢者を介護している家族等が、その経験を活かしてホームヘルパーとして社会で活躍すること支援するため、訪問介護員に関する省令に規定する訪問介護員研修２級又は３級課程を受講した場合に受講料の一部を助成する。		
合併に向けた課題	すべての市町で実施しているわけではないため、調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市においては、訪問介護員養成研修を実施しており、低額な負担で受講することができることから、廃止の方向で調整する。		

中 分 類	高齢者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	心配ごと相談事業		
事業目的・内容	高齢者が気軽に相談できる場所に相談窓口を設置し、日常生活上の様々な相談に民生児童委員・人権擁護委員・行政相談委員等の相談員が応じ、適切な助言、援助を行い問題の解決に努め、地域住民の福祉の増進を図る。		
合併に向けた課題	上三川町及び河内町で実施しているが、宇都宮市では社協が自主事業として実施している。また、上三川町・河内町の実施方法、回数等に相違があるため、調整が必要である。		
調整の考え方	上三川町及び河内町においても、もとは社会福祉協議会の事業であった経過があり、全国及び県の社会福祉協議会において研修等を実施しており、内容的にも地域の福祉相談窓口の機能として、社会福祉協議会が実施するに値する事業であるため、社協と協議の上、行政としては廃止の方向で調整する。		

中 分 類	障害者福祉	小 分 類	福祉事業
事 業 名 称	身体障害者手帳用診断書料助成事業		
事業目的・内容	身体障害者手帳の申請を行う際、必要となる身体障害者診断書・意見書の作成に係る費用を助成することにより、身体障害者の経済的な負担の軽減を図る。		
合併に向けた課題	上河内町のみが障害者の経済的支援のため実施している事業であるが、他市町では実施していないことから、事業の取扱いについて調整する必要がある。		
調整の考え方	上河内町だけで実施している事業であるが、新市移行後は、日常生活用具給付時の自己負担額の助成、障害者福祉手当（単独）支給等の経済的な支援など、全体的な障害者福祉のサービス水準が向上するため、当事業については廃止の方向で調整する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	計画策定
事 業 名 称	児童福祉計画（児童育成計画（エンゼルプラン）の策定・進行管理）		
事業目的・内容	子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子育て支援策を中心に、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるような環境整備のため、国においては、平成11年度に少子化対策の指針として「少子化対策推進基本方針」を決定し、それに基づく「新エンゼルプラン」を策定した。こうした状況のもと、各市町において子育て支援推進計画を策定し、子どもの健全育成と保育サービスの充実を主体とした施策を計画的に推進する。		
合併に向けた課題	各市町が個別に計画を有しており、計画の期間・内容（数値目標等）が異なっている。また、未策定町においては、子育て支援に係る方向性や施策体系等が不明確となっているが、今年度より策定する市町村行動計画において連携を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町において、平成17年度から平成21年度までの5カ年間の計画期間とする次世代育成支援行動計画の策定が義務化されたことから、合併時において廃止する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育事業
事 業 名 称	特別保育事業（小学校低学年児童の受入れ）		
事業目的・内容	核家族化、女性の社会進出等により子どもを取り巻く環境が著しく変化してきている中で、多様な児童の健全育成に対応するため、小学校低学年児童（1年生から3年生程度）を一時保育の場を活用して5名程度受入れ、当該児童の適切な処遇、安全の確保を図る。		
合併に向けた課題	河内町の私立保育園2園で実施しており、地域の実情を踏まえ調整する必要がある。		
調整の考え方	河内町のみが実施している事業であり、利用者の実態を踏まえ、放課後児童健全育成事業で対応が可能であることから、合併時において廃止する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	保育事業
事 業 名 称	特別保育事業（保育所体験特別事業）		
事業目的・内容	適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、保育所入所児童との交流を通じて、育児上の工夫の仕方等について相談助言等を受けられるようにする。		
合併に向けた課題	河内町のみの実施であり、今後については、地域の実情を判断し事業の継続が必要かを検討し調整する必要がある。		
調整の考え方	河内町のみ実施している事業であり、相談助言等については、保育所では一般化されており、地域の特殊な事情が無いと判断し、合併時において廃止する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成
事 業 名 称	運営費補助等（小規模延長保育事業）		
事業目的・内容	1 1時間の開所時間前後の時間においてさらに概ね1時間の延長保育を実施している私立保育所のうち、その対象児童数が3～5人の施設に対し、事業実施に係る経費を規定の国庫補助に上乗せして補助することにより、児童の福祉の向上を図る。 この補助は、同一の事業に対して国と県から二重に補助が出ることになるため、新市においての制度化は困難である。		
合併に向けた課題	現在の県単補助制度は、国庫補助事業対象外施設（5人未満）を対象に実施していたが、国庫補助の対象範囲が拡大されたこと等を踏まえ、調整する必要がある。		
調整の考え方	延長保育利用児童数が5人以下の国庫補助対象外施設に対し助成するため、県が創設したものであるが、国庫補助事業において5人以下まで拡充されたことから、合併時において廃止する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成
事 業 名 称	運営費補助等（園外保育費）		
事業目的・内容	遠足・観劇等の園外保育に要する経費を補助することにより、保育内容を充実させ、児童の福祉の向上を図る。		
合併に向けた課題	民間保育園に対し公用車の使用を認めている町があるなど、市町間により補助制度が異なることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	公私間格差を是正するため、各市町において当該補助制度を設置しているが、その目的や内容が異なっている状況にある。また、行き先・回数等については、各園が主体的に取り組んでいる実態を踏まえると、受益と負担の原則をより明確にするためには、公立保育園における園外保育のあり方を見直しながら、合併時において廃止する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成
事 業 名 称	運営費補助等（職員研修費）		
事業目的・内容	質の高い保育や多様な保育ニーズに対応できる職員の育成のため、私立保育所が自ら企画し、実施する研修の講師謝金に要する経費を補助する。		

合併に向けた課題	保育園が独自に実施する職員研修に対し、宇都宮市のみが補助している事業であるが、行政が同様の研修を実施しており、調整する必要がある。
調整の考え方	苦情解決・第三者委員の設置等により、保育士の資質の向上を図るための方策については、各園が積極的に取り組むことが、より明確になってきたことや宇都宮市が実施している研修等の充実を図ることとし、廃止の方向で見直す。

中 分 類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成
事業名称	運営費補助等（採暖費補助事業）		
事業目的・内容	町が保育の実施を委託している町内の民間保育所において、当該児童の適切な保育を確保することに要する経費を助成し、児童福祉の向上を図るため、年間の暖房用灯油代において、国庫負担金の採暖費を除いた経費を限度額の範囲内で交付している。（限度額 200,000 円以内）		
合併に向けた課題	上三川町のみが実施している事業であり、関係各課等を交えた協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	上三川町においては、運営費における採暖費加算の適用対象外となっているが、制度の趣旨・創設の経緯を踏まえながら調整を図り、合併時において廃止する。		

中 分 類	児童福祉	小 分 類	私立保育園助成
事業名称	運営費補助等（保健衛生費補助事業）		
事業目的・内容	町が保育の実施を委託している町内の民間保育所において、当該児童の適切な保育を確保することに要する経費を助成し、児童福祉の向上を図るため、児童の尿検査に係わる費用を交付している。		
合併に向けた課題	上三川町、河内町が実施している事業であり、関係各課等を交えた協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	設置者が実施すべき事業であるため、制度創設の趣旨等を踏まえながら調整を図り、合併時において廃止する。		

中 分 類	医事薬事	小 分 類	献血
事業名称	献血団体の育成		
事業目的・内容	自主的かつ組織的に献血を行う団体（献血会）の育成を図り、血液の計画的な確保を促進するため、一定の要件を満たす献血会（団体）へ報償金を支給する。 報償金の支給については、宇都宮市のみで実施している。また、河内町では、献血協力者へ謝礼（粗品）を渡している。		
合併に向けた課題	献血団体への報償費は、宇都宮市のみで、また、献血協力者への謝礼は、河内町のみで実施しており、新市における事業実施について調整を図る必要がある。 他の自治体では、事業を実施していないことから、各自治体における献血団体数や活動状況などを把握する必要がある。		
調整の考え方	報償金等の所期の目的は達成しており、今後、事業を継続する必要性が小さいことから、合併時において廃止する。		

中 分 類	保健予防	小 分 類	精神保健
事 業 名 称	精神保健ボランティア講座		
事業目的・内容	精神保健に対する正しい知識と理解を深め、地域での具体的な援助方法を学び、ボランティアとして精神障害者の地域生活の推進を図るとともに、住民の心の健康を守るため、精神科医師や精神保健福祉士等による講話、作業所実習、施設見学、ボランティア体験等を内容とする講座を開催する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は市が、各町においては県が実施しており、ボランティア講座の実施主体などあり方について検討が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市は市が、各町においては県が実施しているが、ボランティアの養成は主に社会福祉協議会が行っていることから、合併時において、社会福祉協議会の事業として実施する方向で調整する。		

各種事務事業の取扱い

【産業専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	商業	小 分 類	商業統計
事 業 名 称	通行量・来街者調査		
事業目的・内容	中心商店街の基礎的調査として、25地点の歩行者の通行量を調査する通行量調査と6地点で街にきた人の来街目的などを聞き取り調査する来街者調査を隔年で実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市の特定区域における事業であり、合併に関する特段の課題はない。 調査ポイントは毎回見直しているため、新市で執行の際に検討すべきである。		
調整の考え方	宇都宮市の特定区域における独自事業であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	商業	小 分 類	中小企業者支援
事 業 名 称	出店等促進支援事業		
事業目的・内容	商工会議所が受付、支出の窓口となり、中心商業地への新規出店者に内装改造費と1年分の家賃の一部を補助する。		
合併に向けた課題	宇都宮市の特定区域における事業であり、合併に関する特段の課題はない。		
調整の考え方	宇都宮市の特定区域における独自事業であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	商業	小 分 類	商店街等支援
事 業 名 称	中心商業地支援事業		
事業目的・内容	中心商業地の賑わいづくりのために、商店街その他の商工団体に補助する。		
合併に向けた課題	宇都宮市の特定区域における事業であり、合併に関する特段の課題はない。		
調整の考え方	宇都宮市の特定区域における独自事業であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、商業祭については、全市的なイベントであるため、各商工会に協力を依頼していく。		

中 分 類	商業	小 分 類	商店街等支援
事 業 名 称	市・町営駐車場の管理運営		
事業目的・内容	・JR宇都宮駅東西駐車場 - JR宇都宮駅への送迎者の駐車場の利便を確保するため、駅東西の市営駐車場を運営する。 ・中央駐車場、相生駐車場		

	中心商業地への買い物客の駐車場の利便を確保するため、中央駐車場、相生駐車場を運営する。
合併に向けた課題	宇都宮市の特定区域における事業であり、合併に関する特段の課題はない。
調整の考え方	宇都宮市の特定区域における独自事業であるので、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	観光	小 分 類	観光資源
事 業 名 称	ふるさと宮まつりへの開催支援事業		
事業目的・内容	宇都宮市のイメージアップと観光客の誘致を図るために開催される、「ふるさと宮まつり」(8月第1土・日)の開催委員会の事業を支援する。		
合併に向けた課題	宮まつりの内容・規模について、検討する必要がある。		
調整の考え方	新市移行後も宇都宮を代表するまつりとして、新市で取り組む必要があることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	観光	小 分 類	観光資源
事 業 名 称	うつのみや花火大会への開催支援事業		
事業目的・内容	夏の風物詩として住民に生活の憩いの場を提供し、地域の活性化の一助とし、また、観光地宇都宮のイメージアップを図り、観光客を誘致している花火大会を支援する。		
合併に向けた課題	花火大会の内容等について、ほかのイベントと調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市を代表する夏の花火大会として、全市で取り組む必要があることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	観光	小 分 類	観光資源
事 業 名 称	大谷観光の推進		
事業目的・内容	観光地として大谷地区の活性化と、大谷観光入込数を増加させるため、イベント「フェスタIN大谷」実行委員会の支援、大谷観光ソフト開発事業など各種事業を実施する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象とする事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市の観光プランにおいて大谷観光の推進は、新市北西部観光の核として進めていく。		

中 分 類	観光	小 分 類	観光資源
事 業 名 称	大谷地区景観整備事業		
事業目的・内容	大谷観光推進のため、景観美化事業を行う城山地区総合開発推進事業協議会の活動を支援する。		
合併に向けた課題	特定の地域を対象とする事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市独自の事業として継続していく必要があることから、大谷地区の景観整備については、新市における名勝指定事業とあわせて進めていく。		

中 分 類	観光	小 分 類	観光資源
事 業 名 称	夕顔サマーフェスティバル開催支援事業		
事業目的・内容	上三川町商店街のイメージアップと観光客の誘致を図るために開催される、「夕顔サマーフェスティバル事業」（7月第4土曜日）の開催を支援する。		
合併に向けた課題	各市町のイベントに対する支援との調整が必要である。		
調整の考え方	地域に根付いたイベントであり、今後も地域活性化の観点から継続して開催することが求められているため、新市における地域イベントとして継続する。		

中 分 類	観光	小 分 類	観光資源
事 業 名 称	サマーフェスティバル開催支援事業		
事業目的・内容	上河内町において、夏のひと時を住民が一同に集い手作りの模擬店や盆踊り、そして花火大会を盛り込んだ夏祭り（8月初旬開催）の開催を支援する。		
合併に向けた課題	各市町のイベントに対する支援との調整が必要である。		
調整の考え方	地域に根付いたイベントであり、今後も地域活性化の観点から継続して開催することが求められているため、新市における地域イベントとして継続する。		

中 分 類	観光	小 分 類	観光資源
事 業 名 称	ふるさと夏まつりへの開催支援事業		
事業目的・内容	地域住民の交流・連帯を深めるため、8月に開催するコンサート・花火等のイベントを支援する。 鬼怒グリーンパーク白沢（県施設）で実施。		
合併に向けた課題	各市町のイベントに対する支援との調整が必要である。		
調整の考え方	地域に根付いたイベントであり、今後も地域活性化の観点から継続して開催することが求められているため、新市における地域イベントとして継続する。		

中 分 類	観光	小 分 類	観光資源
事 業 名 称	ふれあい朝市開催支援事業		
事業目的・内容	上三川町において実施している事業であり、地域の事業者・生産者と消費者が朝市を通して交流を図り、魅力あるふるさとづくりを進める。		
合併に向けた課題	各市町のイベントに対する支援との調整が必要である。		
調整の考え方	地域に根付いたイベントであり、今後も地域活性化の観点から継続して開催することが求められているため、新市における地域イベントとして継続する。		

中 分 類	工業	小 分 類	中小企業の経営基盤の強化
事 業 名 称	伝統工芸品産業振興事業（広報活動）		
事業目的・内容	伝統工芸品の需要拡大を図るとともに、保存及び後継者の育成・確保を支援し、伝統工芸品産業の振興を図るため、伝統工芸についての広報活動（紹介ビデオの制作等）を行う。		

合併に向けた課題	宇都宮市で実施している事業であり、各町に類似事業はないが、伝統工芸品産業の振興に対する考え方の調整が必要である。
調整の考え方	県の伝統工芸品の指定を受けている者（団体）を対象としており、宇都宮市のみが該当している事業であるが、合併見込みの各町に該当者（団体）がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	工業	小 分 類	中小企業の経営基盤の強化
事業名称	伝統工芸品産業振興事業（補助）		
事業目的・内容	伝統工芸に対する理解と親しみを深めてもらうとともに、販路の拡大及び地域産業の振興を図るため、宇都宮市伝統工芸品産業振興推進協議会の需要拡大事業費の1／2（ただし、上限は予算額）を補助する。		
合併に向けた課題	宇都宮市で実施している事業であり、各町に類似事業はないが、補助金の見直しが必要。 また、宇都宮市伝統工芸品産業推進協議会については、構成会員の見直しが必要となる。		
調整の考え方	県の伝統工芸品の指定を受けている者（団体）及びそれに携わるもので組織された団体を補助対象としており、宇都宮市のみが該当している事業であり、各町に該当団体がいないため、現行のまま新市に引き継ぐ		

中 分 類	工業	小 分 類	中小企業の経営基盤の強化
事業名称	工業組合販路拡大推進事業		
事業目的・内容	産業の活性化に資するため、工業組合が全国大会に出展するなどの販路の拡大事業を行う場合に、事業費の補助を行う。（H14：栃木県菓子工業組合宇都宮支部）		
合併に向けた課題	主として栃木県菓子工業組合宇都宮支部が全国菓子大博覧会（4年毎に開催）に出展する際に支援している。 宇都宮市で実施している事業であり、各町に類似事業はないが、効率的かつ公平な支援となるよう調整が必要である。		
調整の考え方	4年毎の事業であり、相手方組織の動向は未定であるが、行政サービスの公平性を担保していく。（制度のリニューアルを検討）		

中 分 類	工業	小 分 類	産業基盤の充実
事業名称	水力発電施設周辺地域交付金事業		
事業目的・内容	既設水力発電の設置、運転により生じた自然環境又は生活環境への影響を緩和するために所在市町村が実施する事業に対し交付することにより、新規水力発電施設の円滑な立地を促進する。 上河内町は、4,500千円（定額）の交付金があるため、道路の維持修繕工事を実施している。		
合併に向けた課題	上河内町のみ補助事業であるが、合併後においても補助を打ち切られないことがないよう、存続を国に要望する必要がある。		
調整の考え方	上河内町のみ補助事業（水力発電施設周辺地域交付金）であり、合併後も対象地域として存続することから、合併後においても新市の事業として引き継ぐ。		

中 分 類	工業	小 分 類	産業基盤の充実
事 業 名 称	小室工業団地造成計画事業		
事業目的・内容	企業誘致可能面積は約18.1ヘクタールで、今後、工業用道路や下水道の整備等（団地の造成）を行い、また補助金等の特別優遇措置も併せて検討し、財源の確保と雇用の拡大を図る。		
合併に向けた課題	当団地は「先行造成型工業団地」ではないが、今後企業誘致を行うにあたり、他市町の優遇措置との整合性を図る必要がある。		
調整の考え方	上河内町は都市計画区域が未線引きではあるが、当地区は町総合計画上、地域雇用の拡大や工業振興を図るため、企業誘致について位置付けを行っているため、新市移行後も現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	工業	小 分 類	産業基盤の充実
事 業 名 称	工業再配置促進連絡協議会		
事業目的・内容	工業再配置促進法の誘導地域の指定を受けており、関東甲信越静地区工業再配置促進連絡協議会の会員として、工業団地造成計画に関すること、工場誘致に関すること、工業再配置補助事業に関すること等の情報交換等を行う。		
合併に向けた課題	合併後の誘導地域の地域指定は、国の見解待ちであるが、旧町単位で残る可能性が高い。 その場合、協議会加盟の必要がある。		
調整の考え方	上河内町のみが対象となるが、合併後も工業再配置促進法の誘導地域の地域指定が旧町単位で残る可能性が高いことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	工業	小 分 類	地場産業の振興
事 業 名 称	大谷地域整備公社運営支援		
事業目的・内容	大谷石採取場跡地等の安全対策を総合的に推進することにより、住民の安全を確保し、もって地域の経済の発展に寄与することを目的に、大谷地域整備公社に職員1名を派遣するとともに、運営費の一部を補助する。		
合併に向けた課題	国、県等との関係の中で、宇都宮市が独自に行っている事業であるが、特定の区域における事業であり、合併に関する課題はない。		
調整の考え方	特定の区域を対象とする事業であり、大谷地域の安全を確保することは地域経済の発展に今後も必要であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	工業	小 分 類	安全対策
事 業 名 称	大谷地区の安全対策		
事業目的・内容	県工業課、大谷地域整備公社、大谷石材協同組合、宇都宮市工業課の4者で大谷地区巡回監視（毎週月曜日）を実施するとともに、瓦作地区、立岩東地区における大谷地区警戒区域関係対策、その他大谷関係問題、課題等の窓口に関する業務を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市が独自に行っている事業であるが、特定の区域における事業		

	であり、合併に関する課題はない。
調整の考え方	特定の区域を対象とする事業であり、大谷地域の安全対策は今後も必要であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	労政	小 分 類	職業能力開発の促進
事 業 名 称	共同職業訓練支援事業		
事業目的・内容	事業主団体が共同で行う認定職業訓練のために使用する施設を提供するとともに、運営補助金を交付し、技能者の養成と技術の向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施している事業であり、合併に関する課題は特はない。		
調整の考え方	各市町の中で支援の対象となる施設は現行のままであることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備
事 業 名 称	勤労者福祉施設管理運営事業		
事業目的・内容	雇用・能力開発機構から勤労者福祉施設を譲受け、勤労者を含む市民の福祉向上及び余暇活動の充実を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施している事業であり、合併に関する課題は特はない。		
調整の考え方	各市町の中で支援の対象となる施設は宇都宮市のみであることから、宇都宮市の施設を現行のまま新市に引継ぐ。		

中 分 類	市場	小 分 類	市場
事 業 名 称	施設の管理・整備		
事業目的・内容	消費者が安心して安全な生鮮食料品を安定した価格・量で迅速に購入することができることを目的に、その流通形態の中心的役割を担う中央卸売市場の施設・設備を適切に管理するとともに、消費ニーズの変化等に柔軟に対応した施設・設備の整備を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが有する施設であり、合併に伴う課題は特はない。		
調整の考え方	合併後も、現行のまま施設の管理・整備を行う。		

中 分 類	競輪	小 分 類	競輪
事 業 名 称	施設の管理・整備		
事業目的・内容	競輪の公正安全を確保し、国民の健全な娯楽場として定着化を図るため、施設の管理・整備を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが有する施設であり、合併に伴う課題は特はない。		
調整の考え方	合併後も、現行のまま施設の管理・整備を行う。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農業委員選挙
事 業 名 称	選挙人名簿処理事務		
事業目的・内容	法律に基づいた事務であり、そこには、農業委員の任期は3年と決められているが、補欠選挙やリコールも制度上位置付けられていることから、毎年選挙人名簿の調製を行う。		

合併に向けた課題	申請書の配付及び回収方法等について各市町ともまちまちであるため、調整を図る必要がある。 また、選挙管理委員会が密接に関連している事務であるので、連携して調整を図る必要がある。
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している業務のため、選挙人名簿処理事務については、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農業者年金
事 業 名 称	農業者年金事務		
事業目的・内容	農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資する。 農業者年金基金と市町村が締結している、業務委託契約を結び公的年金業務を行う。		
合併に向けた課題	法令に基づく事務であり、各市町間で基本的なサービス内容に差はない。 ただし、単独実施の事務等（新規加入促進説明会一河内町）があるので、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	行政サービスを一定に保つため、農業者年金については現行のまま存続する。 なお、一部事務については、調整する。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	商業	小 分 類	中小企業者支援
事 業 名 称	創業者向け支援事業		
事業目的・内容	・チャレンジセミナー事業（創業塾） 宇都宮市内で新規開業を考えている者に対し、開業の知識を習得させ、開業を継続性のある確実なものにする。 ・チャレンジショップ事業 新規開業や業種転換などを目指す人たちに、経営のノウハウを体験してもらい中心商業地の独立開業を支援する。 ・新規開業者等相談事業 宇都宮市内で新規開業を考えている者等に対し、専門家を通じ経営計画等の立案の手法を習得させる。		
合併に向けた課題	宇都宮市の独自事業であるが、新市に移行した後は、全域の住民が対象となるが、合併に関する特段の課題はない。		
調整の考え方	宇都宮市の独自事業であるが、新市に移行した後は、全域の住民が対象となるので、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	商業	小 分 類	中小企業者支援
事 業 名 称	中小企業相談所支援事業		
事業目的・内容	商工会議所の中小企業相談所が行う相談事業に対し、事業費の一部を補助する。（経営支援の相談は、これに一元化している。）		
合併に向けた課題	宇都宮商工会議所に中小企業相談所が設置されているため実施している、宇都宮市の独自事業であり、合併に関する特段の課題はない。		
調整の考え方	宇都宮商工会議所に中小企業相談所が設置されているため実施している、宇都宮市の独自事業であり、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	商業	小 分 類	中小企業者支援
事 業 名 称	中小企業者向け融資事業（協調融資）		
事業目的・内容	市町と金融機関とが栃木県信用保証協会の保証を付して、協調融資を実行する。 市町は、協調融資のために、金融機関に預金（預託）する。		
合併に向けた課題	融資制度のメニューにばらつきがあることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市にあっては、メニュー、実績とも多いため、原則として宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化する。		

中 分 類	商業	小 分 類	中小企業者支援
事 業 名 称	中小企業者向け融資事業（市町村特別保証制度）		
事業目的・内容	中小企業者向け融資制度における中小企業者の保証料について、市町村特別保証制度に加入することにより減額する。		
合併に向けた課題	市町村特別保証制度へ未加入の場合があるが、中小企業者の負担を考慮したうえで調整を図る必要がある。		
調整の考え方	中小企業者の負担を軽減できるので、加入で統一する。		

中 分 類	商業	小 分 類	中小企業者支援
事 業 名 称	信用保証料補助事業・融資利子補給事業		
事業目的・内容	栃木県信用保証協会の保証にかかった保証料について、中小企業者に補助する。		
合併に向けた課題	宇都宮市の方式では補助限度額が9万円程度、上三川町の水準では設備資金15万円、運転資金10万円であり、支給方法や水準の擦りあわせが必要である。		
調整の考え方	宇都宮市にあっては、メニュー、実績とも多いため、原則として宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化する。ただし、サービス水準を低下させないとの考え方から、支給要件について、合併時に調整する。		

中 分 類	商業	小 分 類	中小企業者支援
事 業 名 称	中小企業融資振興会支援事業		
事業目的・内容	中小企業者向け融資制度において、中小企業融資振興会が資格審査を行う。		
合併に向けた課題	資格審査基準などの擦りあわせが必要である。		
調整の考え方	宇都宮市にあっては、メニュー、実績とも多いため、原則として宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化する。		

中 分 類	商業	小 分 類	商店街等支援
事 業 名 称	商店街支援事業（共同施設維持）		
事業目的・内容	中小企業者の経営環境を改善するため、商店街等の事業に対し、事業費の一部を助成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市、上三川町、上河内町で補助率の擦りあわせが必要である。		
調整の考え方	宇都宮市にあっては、メニュー、実績とも多いため、原則として宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化する。		

中 分 類	商業	小 分 類	商店街等支援
事 業 名 称	商店街支援事業（商店街事業）		
事業目的・内容	中小企業者の経営環境を改善するため、のぼりの作成や販売促進など商店街等の事業に対し、事業費の一部を助成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市の独自事業であるが、新市に移行した場合でも、現行の制度を適用することが可能であり、合併に関する特段の課題はない。		
調整の考え方	宇都宮市の独自事業であるが、新市に移行した後は、全域の商店街が対象となるので、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	観光	小 分 類	観光情報
事 業 名 称	観光宣伝事業		
事業目的・内容	市町のイメージアップ、集客力の向上を図るため、観光宣伝パンフ等を作成し、各市町の魅力を広くPRする。宇都宮市においては「宇都宮くちコミ特派員」を設置し、河内町においては「新聞・雑誌への掲載」を行っている。		

合併に向けた課題	くちコミ特派員の規模について調整を図る必要がある。
調整の考え方	新市のイメージアップを図ることや観光情報の収集、発信は必要なので宇都宮市の制度を基準に、新市全域を対象とした観光宣伝活動を実施する。

中 分 類	観光	小 分 類	観光情報
事 業 名 称	広域観光宣伝事業		
事業目的・内容	自治体それぞれの特色を生かしたパンフレットや広報物の制作、配布を行うことで知名度の浸透と誘客を図るため、「県立自然公園連絡協議会」「県央地区広域観光開発推進協議会」等の関連する自治体ネットワークにより、広域的な観光PRや誘致事業を進める。		
合併に向けた課題	行政と観光協会間における負担のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	広報観光宣伝の必要はあるが、負担について検討する必要があるので各協会及び協議会と連携し、合併までに調整する。		

中 分 類	観光	小 分 類	観光資源
事 業 名 称	八幡つつじ撮影会と写真コンテストの実施		
事業目的・内容	宇都宮市の憩いの場である八幡山公園のつつじを、市内外に宣伝することにより、観光客の誘客と宇都宮市のイメージアップを図る。		
合併に向けた課題	つつじ撮影会とコンテストの内容等について、見直し、検討する必要がある。		
調整の考え方	「花」による観光PRは有効であるが、事業内容については検討する。		

中 分 類	観光	小 分 類	観光資源
事 業 名 称	観光施設維持管理事業		
事業目的・内容	観光案内、市営駐車場、ハイキングコース等観光施設の維持管理や県立公園内の美化を図り、来訪者の受入体制を整える。		
合併に向けた課題	維持管理方法等について検討する必要がある。		
調整の考え方	新市に移行するにあたり、各町の維持管理を現在宇都宮市が実施している委託方法に一本化する。		

中 分 類	観光	小 分 類	観光資源
事 業 名 称	観光ルート整備事業		
事業目的・内容	広域観光の拠点都市としての機能強化、及び短期滞在型の推進を図る視点から、観光バス事業の事業化を図る。 平成15年度には古賀志山バスツアーの他、東京発着の宿泊型広域観光バス事業を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市独自の事業であるが、新市に移行した場合でも、現行の制度を適用することが可能であり、合併に関する特段の課題はない。		
調整の考え方	新市移行後も宇都宮市の制度を引き継ぐものとするが、都市観光振興のため、短期滞在型ツアーの開発をはじめとする観光ルートの開発は必要であるので調整の上、実施する。		

中 分 類	観光	小 分 類	コンベンション活動
事 業 名 称	観光コンベンション協会補助事業		
事業目的・内容	各市町への来客誘致及び観光コンベンション都市としてのまちづくりの視点で、事業を実施している宇都宮観光コンベンション協会並びに町観光協会に対し、運営費の補助を行う。		
合併に向けた課題	協会の運営形態等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	観光コンベンション協会及び観光協会の形態について、合併までに調整する。		

中 分 類	工業	小 分 類	中小企業の経営基盤の強化
事 業 名 称	産学連携・異業種交流推進事業		
事業目的・内容	産業の新たな発展を図るため、新たな事業展開に取り組む中小企業等と大学との連携による新技術・新製品・新サービス開発への共同研究のきっかけとなる場を提供する。 大学の持つ技術等のシーズ活用のためのセミナー開催及び研究者や異業種間の交流会を実施している。		
合併に向けた課題	宇都宮市で実施している事業であり、各町に類似事業はないが、事業範囲拡大等について調整が必要。		
調整の考え方	市町により事業実施の有無に差があることから、地元商工会、商工会議所との連携を含め、新市全域が事業対象範囲となるよう、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	工業	小 分 類	中小企業の経営基盤の強化
事 業 名 称	地場企業製品紹介事業		
事業目的・内容	中小企業が自社で製造した製品の地産地消の推進や全国への販路拡大を支援することで、地域産業の活性化を図るため、事業費の1/2（但し、上限は予算額）を負担する。（商工会議所との共催事業） 事業内容としては、「宇都宮地場産品振興交流プラザ」を発足させ、マーケットの研究、地産地消マーク・リーフレットの作成、インターネット（e～べえねっと等）を活用するなどのPR活動を予定している。		
合併に向けた課題	宇都宮市で実施している事業であり、各町に類似事業はないが、事業範囲拡大等について調整が必要である。		
調整の考え方	市町により事業実施の有無に差があることから、地元商工会、商工会議所との連携を含め、新市全域が事業対象範囲となるよう、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	工業	小 分 類	中小企業の経営基盤の強化
事 業 名 称	バーチャル工業団地管理運営支援		
事業目的・内容	宇都宮商工会議所が、情報社会に適応した受発注のビジネスチャンスの創造と、中小企業のレベルアップを図るため、インターネット上での受発注を可能にしたサイト（e～べえねっと）を構築したが、これを支援することにより、その円滑な管理・運営を図る。		

合併に向けた課題	宇都宮市で実施している事業であり、各町に類似事業はないが、事業範囲拡大等について調整が必要である。
調整の考え方	新市移行にあたり対象事業者が増大することから、交付先である宇都宮商工会議所との間で、調整の必要がある。またホームページの管理運営事業であり、初期投資以外の事業費は減少していくものと考えられるので、調整が整った後は補助事業を廃止する方向で検討する。

中 分 類	工業	小 分 類	中小企業の経営基盤の強化
事業名称	中小企業産業展示会出展事業		
事業目的・内容	製造業者等を対象に、自社で開発または製造・加工した製品を紹介する機会（中小企業テクノフェア、とちぎ産業フェア）を提供し、販路や受注機会の拡大を図り、産業の活性化を目指すため、事業費の出展企業負担分を除いた1/2（但し、上限は予算額）を負担する。（商工会議所との共催事業）		
合併に向けた課題	宇都宮市で実施している事業であり、各町に類似事業はないが、事業範囲拡大等について調整が必要。		
調整の考え方	市町により事業実施の有無に差があることから、地元商工会、商工会議所との連携を含め、新市全域が事業対象範囲となるよう、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	工業	小 分 類	新規事業創出の促進
事業名称	起業家育成支援事業		
事業目的・内容	新たな事業起こしに取り組む起業家やベンチャー企業等の創出を促進するため、創業間もない企業への事業活動の場の提供や、相談、セミナー等のソフト面での支援サービスを実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市単独事業であるため、事業範囲拡大等について調整が必要である。		
調整の考え方	現在は宇都宮市単独事業であるが、事業の趣旨から、合併により範囲が拡大しても、事業の有効性は変化しないものと考えられることから、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	工業	小 分 類	産業基盤の充実
事業名称	(財) 栃木県産業振興センター事業支援		
事業目的・内容	テクノポリス計画の推進機構として設立された(財) 栃木県産業技術振興協会と(財) 栃木県中小企業振興センターが平成13年4月に統合した(財) 栃木県産業振興センターの運営を支援する。		
合併に向けた課題	宇都宮市単独で事業を実施しているため、調整が必要である。		
調整の考え方	現在は宇都宮市単独事業であるが、事業の趣旨から、合併により範囲が拡大しても、事業の有効性、財政に及ぼす影響は変化しないものと考えられることから、原則として宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	工業	小 分 類	産業基盤の充実
事 業 名 称	高度技術産業集積活性化計画推進協議会支援		
事業目的・内容	新事業創出促進法に基づき、テクノポリス計画と頭脳立地計画を発展的に継承し、平成12年8月に策定された「栃木県高度技術産業集積活性化計画」を推進することにより、新たな事業の創出を促進する必要があるため、平成12年10月に栃木県高度技術産業集積活性化計画推進協議会を設立し、高度技術産業の集積や地域内企業の育成、技術の高度化の促進等に資する事業を支援する。		
合併に向けた課題	負担金を支出している市町があり、負担割合が変更になるため、調整が必要である。		
調整の考え方	市町により負担の有無に差があり、また、財政規模及び財政力指数により事業費が算出されていることから、合併に際し速やかに調整する。		

中 分 類	工業	小 分 類	産業基盤の充実
事 業 名 称	高度技術産業集積地域対象事業支援		
事業目的・内容	新事業創出促進法に基づき、テクノポリス計画と頭脳立地計画を発展的に継承し、平成12年8月に策定された「栃木県高度技術産業集積活性化計画」を推進することにより、新たな事業の創出を促進する必要があるため、財団法人栃木県産業振興センターにおいて、高度技術産業集積地域である4市5町の企業等を対象に実施する技術基盤の強化、研究開発の促進等に資する事業を支援する。		
合併に向けた課題	補助金を支出している市町があり、負担割合が変更になるため、調整が必要である。		
調整の考え方	市町により負担の有無に差があり、また、財政規模及び財政力指数により事業費が算出されていることから、合併に際し速やかに調整する。		

中 分 類	工業	小 分 類	産業基盤の充実
事 業 名 称	栃木科学技術シンポジウム共催事業		
事業目的・内容	大学における研究活動の活性化、高度技術産業集積の活用による新事業の創出及び地域の発展に資することを目的に、シンポジウム及び講演会を開催するため、事業費の一部（定額10万円）を負担する。（宇大、栃木県等との共催事業）		
合併に向けた課題	宇都宮市で実施している事業であり、各町で類似事業はないが、合併による負担額の見直しが必要となる可能性がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみ該当している事業であり、各町との調整事項は生じないため、原則として宇都宮市に制度を基準に実施する。		

中 分 類	工業	小 分 類	産業基盤の充実
事 業 名 称	発明相談事業支援		
事業目的・内容	発明意欲の高揚及び工業技術の振興と普及を図るため、企業及び住民から寄せられる特許権・実用新案権・意匠権・商標登録等に関する相談や、その他発明に関する一般的な事項について、弁理士による相談事業を実施する。		

	宇都宮商工会議所との共催、発明協会栃木県支部との連携により、商工会議所において、年間３５回の相談会を実施している。
合併に向けた課題	商工会議所等と連携しながら実施しているが、各町で類似事業がないことから、今後事業範囲等に関して調整が必要である。
調整の考え方	商工会議所等と連携しながら実施しているが、現在の事業方法の見直しも含め、新市移行にあたり効率性、公平性を担保していく。

中 分 類	工業	小 分 類	産業基盤の充実
事 業 名 称	企業立地・育成促進事業		
事業目的・内容	新たな成長産業・企業等の立地を促進し、基盤的技術産業の育成や中小企業の自立的発展を促進するため、施設・設備等を新增設する企業に固定資産税、事業所税相当額を補助する。 ・企業立地補助金 取得した土地及び新設・移設した建物に係る固定資産税・都市計画税相当額を助成 ・特定企業集積促進補助金 新・増設した建物に係る事業所税相当額を助成 ・高度化設備設置補助金 新・増設した償却資産に係る固定資産税相当額を助成		
合併に向けた課題	宇都宮市で実施している事業であるが、上三川町で類似事業があり、制度の再構築及び未実施の町との調整が必要。		
調整の考え方	企業立地育成助成制度については、宇都宮市の交付基準をベースに、合併時において一元化する方向で経過措置を含めて調整する。		

中 分 類	工業	小 分 類	産業基盤の充実
事 業 名 称	多功南原企業立地連絡会議		
事業目的・内容	多功南原(テクノパークかみのかわ)に企業立地を積極的に進めるため、PR及び戦略方針などを検討する。		
合併に向けた課題	他の工業団地への企業誘致策との調整が必要になる。		
調整の考え方	企業誘致については、合併時において一元化する方向で調整する。 なお、連絡会議については廃止の方向で調整する。		

中 分 類	工業	小 分 類	産業基盤の充実
事 業 名 称	次世代モビリティ産業集積促進事業		
事業目的・内容	宇都宮地域の産業資源を活用し、次世代のモビリティ産業（航空・宇宙、自動車、ロボット関連企業）の集積を促進し、多様で国際競争力のある産業構造を実現することで、地域全体の産業振興を図るとともに、新たな雇用を創出する。		
合併に向けた課題	宇都宮市単独事業であるため、事業範囲拡大等についての調整が必要である。		
調整の考え方	モビリティ産業の集積については、合併市町を含めた地域全体で取り組むことが重要であるが、事業の実施にあたっては、産業ポテンシャルの最も高い宇都宮市がイニシアチブをとっていく。		

中 分 類	工業	小 分 類	地場産業の振興
事 業 名 称	陸砂利採取採石監視員の設置		
事業目的・内容	砂利及び岩石の違法採取や採取場における災害防止を図るため、巡回監視を行う。 なお、経費は県からの交付金で賄われている。		
合併に向けた課題	事業を実施する市町間において、監視手法や体制の統一、また各市町が抱える監視に係る重点課題等について調整する必要がある。また報酬額については、関係市町において調整するとともに、これを交付する栃木県との調整を要する。		
調整の考え方	大谷地区の災害防止に努めるという、通常の陸砂利採取採石監視業務に比して緊要な事業であること、また栃木県の交付金により執行されている事業であること、統一した監視員の設置体制の必要等から、宇都宮市の陸砂利採取採石監視員設置規則を基に速やかに各町間および栃木県との間で調整を図る。		

中 分 類	工業	小 分 類	地場産業の振興
事 業 名 称	大谷石産業販路拡大事業支援		
事業目的・内容	宇都宮市の地場産業である大谷石産業の紹介の機会として、各種フェア等への出展事業を支援し、販路拡大に結び付ける。		
合併に向けた課題	宇都宮市の地場産業、また観光資源としての大谷石産業に対する振興事業は、宇都宮市固有の事業であり、合併に伴う課題はない。ただし、合併後は、各町の地場産業との間における均衡ある振興を図るため、調整を行うことが必要になる。		
調整の考え方	特定の地域を対象とする事業であることから、現行のまま新市に引き継ぐものとするが、各市町の地場産業との間における均衡ある振興を図るよう調整を図る。		

中 分 類	労政	小 分 類	雇用の確保
事 業 名 称	パートバンク支援事業		
事業目的・内容	パートタイム雇用を促進するため、国の機関「宇都宮パートバンク」（ハローワーク駅前プラザ内）に相談員として非常勤職員1名を配置し、パートタイム雇用に関する総合的職業紹介を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施している事業であり、合併に関する課題は特にない。		
調整の考え方	国の機関への相談員の配置であり、現在の宇都宮市の事業を継続する。		

中 分 類	労政	小 分 類	雇用の確保
事 業 名 称	求職者のためのパソコン講座		
事業目的・内容	求職者（特に中高年齢者）に、一般事務などを行う上で必要なパソコンの基本操作などを低廉な費用で習得してもらい、求職活動や雇用確保の一手段として活用する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施のため、今後の事業展開について調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、新市の全域を対象に事業を実施できるようにする。		

中 分 類	労政	小 分 類	雇用の確保
事 業 名 称	雇用促進のための啓発事業		
事業目的・内容	男女ともに意識を向上させ、仕事と家庭の両立を支援するとともに、女性が生き生きと働くことができる環境を整備するため「仕事と家庭の応援セミナー」（講演会）を隔年で開催する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施している事業であり、合併に関する課題は特にない。		
調整の考え方	労政事務所との共催事業であり、原則として宇都宮市の制度を基準として新市に引き継ぐ。		

中 分 類	労政	小 分 類	雇用の確保
事 業 名 称	宇都宮地区雇用協会関係事務		
事業目的・内容	宇都宮地区雇用協会は、ハローワーク宇都宮管内にある市町の長を顧問とし、地区内の労働力の確保及び勤労者の雇用安定を促進するため、事業計画に基づき、就職合同面接会や情報懇談会を開催している。 各市町は、補助負担金を支出し、協会の活動を支援することにより、雇用安定などの目的を達成することができる。		
合併に向けた課題	補助負担金の統合整理について、宇都宮地区雇用協会との調整が必要である。		
調整の考え方	各市町とも、既に宇都宮地区雇用協会に加入しているので、協会事務局と負担・補助金の統合調整をする。		

中 分 類	労政	小 分 類	雇用の確保
事 業 名 称	雇用支援対策基金事業（雇用助成制度）		
事業目的・内容	雇用を維持・確保し、もって地域企業と住民生活の安定を図るため、基金を設置し雇用支援対策事業を実施する。その一つとして、新たに労働者を雇用した事業主に対して助成金を交付する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施している事業であり、合併に関する課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市の事業を新市に引き継ぐ。		

中 分 類	労政	小 分 類	雇用の確保
事 業 名 称	雇用支援対策基金事業（再就職支援事業）		
事業目的・内容	雇用を維持・確保し、もって地域企業と住民生活の安定を図るため、基金を設置し雇用支援対策事業を実施する。その一つとして、事業主都合による離職者の再就職を支援するため、離職者で希望する者に対し、セミナー及びキャリアカウンセリングを行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施している事業であり、合併に関する課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市の事業を新市に引き継ぐ。		

中 分 類	労政	小 分 類	職業能力開発の促進
事 業 名 称	技能検定合格者顕彰事業		
事業目的・内容	宇都宮市の産業に従事し、かつ宇都宮市に住所を有する者で、職業能力開発促進法の規定に基づく技能検定において特級、1級及び単一等級に合格した者に対し顕彰式を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施のため、今後の事業展開等について調整が必要。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に実施するものとし、新市の全域を対象に事業を実施できるようにする。		

中 分 類	労政	小 分 類	職業能力開発の促進
事 業 名 称	勤労者育成事業		
事業目的・内容	勤労者が事業所で働くのに必要な職業能力を身に付けるため、勤労者育成事業（パソコン講座、初級管理者講習会、新入社員講習会）を宇都宮商工会議所と共同して開催する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施のため、今後の事業展開及び会議所との調整が必要。		
調整の考え方	地元商工会議所との調整を含め、新市全域が事業対象となるよう宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備
事 業 名 称	勤労者向けガイドブックの発行		
事業目的・内容	働くために必要な法律・制度・各種情報を掲載した「働くあなたのサポートガイド」を作成し、各関係機関・事業所等へ配布する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施のため、今後の事業展開等について調整が必要。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に実施するものとし、新市の全域を対象に事業を実施できるようにする。配布部数・配布方法・内容については検討する。		

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備
事 業 名 称	労働条件実態調査事業		
事業目的・内容	宇都宮市内の事業所に対して労働条件実態調査を3年毎に実施することにより、勤労者の就労の実態や労働環境の現状を把握する。その結果については、事業主等への情報提供を行い、労働行政及び労務対策の参考に資するとともに、労働条件の向上を図る。		
合併に向けた課題	商工会議所との共催事業なので、連携方法等の調整が必要。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、新市の全域を対象に事業を実施できるようにする。		

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備
事 業 名 称	中小企業退職金共済制度加入促進事業		
事業目的・内容	中小企業従業員の福祉の向上と雇用の安定を図るため、中小企業退職		

	金共済事業本部と新規に契約を結んだ事業主に対して、契約を結んだ月から1年間、共済掛金の一部を補助する。
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施のため、今後の事業展開等について調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に実施するものとし、新市の全域を対象に事業を実施できるようにする。

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備
事 業 名 称	中小企業勤労者サービスセンターの設立の検討		
事業目的・内容	中小企業で働く勤労者の勤労意欲の向上と雇用安定を図るために、福利厚生の実施の手段である中小企業勤労者サービスセンターの設立について検討する。		
合併に向けた課題	宇都宮市が中心となって検討している事業であり、合併に関する課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市の検討内容を基準に実施するものとし、新市の全域を対象に事業が実施できるよう検討していく。		

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備
事 業 名 称	中小企業等勤労者福利厚生資金融資事業		
事業目的・内容	中小企業等勤労者のうち、希望する者に対し、金融機関（中央労働金庫等）との協調融資の方法により、低利で安全な福利厚生資金を融資し、勤労者の福利厚生の充実を図る。		
合併に向けた課題	勤労者向けの融資制度が各自治体で制度化されているため、統合化の協議・調整を行う必要がある。 また、現行制度で融資を受け、合併の時点で返済中の件については特に配慮を要する。		
調整の考え方	合併関係市町間で類似する事業が存在することから、宇都宮市の制度に一元化し、新市全体で実施する。（上三川町については、平成16年度に制度を廃止する予定）		

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備
事 業 名 称	労働相談事業		
事業目的・内容	勤労者・事業主に対し、社会保険労務士による社会保険制度、賃金不払い、解雇など労働全般の相談業務を実施する労働相談アドバイザー事業を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施のため、今後の事業展開等について調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に実施するものとし、新市の全域を対象に事業を実施できるようにする。 実施場所・回数等について検討する。		

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備
事 業 名 称	勤労者福利厚生支援事業		
事業目的・内容	中小企業勤労者の健全な育成と教養文化の向上を図るため、中小企業の勤労者が多数参加する労働組合に福利厚生事業費を補助する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施のため、今後の事業範囲について調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に実施するものとし、新市の全域を対象に事業を実施できるようにする。		

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備
事 業 名 称	宇都宮地区労政協会関係事業		
事業目的・内容	市町は、宇都宮地区労政協会の賛助会員として、宇都宮労政事務所管内の会員の労使関係の安定、勤労者の福利厚生等の向上を目的とする労政協会活動の支援を行う。		
合併に向けた課題	負担金の統合整理について、宇都宮労政協会との調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市・上三川町・河内町は、既に宇都宮地区労政協会に加入しているので、協会事務局と負担・補助金の統合調整をする。		

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備
事 業 名 称	移転就職者宿舍施設管理事業		
事業目的・内容	上三川町において、移転就職者宿舍（雇用促進住宅）の下水道が未整備のため、浄化槽処理水をポンプにより排水している。そのポンプの維持管理を行う。（下水接続まで必要） 宿舍については、雇用・能力開発機構が管理しているが、今後、買い取りを求められる。		
合併に向けた課題	下水接続までの事業。認可区域内であるが、優先順位が低く整備計画年次は未定となっている。 宿舍の買い取りを求められたときの対応（所管の調整が必要）が課題である。		
調整の考え方	現行のまま新市に引き継ぎ、所管の調整を検討する。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類	組織・定員
事 業 名 称	組織及び構成		
事業目的・内容	農業委員会等に関する法律において、農業委員会の組織及び構成の基本的事項は、定められている。 組織については、総会・部会・事務局に関すること、構成については、（公選・農業団体選任・議会選任）農業委員に関することを行う。 また、選挙区についても定められている。		
合併に向けた課題	選挙区の数、農業委員数等については各市町ともまちまちである。 合併にあたっては、どの法律を適用するかによって、農業委員の定数、任期、選挙区等が異なってくるので、関係法令を踏まえながら各市町間で協議・調整を行う必要がある。		

調整の考え方	合併により、新市の一体性を確保するため、上三川町、上河内町、河内町の農業委員会は、合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。 また、合併により、市域が拡大することに伴い、農地が増大し、農業者が増えることから、合併から最初に行われる一般選挙までの期間の選挙委員の定数は、合併特例法を適用し、宇都宮市30人、上三川町12人、上河内町6人、河内町6人とする。 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は、40人とし、選挙区は、宇都宮市に3選挙区、上三川町、上河内町、河内町にそれぞれ1選挙区、合計で6選挙区を設ける。また、選挙区ごとの定数は、平成16年3月31日確定の農業委員会委員選挙人名簿登録者数に比例して定める。
--------	---

中 分 類	農業委員会	小 分 類	組織・定員
事業名称	定数及び任期		
事業目的・内容	農業委員会等に関する法律及び施行令において、また、それを受けて市町の条例により農業委員会の定数は定められている。 任期についても、農業委員会等に関する法律において3年と定められている。		
合併に向けた課題	選挙区の数、農業委員数等については各市町ともまちまちである。 合併にあたっては、どの法律を適用するかによって、農業委員の定数、任期、選挙区等が異なってくるので、関係法令を踏まえながら各市町間で協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	合併により、市域が拡大することに伴い、農地が増大し、農業者が増えることから、合併から最初に行われる一般選挙までの期間の選挙委員の定数は、合併特例法を適用し、宇都宮市30人、上三川町12人、上河内町6人、河内町6人とする。 合併後、最初に行われる一般選挙における選挙委員の定数は、40人とし、選挙区は、宇都宮市に3選挙区、上三川町、上河内町、河内町にそれぞれ1選挙区、合計で6選挙区を設ける。また、選挙区ごとの定数は、平成16年3月31日確定の農業委員会委員選挙人名簿登録者数に比例して定める。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類	組織・定員
事業名称	報酬及び費用弁償		
事業目的・内容	農業委員に対し、報酬及び費用弁償を支給する。		
合併に向けた課題	報酬等に差異があるため、各市町間で協議・調整が必要である。		
調整の考え方	合併時に、各市町での検討会議等を開催しながら調整する。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類	団体等運営
事業名称	青色申告会運営事務		
事業目的・内容	現在、各市町においては、任意団体として、青色申告会が設置され、事務局が農業委員会に置かれている。 簿記記帳に基づく農業経営の合理化と適正納税、及び経営環境の整備を図り、会員相互の福祉増進と地域農業の振興に寄与するため、簿記記帳指導会等を実施する。		

合併に向けた課題	事業内容・会費・役員の選任等各市町ともまちまちであることから、事業の実施の継続や廃止・縮小なども含めて調整を図る必要がある。
調整の考え方	サービスを一定に保つため、会費を含め宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地保全
事業名称	農地法に関する事務		
事業目的・内容	農地の利用調整のため、農地の権利移動・権利設定や農地の転用の許可処分、農地利用の紛争の仲介、農地の無断転用については是正指導、国有農地の売渡・貸付や管理等の事務、農地法等に関する諸証明の交付に関する事務を行う。		
合併に向けた課題	許可申請等の受付、予備調査、調査部調査・会議、農地部会（総会）など許可処分手続き方法に差異があることから、調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	新市に移行するにあたり農地法の事務処理については、権限移譲されている宇都宮市の事務処理に一元化する方向で調整する。 なお、農地部会の開催や現地調査等については、合併後の委員定数や地域割（選挙区）の調整にあわせて検討する。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地保全
事業名称	農地の相続税及び贈与税の納税猶予事務		
事業目的・内容	農家の、相続に伴う農地の細分化防止や後継者の確保を図るため、税制の支援措置として設けられた納税猶予制度で、猶予制度の適格者である旨の証明書の交付、猶予を受けた農地の管理、農業継続の証明、農地の異動（権利移動、設定、転用）の税務署長への通知を行う。		
合併に向けた課題	調査方法等に差異があることから、調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	税制の適用を受けるにあたり、地域特性を考慮できるものではないので、調査方法等については、原則として、宇都宮市の調査方法に統一する方向で調整する。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地・農政事務
事業名称	農林業施策に関わる建議・要望活動		
事業目的・内容	農業者の公的代表機関たる農業委員会として、農業関係者や消費者団体等からの声を基に、農林業施策について、他の行政庁への建議や要望をする。		
合併に向けた課題	建議・要望活動は各市町で行っているが、業務の流れ・意見集約の方法・要望の相手先等がまちまちなので、協議・調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市に移行するにあたり、宇都宮市の実施方法を基準に調整する。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地・農政事務
事業名称	諸証明の発行事務		
事業目的・内容	法令上による事項に関する証明及び農業従事者証明等行政サービスによる証明を発行する。		

合併に向けた課題	各市町において諸証明を発行しているが、手数料・取扱証明の種類に差があることから、調整を図る必要がある。
調整の考え方	行政サービスを一定に保つため、証明の種類、手数料の額等について宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地・農政事務
事業名称	農業経営管理能力向上支援		
事業目的・内容	農業経営の状況を把握し、農業者の経営管理能力の向上に寄与するため、パソコン・複式簿記等による、経営管理の効率化及び経営分析を行う講習会・青色申告推進のための講習会を開催する。		
合併に向けた課題	宇都宮市・上三川町・上河内町が実施している事業であるが、実施の継続や廃止・縮小、関連事業との整理・統合など実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	行政サービスを一定に保つため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地・農政事務
事業名称	家族経営協定事務		
事業目的・内容	農業における労働・生活環境の改善と女性の社会的地位の向上を目指し、家族経営協定の推進会議、各戸訪問等を関係機関との連携により実施し、家族経営協定の締結の浸透を図る。		
合併に向けた課題	各市町が家族経営協定を実施しているが、事業の推進方法等がまちまちであるため協議・調整を行う必要がある。		
調整の考え方	新市に移行するにあたり、宇都宮市の実施方法等を基準に調整する。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地・農政事務
事業名称	農業委員会報発行		
事業目的・内容	農業者等に対し、農業に関する的確な情報提供を行うため、全農家に会報誌を配布する。		
合併に向けた課題	宇都宮市・上三川町で発行している。発行回数・配布方法等がまちまちであることから、全域での発行の是非を含め、調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	行政サービスを一定に保つため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地・農政事務
事業名称	農地流動化事務		
事業目的・内容	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積を図る事業を行う。		
合併に向けた課題	農業公社があり事務を委託している市町と、農業公社がなく農業委員会が事務を行っている町があるため、事務実施のあり方や整理統合について、調整が必要である。		
調整の考え方	市町により農業公社の有無があり、合併後の農業公社のあり方（整理統合等）の調整に併せて調整する。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地・農政事務
事 業 名 称	総会、部会等の運営事務		
事業目的・内容	農業委員会等に関する法律に、農業委員会が議決すべき事項はすべて総会で決定されるが、選挙委員の定数が20人以上の農業委員会には、農地部会その他の部会が置かれる。部会が設けられた場合、部会の所掌に属された事項については、部会の議決をもってその農業委員会の決定とする。農地部会については、法令業務、その他の部会については、法6条に規定する任意業務等を行う。宇都宮市においては、総会・部会の設置があるが、各町においては総会のみ設置となっている。		
合併に向けた課題	総会等の運営等について差異があることから、調整を図ることが必要である。宇都宮市においては、専門委員会を作り、独自で研究・調査を行っているので、存続等に関しても協議を行う必要がある。		
調整の考え方	合併により、新市の一体性を確保するため、上三川町、上河内町、河内町の農業委員会は、合併時に宇都宮市農業委員会に統合する。 また、総会・部会の設置においては、合併時までには統合後の農業委員会業務が円滑に進むように効率的な構成や具体的な運営方法を定める。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地・農政事務
事 業 名 称	農業後継者事務		
事業目的・内容	農業後継者の結婚に関する相談活動及び相談員対策等を積極的に推進するとともに、農業後継者の社交性の涵養と地位の向上に務め、後継者の確保と農業の発展に寄与する。		
合併に向けた課題	農業後継者事務は、宇都宮市と上三川町においてのみ実施していることから、合併後の事業の在り方について、協議・調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市においても事業を実施していく必要があることから、宇都宮市の事業を基準に上三川町の事業との調整を取りながら新市全域を対象とした事業展開に向けた調整を行う。		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中 分 類	商業	小 分 類	附属機関
事 業 名 称	商工振興委員会の運営		
事業目的・内容	商工業を振興し、中小企業の支援に寄与するため、商工振興委員会を設置する。		
合併に向けた課題	条例で設置された附属機関の委員である場合と要綱により設置された懇談会の委員である場合がある。商工振興を目的とした専門家の意見聴取方法としては、多様な形態が考えられるため、設置形態の検討が必要である。		
調整の考え方	地域振興を検討する全庁的な組織に協議の場を移行する。		

中 分 類	工業	小 分 類	産業機関の充実
事 業 名 称	栃木県工業団地連絡協議会		
事業目的・内容	工業団地を有する市町村と関係団体で組織し、工業団地への企業誘導対策の検討や企業立地を促進するための事業を行う。		
合併に向けた課題	合併による負担金の額の変動が生じることから、運営母体である栃木県との間での調整が必要である。		
調整の考え方	合併による財政規模の増大等により負担金の変動が生じることから、事前に運営母体である栃木県との間で負担額を調整する。		

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備
事 業 名 称	中小企業福祉支援事業		
事業目的・内容	中小企業勤労者の健全な育成と教養文化の向上を図るため、中小企業の勤労者が多数参加する企業団体に福利厚生事業費を補助する。		
合併に向けた課題	各市町で類似の制度があるため、調整が必要である。		
調整の考え方	合併関係市町に類似の事業が複数存在することから、宇都宮市の制度を基準に合併までに方向付けを行い、新市に移行後、3年以内に調整する。		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中 分 類	商業	小 分 類	中小企業者支援
事 業 名 称	若手後継者等育成支援事業		
事業目的・内容	中小企業の後継者となる人材の育成を図るため、商工会青年部が実施する他の市町村商工会青年部等との交流事業を支援する。		
合併に向けた課題	商工会の事業への補助であり、商工会議所全体の支援の中で見直す必要がある。 事業費補助は有効であるので、事業としての継続を考慮すべきである。		
調整の考え方	商工会の合併の課題もあることから、当分の間現行どおりとし、商工会の合併に合わせて調整を図る。		

中 分 類	商業	小 分 類	商工団体支援
事 業 名 称	商工団体への補助事業（商工会議所）		
事業目的・内容	商工団体事業を推進し、中小企業の体質改善を図るため、商工団体に運営費の一部を補助する。		
合併に向けた課題	商工会議所の事業への補助の本体であり、商工会議所全体の支援の中で見直す必要がある。 町商工会が存続することが考えられるため、補助総額を基準に調整を図る必要がある。		
調整の考え方	商工会の合併の課題もあることから、当分の間現行どおりとし、商工会の合併に合わせて調整を図る。ただし、商工会が残る場合に、各会ごとのアンバランスが生じないように、基準を作成し、補助していく。		

中 分 類	商業	小 分 類	商工団体支援
事 業 名 称	プレミアム付商品券発行事業（商工会）への支援		
事業目的・内容	地元購買を増加させ、町の中小店の商業振興を図るため、プレミアム（20～10%）付き商品券発行事業を実施する商工会に事業費の一部を補助する。		
合併に向けた課題	プレミアム付き商品券発行事業を実施するにあたり、合併する他の市町の必要性を勘案する必要がある。		
調整の考え方	商工会の事業として、地域が有する特性に基づき、実施してきたものであり、商工会の合併の課題もあることから、当分の間現行どおりとし、商工会の合併に合わせて調整を図る。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農業情報システム
事 業 名 称	農家・農地基本台帳システム		
事業目的・内容	農家・農地情報の一元管理を行い、必要な情報をすぐに取り出せ、必要な資料を容易に作成できる環境、また、異動情報等を効率的に更新できる環境を整備し、事務の効率向上による住民サービスの向上・事務の標準化による品質の向上と省力化の実現・データの有効活用を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては、平成17年4月稼動予定だが、各町においては既に稼動している。 システムの統合が課題となるため、協議・調整が必要となる。		

調整の考え方	農家・農地基本台帳システムにおいては、原則として宇都宮市のシステムに統合するとなっているが、宇都宮市のシステムが立ち上がるのは、平成17年4月になるということと、各市町が同じソフトを使用していないことから、段階的に調整する。
--------	--

中分類	農業委員会	小分類	農地・農政事務
事業名称	農作業賃金事務		
事業目的・内容	農作業受委託の促進は、利用権の設定等による農用地の利用の集積と相まって、効率的かつ安定的な経営を行う農家を育成していくうえで重要な方策となっている。そのため、農地の賃借料との整合性を図り、受託者の適正な労賃と機械の償却費等が確保された農作業賃金を定めている。 各市町において、農作業賃金を設定しており、全農家へ「農作業賃金等標準額ちらし」を配布している。		
合併に向けた課題	各市町とも農作業賃金等標準額を設定しているが、設定の方法等がまちまちであるため地域の実状を考慮しながら、調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	農作業賃金等標準額の設定については、標準額の見直しに伴う農家への影響や設定要因（経営規模、圃場整備、収穫高等）の状況が異なっていることなどを考慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。		

中分類	農業委員会	小分類	農地・農政事務
事業名称	標準小作料改訂事務		
事業目的・内容	農地の貸し手、借り手農家の小作料契約の目安として、主に農業経営の安定を図ることを目的に、標準小作料を設定する。		
合併に向けた課題	各市町とも小作料額に差異があることから、地域の実状を考慮しながら調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	標準小作料の設定については、見直しに伴う農家への影響や設定要因（経営規模、圃場整備、収穫高等）の状況が異なっていることなどを考慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中 分 類	商業	小 分 類	商店街等支援
事 業 名 称	商店街支援事業（商店街等診断）		
事業目的・内容	中小企業者の経営環境を改善するため、商店街等を診断し、事業費の一部を助成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市の独自事業であるが、新市に移行した場合でも、現行の制度を適用することが可能であり、合併に関する特段の課題はない。		
調整の考え方	類似する事業に統合し、平成15年度で事業を廃止する。		

中 分 類	商業	小 分 類	商店街等支援
事 業 名 称	駐車場有効利用促進事業		
事業目的・内容	土曜日、日曜日における中心商業地への買い物客の駐車場の利便を確保するため、東京海上火災保険、中央1丁目の駐車場を休日運営する。（ホリデーパーキング事業） 民間駐車場が増設され、市営中央駐車場の利用に余裕ができたため、近年中に事業を見直したい。		
合併に向けた課題	宇都宮市の特定区域における事業であり、合併に関する特段の課題はない。		
調整の考え方	平成15年度で事業を廃止する。		

中 分 類	工業	小 分 類	中小企業の経営基盤の強化
事 業 名 称	発注企業感謝状贈呈事業支援		
事業目的・内容	中小企業への事業の発注・技術移転等に対する発注企業の貢献を評価し、市長と商工会議所会頭から連名の感謝状と記念品を贈呈することにより、下請企業の更なる受注拡大を図り、産業の振興に繋げるため、事業費の参加者負担分を除いた1/2（但し、上限は予算額）を負担する。（商工会議所との共催事業）		
合併に向けた課題	宇都宮市で実施している事業であり、各町に類似事業はないが、負担額や事業内容（感謝状贈呈企業の対象基準など）の調整を図るとともに、事業の必要性について検討することが必要である。		
調整の考え方	この事業は、宇都宮市のみが実施している商工会議所との共催事業であり、現在5年後の廃止を目標に補助金化への移行が検討されている。従って、各町において事業を実施していく可能性は低いものとする。		

中 分 類	工業	小 分 類	産業基盤の充実
事 業 名 称	栃木県発明展覧会事業支援		
事業目的・内容	発明の奨励を通じ、栃木県の科学技術の振興を図ることを目的として発明展覧会を開催するにあたり、定額5万円を負担する。（栃木県、商工会議所等との共催事業）		
合併に向けた課題	宇都宮市で実施している事業であり、各町で類似事業はないが、合併による負担額の見直しが必要となる可能性がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみ該当する事業であるが、現在廃止の方向で県と調整を進めている。		

中 分 類	工業	小 分 類	産業基盤の充実
事 業 名 称	農村工業導入事業		
事業目的・内容	農村地域工業等導入促進法に基づき実施計画を策定した農村地域工業等導入地区（下小倉地区・中里地区）への工業等の円滑な導入を計画的に促進し、農村地域での雇用機会を増大するとともに農業と工業との均衡ある発展を図る。		
合併に向けた課題	実施計画の見直し業務（人口20万人以上の市は農工法による農村地域から除外される）を含め、税制等の優遇措置が適用にならないものでてくることから、現在の中里団地区内の残地（農地転用処理済み）について、今後、どのように企業誘致を図っていくか、他町の優遇措置との整合性も含め調整する必要がある。		
調整の考え方	実施計画の目的はほぼ達成されており、合併により人口規模も対象から外れることから、実施計画の見直し業務を速やかに進め、合併前に廃止する方向で調整を図る。		

中 分 類	労政	小 分 類	雇用の確保
事 業 名 称	雇用確保のための普及推進事業		
事業目的・内容	民間業者に委託した雇用確保の普及推進員に、事業所を訪問させ、総務・人事担当者に雇用関係の資料を提供し、雇用の助成制度を周知するとともに求職者の就職に結びつくよう事業所から求人情報を引き出す。（緊急地域雇用創出特別事業）		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ、かつ16年度までの実施予定であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	国の緊急地域雇用創出特別事業によるものであり、平成16年までの事業であることから、廃止する。		

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備
事 業 名 称	労働保険加入促進委託事業		
事業目的・内容	労働保険（労災保険・雇用保険）未加入の零細事業所（従業員5人未満）に対する加入促進の啓発事業を労働保険事務組合に委託し、加入事務を取り扱った件数に応じて宇都宮公共職業安定所の審査を経て交付金（1件あたり5千円）を支給する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみで実施のため、今後の事業展開等について調整が必要。		
調整の考え方	交付金の所期の目的は達成されており、今後、事業を継続する必要性が小さいことから、合併前に廃止する。		

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備
事 業 名 称	勤労者住宅資金利子補給事業		
事業目的・内容	住宅金融公庫より高い利率で住宅資金を借り入れた勤労者に、借入金の利子の一部（15万円限度初回のみ）を補助する。		
合併に向けた課題	住宅金融公庫の制度が見直しされるのに伴い、事業の見直しが必要である。		
調整の考え方	住宅金融公庫制度の見直しに伴い、合併時まで廃止する。		

中 分 類	労政	小 分 類	労働環境の整備
事 業 名 称	河内町事業所連絡協議会の支援		
事業目的・内容	「河内町事業所連絡協議会」の事務局を担当。(会員の会費により運営) 町内の工場や事業所で組織し、産業界の健全な発展を期するため、会員相互の連絡と親睦を図るとともに、労働基準監督署とも連携しながら労働災害防止対策等の活動に取り組み、各企業の労働安全衛生事業を促進する。		
合併に向けた課題	河内町のみで実施のため、事業の必要性の検討が必要である。		
調整の考え方	協議会の事務局について、行政の支援を受けずに自立して運営できるように調整する。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類	団体等運営
事 業 名 称	農政対策協議会運営事務		
事業目的・内容	現在、各市町においては、任意団体として、農政対策協議会が設置され、事務局はＪＡや農業委員会に置かれている。 事務局では、農業委員や、農業協同組合等農業団体関係者から成る農政対策協議会の事業についての企画、運営等を行う。		
合併に向けた課題	組織の構成・事業内容等ともまちまちであることから、事業の実施の継続や廃止・縮小なども含めて調整を図る必要がある。		
調整の考え方	農協主体で行ってきた事業であり、農業委員会としては事業実施の必要性が薄くなってきたので、農協と協議しながら廃止の方向で調整する。		

中 分 類	農業委員会	小 分 類	農地・農政事務
事 業 名 称	農政懇談会		
事業目的・内容	農業の担い手である認定農業者や消費者等の意見や要望を適確に踏まえ、農業施策に適確に反映させていくとともに、農業委員会活動の一層の活発化を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市・上河内町において、単独で実施している事業であり、事業実施のあり方について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	他の事業の中で統合するなど、事業実施の必要性が薄いため、廃止の方向で調整する。		

各種事務事業の取扱い

【建設専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	検査室	小 分 類	検査
事 業 名 称	公共工事の検査		
事業目的・内容	安全で快適な住民生活を実現するための社会基盤として作られる、公共工作物の品質確保を目的とし、契約の適正な履行を確保する。 工事目的物の整備が契約書どおりの確に行われているかどうか、工事の施工段階及び完成時において、工事現場で検査を行い、引取り可能なものであるかどうか確認する。		
合併に向けた課題	各市町とも同様の業務を実施しており、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	各市町とも同様の業務を実施しており、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	街路	小 分 類	街路道等
事 業 名 称	都心部道路景観整備事業		
事業目的・内容	まちづくり総合支援事業（宇都宮西地区）として国の採択を受け、都心部における細道路の歩車道分離や道路景観の向上を図ることにより、人々が楽しく回遊できる路（みち）や道路空間を創出し、歴史性、業務核、商業集積地区の道路を体系的に整備し、都心地区の有する歴史、文化などの個性を生かしながら、風格と魅力のあるまちを創造するとともに、宇都宮市の課題でもある中心市街地の活性化に資するべく、ゆとりと潤いのあるまちづくりを進める。		
合併に向けた課題	事業の対象となる区域は現在の宇都宮市の区域のみであり、現在の事業後も継続して事業を進めていく方針であることから、合併に伴う問題は特にない。		
調整の考え方	今後も都心部の道路景観を整備し、中心市街地の活性化を推進することは必要であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	地籍調査	小 分 類	地籍調査
事 業 名 称	地籍調査		
事業目的・内容	国土調査法に基づいて、地籍の明確化を図り、土地の開発及び保全並びに利用の高度化に役立てるため、土地の実態を科学的かつ総合的に調査する。 地籍の明確化を図るため、一筆ごとの土地について、地番・地目・所有者を調査し、現地での境界を確認し、正確な測量を行い地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成する。		
合併に向けた課題	地籍調査着手市町（宇都宮市・河内町）での計画の整合を図る必要がある。 未着手町（上三川町・上河内町）の着手を視野に入れた全体計画の見直しを図る必要がある。		
調整の考え方	国土調査法に基づき実施しており、事務事業に差異がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市の全体計画については、合併後速やかに見直す。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	合理的な土地利用の確保
事 業 名 称	国土利用計画法に係る事務		
事業目的・内容	土地の投機的取引と地価の高騰を防止し、土地の有効利用及び地価の安定を図るため、県からの法定受託事務として土地取引規制に係わる措置を講ずる。 法第23条に基づく届出の受理、意見書の作成、県への送達、及び無届取引の調査、遊休土地実態調査、土地取引規制基礎調査を行う。		
合併に向けた課題	法定受託事務であるため、各市町同じ事務を行っており適応可能。 意見書等の作成に際し、各地域の土地利用計画と新市の土地利用計画との調整が必要となる。		
調整の考え方	届出書の受理等の法定受託事務については現行のまま新市に引き継ぐが、新市の各種土地利用計画との調整が必要な意見書の作成については各地域の意見を尊重し実施する。また、各種調査については事務の効率化を図れる手法で実施する。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	土地取引の適正化
事 業 名 称	地価公示制度		
事業目的・内容	土地取引が頻繁に行われる都市計画区域内の標準地について、適正な地価の形成に寄与することを目的として、地価公示価格及び地価調査価格を閲覧に供する。 市町内資料の作成、及び閲覧・相談、土地取引データの提供（不動産鑑定士協会へ）、土地の無料相談会（不動産鑑定士協会主催）の開催などを行う。		
合併に向けた課題	法定受託事務であるため、各市町同じ事務を行っており、特に課題はない。		
調整の考え方	各市町が実施事務を現行のまま新市に引き継ぐものとし、台帳閲覧規程については、宇都宮市規程を基に調整し改正する。（閲覧場所として旧3町立図書館を追加等） 土地の無料相談会については、主催団体の意向によるものとする。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	各種調査
事 業 名 称	都市計画基礎調査等		
事業目的・内容	都市計画法第6条関係事務として、概ね5年ごとに栃木県が行う都市計画に関する基礎調査で、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等の現況及び将来の見通しについて調査を行う。 市町村では、栃木県からの依頼を受け、宅地開発動向、開発許可状況、農地転用状況、農林漁業施策状況、建築物構造・階数現況建ぺい率・容積率充足率、新築状況、公園緑地現況、下水道整備状況、道路率、官公庁・供給処理施設位置等に関する調査を行う。 また、第13条関係事務として、用途地域などの都市計画を決定するにあたり、土地利用や建築物の動向など必要な調査を実施している。この調査を基に、都市計画の見直しを行う。		
合併に向けた課題	都市の動向を把握するために、合併後も引き続き基礎調査を行う必要がある。		

	特に合併による都市の変化を把握するために新たな調査の必要性についても検討が必要である。
調整の考え方	法令等に基づき実施しており、合併後の新市においても市の事務事業として現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市計画の決定・変更
事 業 名 称	地域地区，都市施設，市街地開発事業，地区計画等の決定・変更		
事業目的・内容	さまざまな都市活動が安全で快適かつ機能的に行えるよう都市の発展を計画的に誘導するとともに良好な市街地環境の形成または保全するため各種都市計画を定める。		
合併に向けた課題	法定手続きのため合併による課題は基本的にはないが，都市計画案を作成するために行われる公聴会等の実施や運用等については調整が必要となる。		
調整の考え方	法令等に基づき実施しており，合併後の新市においても市の事務事業として現行のまま新市に引き継ぐ。ただし，都市計画案を作成するために行われる公聴会等の実施や運用等については，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	建築制限
事 業 名 称	都市計画施設区域内の建築等の許可		
事業目的・内容	都市計画施設区域（道路・公園等）内に建築物の建築をしようとする者は，許可を受けなければならないことから，申請された物件を許可基準（都市計画法第 54 条）と照らしながら，その建築物が都市計画事業に支障をきたさないかを審査する。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては申請・許可を行い，町においては町が申請窓口となり，国県道部分では県が許可，町道については町が許可（県からの事務委任）を行っているが，許可基準は法に基づくものであるため，合併に伴う課題は特にはない。		
調整の考え方	法令等に基づき実施しており，合併後の新市においても市の事務事業として現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	建築制限
事 業 名 称	都市計画事業区域内の建築等の許可		
事業目的・内容	都市計画事業認可の告示後，当該事業地内において，都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更，若しくは建築物の建築，その他工作物の建設，政令で定める重量が 5 トンを超える移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする者は，許可を受けなければならないとあるが，申請があった場合でも実情では，事業に支障をきたすので，原則的に不許可を前提とした運用を行う。		
合併に向けた課題	都市計画事業認可の告示後の建築の許可については基本的には認めない方向であり，また近年，申請件数もないため問題はない。		
調整の考え方	法令等に基づき実施しており，合併後の新市においても市の事務事業として現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	縦覧
事 業 名 称	決定図書の縦覧		
事業目的・内容	都市計画法第20条第2項の規定に基づいて、都市計画の決定をした図書は、公衆の縦覧に供しなければならないことから、窓口において縦覧を行う。		
合併に向けた課題	都市計画に関する基本的な照会業務のため、各窓口において一定レベルのサービスができるようにする必要がある。		
調整の考え方	法令等に基づき実施しており、合併後の新市においても市の事務事業として現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	縦覧
事 業 名 称	事業認可図書の縦覧		
事業目的・内容	都市計画法第59条第2項及び第3項の規定により、国土交通大臣が都市計画事業を認可・承認する際、同法第62条の規定により当該図書の送付を受け、縦覧に供する。 なお、宇都宮市が都市計画事業を行う際は、栃木県の認可を受け、当該図書を各担当課において縦覧する。		
合併に向けた課題	法令に基づき実施している事業であるため、都市内において実施されている都市計画事業の概要等は、各窓口において情報提供できるようにしておく必要がある。		
調整の考え方	法令等に基づき実施しており、合併後の新市においても市の事務事業として現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市景観
事 業 名 称	地区計画区域内の届出事務		
事業目的・内容	市街地の良好な環境の保全や美しい都市景観の誘導を図り、地区ごとの特性を生かした街づくりを推進するため、建築物の壁面線の後退やかき・さくの構造などを制限することができる、地区計画制度を活用する。		
合併に向けた課題	都市計画法に基づく指定・運用制度であるため、調整の必要はないが、地域のニーズに対応できる体制の整備が必要である。		
調整の考え方	都市計画法に基づく指定・運用制度であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事 業 名 称	公共施設の設置を伴う開発行為の事前協議		
事業目的・内容	既存の公共施設の機能を損なわないようにし、開発区域内・外の公共施設の変更を行う場合は、それを適正に行わせるとともに、新たに設置される公共施設は、適切に管理される必要があるため、協議を行わせることにより、これを確保させる。		
合併に向けた課題	各自治体ごとに事前協議の手続等に違いがあるため、その調整が必要である。		

	なお、宇都宮市の場合は、基本的に公共施設の管理者毎に協議し事前協議書並びに公共施設の管理及び帰属に関する協定書を作成しているが、各町はまとめて1枚の事前協議書となっている。
調整の考え方	各自治体毎に事前協議の手続等には違いはあるが、事前協議自体の問題はない。各町については、各管理者に協議し開発所管部署が事前協議書をまとめて(1枚で)作成しているが、合併後は管理者毎に協議及び事前協議書を作成するよう手法等を変更する。

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事業名称	開発行為の変更の許可等		
事業目的・内容	開発行為の変更等を適正に行わせるものである。 開発許可を受けた者が都市計画法30条第1項各号(開発区域の規模、予定建築物、開発行為に関する設計、工事施工者等)に掲げる開発許可申請書の記載事項を変更しようとする場合には、軽微な場合を除き変更許可を受けなければならない。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自で開発許可制度を運用し、国の法令の範囲内で必要な例規等も整備しているが、各町は栃木県の例規等で運用しており、申請者や相談者への周知が必要である。		
調整の考え方	都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可において、当該開発行為の変更を要する場合に必要な手続であり、宇都宮市と各町に係る許可権限を持つ栃木県とで事務に差がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事業名称	開発行為の廃止		
事業目的・内容	事業者の事情により、開発許可後、工事を完了しないまま放置されることとなると、その周辺地域に対して溢水の被害を及ぼしたり、公共施設の機能を阻害する等の被害が生じる可能性があるため、そういったことの無いよう事後の状況を確認する必要があるため、それを担保する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自で開発許可制度を運用し、国の法令の範囲内で必要な例規等も整備しているが、各町は栃木県の例規等で運用しており、申請者や相談者への周知が必要である。		
調整の考え方	都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可において、当該開発行為を廃止する場合に必要な手続であり、宇都宮市と各町に係る許可権限を持つ栃木県とで事務に差がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事業名称	開発許可を受けた土地における建築物等の用途変更等の許可		
事業目的・内容	都市計画法第42条第1項において、予定建築物等以外の建築物又は特定工作物が無制限に建築又は建設されることになると、開発許可制度による規制の効果が失われるので、これを認めないこととしているが、		

	同項ただし書きに即して、予定建築物の用途・規模及び構造，技術基準，周辺の環境への影響，開発審査会での協議等の項目を勘案して，支障がないと認められるものであれば許可申請を受付して，用途変更等の許可を行う。
合併に向けた課題	各町は開発審査会を設置しておらず，これまで栃木県の開発審査会で法第４２条に係る用途変更について協議していたため，合併後は宇都宮市の開発審査会で協議されることについて申請者や相談者への周知が必要である。
調整の考え方	法４２条に係る開発審査会への協議は，宇都宮市は市の開発審査会に，各町は許可権限を持つ栃木県の開発審査会にされているが，合併後においては，各町の当該事務に係る協議先が宇都宮市の開発審査会となるだけで，事務に差がないため，現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事業名称	開発許可に基づく地位の承継		
事業目的・内容	地位の承継には一般承継及び特定承継があり，一般承継は相続又は法人の合併等が行われた場合であり，特定承継は開発許可が一身専属的な性格を有しており，本来であれば開発許可を改めて取り直すことが望ましいが，事務の簡素化といった観点から開発許可権者の承認を得る。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自で開発許可制度を運用し，国の法令の範囲内で必要な例規等も整備しているが，各町は栃木県の例規等で運用しており，申請者や相談者への周知が必要である。		
調整の考え方	都市計画法第２９条第１項の規定に基づく開発行為の許可において，当該開発行為を承継する場合に必要な手続であり，宇都宮市と各町に係る許可権限を持つ栃木県とで事務に差がないため，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事業名称	開発登録簿の写し交付		
事業目的・内容	開発行為に関して規制されている事項（建築行為，用途変更等）を一般の住民に対して知らしめることにより，違反行為の防止及び，土地等の取引に際して不測の損害を被ることがないようにするため開発登録簿の調整，保管，交付を都市計画法で規定している。 そのため，開発登録簿の交付請求があった場合はその写しを交付する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自に許可権限を有し，独自の規則で運用しているが，各町の開発行為に関する開発登録簿の交付については，栃木県開発登録簿閲覧規則で規定されているため，登録簿の閲覧場所が宇都宮市となることについては申請者や相談者への周知が必要である。		
調整の考え方	合併により，県が許可権限を持つ各町についても宇都宮市の規則で運用するが，宇都宮市と各町に係る許可権限を持つ栃木県とで事務に差はないため，現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事 業 名 称	開発行為又は建築に関する証明書の交付		
事業目的・内容	建築基準法の規定による確認済証の交付をする場合に、建築敷地及び用途が都市計画法の規定に適合しているかを確認できるように交付する。		
合併に向けた課題	許可権限の有無に伴い、宇都宮市は独自に、各町においては県が証明書を交付しているが、都市計画法で様式や記載内容等が定められているわけではなく、規則で定められており、県と若干様式が異なるため、統一を図る必要があるとともに申請者や相談者への周知が必要である。		
調整の考え方	市と県とで若干様式が違う点については、証明書の趣旨は同じであり、(各町に係る県の事務が市に移り市の様式を使用することについて)申請者や相談者に周知すれば特段支障ないため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事 業 名 称	開発許可等の処分に関する不服申立て		
事業目的・内容	開発許可等の処分に関する不服申立ての規定（都市計画法第 50 条）により、開発審査会に対して審査請求することができるもの。不服申立ては、公正な判断、専門的な知識、迅速な処理を要すること等の趣旨から、専門的な機関である開発審査会に対して審査請求することができることとされている。 当該事務は、都道府県、中核市及び特例市の事務であり、宇都宮市は、開発審査会の事務局である都市計画課のなかで処分庁にあたる開発指導グループを除いた課内で事務局体制を組み運営しており、各町においては県が事務を行っている。 審査請求の手続き等は行政不服審査法が適用される。		
合併に向けた課題	宇都宮市には該当事例がなく不服申立てに対する体制等が明確でない。 また、合併後の開発許可等の処分に関する不服申立てを宇都宮市開発審査会に対し行うことについては、申請者や相談者への周知が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市においてこれまで開発審査会への不服申立ての事例はないが、宇都宮市と各町に係る許可権限を持つ栃木県とで事務に差がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併までの各町に係る開発許可等の処分に関する不服申立ては、処分を行った栃木県の開発審査会に対し行われ、合併後のものは宇都宮市の開発審査会に対し行われることとなる。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事 業 名 称	宇都宮市開発審査会の運営		
事業目的・内容	栃木県に設置されていた開発審査会が「地方分権一括法」（H11）の制定により平成 12 年 4 月より宇都宮市に設置されたものであり、都市計画法第 34 条第 10 号イ、同号ロ、都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホの付議議案の審査、都市計画法第 50 条第 1 項の審査請求があった場合の審査等を行う。		

合併に向けた課題	現在，県内で開発審査会を設置できるのは栃木県と宇都宮市だけであり，合併予定の町は所管業務としてない。また，議案に係るやむを得ない事由等の判断は審査会の構成委員等の違いによる差異はあるが，個別具体的判断なので特段の支障はない。なお，市が事務を行うことの周知等が必要である。 なお，上河内町は未線引き都市計画区域のため，線引きされない場合は，開発審査会の担当事務の市街化調整区域に係る都市計画法第 34 条第 10 号イ，同号ロ，都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホの付議議案の審査事務はない。(都市計画法第 50 条第 1 項の審査請求のみ)
調整の考え方	関係市町で開発審査会とそれに係る基準等を有するのは宇都宮市のみであり，各町に係る開発審査会に係る権限等を持つ栃木県とで事務に差がないため，現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事業名称	違反物件の調査・指導・監督処分に関する事		
事業目的・内容	都市計画法に関する違反者に対して是正をさせる。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自に事務を行っているが，各町は栃木県が行っているため，現在の違反物件の監督処分等の程度（行政指導・処分）の把握等が必要である。また，ほとんどの違反物件は除却が必要となるが，居住や事業等を行っている現実があり対応に苦慮している。		
調整の考え方	宇都宮市と各町に係る許可権限を持つ栃木県とで事務に差がないため，現行のまま新市に引き継ぐ。 なお，当該事務は法令に基づくもので，合併後は市域となり権限が備わることで各町の区域でも宇都宮市と同様に当該業務を行うこととなるが，予め各町における違反物件の状況等を確認する。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事業名称	開発行為により設置された未帰属公共施設の受け入れに関する事務		
事業目的・内容	開発行為に関する工事に伴い，一定水準の公共施設の整備を義務付けたことに関連し，当該開発行為等により設置された公共施設については，原則として当該地方公共団体に帰属することとされているが，昭和時代に開発許可がなされたものは，事業者が開発した団地内の道路まで行政の維持管理の手が届かない状況であり，公共施設は当分の間，開発業者の自己管理として協議及び同意をしていた。 その開発業者の自己管理として協議及び同意をした未帰属公共施設の受け入れ（所有権移転）をする。		
合併に向けた課題	開発の際に住民に持分を共有させたものが多くその数が相当数のものもあり，また，企業倒産による権利者不在，死亡による相続登記がされていない，抵当権が設定されているといった理由等もあり，権利が複雑化している。 また，各町には同様の事例はないが，念のため未帰属公共施設の存在について実態把握等が必要である。		
調整の考え方	事務自体が宇都宮市に限り存在し各町には同様の問題(未帰属公共施設)がなく，宇都宮市のみが行っている事務のため，現行のまま新市に引		

	き継ぐ。 なお、合併後においては念のため各町の実態把握等を再度行い、宇都宮市と同様の事例の存在が判明すれば、現在の宇都宮市の対応方針を踏襲するかどうか再検討する。
--	---

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事 業 名 称	開発許可等に関する訴訟に関すること		
事業目的・内容	開発許可等に関する次の訴訟に関する事務を行う。 ①都市計画法第 52 条に規定されている同法第 50 条第 1 項に規定する処分取消の訴え ②開発行為によって生じた係争（民事を除く）、設置された公共用施設を巡る係争		
合併に向けた課題	①は栃木県のみが、②については宇都宮市のみが事例を有しており、後者は各町に未帰属公共施設がないため同様の事例がない。		
調整の考え方	①については、宇都宮市と各町に係る許可権限を持つ栃木県とで事務に差がなく、②は宇都宮市のみが行っている事務のため、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、①は、合併如何に関わらず、現時点で事例がなくても今後発生する可能性があり、合併までの各町に係る処分取消の訴えは当該処分を行った栃木県知事に対し行われ、合併後に新たに行った処分についての取消の訴えは宇都宮市長に対し行われることとなる。 また、②については、未帰属公共施設の問題自体が宇都宮市にのみ存在し、各町に同様の問題はないが、合併後は念のため潜在的事例があるかどうか再調査する。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	宅地造成許可
事 業 名 称	宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定		
事業目的・内容	公共の福祉に寄与するため住民の生命及び財産の保護を図り、この目的を達成するために宅地造成に関する工事等について災害の防止のために必要と認められる場合において、宅地造成に伴いけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域内で区域を必要最小限に指定するものであり、指定をする場合は規制区域を公示するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自に権限を持ち、各町は栃木県の権限で運用されているが、区域は国の要領に沿って指定しており、県と市との間に基準の差異はないので特に課題はない。		
調整の考え方	宅地造成区域を指定しているのは宇都宮市のみであり、県が権限を持つ各町には指定区域が存在しないが、指定手続等に差異がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後に各町の区域について新たに宅地造成工事規制区域を指定する必要があるかどうか検証する必要があるが、規制強化になるため慎重な検討が必要である。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	宅地造成許可
事 業 名 称	宅地造成等規制法に基づく測量又は調査のための土地の立入り及び試掘等		
事業目的・内容	宅地造成工事規制区域の指定のために土地に立ち入って、その土地の状況を実地に調査するものであり、土地の占有者の同意が得られない場合においても、必要な限度において慎重な手続きの下に他人の占有する土地に強制的に立ち入ることができる。立ち入ることができる者は県知事・中核市の長が命じた者若しくは委任した者であり、必要最小限の時間で調査、測量を行う。 また、調査、測量を行うに伴う植物の伐採や、当該土地の試掘に伴う障害物の伐除の必要があり、土地の占有者等の同意が得られない場合、立ち入る者について許可を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自に権限を持ち、各町は栃木県の権限で運用されているが、法令に基づき行われるもので県と市との間に基準の差異はないので特に課題はない。		
調整の考え方	宅地造成区域を指定しているのは宇都宮市のみであり、県が権限を持つ各町には指定区域が存在しないが、法令に基づき行われるもので差異がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、各町の区域について新たに宅地造成工事規制区域を指定する予定はないが、仮に区域指定した場合は、法令により土地の立入りや試掘等を行うことが可能である。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	宅地造成許可
事 業 名 称	宅地造成等規制法に基づく許可		
事業目的・内容	宅地造成等規制区域内において宅地造成工事を施工する場合に、災害の防止、安全の確保を図るために必要な措置を行わせる。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自に権限を持ち、国の法令の範囲内で必要な例規等も整備しており、各町は栃木県の権限でその例規等により運用されているが、県と市との間に基準の差異はないので特に課題はない。		
調整の考え方	宅地造成区域を指定しているのは宇都宮市のみであり、県が許可権限を持つ各町には指定区域が存在しないが、許可基準に差異がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、各町の区域について新たに宅地造成工事規制区域を指定する予定はないが、仮に区域指定した場合は、法令等により許可等を行うことが可能である。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	宅地造成許可
事 業 名 称	(国や県、指定都市の行為に係る) 宅地造成工事に関する協議		
事業目的・内容	国又は県及び宇都宮市が宅地造成工事規制区域において行う宅地造成に関する工事について、県知事・中核市の長の許可を要しない特例であるが、許可を受けることとするのが適当でないので、協議としたもので、許可手数料が免除されるが、許可があったものとみなす必要があるため、許可と同様に審査を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自に権限を持ち、国の法令の範囲内で必要な例規等も整備しており、各町は栃木県の権限でその例規等により運用されているが、		

	県と市との間に基準の差異はないので特に課題はない。
調整の考え方	宅地造成区域を指定しているのは宇都宮市のみであり、県が権限を持つ各町には指定区域が存在しないが、基準に差異がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、各町の区域について新たに宅地造成工事規制区域を指定する予定はないが、仮に区域指定した場合は、法令等により許可と同様に審査を行うこととなる。

中 分 類	都市計画	小 分 類	宅地造成許可
事 業 名 称	宅地造成に関する監督処分、工事の改善命令、区域内の立入検査		
事業目的・内容	偽りその他不正な手段によって許可の内容に違反した場合許可を取り消す、又は、許可を受けないもの等に対する工事の施行停止や災害防止措置の命令、或いは、検査を受けないものに対する使用禁止等の命令を行う。 また、技術基準の不適合の改善に対する命令を行う。 以上の命令等において当該土地に立ち入り、状況を検査することができる。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自に権限を持ち、各町は栃木県の権限で運用されているが、法令に基づき行われるもので県と市との間に基準の差異はないので特に課題はない。		
調整の考え方	宅地造成区域を指定しているのは宇都宮市のみであり、県が権限を持つ各町には指定区域が存在しないが、法令に基づき行われるもので差異がないため、現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、各町の区域について新たに宅地造成工事規制区域を指定する予定はないが、仮に区域指定した場合は、法令により違反物件等に対する監督処分や工事の改善命令等を行うこととなる。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	優良宅地認定
事 業 名 称	租税特別措置法に基づく優良宅地の認定事務		
事業目的・内容	良好な宅地の円滑な供給を図る観点から、租税特別措置法において土地譲渡所得に対する重課税が免除となる土地の譲渡が規定されている。これには開発許可を要しないものであっても、都市計画法の技術基準に準じた一定の水準を備えた土地の譲渡もこれに該当する。事前相談や認定申請を受け付け、この一定の水準を備えているか否かを判断し、該当するものについて認定を行う。		
合併に向けた課題	平成13年度の税制改正により、土地譲渡益重課休止の適用期限が平成15年12月31日までとなっていたところ、平成16年度の税制改正によりさらに5年間延長されたが、現在のところ認定する必要性が薄れており各町も同様の状況である。 なお、当該事務は、1,000㎡未満のものの認定事務であり、1,000㎡以上のものは県からの事務委任により当該事務を行っている。(市も各町も同様)		
調整の考え方	差異はなく市も各町も同様に事務を行っており、合併後も現行のまま新市に引き継ぐが、合併後は宇都宮市の例規により事務を行う。		

中 分 類	都市再開発	小 分 類	再開発
事 業 名 称	再開発促進事業		
事業目的・内容	市街地中心部における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、再開発事業に向けた活動を支援・促進する。 再開発の事業化を目指す地元組織の活動を適切かつ効果的に促進させるため、専門的知識・技術を有する再開発コンサルタントを派遣する。 再開発の事業の実施に向け、準備を進めようとする組織が行う調査・研究等に要する費用の一部を助成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は支援の基準として、既成市街地内で市街地総合再生計画を策定した区域内（防火地域、準防火地域を重点）としており、新たに土地の高度利用を図り、再開発を促進する区域の設定はないと思われることから、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	市街地再開発事業は、今まで宇都宮市以外では実施されていないことから、現行のまま新市に引継ぐこととし、将来、新たな区域設定の必要がでたときは、現行の考え方を基に検討する。		

中 分 類	都市再開発	小 分 類	再開発
事 業 名 称	市街地再開発事業		
事業目的・内容	市街地中心部における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、安全で快適な都市環境と機能的な市街地の形成を目指す。 市街地再開発事業の施行者（市街地再開発組合等）に対し、事業に要する費用の一部を助成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は支援の基準として、既成市街地内で市街地総合再生計画を策定した区域内（防火地域、準防火地域を重点）としており、新たに土地の高度利用を図り、再開発を促進する区域の設定はないと思われることから、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	市街地再開発事業は、今まで宇都宮市以外では実施されていないことから、現行のまま新市に引継ぐこととし、将来、新たな区域設定の必要がでたときは、現行の考え方を基に検討する。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築確認
事 業 名 称	建築確認審査及び検査（中間・完了）		
事業目的・内容	建築物の敷地、構造、設備、用途に関して建築基準法に基づき審査及び検査を行い、建築物を利用する人の安全の確保や健康を守り、良好な住環境の確保を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市は建築主事を置き独自で確認事務を行っているが、各町については県が事務を行っている。事務内容に差はないが、規則等の調整が必要となる。		
調整の考え方	建築主事を置いて建築確認事務を行っているのは宇都宮市のみであり、各町は県が建築確認事務を行っているが、事務内容は基本的に同じであることから、現行のまま新市に引き継ぎ、規則等の必要な改正を行う。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築確認
事 業 名 称	住金融資住宅に係る審査及び検査		
事業目的・内容	住金融資住宅について、住金仕様の基準に基づき審査及び検査を実施する。		
合併に向けた課題	建築確認事務に住金仕様の基準を加えて審査及び検査を実施するものであり、特に調整の必要はない。		
調整の考え方	建築確認事務に伴って行うものであり、各町は県が同じ基準で行っているため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築確認
事 業 名 称	建築基準法による許可・認定		
事業目的・内容	特定行政庁が、当該建築物について安全上、防火上、衛生上等の理由から支障がないと認めて許可又は認定した場合は、建築基準法の基準が緩和される。		
合併に向けた課題	宇都宮市は特定行政庁として独自に行っているが、各町については県が事務を行っている。事務内容に差はないが、規則等の調整が必要となる。		
調整の考え方	特定行政庁として事務を行っているのは宇都宮市のみであり、各町は県が事務を行っているが、事務内容は基本的に同じであることから、現行のまま新市に引き継ぎ、規則等の必要な改正を行う。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築確認
事 業 名 称	建築基準法による道路位置指定		
事業目的・内容	道路法等に基づかない道路を築造しようとする者から申請がなされた場合、特定行政庁が技術基準を審査し、道路として位置指定を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市は特定行政庁として独自に行っているが、各町については県が事務を行っている。事務内容に差はないが、規則等の調整が必要となる。（特に未線引きの地区との調整）		
調整の考え方	特定行政庁として事務を行っているのは宇都宮市のみであり、各町は県が事務を行っているが、事務内容は基本的に同じであることから、現行のまま新市に引き継ぎ、規則等の必要な改正を行う。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築確認
事 業 名 称	建築基準法による定期報告		
事業目的・内容	百貨店、病院、映画館等の特殊建築物は2年毎、昇降機は1年毎に建築物の敷地、構造、建築設備について、建築士等に調査させ報告をさせ、適正な維持管理を徹底させる。		
合併に向けた課題	宇都宮市は特定行政庁として独自に行っているが、各町については県が事務を行っている。事務内容に差はないが、規則等の調整が必要となる。		
調整の考え方	特定行政庁として事務を行っているのは宇都宮市のみであり、各町は県が事務を行っているが、事務内容は基本的に同じであることから、現行のまま新市に引き継ぎ、規則等の必要な改正を行う。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築確認
事 業 名 称	工事着工届統計事務		
事業目的・内容	建築物を建築する場合又は取り壊しの工事をする場合に届出が必要となるが、その届出を集計し県に報告する。県はそれに基づき建築統計を作成し国に送付する。		
合併に向けた課題	建築確認とともに提出される工事着工届の集計事務であり調整の必要はない。		
調整の考え方	特定行政庁として事務を行っているのは宇都宮市のみであり、各町は県が事務を行っているが、事務内容は同じであることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築確認
事 業 名 称	建築監視業務（防災査察・違反パトロール）		
事業目的・内容	違反建築物に対して、違反を是正させるための指導、命令など必要な措置をとる。また建築監視員を置いて建築物の使用制限や工事の停止などを命令する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は特定行政庁として建築監視員を置いて独自に行なっているが、各町については県が事務を行っている。事務内容に差はないが、運用面での調整が必要となる。		
調整の考え方	特定行政庁として事務を行っているのは宇都宮市のみであり、各町は県が事務を行っているが、事務内容は同じであることから、現行のまま新市に引き継ぎ、運用面で必要な調整を行う。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築確認
事 業 名 称	建築審査会		
事業目的・内容	建築基準法に規定する同意、審査請求に対する裁決、その他法律の施行に関する重要な事項を調査審議する。		
合併に向けた課題	建築審査会を運営しているのは宇都宮市のみであり、各町については県が事務を行っている。事務内容に差はないが、規則等の調整が必要となる。		
調整の考え方	特定行政庁として建築審査会を設置しているのは宇都宮市のみであり、各町は県が事務を行っているが、事務内容は基本的に同じであることから、現行のまま新市に引き継ぎ、規則等の必要な改正を行う。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築行政
事 業 名 称	優良住宅認定事務		
事業目的・内容	租税特別措置法により、優良住宅の宅地として譲渡した土地について譲渡所得等の課税について優遇される。		
合併に向けた課題	政令の基準により認定するものであり、基本的には調整の必要はない。		
調整の考え方	租税特別措置法や政令の基準により認定を行うものであり、各市町に差がないことから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築行政
事 業 名 称	ハートビル法に基づく認定事務		
事業目的・内容	日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者が円滑に利用できる建築物の促進を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市は特定行政庁として独自に行っているが、各町については県が事務を行っている。法の基準により認定するものであり、調整の必要はない。		
調整の考え方	認定事務を行っているのは宇都宮市のみであり、各町は県が事務を行っているが、事務内容は同じであることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	リサイクル
事 業 名 称	建設リサイクル法による届出		
事業目的・内容	特定建設資材（木材・コンクリート・アスファルト）の分別解体等を促進し、建設資材の再資源化を図り、廃棄物の減少に努める。		
合併に向けた課題	宇都宮市は建築主事を置く市として独自に届出の受付事務等を行っているが、各町は県が受付事務を行っている。事務内容に差はないが運用面での調整が必要となる。		
調整の考え方	建築主事を置く市町村として事務を行っているのは宇都宮市のみであり、各町は県が事務を行っているが、事務内容は同じであることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	区画整理	小 分 類	公共施行土地区画整理
事 業 名 称	公共施行土地区画整理事業		
事業目的・内容	健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資するため、公共施行により区画整理事業を実施する。		
合併に向けた課題	各市町ともそれぞれの地区の状況に応じて実施している事業であり、合併に伴う課題は特にないが、今後、公共施行で事業を実施する場合の基準を策定する必要がある。		
調整の考え方	区画整理法等に基づいて実施しており、合併後の新市についても市の事務事業として現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、事業選択の目安となるよう、公共施行の基準を策定する。		

中 分 類	区画整理	小 分 類	組合施行土地区画整理
事 業 名 称	組合施行土地区画整理事業		
事業目的・内容	健全な市街地の形成を図り、もって公共の福祉の増進に資するため、組合が施行する土地区画整理事業へ助成及び支援等を行い、事業を推進する。		
合併に向けた課題	各市町ともそれぞれの地区の状況に応じて実施しているものであり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	土地区画整理法等に基づいて実施していることから合併後新市においても、組合に対して技術援助を現行どおり引き継ぐ。		

中 分 類	区画整理	小 分 類	公団施行土地区画整理
事 業 名 称	公団施行土地区画整理事業		
事業目的・内容	健全な市街地の形成を図り、もって公共の福祉の増進に資するため、公団が施行する土地区画整理事業について、助成及び支援等を行い事業を推進する。		
合併に向けた課題	各市町ともそれぞれの地区の状況に応じて実施しているものであり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	区画整理法に基づいて実施しており、合併後の新市においても公団の助成支援を現行どおり引き継ぐ。		

中 分 類	区画整理	小 分 類	土地区画整理審議会
事 業 名 称	土地区画整理審議会事務		
事業目的・内容	公共施行土地区画整理事業は、事業を民主的かつ円滑に推進するために土地区画整理法５６条に基づく法定審議会を設置し、換地計画、仮換地の指定及び減価償却金の交付に関する事項を審議する。		
合併に向けた課題	土地区画整理法及び施行条例に基づいて設置されているため、合併による課題はない。		
調整の考え方	土地区画整理法等に基づき設置されていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	区画整理	小 分 類	土地区画整理清算
事 業 名 称	土地区画整理清算事務		
事業目的・内容	換地計画において定められた清算金を徴収、交付する。		
合併に向けた課題	それぞれの案件（地区）が独立したものであり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	土地区画整理法等に基づいて清算事務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	河川	小 分 類	都市下水路
事 業 名 称	都市下水路の整備と維持管理		
事業目的・内容	流域 200ha 未満の区域で、かつ下水道（雨水）認可区域外について、都市下水路に指定した地区の排水施設の整備を図るとともに、その排水機能保持及び環境保全のため、定期的に河床や堤防などの清掃・除草及び点検等を実施する。		
合併に向けた課題	現在、各市町とも整備計画はない。また、都市下水路の保有は宇都宮市のみであるため、新市において、そのまま適用するかどうか調整が必要である。		
調整の考え方	都市下水路の保有は宇都宮市のみであり、現行のまま新市にその維持管理を引き継ぐ。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	検査室	小 分 類	契約図書
事 業 名 称	公共工事の共通仕様書の監修		
事業目的・内容	市町と請負者の間での工事契約上、疑義が生じないようにするため、工事の施行上必要な市町と請負者との間の諸手続きや、工事の質的、技術的な要求を表したもので、市町担当と請負業者の双方で携行するもの。 建設工事共通仕様書、建設工事監督検査実務要覧、業務委託共通仕様書がある。		
合併に向けた課題	宇都宮市は共通仕様書を備えているが、各町は県の仕様書を準用している。共通仕様書の統一を図るため、協議調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の共通仕様書を採用して工事管理をする。 宇都宮市の建設工事共通仕様書等を各町職員へ配布し、また工事を受注する業者にも共通仕様書を販売して、工事の管理基準を統一する。		

中 分 類	検査室	小 分 類	表彰制度
事 業 名 称	表彰制度（優良建設業者の表彰）		
事業目的・内容	建設業者の技術の向上と工事施工の適正化を図るため、表彰の対象となる建設事業について、優良建設業者表彰審査委員会が行う審査の結果に基づき建設業者を表彰する。		
合併に向けた課題	表彰は、宇都宮市だけが行っていることから、表彰について協議調整等が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整する。 合併後に配布する宇都宮市建設工事共通仕様書・建設工事監督実務要覧を基準に工事実績を記録して、次年度から表彰対象としていく。		

中 分 類	検査室	小 分 類	積算システムの更新
事 業 名 称	ハード・ソフト及びデータの維持管理		
事業目的・内容	建設工事関係の設計書を作成するための機器の維持管理を図るため、積算システム機器の保守管理を業者に委託する。		
合併に向けた課題	各自治体で契約している機器のリース会社と契約期間が異なるため、協議が必要。		
調整の考え方	原則として、宇都宮市で行っている契約期間を基本とし調整をする。		

中 分 類	道路建設	小 分 類	公共工事
事 業 名 称	コスト縮減		
事業目的・内容	限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業の執行を通じて社会資本の整備を着実に進めるため、公共工事のコスト縮減に向けた計画を策定し、コスト縮減施策を推進する。		
合併に向けた課題	市町により独自の計画策定の有無を含め、事業に対する取組状況が異なることから、新しい行動計画の策定や取組体制の調整が必要である。		
調整の考え方	内部管理制度であり、合併時において宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	道路建設	小 分 類	団体
事 業 名 称	要望活動業務		
事業目的・内容	国、県に対し、道路整備促進や道路財源の確保を求め要望活動を実施するため、各道路整備促進期成同盟会等に参加する。		
合併に向けた課題	加盟団体の調整や事業の必要性の検討が必要である。		
調整の考え方	加盟団体の調整や事業の必要性を検討し、継続的に国県道を含めた道路整備の促進を図る。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	自転車駐車場の管理運営		
事業目的・内容	自転車の放置を防止し、都市の美観と良好な交通環境を保持するため、自転車駐車場を設置し、管理する。		
合併に向けた課題	現在、有料の自転車駐車場を設置しているのが宇都宮市だけであることから、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	現在、有料の自転車駐車場を設置しているのが宇都宮市だけであることから、無料の自転車駐車場も含めて宇都宮市の管理体制に合わせる。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	放置自転車の防止対策		
事業目的・内容	自転車の放置を防止し、都市の良好な交通環境と住民の安全な生活環境の確保を図るために、放置防止の指導及び放置自転車の撤去を実施する。		
合併に向けた課題	条例をもとに放置禁止区域等を指定し、自転車放置防止を行っているのが宇都宮市だけであり、各町で放置自転車が大きな行政課題とはなっていないことから、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	条例等の基準に基づいて対策を行っているのは宇都宮市だけであるので、宇都宮市の制度を適用するものとし、合併後における新たな禁止区域指定の必要性について検討を行う。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	違法駐車防止業務		
事業目的・内容	違法駐車を防止し、道路が一般交通の用に供することにより住民の安全で快適な生活環境の保持に資するため、違法駐車が著しく多く、住民生活又は一般交通に支障が生じていると認められる地域を違法駐車防止重点地域に指定し、違法駐車をしようとする者または現に違法駐車をしている者に対しての啓発活動を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市だけが条例に基づいて実施している事業であり、各町で違法駐車が大きな行政課題とはなっていないことから、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	条例等の基準に基づいて対策を行っているのは宇都宮市だけであるので、宇都宮市の制度を適用するものとし、合併後における新たな重点地域指定の必要性を検討していく。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	放置自動車対策		
事業目的・内容	道路法第42条の規定により、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない」と定められているため、道路上に放置された車両について、撤去、保管、廃棄を行う。		
合併に向けた課題	道路法の適用外への放置車両の撤去についての規定がないため、条例等の整備が必要である。（廃棄物の認定方法・撤去車両の保管維持方法・罰則規定等）		
調整の考え方	宇都宮市以外の各町では撤去実績が少なく、撤去についての実施要領・要綱等が不備であることや、放置自動車の撤去台数も宇都宮市が多いことから、宇都宮市の制度に統一する。また、自動車リサイクル法の施行も予想されるため、それらにも対応できる体制作りが必要である。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	道路占用		
事業目的・内容	道路の安全かつ円滑な交通の確保を図るため、道路占用の許可、占用料の徴収、道路管理者以外の者の行う工事の承認や開発行為（道路幅員、構造等）に対する指導事務等を行う。		
合併に向けた課題	占用・施行承認工事等の許認可基準について統一する必要がある。 道路法第39条で占用料を徴収することができることになっているが、現在、占用料を徴収しているのは宇都宮市だけであり、各町との整合を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後の市全域において統一的な取扱いを行う必要があることから、占用料を徴収する方向で協議・調整が必要である。なお、占用料の額については、固定資産税評価額を算定基礎としていることから見直しを行う。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	法定外公共物		
事業目的・内容	各市町所有の法定外公共物（赤道）の適正な管理を行うため、禁止行為の指導、占用・行為施行等の許認可に関する事務、占用料の徴収に関する事務や用途廃止に関する事務を行う。		
合併に向けた課題	占用・施行承認の工事等の許認可基準について統一する必要がある。 条例に基づき占用料を徴収しているのは、宇都宮市と上三川町であり、残る2町との整合を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後の市全域において統一的な取扱いを行う必要があることから、占用料を徴収する方向で協議・調整が必要である。なお、占用料の額については、固定資産税評価額を算定基礎としていることから見直しを行う。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	市町道認定・廃止・変更		
事業目的・内容	市町道の認定は、道路という重要な公共施設の管理者を市町長に決めるもので、これにより道路管理者は道路を建設、管理する義務を負うことになる。また、市町道が道路として機能がなくなった場合は廃止の手続きを行う。 なお、市町道の認定及び廃止は議会の議決を経て行うことになる。		
合併に向けた課題	認定基準については、要綱・要領等の見直しが必要である。 既存認定道の取扱いについては、市町間で重複する認定番号の整理、行政界で連続する路線の整理、地名変更に伴う地番の訂正が必要である。		
調整の考え方	認定・廃止に関しては、道路法に基づき各市町で行っているので問題ないが、認定基準については、路線数が多い宇都宮市の制度に統一することを基本に同基準等の整合を図る。 また、認定・廃止事務については、現地調査及び議会資料作成等があり、地域の広域化に伴い事務量の増大に対応した執行体制を整備する。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	道路台帳の調製		
事業目的・内容	認定道路を管理するにあたって道路管理者は、道路法に基づき道路台帳の調製、保管及び閲覧の義務があり道路台帳の整備が必要となる。また、道路の拡幅等に伴い道路台帳の記載事項に変更があった場合に、速やかに訂正しなければならない。 道路台帳の調製等は、毎年1回行う。		
合併に向けた課題	道路台帳の様式の統一（台帳や平面図、認定番号等の整理）や業務委託の方法の調整が必要である。		
調整の考え方	認定道路数は宇都宮市が最も多いことから、道路台帳の様式は宇都宮市の様式に統一する。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	道路情報管理システム		
事業目的・内容	道路台帳等の電子化により、道路関係の各業務の高度化・効率化を目指し、さらに住民サービスの向上を図るもの。具体には、地理情報システム（GIS）を活用し、道路台帳管理システム及び境界確認管理システムを構築する。		
合併に向けた課題	道路台帳管理システムについては、宇都宮市が整備済み、上三川町が整備を進めていることから、今後、データ等の互換性を図ることや運用体制のあり方など調整を図る必要がある。 上河内町・河内町については、整備を行うべきシステムやその時期等について協議が必要となる。		
調整の考え方	道路台帳管理システムについては、宇都宮市が整備済みであり、上三川町は整備中、上河内町と河内町は未整備である。境界確認管理システムは、宇都宮市において整備中、各町は未整備であるので、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	道路施設管理業務		
事業目的・内容	道路の安全かつ円滑な交通の確保を図るため、道路施設の適正な管理を目指す。 道路施設清掃業務（ＪＲ宇都宮駅西口ペデストリアンデッキ、東西自由通路等）、施設保守点検作業（築瀬地下道電気工作物等、地下道排水ポンプ６箇所、ＪＲ宇都宮駅東西口エレベーター２箇所、スカイブリッジ電気工作物ほか）、街路灯点灯調査を行う。		
合併に向けた課題	各市町において、それぞれの施設に応じた管理を行っていることから、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	各市町によって、道路施設の種類や数が違うため、各施設に最適な維持管理を行うことが基本であるが、各市町において現在実施している管理手法に大きな差異がないため宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	道路のバリアフリー事業		
事業目的・内容	障害者や高齢者を含めたすべての人に対し、安全・安心な歩行空間を確保するため、市町道のバリアフリー（歩道等の段差解消や点字ブロックの設置）を推進する。		
合併に向けた課題	現在、既存の道路バリアフリーを特別に事業として推進しているのが宇都宮市だけであり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	事業として推進しているのは宇都宮市だけであることから、宇都宮市の制度に統一し、新市移行後速やかに新市域全体を対象とする計画の見直し・検討を行い、効率的・効果的な事業となるよう統一した整備方針や優先順位を確立していく。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	登記未済道路整理		
事業目的・内容	道路改良された経緯のある認定市町道で、登記が未済となっている道路について、測量・分筆・登記を行い、所有権を市町に移転することにより、適切な道路の管理を目指す。		
合併に向けた課題	処理方策や処理の優先順位に基準がないので、各市町の裁量で行われており、これらの統一が必要である。		
調整の考え方	処理件数の実績は宇都宮市が多いことから、宇都宮市の制度に統一し、処理方策の統一や優先順位を確立する。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	道路の境界確認事務		
事業目的・内容	市町道敷地・法定外公共物と民有地との土地の境界確認を行い、市町所管公共用財産の適正な管理を目指す。		
合併に向けた課題	境界確認手法、事務処理要領の統一が必要である。		
調整の考え方	確認件数の実績は宇都宮市が多いことから、境界確認手法や事務処理要領などについては、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	狭あい道路整備		
事業目的・内容	建築基準法第42条第2項の規定による4m未満の道路（一般的に2項道路又はみなし道路という）に接して建築行為を行う場合は、道路の中心線より2m後退する義務があり、後退により生じた後退用地を舗装などにより整備を行い、道路としての機能を確保することにより「安全で快適な災害に強いまちづくり」を推進する。 事業を推進するために、建築確認申請時に事前協議書制度を導入し、建築主などに理解協力を得るとともに、建築行為に伴い新たに発生する後退用地が認定市町道や市町有道に接している場合に後退用地の寄付受入を積極的に誘導しており、寄付のための測量や分筆登記に直接要した費用について助成金を交付する。また、2項道路に接したすみ切り用地を市に寄付する場合は報奨金を交付する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事業であることから、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	事業として実施しているのは宇都宮市だけであることから、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	住宅	小 分 類	住宅取得
事 業 名 称	住宅資金貸付事業（勤労者住宅資金融資事業）		
事業目的・内容	持家住宅の取得や改良を促進し、住民生活の安定に寄与するため、住宅の新築、改善等を行う者に対して金融機関と協力し、低利で必要な資金の融資を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町における類似した融資制度の一元化が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市と河内町において類似する事業が存在することから、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、これにより、河内町において実施している事業を廃止する。		

中 分 類	住宅	小 分 類	特定優良賃貸住宅
事 業 名 称	特定優良賃貸住宅（高齢者向け優良賃貸住宅）供給促進事業		
事業目的・内容	中堅所得ファミリー層及び高齢者世帯層のための賃貸住宅の居住水準、住環境の向上・改善を図るために、市内の土地所有者に対して、建設補助と家賃減額の補助を行い、優良な賃貸住宅を供給する。		
合併に向けた課題	認定基準のうち、建設場所たる認定地域は「外環状線」内の地域に限定しているとともに、宇都宮市においては中心市街地の居住促進を図るべく当該地域を特化し、認定基準の緩和や建設費に係る割増補助を設けていることから、その地域を各町にも拡大するか否かの整理が必要である。		
調整の考え方	認定条件のうち、特に中心市街地の特例や認定地域の範囲など運用面について調整・整理を図る。		

中 分 類	住宅	小 分 類	市営住宅
事 業 名 称	市営住宅の建設事業		
事業目的・内容	昭和30～40年代に建設された住宅が老朽化していることから、居住水準の向上を図るため、計画的な建替を行う。		
合併に向けた課題	建替計画の基本となる公営住宅ストック総合活用計画について、未策定の町があることから、これらの町を含めて当該計画を改定し、計画的な建替を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と上三川町に同種の事業が存在することから、宇都宮市の制度を基準に調整を図る。		

中 分 類	住宅	小 分 類	市営住宅
事 業 名 称	市営住宅の維持修繕事業		
事業目的・内容	市営住宅の長寿命化に向け、計画的な維持管理を図る。		
合併に向けた課題	計画修繕の修繕内容・修繕周期の確立や緊急修繕時の業者選定、退去後の修繕内容・修繕方法の確立を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と上三川町に類似する事業が存在することから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	住宅	小 分 類	市営住宅
事 業 名 称	市営住宅の管理事業		
事業目的・内容	住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、良質な住宅の供給と、入居者の居住環境の良好な状態を維持管理することを目指す。 入居者の募集、住環境の維持管理、使用料の収納等の業務を実施する。		
合併に向けた課題	公営住宅法に規定された事業であるが、各市町で独自に運用している項目があり、内容のすりあわせを行い、入居希望者及び入居者への統一的な対応ができるよう調整する必要がある。		
調整の考え方	公営住宅法がベースになるが、運用面における取扱いが異なる事項については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。なお、住宅使用料については、激変緩和する方向で調整を図る。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市計画の決定・変更
事 業 名 称	都市計画審議会の運営		
事業目的・内容	市町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため、都市計画審議会を設置し、その運営を図る。		
合併に向けた課題	都市計画審議会の委員数や組織等について検討が必要である。		
調整の考え方	法令等に基づき、各市町で組織を設置し運営しており、新市においては宇都宮市の基準に調整する。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	計画策定
事 業 名 称	都市交通計画の策定（道路，駐車場等を含む）		
事業目的・内容	都市計画道路や幹線市道など本市の骨格を形成する道路について，効率的・効果的な道路整備を推進するため，幹線道路整備についての指針を策定中である。本計画の策定・公表に合わせ長期末着手の都市計画道路のあり方についても検討する。		
合併に向けた課題	合併後の都市全体であらたな道路整備指針の作成が必要である。		
調整の考え方	新市に移行後，速やかに新市全体を対象として調整を図り，計画の見直しを行う。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	建築制限
事 業 名 称	建築指導図の作成		
事業目的・内容	建築指導図は，都市計画決定後，事業が実施されるまでの間，建築制限のかかる区域を明確にし，その区域内（道路の拡幅区域内）における建築行為に対し適正な建築指導を行うため作成する。 都市計画決定後，事業化までに時間を必要とする道路やすでに作成されているが，土地利用が大きく変化し，建築指導に支障をきたす道路については，建築指導図の作成・更新を行う。		
合併に向けた課題	合併後，各窓口において同様のサービスができるように建築指導図を備える必要がある。 また，路線によって指導に差が生じないように一定の基準を設けて基準未滿の都市計画道路以外は，一律に建築指導図を作成する必要がある。		
調整の考え方	住民サービスを維持するため，宇都宮市の取組を基本とし，現在，建築指導図のない道路については合併後に作成する。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	諸証明書の交付
事 業 名 称	用途地域，区域区分の証明		
事業目的・内容	区域における最新の都市計画決定に関する情報のうち，区域区分や用途地域の決定状況を証明する。		
合併に向けた課題	証明書の用途が限定されることや年間の証明件数が少ないが，各窓口において対応できるようにしておくことは必要である。		
調整の考え方	住民サービスを維持するため，原則として宇都宮市の制度を基準に合併時において一元化する。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市計画基本図等
事 業 名 称	都市計画決定情報（GIS）の管理		
事業目的・内容	都市計画GIS標準化ガイドラインに準拠して，都市計画情報のデータ整備を行う。		
合併に向けた課題	合併後には，新たな行政区域全域の都市計画情報を一括管理できるようにする必要がある。		
調整の考え方	新市全体の都市計画情報を一括管理するため，宇都宮市の仕様を基本に調整する。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市景観
事 業 名 称	大規模建築物等景観形成届出事務		
事業目的・内容	優れた都市景観の形成を図るため、大型店舗やマンションなどの大規模建築物を建てるにあたり、建築確認申請等の手続きの前に植栽や建物の色彩などの建築計画を記載した届出をさせることにより、建設される建築物等が景観上いかにあるべきかを行政と建築主等が協議し、より良い景観づくりを誘導する。		
合併に向けた課題	宇都宮市独自の要綱で実施している制度であり、各市町での大規模建築物の件数及びその扱い方に差異があるため、調整を行う必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市独自の要綱で実施している制度であり、現行の宇都宮市の制度を新市全域に適用する。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市景観
事 業 名 称	公共建築物における景観連絡会議		
事業目的・内容	公共建築物における景観連絡会議設置要領に基づき、大規模建築物においても、周辺景観に配慮した施設整備を進めるために、総合的に調整を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市独自のものであり、各市町での公共建築物等施設整備の扱いに差異があるため、共通のマニュアル等の作成を行い、統一性を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市独自のものであり、内容について地域の特性を活かす調整は必要であるが、基本的には現行の宇都宮市の制度を新市全域に適用する。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市景観
事 業 名 称	景観に関する表彰事業		
事業目的・内容	魅力ある景観づくりは、住民や事業者の理解と協力がなければ実現できない。そのためには住民や事業者が「やれるところからやろう」という意識を持つことや「景観に配慮するというのは具体的にはどういうことなのか」を考えるようになることが第1歩である。そのため、魅力ある景観の創出に貢献した建築物等の所有者等や当該建築物を顕彰・PRすることで、住民や事業者が良好な景観づくりを考える材料にしていくための事業を推進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施要綱に基づき行っているが、事業の性質上、調整は必要ないと思われる。		
調整の考え方	宇都宮市独自のものであり、現行の宇都宮市の制度を新市全域に適用する。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市景観
事 業 名 称	屋外広告物許可事務		
事業目的・内容	美観風致を維持し、公衆への危害を防止するため、屋外広告物を掲出する者に対し屋外広告物条例に基づき適正な指導を行う。また、無差別に掲出されそのまま放置されたはり紙・はり札等について、随時撤去す		

	る。
合併に向けた課題	宇都宮市独自の条例に基づき実施しているため、各町との調整が必要になる。また、住民の景観意識が向上する中で、屋外広告物に対する意識も高くなってきており、住民のニーズに応えると同時に、屋外広告物を設置する者の不利益が生じない法規制の充実が必要である。
調整の考え方	地域の実情を反映した宇都宮市の制度を全市に適用し、きめ細かな対応を図る。

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市景観
事業名称	屋外広告物審議会		
事業目的・内容	宇都宮市屋外広告物条例第24条に基づき、広告物に関する重要事項を調査審議するため設置する。		
合併に向けた課題	宇都宮市条例に基づき、屋外広告物に関する重要事項を調査・審議するために設置されているが、委員や構成について、各町と調整を図る必要がある。		
調整の考え方	現在、宇都宮市において設置されている審議会を引き継ぎ、各町の実情に対応した委員・構成の調整を行う。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市景観
事業名称	景観ガイドラインの活用		
事業目的・内容	住民等がわがまちとして親しみ、誇りに思える美しい都市景観をつくるためには、現在残されている自然・歴史・伝統など地域らしさを生かした景観づくりが、大きな手がかりとなる。そのため、地域毎の特性を生かした景観づくりを誘導していくため、景観ガイドラインを活用する。		
合併に向けた課題	地域ごとの特性を生かした景観づくりを誘導するため、宇都宮市が独自に策定したものであり、各町の景観資源など内容の見直しも含め、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市が独自に策定したものであり、現行の宇都宮市の制度を新市全域に適用し、景観資源など地域の特性を生かすよう調整する。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	開発許可
事業名称	開発行為の許可		
事業目的・内容	無秩序な市街化防止と良好な宅地水準の確保を目的としたいわゆる線引きを担保するものとして設けられた開発許可制度に基づき、建築物等の建築を目的とした土地の造成等の開発行為について許可を行う。 開発行為を行おうとする規模が市街化区域では1,000㎡以上、市街化調整区域では規模にかかわらず全てが開発行為の規制を受け、事前相談や許可申請を受け付け、許可要件に該当するものについて許可等を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自で開発許可制度を運用し、国の法令の範囲内で必要な例規等も整備しているが、各町は栃木県の例規等で運用しており、若干だが市独自の許可基準との差異があるため、その統一を図る必要があるとともに、申請者や相談者への周知が必要である。また、都市計画法第		

	34条第8号の3の規定に基づく条例を施行している場合には、基準や運用について統一・経過措置等の検討が必要である。 なお、上河内町は未線引き都市計画区域のため、合併時期を目途とした線引きの検討等が必要で、線引きした場合でも、許可不要だった3,000㎡未満の建築物の取扱い（経過措置等）を検討する必要がある。
調整の考え方	合併により、県基準の適用対象の各町も市の運用の対象となるが、関係市町で許可基準等を有するのは宇都宮市のみで、面積・申請件数等も格段に大きい・多いことから、宇都宮市の制度に統一する。 なお、合併後は宇都宮市の許可基準の運用等についても検証する。

中分類	都市計画	小分類	開発許可
事業名称	市街化調整区域における建築行為の許可		
事業目的・内容	市街化調整区域における開発行為を規制しているが、線引き前に既に土地の区画形質の変更が完成し、宅地になっている状態の土地において、建築物を建築する場合には、開発行為に該当しない。しかし、スプロールの弊害を除去し、良好な街づくりを達成するためには、この建築行為も規制しなければ線引きを十分担保することができないため、要件を満たすもののみ許可する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自で開発許可制度を運用し、国の法令の範囲内で必要な例規等も整備しているが、各町は栃木県の例規等で運用しており、若干だが市独自の許可基準がある等の差異があるため、申請者や相談者への周知が必要である。また、既存の宅地性の判断等にも差異があるため、県の判断基準等を確認し市のものと整合を図る必要がある。 なお、上河内町は未線引き都市計画区域のため、合併時期を目途とした線引きの検討等が必要で、線引きした場合でも、許可不要だった3,000㎡未満の建築物の取扱い（経過措置等）を検討する必要がある。		
調整の考え方	合併により、県基準の適用対象の各町も市の運用の対象となるが、関係市町で許可基準等を有するのは宇都宮市のみで、面積・申請件数等も格段に大きい・多いことから、宇都宮市の制度に統一する。 なお、合併後は宇都宮市の許可基準の運用等についても検証する。		

中分類	建築指導	小分類	建築行政
事業名称	駐車場法に関する事務		
事業目的・内容	都市における自動車の駐車のための施設を整備し、道路交通を円滑にし都市の機能の維持・増進を図り、住民の利便性を高める。		
合併に向けた課題	駐車場の附置については、条例で基準を定めることが出来ることになっているのが、条例を定めているのは宇都宮市だけであり、調整の必要がある。		
調整の考え方	路外駐車場の届出については、法に基づくものであり、各市町とも同じ取扱いがなされている。 附置義務条例については、宇都宮市のみであるが、市街地の駐車場の確保に必要であるので適用していく。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築行政
事 業 名 称	福祉のまちづくりに係る審査及び検査		
事業目的・内容	高齢者、障害者をはじめとする多くの人が利用する建物、公園、道路などを公共的施設とし、安全で円滑に利用できるよう整備を進める。		
合併に向けた課題	宇都宮市独自の制度であり、各町との調整を図る必要がある。		
調整の考え方	独自の条例を持っているのは宇都宮市のみであるが、各町については、県条例に基づき同様な指導が行われているので、宇都宮市の制度を適用する。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築行政
事 業 名 称	狭あい道路に関する事前協議		
事業目的・内容	建築基準法第42条第2項の道路について、建築確認の申請を行う前に後退用地の管理、帰属について協議を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町が要綱等により実施しているが、その他の町は実施していないので調整の必要がある。		
調整の考え方	後退用地の管理方法が確定し、道路としての機能を維持することが容易となるので、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築行政
事 業 名 称	中高層建築物の建築に関する届出		
事業目的・内容	中高層建築物の建築について、建築計画の事前公開、説明などの手続きを定めることにより、近隣住民との紛争の予防を図り、良好な住環境を確保する。		
合併に向けた課題	宇都宮市独自の制度であり、各町との調整を図る必要がある。		
調整の考え方	中高層建築物の建築について、事前に公開し説明会を行うことで、建築計画の概要が近隣住民に周知され、住民が要望等を行う機会が確保され、紛争予防の役割を果たしているため、宇都宮市の制度を新市においても適用する。		

中 分 類	建築指導	小 分 類	建築行政
事 業 名 称	ホテル等の設置に関する届出		
事業目的・内容	住宅地においてホテル等の設置について規制し、良好な生活環境を守り、青少年の健全な育成を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市独自の制度であり、各町との調整を図る必要がある。		
調整の考え方	現在まで適用例はないが、今後各町の範囲においても建築される場合もあるので、宇都宮市の制度を新市においても適用する。		

中 分 類	公園	小 分 類	都市公園の調査
事 業 名 称	都市公園の事前調査（自然環境調査等）		
事業目的・内容	都市における公園緑地は、住民の憩いの場所としてのほか、生物多様な緑空間としての機能を有している。また一方で、住民のニーズや市街		

	地ではまとまった面積の確保は難しいなどの理由から、自然環境の恵まれた郊外に公園用地を求める傾向にある。このため、生物多様な公園をコンセプトとする公園計画や郊外にまとまった面積の公園整備を計画する際のプロセスとして、一定期間（通常、1 年間）を要した自然環境調査及び調査から得られたデータに基づく環境保全のための検討を実施する。
合併に向けた課題	すでに供用開始している多自然型公園の再整備等については、「宇都宮市環境管理計画（うつのみや環境プラン）」及び「宇都宮市環境配慮指針」に基づく、「自然環境保全対策に関するアドバイザー会議」（環境保全課所管）に付議している。このため、各市町についても「環境管理計画」、「環境配慮指針」における考え方や「アドバイザー会議」制度の運用等について調整を図る必要がある。
調整の考え方	当該事務事業を実施しているのは、宇都宮市のみであるので、宇都宮市の制度を基準に調整する。

中 分 類	公園	小 分 類	都市公園の計画
事 業 名 称	都市公園の整備計画（ワークショップ等）		
事業目的・内容	市街化区域内の住区基幹公園の適正配置は、良好な都市環境の形成において有益となっている。また災害時においては、火災の延焼防止や住民の安全を確保するための避難地としても貴重な公共オープンスペースである。このため、公園の配置状況について分析、評価を行い、市街地における適正配置を計画的に行う。 なお、将来の整備や管理を見据えて、公園が地域コミュニティ推進の場となる機能にも鑑み、ワークショップやグランドワークなどの実施により、利用者である住民を交えた公園づくりが求められている。		
合併に向けた課題	住区基幹公園整備については公園配置の状況を把握するとともに、計画づくりについては住民参加を含め、行政と住民との役割、分担について各市町の手法等の調整を行う必要がある。		
調整の考え方	公園整備の指針を策定しているのは、宇都宮市のみであるので、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	都市公園の整備
事 業 名 称	都市公園の新設整備		
事業目的・内容	都市公園には人と自然が共生する都市環境を確保する役割、地域のコミュニティの場、災害防止や避難地など都市の安全性を向上する役割など多様な効果が求められている。身近な公園を整備することで地域住民に快適で良質な居住環境を創出し、住民の多様なニーズに応えることで公園の利用促進にもつながるような住民参加（ワークショップ等）手法などを導入し、より親しめる魅力ある公園づくりに努める。 また、区画整理地など新たな基盤整備により設けられる公園などについては、将来の都市景観の形成や都市環境の向上など特色あるまちづくりを担う公共施設として公園整備を進める必要がある。		

合併に向けた課題	公園の新設整備においては住民と協働による公園づくりを進める必要があり、整備の進め方について各市町との調整を図るとともに、整備レベルなどについての考え方についても検討が必要である。
調整の考え方	街区公園整備指針が策定されているのは、宇都宮市のみであるので、宇都宮市の制度を基準に調整するものとする。

中 分 類	公園	小 分 類	都市公園の整備
事業名称	都市公園の再整備（バリアフリー他）		
事業目的・内容	急激な都市開発に伴い市街地には多くの都市公園が点在している。また、都市構造にはやすらぎやうおいが求められており、緑とオープンスペースは都市再生に重要な役割を果たす都市の環境インフラであるとの認識に立ち、都市に残された貴重な財産であると考え。これらのオープンスペースは市街地の防災性の確保や福祉のまちづくりなどによる住居環境の向上を図ることが必要な公共施設である。 高齢者、障害者や児童をはじめとするすべての住民が利用しやすい公園の整備を目指し、幅広い利用者へ配慮した公園整備（バリアフリー等）を進めていくとともに、老朽化の著しい公園の整備を優先的に行う再整備事業とあわせた公園のリフレッシュを進めていく。		
合併に向けた課題	各市町の都市公園における住民サービスの平等化を考えると、バリアフリーやリフレッシュなど公園再整備の優先度や判断基準などの考え方を調整するとともに、新市全域の総合的な整備計画の検討を行う必要がある。		
調整の考え方	公園整備の順位や内容に基準を持ち一定の実績がある宇都宮市に準拠することが最も現実的、効果的であるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	都市公園の整備
事業名称	都市公園の維持修繕		
事業目的・内容	都市公園に求められる住民ニーズは多様化しており、子供の健全育成、健康運動、余暇活動や地域コミュニティの場として活用されている。このためには、社会情勢や周辺住民の変化にともない、時代時代の住民ニーズを捉えた維持修繕を進める必要がある。危険防止をはじめ緊急的に発生した修繕にも迅速に対応することや、安全で利用しやすい公園として住民に提供することをはじめ、老朽化施設の交換や既存施設の延命化を図るための計画的な維持修繕を進めていく。		
合併に向けた課題	各市町の住民ニーズを捉えるとともに、現在の公園施設の老朽化をはじめ、維持修繕を行うための現状調査をする必要がある。あわせて公園施設の交換時期や塗装時期など維持修繕サイクルや修繕レベルの考え方などの調整を図り、新市全体の修繕計画を検討する必要がある。		
調整の考え方	修繕計画においては、実績があり、一定の基準により行っているのは宇都宮市のみであるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	都市公園の管理
事 業 名 称	利用管理（占用・使用許可）		
事業目的・内容	都市公園の占用及び行為の禁止については、都市公園法、都市公園施行令により、許可条件等が規定されているが、公園の適正かつ公平な利用を図り、施設の適正な管理を行うため、関連法令及び宇都宮市公園条例等に基づき、公正な許可事務を行う。		
合併に向けた課題	各市町により、許可に係る基準に差異があるため、事務の取扱いを含めた調整を図る必要がある。		
調整の考え方	占用・使用許可の実績は宇都宮市が多いことから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	都市公園の管理
事 業 名 称	財産管理（管理台帳）		
事業目的・内容	公共財産の適正な管理を行うため、管理用の台帳（都市公園台帳）を作成し、土地境界の明確化や恒久的な施設の保持を行う。 都市公園の管理に係る都市公園台帳の作成については、都市公園法第17条により公園管理者の義務として位置付けられており、記載する項目も詳細に定められている。		
合併に向けた課題	都市公園台帳の様式や各市町における公有財産の管理制度の相違について、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	都市公園数は宇都宮市が多いので、宇都宮市の制度を基準に調整をするものとするが、管理台帳については、統一が図れるまで現在の管理台帳を活用する。		

中 分 類	公園	小 分 類	都市公園の管理
事 業 名 称	施設運営管理（有料施設など）		
事業目的・内容	行財政の適正運営及び住民サービスの公平化を図るため、公園内の特定施設については利用者からの使用料を徴収する。 なお、供用開始している都市公園内には、都市公園法第5条（公園管理者以外の者の施設の設置等）に基づく施設もあり、これらの施設については、他の部局での運営管理を行うものがある。		
合併に向けた課題	公園施設の管理運営においては、利用上の制約や運営内容に関する規定を条例で定めていることから、これらの差異について市町間で調整を図る必要がある。また、設置している施設については、公園緑地の所管部局以外で管理しているものもあることから、管理運営のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	有料施設については、宇都宮市、上三川町、河内町ともに利用実績があるが、体育館や野球場、プールなどの運動施設や教養施設、広告施設など多様な施設に対する基準を持つ、宇都宮市の制度を基に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	都市公園の管理
事 業 名 称	公園緑地の管理運営		
事業目的・内容	公園を利用するすべての人が、安心して憩い、楽しめる施設とするため、公園施設の適正かつ定期的な管理が必要である。公園施設の定期的な管理については、公園内樹木の除草、剪定、害虫駆除、遊具の安全点検、砂場の砂の補充などといったものが中心となる。		
合併に向けた課題	各市町により、公園施設の管理運営や実施している事業内容・実施手法が異なることから、新市における実施事業の内容・手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	最も多数の公園を管理している宇都宮市は、内部での機能分化が明確で専任の組織体制も確立されているため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	都市公園の管理
事 業 名 称	住民による管理団体（愛護会等）		
事業目的・内容	公園の美化と周辺住民の快適な利用を促進するため、公園周辺の地域住民と協力して、公園の適正な維持管理を図るとともに、併せて、公共施設の愛護精神の高揚に寄与することを目的に公園愛護会制度を設けている。 住民による管理団体（公園愛護会等）の活動については、公園内清掃、除草、簡易な剪定、公園施設・遊具等が破損した場合の連絡などを行っている。		
合併に向けた課題	公園愛護会を設置しているのは宇都宮市のみであり、各市町により実施している事業内容・実施手法が異なることから、新市における実施事業の内容・手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	公共施設の愛護精神の高揚の観点から、公園愛護会等の役割は重要であることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	都市公園の管理
事 業 名 称	公園管理マニュアル（見回り・点検含む）		
事業目的・内容	都市公園の利用者が安心して安全で快適に利用できる施設の維持管理を図り、住民の新しいニーズに対応したサービスの提供を行うため、適切で迅速な公園管理を行う必要がある。そのためには、巡回パトロールや点検時の判断基準を明確にし、適切な管理により施設の機能障害を未然に防ぎ、迅速な処置を施すなど、公園内の事故発生防止に努めることが必要である。 広範囲で多数の公園を適切に管理するために、公園管理者のみならず周辺住民や公園利用者などによる管理体制づくりを行い、適切な判断ができるマニュアルにより管理運営を進める。		
合併に向けた課題	各市町により、管理の判断基準や考え方が異なることから調整を図る必要がある。また、パトロール体制やその後の対応状況など、新市における実施事業の内容・手法について管理マニュアルを作成するなどの対応策を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町とも公園管理マニュアルがないものの、公園数720を管理し		

	ていることや施設点検票等一定の基準を有することなどから、宇都宮市の制度を基準に調整する。
--	--

中 分 類	公園	小 分 類	都市公園の管理
事業名称	公園管理情報システム		
事業目的・内容	公共財産の適正な管理を行うため、都市公園台帳の作成を行い、恒久的な施設の保持に努めているが、台帳に記載する内容に加え付随する内容も含めた、データの電子化、共有化を図り、事務の効率化及び事務手続きの迅速化に努める。 なお、都市公園の管理に係る都市公園台帳の作成については、都市公園法第17条により公園管理者の義務として位置付けられている。		
合併に向けた課題	公園管理に係るシステムの構築およびプログラミングなどについては、自治体により様々であることから、関係市町間における取組方針等の調整が必要である。		
調整の考え方	現在、上三川町で運用しているシステムを参考にしながら、住民への公園情報等を提供するなど、より広範なシステムを検討している宇都宮市のシステムを基準として調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	緑地保全・都市緑化の調査
事業名称	緑地保全・都市緑化の状況調査（住民ニーズ含む）		
事業目的・内容	緑地保全や都市緑化の推進を实践する住民や事業者に対して提供すべき情報の基礎データを蓄積するため、地域における緑の状況と、緑に対する住民ニーズを定期的に調査・分析する。		
合併に向けた課題	各市町の緑の現状と緑事業に関する住民ニーズの把握により、緑地保全・都市緑化で進める事業内容・実施手法の調整を行う必要がある。		
調整の考え方	緑地保全・都市緑化の状況調査を実施しているのは宇都宮市のみであるので、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	緑地保全・都市緑化の計画
事業名称	緑化マニュアル（指針）		
事業目的・内容	都市緑化を推進するにあたり、住民や事業者などに、日常的な緑化の普及啓発、活動の指針となる情報を提供するとともに、住民意識の醸成を図るため緑化手法やモデルプランなどを記載した緑化マニュアル（手引書）を作成し事業の拡大を図る。また、公共施設においては地域のモデルとなる先駆的で先導的な緑化を推進するため、緑化マニュアルに具体的な管理手法などを記載することで、適正な維持管理や日常的な緑化推進への活用を図る。		
合併に向けた課題	各市町における都市緑化の地域特性に配慮し、適正な緑化手法などを記載したマニュアル作成が必要であり、住民活動への普及啓発を進めるためにも、新市における実施事業の内容・手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市が先行して策定する緑化マニュアルを当面の基準とし、新市移行後、新市全体を対象とした緑化マニュアルを策定するように調整を行う。		

中 分 類	公園	小 分 類	緑地保全・都市緑化の計画
事 業 名 称	緑地保全計画（里山・樹林地の保全等）		
事業目的・内容	里山樹林地は、四季折々に木々の彩りが変化し、自然景観として優れており、樹林地、水辺特有の植物、昆虫や野鳥等の採餌、休息、生息の場として自然生態系の保全に重要な役割を果たしている。さらに、都市温暖化の緩和、都市防災、自然とふれあいの場などの公益的な機能を有している。 このため、里山樹林地については、緑の様々な機能を保持できるよう立地条件、自然生態系、自然景観、住民利用の可能性などを踏まえて、緑地保全に関する法令の適用や独自の緑地保全に関する制度の創設などにより、地域特性に合った保全計画を策定する。		
合併に向けた課題	緑地保全計画策定の有無に係わらず、計画内容について総合的・横断的調整が必要であり、緑地保全計画を1つにまとめるためには、考え方や方針の統一を行う必要がある。また、具体的に事業を推進するためには住民やボランティアを中心とする体制づくりも必要である。		
調整の考え方	緑地保全計画を策定し複数の活動エリアをもち、地域の特性に応じた活動ノウハウをもつ、宇都宮市の基準を基に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	緑地保全・都市緑化の制度
事 業 名 称	民有地緑化の制度		
事業目的・内容	身近な緑の確保に努めるとともに、個性的で魅力的な都市景観の形成を目指すため、住民、事業者などによる自発的な都市緑化などへの取り組みが高まりつつあり、行政としてもこれらの動きを支援し拡大する制度を整備することが必要である。 緑地協定や風致地区など既存法令による緑化手法の積極的なPRと活用を図り、緑化指導や緑化協議により都市緑化を推進する。また、住民の自発的な緑化活動を促進し、花と緑あふれる潤いのあるまちづくりの普及啓発に努める。		
合併に向けた課題	各市町により、民有地の緑化に対する既存制度の活用状況をはじめ、事業内容・実施手法などが異なることから、新市に移行後は具体的な制度の実施など事業内容や手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	緑地協定地区など既定の制度が存在し、実績もあることから、宇都宮市の基準を基に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	緑地保全・都市緑化の制度
事 業 名 称	公共施設緑化の制度		
事業目的・内容	個性的で魅力的な都市景観の形成を目指し、道路、公園、河川、学校等公共空間において、できるかぎり体系的に緑を増やすなど、公共施設の先駆的、先導的な緑化を進め、住民が潤いと安らぎを感じられる緑の空間を創出する。 人の集まる公共施設においては、地域のモデルとなる緑化を推進するために、緑化協議制度の創設や緑化マニュアルなどを作成し、積極的な緑化活動に取り組む。		

合併に向けた課題	各市町により、公共施設の緑化を進めるための事業内容・実施手法が異なることから、緑化事業の考え方や基準などの調整を図る必要がある。
調整の考え方	緑化マニュアルが策定段階にあり、既存制度の実績があることから、宇都宮市の基準を基に調整する。

中 分 類	公園	小 分 類	緑地保全・都市緑化の制度
事 業 名 称	緑地保全の制度		
事業目的・内容	里山樹林地などの緑地は、市街化区域や市街化調整区域、丘陵地、斜面地、平地などの立地条件、規模の大小、自然的・歴史的資源の価値、景観的価値、住民利用の可能性などに特色があり、その殆どが民有地であり、住民、事業者と行政との協働による保全を図る必要がある。 これら様々な特性や条件を総合的に分析評価し、個々の緑地保全にふさわしい関係法令の適用や独自制度の創設・導入を図るとともに、自然生態系に配慮しながら、住民が自然とふれあい、体験できるレクリエーションの場として積極的な活用を図るための制度づくりを進める。		
合併に向けた課題	緑地保全を進める対象区域が広がることで、地域特性や分析評価を再度行い、保全区域や適用制度などの検討を行い、スムーズな運営と活動の拡大を支援するための推進組織の再構築などの検討が必要である。		
調整の考え方	緑地保全制度など既定の制度が存在し、実績があることから、宇都宮市の基準を基に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	緑地保全・都市緑化の事業
事 業 名 称	都市緑化事業（助成）		
事業目的・内容	社会や環境の変化、多様な住民ニーズに応えられるような実効ある緑化施策とするため、新しい緑化手法の導入やその支援策等、課題に対応した効果的・効率的な緑化を図る。 また、緑化事業の拡充と確実な実施のため、都市緑化基金の運用と活用、募金運動の強化、企業からの資金等の提供や民間助成団体等の活用など財源の充実を図る。 特に住民の緑化が手軽に普及できる事業として記念樹などの配布事業を積極的に取り組む。		
合併に向けた課題	各市町により、実施している事業内容・実施手法が異なることから、新市における実施事業の内容・手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	独自の制度、事業があるのは宇都宮市のみであるため、宇都宮市の基準を基に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	緑地保全・都市緑化の事業
事 業 名 称	里親・オーナー制度の実施		
事業目的・内容	住民協働で緑化推進を図るための施策として、街路樹の里親を募り、簡易な管理依頼を行う制度を実施している。また公園内の植樹と組みあわせた、樹木のオーナー制度も実施しており、オーナー認定者には植樹に係る費用の一部の寄附を受けている。 街路樹の里親については、対象となる街路樹沿線に居住する住民や事		

	務所を構える事業者に呼びかけを行っているが、地域全体としての緑化活動への取組拡大には至っていない状況である。
合併に向けた課題	樹木の里親・オーナー制度による緑化推進事業は、住民との協働により取り組むものであり、住民のニーズ等を十分に把握し、関係市町間での調整を図る必要がある。
調整の考え方	複数の制度を持ち実績があるのは宇都宮市のみであり、地域特性に応じた多様性を考慮できる宇都宮市の基準を基に調整する。

中 分 類	公園	小 分 類	緑地保全・都市緑化の事業
事 業 名 称	都市緑化の普及啓発（PR活動）		
事業目的・内容	緑あふれる快適な都市環境形成のため、市街地における緑化の推進に取り組んでいるが、緑化の推進にあたっては、住民、事業者、行政がそれぞれにおいて役割を担いながら、一体的に推し進めることが必要である。このため住民協働での都市緑化推進にあたり、住民への普及啓発事業を実施する。		
合併に向けた課題	各市町における住民協働での緑化推進への普及啓発については様々な手法により行っているが、情報提供の一元化を図る必要がある。		
調整の考え方	独自の制度、事業があるのは宇都宮市のみであるため、宇都宮市の基準を基に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	緑地保全・都市緑化の事業
事 業 名 称	緑地保全事業（環境教育など）		
事業目的・内容	住民協働による里山・樹林地の保全を推進するため、小中学校の「総合的な学習の時間」とタイアップした野外環境学習の開催や「グリーントラストうつのみや」などといった住民団体との共催事業により、緑を守り、育むための気運の醸成及び人づくりを行う。		
合併に向けた課題	まちづくりの観点においては、住民、事業者、行政との調整が図れるコーディネーターの存在が求められるが、各市町において、まちづくりのコーディネーター役を担える個人・団体等の育成を進める必要がある。		
調整の考え方	独自の制度、事業があるのは宇都宮市のみであるため、宇都宮市の基準を基に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	緑地保全・都市緑化の事業
事 業 名 称	緑に関する相談業務		
事業目的・内容	住民協働による都市緑化を推進するため、緑に関する普及、啓発及び情報提供の拠点施設として、緑の相談所を設置している。 ガーデニングなどの園芸人気もあり、相談業務や緑化講習会は需要の高い業務となっている。		
合併に向けた課題	緑に関する相談業務は様々な方法で行われているが、緑の相談所を活用した事業の体制づくりを図る必要がある。		
調整の考え方	独自の制度、事業があるのは宇都宮市のみであるため、宇都宮市の基準を基に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	緑地保全・都市緑化の管理
事 業 名 称	緑の維持管理（住民・事業者等）		
事業目的・内容	貴重な里山樹林地の自然や都市の緑を「守り」、「育む」ための人づくりとして、緑に携わるボランティア・団体の養成や住民活動を支えるための活動リーダーの育成を進めるとともに、緑地の有効活用に取り組んでいる。また公園内の住民花壇設置など、地域住民などの住民活動エリアの開放にも取り組む。 まず地域における緑化活動のリーダー育成を優先と考え、緑化ボランティアの養成講座を開催するなどし、人材育成を努める。		
合併に向けた課題	各市町により、実施している事業内容・実施手法が異なることから、新市における実施事業の内容・手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	独自の制度、事業があるのは宇都宮市のみであるため、宇都宮市の基準を基に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	緑地保全・都市緑化の管理
事 業 名 称	住民・ボランティアによる管理（グリーントラストなど）		
事業目的・内容	緑地の保全と都市緑化の推進のためには、住民の行動を支える組織が必要である。とりわけ全市的な取り組みを進めていくためには、既存組織（グリーントラストうつのみや、花と緑のまちづくり推進協議会）や活動グループとの連携を強め横断的、総合的な組織により体系的な運動を展開しなければならない。 全体の活動を統括する組織による自主的活動や運営を展開するとともに個別の管理団体（地域グループ）の育成支援を行うことで活動の拡大につなげる。		
合併に向けた課題	各市町により、住民と協働による管理手法の区分けや支援策の違いなど、実施している事業内容・実施手法が異なることから、新市における実施事業の内容・手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	独自の制度、事業があるのは宇都宮市のみであるため、宇都宮市の基準を基に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	その他
事 業 名 称	緑のリサイクルの実施		
事業目的・内容	廃棄物処理法の改正により、野焼きや小型焼却炉での焼却が強く規制され、剪定枝葉等の清掃工場持ち込み量が増加している傾向にある。また資源循環推進、ごみ減量化推進といった政策的な取り組みにより、「生ごみ等減量化・ごみの再資源化」が懸案事項となっている。このため、公園緑地の維持管理で発生した樹木の剪定枝葉をチップとして公園内の散策路などへ有効活用するなどの取り組みを進める。		
合併に向けた課題	各市町により、実施している事業内容・実施手法が異なることから、新市における実施事業の内容・手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	試験的に実施しているのは宇都宮市のみであるため、宇都宮市の取組を基に調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	その他
事 業 名 称	開発行為の事前協議		
事業目的・内容	計画的で、秩序ある市街地形成を図るため、民間事業者による宅地開発事業に係る審査、協議を都市計画法に基づき行う。 都市計画法第29条関係事務として、開発許可に係る施設の一部について技術的な審査を行うとともに、法第32条関係事務として、開発行為によって設置される都市施設（公園緑地）について、開発完了後の管理者として協議を行う。		
合併に向けた課題	民間事業者による宅地開発事業に係る技術的な指針として、開発指導要綱を定め遊具等の設置に係る安全基準等を策定している。 また公共施設等のバリアフリーを目的とした技術的指導も行っているため、新市に移行後、宅地開発基準、公園緑地設置に係る技術的基準等の内容について調整する必要がある。		
調整の考え方	要綱に基づき協議を実施しているのは、宇都宮市のみであるので、宇都宮市の制度を基準に調整するものとするが、合併後は各市町の地域特性等を考慮し、適切な指導ができるよう調整する。		

中 分 類	公園	小 分 類	その他
事 業 名 称	風致地区内の建築規制（許可）		
事業目的・内容	市街地における優れた自然景観の維持を図るため、風致地区内における建築物の新築などの行為や木竹の伐採、あるいは土地の形質変更等の行為について、栃木県風致地区条例、宇都宮市風致地区条例に基づき、許認可を行う。		
合併に向けた課題	現在風致地区指定区域については宇都宮市のみ指定しているが、今後は各町においても風致地区の区域指定の必要性をはじめ考え方等について、新市移行後調整する必要がある。		
調整の考え方	独自の制度、事業があるのは宇都宮市のみであるため、宇都宮市の基準を基に調整する。		

中 分 類	区画整理	小 分 類	土地区画整理補助
事 業 名 称	組合補助		
事業目的・内容	市街化区域内の土地区画整理事業を適正かつ円滑な実施を促進するため、土地区画整理組合に対して事業費の一部を補助する。		
合併に向けた課題	各市町が補助要綱を定めているため、統一を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市、上三川町、河内町の1市2町において補助要綱が定められているが、現在宇都宮市のみの実施となっていることから、宇都宮市の基準に調整する。		

中 分 類	河川	小 分 類	河川整備
事 業 名 称	都市基盤河川整備		
事業目的・内容	都市化の進展に伴い洪水の危険性が年々高まっており、治水安全度を高める。		

	一級河川（国土交通大臣指定河川）江川・御用川（延長 L=6,150m）の浸水被害を解消するため、治水・利水機能を確保するとともに、自然生態系に配慮した河川整備を行う。
合併に向けた課題	都市基盤河川改修事業は宇都宮市のみ実施しており、各町では実施していないため、新市において宇都宮市の制度をそのまま適用するか調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市のみで実施している都市基盤河川改修事業を新市においても適用する。

中 分 類	河川	小 分 類	河川整備
事 業 名 称	準用河川整備		
事業目的・内容	洪水被害を解消し安全な住民生活を確保するため、住民に密接な関わりを持つ準用河川（市町村長指定河川）について、治水安全度の向上、及び環境に配慮した整備を行う。 準用河川として整備を行っている関係市町は宇都宮市のみである。		
合併に向けた課題	現在、準用河川改修事業を実施している市町は宇都宮市のみであり、各町に事業実施の計画はないが、合併後は、各市町の洪水被害状況、改修状況等を踏まえた河川整備を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市のみで実施している準用河川改修事業を新市においても適用する。		

中 分 類	河川	小 分 類	河川整備
事 業 名 称	普通河川整備		
事業目的・内容	洪水被害を解消し安全な住民生活を確保するため、住民に密接な関わりを持つ普通河川について、治水安全度の向上等に配慮した整備を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上三川町については普通河川改修の予算措置をしているが、他の2町では予算措置をしていない。ただし、2町においても洪水被害等発生している状況があることから、合併後は各市町の洪水被害状況、改修状況等を踏まえた河川整備を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度の基準を新市において適用し、河川整備を図る。		

中 分 類	河川	小 分 類	河川管理
事 業 名 称	河川維持管理		
事業目的・内容	準用河川・法定外公共物（普通河川）の適正な維持管理を行う。		
合併に向けた課題	現在、河川の維持管理にかかる予算を計上している市町は宇都宮市と上三川町であり、他の2町は予算措置をしていない。合併後は管理する河川の適切な維持管理を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度の基準を新市において適用し、河川維持管理を図る。		

中 分 類	河川	小 分 類	河川管理
事 業 名 称	河川の占用許可		
事業目的・内容	準用河川・法定外公共物（普通河川）への占用許可申請者等に対して内容を審査し、適切な許可を行う。		

合併に向けた課題	占用許可基準については、各市町でその取扱いに差異があることから、その事務処理について調整する必要がある。
調整の考え方	原則として宇都宮市の制度を基準に、公平性、透明性、客観性の観点から統一した基準を合併時まで策定する。

中 分 類	河川	小 分 類	河川管理
事 業 名 称	河川占用料		
事業目的・内容	準用河川、法定外公共物（普通河川）を占用する者から、条例で定めた流水占用料又は土地占用料を適正に徴収する。		
合併に向けた課題	占用料金は各市町において格差が生じていることから、今後調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の算定方法に基づき、各市町の固定資産評価平均価格から占用料金を算定し、合併時において料金体系を一元化する。		

中 分 類	河川	小 分 類	河川管理
事 業 名 称	準用河川・法定外公共物（普通河川）境界確認		
事業目的・内容	準用河川・法定外公共物（普通河川）と民有地との境界を確認し、公共用財産の適正な管理を行う。 河川に隣接する土地の所有者からの土地の分筆や開発行為に伴う境界確認申請に基づき、当該土地の立会い、境界確認書の交付、保管、再交付を行う。		
合併に向けた課題	境界確認事務については私法上の契約であるため、法定外公共物（普通河川）の幅員主張や、境界同意者の範囲（河川対側地の地権者の同意を必要とするか否か等）及び、既交付済の境界確認書の再交付基準等について各市町にその取扱いに差があることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	原則として宇都宮市の制度を基準に新たな事務処理要領を、合併時まで策定する。		

中 分 類	河川	小 分 類	河川管理
事 業 名 称	河川環境保全		
事業目的・内容	きれいな水と美しい水辺環境の保全を図るため、市町内を流れる河川において水質浄化対策等を実施し、河川環境の保全を図る。		
合併に向けた課題	現在、水質浄化対策を実施している市町は宇都宮市のみであり、各町において水質浄化対策を実施するか、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を、合併時に新市全体に適用することで調整する。		

中 分 類	河川	小 分 類	河川管理
事 業 名 称	河川環境基金		
事業目的・内容	河川環境の改善や市民の河川への親しみ・関心を高めるために、宇都宮市において昭和61年度に河川環境基金制度を創設した（平成7年度に目標額3億円達成）。平成3年度より基金利子を活用して市内各地で市民参加型の事業（河川絵画板制作、河川名称板設置等）を行っている。		

合併に向けた課題	現在，河川環境基金制度により基金事業を実施している市町は宇都宮市だけであり，各町に基金制度がないため，新市全体において制度を適用するかどうか調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市の制度を合併時に新市全体に適用することで調整する。

中 分 類	河川	小 分 類	急傾斜地対策
事業名称	急傾斜地対策		
事業目的・内容	急傾斜地崩壊等の災害を未然に防ぐため，危険箇所の実態把握及び定期的なパトロールを実施するとともに，順次必要な災害防止対策の促進を図る。		
合併に向けた課題	現在，宇都宮市で負担している急傾斜地崩壊防止工事負担金箇所（中才地区，事業主体:県，宇都宮市の負担割合 1/5）は平成17年度事業終了予定。なお，各市町において実施しているパトロール等については実施方法について差異はない。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を合併時に新市全体に適用する。なお，現行の宇都宮市で負担している中才地区の急傾斜地崩壊防止工事負担金は平成17年度事業終了予定。 また，パトロール等については宇都宮市の制度を新市において適用する。		

中 分 類	河川	小 分 類	加入団体等会費
事業名称	負担金（出席負担金及び工事負担金を除く），補助及び交付金		
事業目的・内容	国や県が管理する一級河川等についてその河川改修を促進するため，流域市町により河川改修促進団体を組織し，国土交通省及び県に対し要望活動を行うための各市町負担金を交付する。		
合併に向けた課題	合併時の河川改修促進団体は次の6団体となり，新市の負担金の額を調整する必要がある。 鬼怒川上流改修維持期成同盟会，利根川治水同盟会，恵川河川改修期成同盟会，姿川河川改修期成同盟会，鬼怒川・小貝川サミット会議，田川改修期成同盟会		
調整の考え方	合併により，各河川改修促進団体における新市の負担金額は，河川延長割額に均等割額を加えた額とする。		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中 分 類	道路建設	小 分 類	市町道建設
事 業 名 称	道路新設改良事業		
事業目的・内容	都市間・地域間交通の円滑化や安全性・利便性を確保するとともに、災害時においても円滑な交通機能を確保するため、住民が日常的に利用する幹線道路や生活道路の整備をする。		
合併に向けた課題	幹線道路（道路整備プログラム）・生活道路の整備基準（宇都宮市は道路幅員7m未満の用地は寄付、各町は買収）の調整や地域特性を勘案し、道路ネットワークや優先整備路線の見直しを整備手法も含め行う必要がある。		
調整の考え方	各市町が、それぞれの計画等に沿って実施しているものであり、新市に移行後3年を目標に新市全体の計画を策定するものとし、それまでの間は現行の計画を地域別の計画とする。 用地の取得方式は、当該地権者と買収方式で合意している事業中の路線については買収とし、新規路線からは宇都宮方式に移行する。		

中 分 類	道路建設	小 分 類	市町道建設
事 業 名 称	舗装新設改良事業		
事業目的・内容	増大する交通量と車両の大型化によって路面の破損及び老朽化が激しく振動騒音の原因となっている。これらの解消や効率的・計画的な維持管理による道路の長寿命化を図るため、舗装整備をする。		
合併に向けた課題	優先整備路線や整備手法も含め調整を行う必要がある。また圃場整備により換地となった市町道の未舗装が多く、整備調整が必要である。 地域の実情に合せた事業計画の策定・調整が必要である。		
調整の考え方	各市町が、それぞれの計画等に沿って実施しているものであり、新市に移行後3年を目標に新市全体の計画を策定するものとし、それまでの間は現行の計画を地域別の計画とする。		

中 分 類	道路建設	小 分 類	市町道建設
事 業 名 称	道路排水施設整備事業		
事業目的・内容	雨水を円滑に排除することにより、溢水被害の防止や道路保全、生活環境の向上を図るため、側溝・排水施設の整備を進める。		
合併に向けた課題	優先整備路線や整備手法の調整を行う必要がある。		
調整の考え方	各市町が、それぞれの計画等に沿って実施しているものであり、新市に移行後3年を目標に新市全体の計画を策定するものとし、それまでの間は現行の計画を地域別の計画とする。		

中 分 類	道路建設	小 分 類	市町道建設
事 業 名 称	橋りょう新設改良事業		
事業目的・内容	住民が日常的に安全で円滑な通行をするため、老朽橋・重量制限橋・耐震性に劣る橋りょう等の解消や道路改良事業や河川改修事業に伴い狭		

	くなった橋りょうの整備を推進する。
合併に向けた課題	優先整備路線や整備手法の調整を行う必要がある。
調整の考え方	各市町が、それぞれの計画等に沿って実施しているものであり、新市に移行後3年を目標に新市全体の計画を策定するものとし、それまでの間は現行の計画を地域別の計画とする。

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	防災行政無線の維持管理		
事業目的・内容	地域防災計画に基づく災害対策に係る行政事務（災害情報の収集・伝達及びその他応急対策に必要な指示又は命令）に関し、円滑な通信を確保するために、非常災害時に確実に機能が発揮できるよう設備の維持管理を行う。		
合併に向けた課題	防災無線の活用は、各市町の防災計画等に基づくが、計画の対応レベルに格差があることから、統一基準に加え、地域特性にも対応できる計画が必要となり、現在各市町に設置されている基地局・移動局・固定局の統廃合などの調整が必要である。		
調整の考え方	各市町の防災計画の内容に格差があるため、新市に移行後速やかに策定される新市全体を対象とする地域防災計画に合わせ調整することとし、それまでの間は現行計画、又は暫定計画に合わせる。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	道路維持管理業務		
事業目的・内容	道路の安全かつ円滑な交通の確保を図るため、除草、路面清掃、側溝清掃、街路樹の剪定、薬剤散布などを行い、適正な維持管理を目指す。		
合併に向けた課題	各市町においては、地域の実情に合わせた維持管理を行っており、その手法も直営や民間委託などさまざまである。限られた予算の中で効率的な維持管理が必要であることから、今後の維持管理のあり方等について調整する必要がある。		
調整の考え方	事業の目的・内容やこれまでの経緯等を勘案しながら、合併までに方向付けを行い、合併後3年を目途に統一した維持管理手法を確立する。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	道路の維持修繕工事		
事業目的・内容	住民が日常的に利用する生活道路の安全性や利便性を高め、地域の快適な環境づくりを進めるため市町が管理する道路施設や道路附属物の維持修繕を行う。		
合併に向けた課題	効率的・計画的な維持修繕を行うために、整備にあたっては統一した優先順位の方針を確立する必要がある。		
調整の考え方	事業の目的・内容やこれまでの経緯等を勘案しながら、合併までに方向付けを行い、合併後3年を目途に統一した整備方針や優先順位を確立する。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	橋りょうの維持修繕工事		
事業目的・内容	住民の安全確保及び一般交通に支障を及ぼさないように橋りょうを常時良好な状態に保持するとともに、地震に対し落橋等の最悪の状態を防ぐため、耐震補強を行う。 整備にあたっては、災害救援活動や復旧活動を著しく阻害する恐れがあるため、跨線橋・跨道橋の耐震補強を優先し、次に重要度の高い橋りょうから順次整備する。		
合併に向けた課題	各市町において、それぞれの必要に応じ修繕を行っていることから、合併に伴う課題は特にない。しかし現在ある橋りょうの老朽化等について、診断業務を行い中長期的な修繕計画をたて、耐震化と併せて修繕を行っていく必要がある。		
調整の考え方	事業の目的・内容やこれまでの経緯等を勘案しながら、合併までに方向付けを行い、合併後3年を目途に統一した整備方針や優先順位を確立する。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	交通安全施設整備工事		
事業目的・内容	交通安全を確保するため、歩道・自転車歩行者道を整備し、人と車が調和した交通環境を形成する。また、防護柵・道路反射鏡・道路照明等を設置し、交通安全の徹底を目指す。 住民等の要望に対応するとともに、交通危険個所については、地元自治会・交通管理者及び道路管理者が連携し、現地で共同診断を行い、交通規制・交通安全施設等を整備する。		
合併に向けた課題	住民の要望が大半であり、交通の安全と円滑化を図るため、地元自治会や交通管理者との連携のうえ事業を行っていることから、合併に伴う手法上の課題は特にない。しかし、今後より効果的な対策を検討していく必要がある。		
調整の考え方	事業の目的・内容やこれまでの経緯等を勘案しながら合併までに方向付けを行い、合併後3年を目途に統一した整備方針や優先順位を確立する。		

中 分 類	建築	小 分 類	公共建築物
事 業 名 称	公共建築物の維持管理業務		
事業目的・内容	学校や庁舎など公共建築物について修繕等の計画策定支援から設計、工事監理等を行い、老朽化の抑制・機能向上等、適切な施設の維持管理を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市は、ごく小額の修繕を除き、建築課で施設所管課の計上予算について配当を受け、工事設計、監理等一連の工事関係事務を集中的に執行管理しているが、各町は施設所管課で工事関係業務を執行（分散管理）している例が多く見受けられるため、工事関係の執行体制・仕組みの統一など調整を図る必要がある。		

調整の考え方	工事関係業務の執行管理体制が市町により異なることから、統一・整合を図る必要があり、宇都宮市の現行管理体制（集中的な執行管理）に段階的に統一する。 ただし、市町ごとに技術職員、施設数など実情が異なることから、3年程度、経過期間を設け、着手可能な事務から統一・整合を図る。
--------	--

中 分 類	建築	小 分 類	公共建築物
事 業 名 称	公共建築物の建設業務		
事業目的・内容	学校や庁舎など公共建築物について、新規事業の展開や老朽化抑制、機能向上などのため、新築・増築・改築等（大規模改造含む）の計画策定支援から設計、工事監理等を行い、施設の設置目的と住民ニーズに対応した適正な施設建設を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市は、建築課で施設所管課の計上予算について配当を受け、工事設計、監理等一連の工事関係事務を集中的に執行管理しているが、各町は施設所管課で工事関係業務を執行している例（分散管理）が多く見受けられるため、工事関係の執行体制・仕組みの統一など調整を図る必要がある。		
調整の考え方	工事関係業務の執行管理体制が市町により異なることから、統一・整合を図る必要があり、宇都宮市の現行管理体制（集中的な執行管理）に段階的に統一する。 ただし、市町ごとに技術職員、施設数など実情が異なることから、3年程度、経過期間を設け、着手可能な事務から統一・整合を図る。		

中 分 類	設備	小 分 類	公共建築物
事 業 名 称	公共建築物の維持管理業務		
事業目的・内容	学校や地区市民センターなど公共建築物（上下水道、清掃などプラントは除く）について修繕等の計画策定支援から設計、工事監理等を行い、老朽化の抑制・機能向上など、適切な施設の維持管理を目指す。		
合併に向けた課題	宇都宮市では、ごく小額の修繕を除き、設備課で施設所管課の計上予算について配当を受け、工事設計・監理等一連の工事関係事務を集中的に執行管理しているが、各町は施設所管課で工事関係業務を執行（分散管理）している例が多く見受けられるため、工事関係の執行体制・仕組みの統一など調整を図る必要がある。		
調整の考え方	工事関係業務の執行管理体制が市町により異なることから、統一・整合を図る必要があり、宇都宮市の現行管理体制（集中的な執行管理）に段階的に統一する。 ただし、市町ごとに技術職員、施設数など実情が異なることから、3年程度、経過期間を設け着手可能な事務から統一・整合を図る。		

中 分 類	設備	小 分 類	公共建築物
事 業 名 称	公共建築物の建設業務		
事業目的・内容	学校や地区市民センターなど公共建築物（上下水道、清掃などプラン		

	トは除く）について、新規事業の展開や老朽化の抑制・機能向上などのため、新築・増築・改築（大規模改造を含む）等の計画策定支援から設計、工事監理などを行い、施設の設置目的と住民ニーズに対応した適正な施設建設を目指す。
合併に向けた課題	宇都宮市では、設備課で施設所管課の計上予算について配当を受け、工事設計・監理等一連の工事関係事務を集中的に執行管理しているが、各町は施設所管課で工事関係業務を執行（分散管理）している例が多く見受けられるため、工事関係の執行体制・仕組みの統一など調整を図る必要がある。
調整の考え方	工事関係業務の執行管理体制が市町により異なることから、統一・整合を図る必要があり、宇都宮市の現行管理体制（集中的な執行管理）に段階的に統一する。 ただし、市町ごとに技術職員、施設数など実情が異なることから、3年程度、経過期間を設け着手可能な事務から統一・整合を図る。

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市計画の決定・変更
事 業 名 称	線引きに関する事務		
事業目的・内容	都市計画区域について、すでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とし、市街化を抑制する区域を市街化調整区域として都市計画に定め、この区域区分（線引き）を基礎として、諸般の都市計画を定め、開発許可制度を併用することにより計画的な市街化を図る。		
合併に向けた課題	線引き都市計画区域と未線引き都市計画区域が存在することになると合併後の新都市全体として一体的なまちづくりに支障がないか十分検討する必要がある。		
調整の考え方	一体的なまちづくりを行うため、上河内地域を宇都宮都市計画区域に編入していくことを基本とするが、住民への大きな影響を及ぼすことから、合併までには方向付けを行い、新市に移行後、県の都市計画区域見直し予定時期と調整し、移行後3年を目標にその区域や実施時期などを調整する。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	計画策定
事 業 名 称	都市計画マスタープランの策定		
事業目的・内容	市町の将来に対する長期展望のもと土地利用の観点から将来像と整備の方針を明らかにしたものであり、まちづくりに関する個別計画策定の上位先行の計画であり、各種計画策定の指針となる。 平成4年の都市計画法改正において「市町村の都市計画に関する基本的な方針」が義務付けられた。		
合併に向けた課題	合併後、新たな都市計画マスタープランの策定が必要となる。		
調整の考え方	新市に移行後3年程度を目標に新市全体を対象とする都市計画マスタープランを策定するものとし、それまでの間は現行の計画を地域別の計画とする。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	計画策定
事 業 名 称	市街化調整区域の整備及び保全の方針の策定		
事業目的・内容	市街化調整区域における将来の土地利用の方向性と実情に応じた適切な都市計画制度の運用を明らかにする。本方針に即し、開発許可制度や地区計画制度などの都市計画制度を適切に運用することによって、市街化調整区域の合理的な土地利用を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが策定しているが、宇都宮市以外の各町の市街化調整区域において現方針が運用できるか、また未線引き区域への対応が必要である。(都市計画マスタープランの策定と連動する事業)		
調整の考え方	合併後に策定される新市全体における都市計画マスタープランの策定を踏まえ、新市全体の方針として、新市に移行後、3年を目標に見直すものとする。それまでの間は現行の計画を地域別の計画とする。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市計画基本図等
事 業 名 称	基本図等の作成・管理		
事業目的・内容	都市計画基本図（1/2,500，1/10,000）については、航空測量により、平成9～11年に数値地図及び紙地図を新規作成し、概ね5年ごとに更新予定（平成15年に都市計画基本図修正業務委託）。数値地図については、GISの背景図として、庁内で広く利用されており、紙地図については、利用希望者に対し貸出を行う。 白地図（1/25,000，1/50,000）については、国土交通省国土地理院発行の地形図を複製し、概ね年1回作成する。 都市計画図（1/25,000）については、線引き、用途地域、道路、公園等の都市計画決定の概略を記載し、年1回作成する。		
合併に向けた課題	各市町で作成しているが、合併後には新たな行政区域全体の基本図の作成、更新時期の整合やGIS対応とするためDM化が必要となる。		
調整の考え方	基本図の仕様等については、宇都宮市の制度を基本とする。ただし、更新時期がそれぞれ異なるため、新市に移行後、3年を目標に調整し新市全体図等の作成を行う。		

中 分 類	都市計画	小 分 類	都市計画基本図等
事 業 名 称	ウェブマップシステムの管理		
事業目的・内容	庁内LANを活用し、全庁的に利用できる地理情報システムである。平成9～11年作成の基本図を基図とし、用途地域、都市計画道路、町丁目、自治会、小中学校区、農用地等の情報が閲覧でき、基本機能としては拡大縮小、距離面積計測、検索、属性表示、画像取り込み等が可能。また、必要に応じ各端末からデータ作成が可能であり、簡易なGISとして利用されている。 具体的な事務としては基本図のデータ更新、ユーザレイヤの承認、データの変換、バックアップを行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市独自のシステムのため、合併後には新行政区域全域が対応できるように回線利用など整備していく必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市独自のGISシステムであり、宇都宮市を基準とする。本シス		

	テムに必要となるデータは、都市計画基本図の作成によるものであるため、基本図の更新時期等を含めた調整を新市に移行後、３年を目標に行う。
--	---

中 分 類	公園	小 分 類	基本計画
事 業 名 称	緑の基本計画		
事業目的・内容	都市の緑は子供たちの感性を磨き、豊かな心を育て、快適で潤いのある生活環境を形成するなど、将来に残すべき重要な財産である。 緑の質と量を確保し、豊かさを実感できる生活環境の形成を図るためには、公園、河川、道路等の公共施設の緑と住宅の庭、社寺境内、ビルの屋上緑化等の個人、団体、企業等の緑が有機的なつながりを持ち一体的に整備・保全されることが重要である。その実現に向けては住民、事業者、NPO等がパートナーシップのもと、ともに協力することが不可欠である。 緑の基本計画は都市緑地保全法に基づき、住民に最も身近な市町村が緑の現状や緑に対するニーズを踏まえ、公共施設としての緑や民有地の緑を幅広くとらえ、将来像を展望し総合的な緑に関するマスタープランとして策定している。		
合併に向けた課題	緑の基本計画の有無に係わらず総合的な基本計画（構想）の再構築が必要となる。特に、計画区域の変更に伴い目標年次の調整や目標水準の見直し、緑化重点地区の見直しなど、基本計画を策定した時点での計画フレームの全面的な見直しを行う必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町毎に計画を策定しているが、計画フレームを構成する区域、人口、既存公園数や緑地の量、住民協働の視点等を勘案し、宇都宮市の計画を基準として３年を目途に調整する。		

中 分 類	区画整理	小 分 類	土地区画整理計画
事 業 名 称	土地区画整理計画		
事業目的・内容	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び利用増進を図るため、土地区画整理手法を活用した実施計画の策定を行う。		
合併に向けた課題	土地区画整理事業を取り巻く社会経済状況は、地価下落や景気低迷などにより大きく変化していることから、今後の市街地整備を進める上で土地区画整理事業を含め、多様な整備手法を検討する必要がある。		
調整の考え方	合併後新市において、全体計画を３年以内に策定する。ただし、計画策定にあっては現在の各市町の計画を尊重する。		

中 分 類	河川	小 分 類	河川整備
事 業 名 称	河川整備計画		
事業目的・内容	対象河川毎に各地域の特性を考慮し、治水・利水・環境にかかる整備の全体計画を策定する。なお、各市町の河川整備計画策定の状況は、宇都宮市のみが整備計画を策定中であり、上三川町では策定について検討中。それ以外の町については計画策定予定なし。		

合併に向けた課題	市域の拡大に伴い、河川整備計画策定の対象となる区域が拡大することから、特に、各町を流れる河川の改修状況や洪水被害状況、並びに、水利や利用形態、さらには流域の環境等、基礎データを把握することが、整備計画を策定するうえで必要となる。
調整の考え方	宇都宮市が策定した「宮の川づくり基本構想（計画期間：西暦2035年）」を基本理念とし、新市移行後、各町の洪水被害状況や改修状況、改修規模等を勘案しながら、5年を目途に河川整備計画を策定する。

中 分 類	河川	小 分 類	河川管理
事業名称	河川愛護		
事業目的・内容	河川をゴミ散乱のない美しい河川として永く保全していくために、河川の清掃・除草・河川敷緑化活動等を行う川沿いの住民やボランティアグループ等に対し、その事業活動費の一部を補助する。		
合併に向けた課題	宇都宮市では平成14年度末で自治会単位の均等補助を廃止し、平成15年度からは宇都宮市河川愛護会補助金交付要綱に基づき、補助の対象となる河川区間や活動回数等の要件を定め、河川の除草・清掃・花の植栽等の事業活動量に応じた補助を実施していることから、自治会単位の均等補助を実施している各町との調整が必要となる。		
調整の考え方	河川愛護活動事業補助については、新市の速やかな一体性を確保する観点から、河川の除草・清掃・花の植栽等の活動を行う現行の宇都宮市の河川愛護グループ補助制度を新市において適用する。 なお、上三川町及び上河内町で実施している自治会均等補助については住民の理解を得ながら合併後3年以内に自治会均等補助を廃止し、新市における河川愛護グループ補助制度を適用する。		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中 分 類	街路	小 分 類	街路道等
事 業 名 称	電線類の地中化		
事業目的・内容	安全かつ円滑な交通の確保や都市景観の向上、都市災害の防止などを目的とし、都市計画道路の整備や都心部道路景観の整備に合わせて電線類の地中化を促進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上三川町のみが実施している事業であるが、中心部や都心部の景観整備に併せて促進しようとしている事業であり、現状のままで良いのかの検討が今後は必要である。		
調整の考え方	単体での事業ではなく、都市計画道路整備事業や都心部道路景観整備事業と並行しての事業であり、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、5年後を目標に調整する。		

中 分 類	街路	小 分 類	街路道等
事 業 名 称	都市計画道路の整備		
事業目的・内容	円滑な都市内交通（歩行者・自転車・自動車）の確保と適切な市街地の誘導や街区の形成を図るとともに、都市の利便性、快適性、安全性を高めるため、その基盤となる道路の整備を促進する。		
合併に向けた課題	上河内町・河内町では実施していない事業であるが、合併対象自治体間の連続性や都市計画道路整備の有効性を考慮するとともに、全路線が都市計画決定されている道路であることから、その見直しを含め、一層の計画的な事業進行の検討、研究が必要である。		
調整の考え方	都市計画道路整備事業は、都市計画決定を受けている事業であるため、市域の全体を見据えての総合的な計画が必要となるため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、5年後を目標に調整する。		

中 分 類	道路維持	小 分 類	市町道維持
事 業 名 称	道路愛護事業		
事業目的・内容	道路の意義・重要性に関する住民の関心と道路愛護の精神を高めるため、啓発イベントを開催するほか、道路を大切に、きれいに使うことを目的に、道路の清掃や緑化等の活動を行っている。また、上三川町及び上河内町においては、道路愛護会活動を通し、道路の維持保全、環境美化を進め、道路愛護思想の普及を図っている。		
合併に向けた課題	道路愛護会がある町（上三川町、上河内町）とない市町（宇都宮市、河内町）があることから、愛護会の存廃も含め、県連合会への加入・脱退問題や、上三川町及び上河内町の愛護会への活動助成金などを整理・調整する必要がある。		
調整の考え方	当面は現行どおりとし、県連合会への加入・脱退については県と協議を行う。合併後3年間を目途に、現行の道路愛護会への補助制度を段階的に廃止するとともに、道路愛護の現状や愛護会本来の役割などを再検討したうえで、事業手法等の調整・統一を行う。		

各種事務事業の取扱い

【水道・下水道専門部会】

（１）現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	水道	小 分 類	水源
事 業 名 称	水源構成・能力		
事業目的・内容	水道水を安定供給するために、各事業体はそれぞれの地域事情などを考慮し最適な水源の確保に努める。		
合併に向けた課題	上三川町・上河内町は、主に地下水源となっているが、取水能力は、渇水期のデータに基づいており当面能力に不安は無い。また、水質も現行では、汚染等がなく良好である。 宇都宮市では、現在、将来の水需要に即した水源構成の見直しをしているところである。		
調整の考え方	各町の水源は、現在確保している水源で安定した水供給が可能であり既存水源をそのまま活用する。宇都宮市については、安定供給できるよう水源構成を見直す。		

中 分 類	水道	小 分 類	水源
事 業 名 称	新規水源開発		
事業目的・内容	新たな水需要に対応するため、必要な水源を確保する。		
合併に向けた課題	上三川町・上河内町については、既存水源で十分水需要に対応できており、新規水源開発の必要はない。 宇都宮市については、将来の水需要等を踏まえ、平成１５年度に必要な取水量に修正したものである。 合併にあたっては、特に問題はない。		
調整の考え方	必要な見直し結果を踏まえた新規水源であるので、現計画を新市に引き継ぐ。		

中 分 類	水道	小 分 類	水源
事 業 名 称	水源管理		
事業目的・内容	水道水源となっている表流水について、水利権の維持・更新に関わる業務と、水利権の由来となる多目的ダム管理への負担金や、県用水供給事業からの受水に関わる業務を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市と上河内町の分水協定は、合併後の業務形態により、見直す必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市から上河内町への分水については、引き続き、宇都宮市から上河内町地域へ水道水を供給するものの、上河内町が簡易水道事業を廃止し上水道事業の統合時には、同じ事業体となるため、協定を解消する。		

中 分 類	水道	小 分 類	浄水場
事 業 名 称	浄水場管理		
事業目的・内容	水道水供給の根幹となる、浄水場を適正かつ効率的に運転管理、維持修繕する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は各浄水場に職員を配置し管理しているが、上三川町・上河内町については浄水場は無人で役場から遠方監視して管理している。		

	施設の配置がかなりの広範囲となるため、浄水場間の連携及び効果的、効率的な管理体制について検討が必要である。
調整の考え方	遠方監視を行っている各町の施設及び管理手法については、基本的には現行のまま新市に引き継ぐが、監視場所や故障発生時の対応方法については、維持管理コスト等を考慮して検討を行う。 直接職員を配置している宇都宮市の施設及び管理手法については、現行のまま新市に引き継ぐ。

中 分 類	水道	小 分 類	配水管理
事 業 名 称	配水施設管理		
事業目的・内容	配水施設の運転管理、維持修繕に関わる業務として、適切な配水コントロールのために、各施設（配水場、増圧所等）機能の監視等を行う。		
合併に向けた課題	各市町とも定期的な巡回と浄水場や役場から遠方監視により管理している。 施設の配置がかなりの広範囲となるため、給水区域・施設の連携・統合及び効果的、効率的な管理体制について検討が必要である。 配水区間の有効的・効率的な配水コントロールの確立が必要である。		
調整の考え方	施設管理についてはいずれの市町も遠方監視で行っているため、基本的には現行のまま新市に引き継ぐが、監視場所や故障発生時の対応方法について、維持管理コスト等を考慮して効率的な方法を検討する。		

中 分 類	水道	小 分 類	建設改良
事 業 名 称	老朽施設改良（配水管以外の施設）		
事業目的・内容	浄水場施設及び配水施設の増補改良に関する業務を行う。		
合併に向けた課題	水道事業の歴史の違いから、宇都宮市は浄水場等の老朽化が進み毎年改良・更新工事を行っているが、上三川町・上河内町はまだ老朽化は著しくない。各施設の老朽化の状況や、拡張計画等の内容を踏まえて、計画的な施設整備について検討する必要がある。		
調整の考え方	老朽施設の改良工事については、それぞれ老朽化に応じ実施すべきなので、現行のまま新市に引き継ぎ、予算編成時において、その老朽度、緊急度を考慮しながら、事業費や事業量、箇所を精査する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	財政・経営の状況		
事業目的・内容	水道事業は、地方公営企業として、企業の経済性を発揮して、適正かつ能率的な運営をしなければならない。このため、財政・経営の状況を適確に把握し、適正な対応方法を講じる。		
合併に向けた課題	供給単価と給水原価については、宇都宮市以外は給水原価が供給単価を上回っている。 有収率については、最高値と最低値との間に10%超の差がある。全体的には低い数値である。 現行においてそれぞれの市町で財政・経営上の課題があると思われるが、統合後の財政・経営の健全性を確保するためには、統合後の財政シミュレーションを行い、課題を洗い出し事業計画に反映する必要がある。		

調整の考え方	各市町の財政・経営はそのまま引き継ぎ、統合後も健全性の確保を図る。
--------	-----------------------------------

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	庁舎等財産管理		
事業目的・内容	庁舎の安全性や良好な執務環境の確保等のため、消防設備等の各種設備の保守点検委託、庁舎の警備や清掃の委託、庁舎の修繕、事務機器や駐車場の賃借、建物保険の加入などを行う。		
合併に向けた課題	どの市町にも水道事業の出先窓口は存在しないが、合併後の設置については、他の分野の窓口サービスと合わせて検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市において独自の庁舎を所有し現に管理していること、合併後は宇都宮市が建設している庁舎が本庁舎になること、保守点検業務は法令で規定されることから、宇都宮市の管理方法を基準として庁舎等の財産を管理する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	用地等財産の取得・処分		
事業目的・内容	事業に必要な用地を取得するとともに、遊休資産となった用地を売却等により処分する。 また、企業用資産（土地・建物）の目的外使用について、当該企業用資産の用途または目的を妨げない範囲で許可する。		
合併に向けた課題	経営の効率化を図るため、遊休資産の処分や所有地の適正管理・有効活用を進める必要がある。		
調整の考え方	各市町が所有する用地は、遊休資産を含めて全てを引き継ぐこととし、取得計画のあるものについては、原則取得するとともに、遊休資産については、経営の効率化のため、合併後も引き続き売却等の処分を進める。また、企業用資産（土地・建物）の目的外使用については、宇都宮市における許可件数が多いこと、その大部分が法令に基づき行なわれていることから、その許可要件・使用料等を宇都宮市の基準に統一し、現に各町で許可しているものについては、許可の更新時期を待って、宇都宮市の基準により新たに許可するものとする。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	車両管理		
事業目的・内容	事業の効率的な執行のため、適正な台数の車両（自動車・バイク・自転車）を所有するとともに、事故等の防止のため、定期的に整備点検を行う。また、事故への対応（相手方との交渉・事故車両の修繕・保険加入等）や交通安全運動の実施など安全運転の励行に努める。		
合併に向けた課題	効率的な事業運営のため、自動車の保有台数の適正化と効果的な配置（施設や地区毎）を進める必要がある。		
調整の考え方	各市町が所有する車両については、原則として、引き継ぐこととする。各市町とも所有する車両の整備点検は法令に基づき行われており、合併後も法令に基づき、宇都宮市の管理方法を基準に、車両の適正な管理を行う。自動車の保有台数の適正化と効果的な配置（施設や地区毎）については、施設の配置状況等を考慮して合併までに検討し、実施する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	積立金の状況		
事業目的・内容	法定積立金として、毎事業年度利益が生じた場合には、前年度からの繰越欠損金があるときはこれをうめて、なお残額があるときはその20分の1以上の額を必ず減債積立金または利益積立金として積み立てなければならない。 また、任意積立金として、法定積立金を除いた残りの未処分利益剰余金は議会の議決を経て特定の目的のために利益を積み立てることができる。		
合併に向けた課題	今後の財政見通しや事業計画を踏まえて、それぞれの積立金への積立及び取崩の基準を調整する必要がある。		
調整の考え方	原則として、現在ある積立金をそのまま引き継ぐ方向で調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道計画
事 業 名 称	下水道事業認可		
事業目的・内容	公共下水道を整備するにあたり、事業を拡大する際、県の事業変更認可を受ける。		
合併に向けた課題	各市町が個別に認可計画を有しているが、整備計画等、新市として当面の対応を検討することが必要である。		
調整の考え方	各市町が個別に認可計画を有しているが、現在の認可区域をそのまま引き継ぐ。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道維持管理
事 業 名 称	処理場の維持管理		
事業目的・内容	機器の保守・点検や水質検査など施設の適正な維持管理を行い、良好な放流水の水質を確保する。		
合併に向けた課題	各市町において維持管理を行っているが、委託方式が異なっている。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、住民サービスの水準も等しいが、施設規模が異なり地域特性があることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道維持管理
事 業 名 称	ポンプ場の維持管理		
事業目的・内容	施設の機能を維持するための点検・修繕工事並びに異常時の緊急対応等により、適正な維持管理を行い、低地発生汚水をポンプにより処理場に圧送する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町がポンプ場の維持管理を行っているが、宇都宮市はポンプ場に限定して委託しているのに対し、河内町は処理場とポンプ場の管理を一括して委託しているため、調整が必要である。		
調整の考え方	各市町により、施設規模が異なり地域特性があることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中 分 類	水道	小 分 類	水質試験
事 業 名 称	水質試験		
事業目的・内容	安全で良質な水を供給するために実施する水質試験業務と、その記録、統計、報告に関する業務。水質検査施設の維持管理に関する業務を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は全部委託しているため、委託部分と直営部分の振り分けの見直し、及び直営で業務を行う場合の実施体制について検討が必要である。 水源の種類と数、過去の水質状況等を勘案して、試験項目、頻度の調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市以外はすべて委託業務となっているため、宇都宮市の業務形態を基準として、コスト等を考慮し調整を行う。		

中 分 類	水道	小 分 類	配水管維持管理
事 業 名 称	漏水対応		
事業目的・内容	水道水の安定供給、並びに有収率向上に資するため、発生する漏水事故に対し迅速な対応を図る。		
合併に向けた課題	夜間・休日の漏水事故に対応するため宇都宮市では業者に待機依頼しているが、上三川町・上河内町は実施しておらず、漏水事故の状況を勘案し、取扱いを調整する必要がある。		
調整の考え方	新市においても、夜間・休日の緊急時に迅速な対応ができるように、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	配水管維持管理
事 業 名 称	給・配水管修繕工事		
事業目的・内容	給・配水管に関する修繕工事について、迅速かつ適切な対応を講ずることにより、適正な維持管理を図る。		
合併に向けた課題	水道事業者が修繕する給水管の範囲が異なり、修繕の対応に差があることから、調整の必要がある。また修繕手法や契約及び支払い方法が異なるため、協議調整の必要がある。		
調整の考え方	給水管の修繕範囲は、漏水全体の9割が給水管で発生していることや、これまでの利用者サービスを確保することを考え、一番範囲の広い宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	配水管維持管理
事 業 名 称	漏水調査		
事業目的・内容	漏水対策を講ずるため、給・配水管の漏水状況を調査する。		
合併に向けた課題	漏水調査の実施年度が各事業体で異なるため、必要性や実施箇所、頻度について協議調整を図る必要がある。		
調整の考え方	漏水量の抑制を図るためには、目に見えない地下漏水を的確に発見する必要があることから、宇都宮市で実施している漏水調査を新市全体を対象に実施する。調査箇所については、漏水の実績等により精査する。		

中 分 類	水道	小 分 類	配水管維持管理
事 業 名 称	管末の水質管理		
事業目的・内容	配水区末端の利用者に、安定した良質な水道水供給のため、管末において定期的な水質管理を実施する。		
合併に向けた課題	管末の水質管理に差異があることから、各事業体における管末の水質状況をふまえて、管理方法を調整する必要がある。		
調整の考え方	すべての利用者に、良質な水道水を供給するため、定期的な測定のもと、水質基準に達していない水道水を適切に排水し、その排水量も計測している宇都宮市の実施方法を基本とする。		

中 分 類	水道	小 分 類	配水管維持管理
事 業 名 称	配水管等図面管理		
事業目的・内容	埋設された配水管等の管種、口径、布設位置の確認ができるように適正な図面情報の管理（保存、利用）を行う。		
合併に向けた課題	各事業体により、図面管理方法が異なることからその統一を図る必要がある。また、上三川町は既に地理情報システムの開発が完了し、宇都宮市、上河内町は現在構築中のため、その調整が必要である。		
調整の考え方	図面管理の効率化、迅速化のため、地理情報システムを統一した基準で運用することが必要であるが、各事業体が異なるシステムを構築していることから、一定の期間をかけて情報量の多い宇都宮市上下水道局の「水道施設情報管理システム」に統合する方向で調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置
事 業 名 称	水道メーター管理（新設・口径変更・故障取替）		
事業目的・内容	適正な使用水量を計量するため、使用者に貸与する水道メーターについて、適正な管理に基づき、効率的な出庫を行う。		
合併に向けた課題	メーターの出庫方法やメーター取付ネジの種類が異なるため調整が必要である。 出庫方法 ⇒ 宇都宮市はメーカーから請負業者へ直渡し方式 上三川町・上河内町は町で購入し町出庫方式 取付ネジ ⇒ 宇都宮市は舶来ネジ、上三川町・上河内町は上水ネジ		
調整の考え方	出庫方法は、メーカー直渡し方式・町出庫方式と異なるが、メーターの一元的管理が必要なことから、宇都宮市の制度を基に調整する。ただし、取付ネジは、新市移行後も当面、現状のままで管理する。		

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置
事 業 名 称	水道メーター管理（検定満了メーター取替）		
事業目的・内容	料金算定の基となる水道メーターは、計量法により検定の有効期間が8年と定められており、検定の有効期間内に計画的に新しい水道メーター取替を行う。		
合併に向けた課題	取替方法やメーター取付ネジの種類が異なるため、調整が必要。 取替方法 ⇒ 宇都宮市は業者請負持ち方式（業者がメーターを購入		

	し取替える) 上三川町・上河内町は業者委託方式（町がメーターを 購入し取替を行う業者へ渡す） 取付ネジ ⇒ 宇都宮市は舶来ネジ，上三川町・上河内町は上水ネジ
調整の考え方	取替方法は，メーターの購入・出庫の取扱いに差があるが，在庫の軽減化とメーターの一元管理が必要なことから，宇都宮市の制度を基に調整する。ただし，取付ネジは，新市移行後も当面，現状のままで管理する。

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置
事 業 名 称	指定給水装置工事事業者管理		
事業目的・内容	水道法の規定に基づき，適正な給水装置工事を申請して施工できる給水装置工事事業者の，指定及び管理を行う。		
合併に向けた課題	水道法により給水装置工事事業者の指定方法は，全国統一されているが指定手数料に違いがある。 また，指定店の管理については，各事業体共に定めていないため，調整して統一化した規定により管理することが必要である。		
調整の考え方	法令に基づき実施している事務であり，事務内容に差異はないので，登録済み業者の最も多い宇都宮市の実施方法を基準とする。指定手数料に差があるが，宇都宮市において最近行った原価計算でも現行金額が適正なことから，宇都宮市の額に調整する。各町の指定店については，新市後も指定店として継承する。		

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置
事 業 名 称	給水装置工事基準		
事業目的・内容	給水装置工事の申請及び工事を行う場合，給水装置基準の規定に適合することの確認及び指導が必要であり，確認し指導するマニュアル書として又指定店の教書として，給水装置基準を定めることが重要であり，給水装置設計施行基準を定めている。		
合併に向けた課題	分水からメーターまでの指定材料や，水圧試験の合格基準，メーター口径別給水栓数の取扱いが各市町で異なっているので，統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町の取扱い内容に違いがあるが，将来の維持管理を考え，一番基準の厳しい宇都宮市の制度を基準に調整する。ただし，継続的事業その他特別な理由により合併前に各町の基準で指導を受け，宇都宮市の給水装置基準に変更できないと認められる場合は，旧制度のまま認める。		

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置
事 業 名 称	直結給水基準		
事業目的・内容	給水サービスの向上を図るとともに小規模受水槽による衛生問題の解消を図るため直結給水の拡大を図る。 宇都宮市では申込者から協議書が提出されたものについて，書類審査		

	及び水圧測定の結果，３階建て直結給水施行基準に適合することを確認し承認する。上三川町においては２階建以下を対象基準としており，上河内町においては基準の設定を行っていない。
合併に向けた課題	どの市町も水圧の関係から３階建て建物への直結給水が可能な地域と不可能な地域があり，宇都宮市のように可能な地域から実施していくか，各町のように全地域が可能になるまで実施しないか協議調整が必要である。
調整の考え方	安全で良質な水道水を供給するために，可能な限り貯水槽を経由することを避ける必要があることから，現行の宇都宮市の制度を基準に，できるところから直結給水を進めて行く。

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置
事 業 名 称	給水装置工事の審査・監督業務		
事業目的・内容	水道法等に基づき，給水装置の構造及び材質と利害関係者の同意等申請及び施工の適正を確認するため，審査及び必要に応じ監督業務を実施する。		
合併に向けた課題	給水装置工事の審査・監督業務は，各事業体が定めている取扱いと様式により実施しているが，指定材料及び審査・監督業務内容と体制の違いがあり，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している業務であり，件数等を考慮すると，宇都宮市の制度を基準に調整することが最も効率的であることから，宇都宮市の制度を基準に調整する。また，給水台帳の大きさと様式及び水栓番号交付の基準についても統一する方向性で調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置
事 業 名 称	給水装置工事検査・承認手数料		
事業目的・内容	適正な給水装置工事を指導するため，給水装置設計施行基準に適合しているか確認を行い，その業務に必要な承認及び検査業務について手数料を徴収する。		
合併に向けた課題	承認及び検査手数料とその徴収時期に違いがあり，調整する必要がある。		
調整の考え方	各市町間で承認及び検査手数料に差が生じているが，給水装置工事の審査・監督業務を宇都宮市の基準に調整することから，直近の宇都宮市の原価計算においても妥当な，宇都宮市の現行金額とする。		

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置
事 業 名 称	給水台帳管理		
事業目的・内容	水道事業者は，給水契約の基礎となり，給水装置の設置場所及び水道加入金等の確認，給水装置工事を行う場合の資料，漏水が発生した場合等による給水管理設場所等の把握，配水管布設替に伴い接続する給水管の把握等のため，給水装置工事申込書兼承認願（給水台帳）を適正かつ効率的に管理する。		

合併に向けた課題	給水台帳の大きさ、様式等に違いがあり、その管理方法についてもパソコンによるシステム管理と給水台帳の原本管理に分かれており、統一する必要がある。
調整の考え方	各市町により違いがある給水台帳の様式等を統一して、台帳管理の効率化と迅速化のため、地理情報システムを統一した基準で運用することが必要であり、地理情報システムを構築中の町も含め、情報量の多い宇都宮市の水道施設情報管理システムに統合する方向で調整する。

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置
事業名称	貯水槽水道への関与		
事業目的・内容	受水槽等の貯水槽を経由して水道水を利用している人々が、常に安全な水を利用できるようにするため、平成13年の水道法の一部改正により水道事業者が貯水槽の設置者に対し、指導・助言等が出来るようになった。その具体的な対応方法は、各水道事業者が独自に決めている。		
合併に向けた課題	宇都宮市では、貯水槽設置者の全員を対象に、戸別訪問を実施し、管理状況の把握と適切な指導を行うが、上三川町・上河内町ではその実施予定がなく調整が必要である。		
調整の考え方	安全な水を供給するために、貯水槽の管理状況把握と適切な指導を行う必要があることから、戸別訪問を実施しきめ細かく対応しようとしている宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置
事業名称	開発業者からの財産受贈		
事業目的・内容	需要者の給水サービスの向上と効率的な水道事業の運営を図るため、開発行為等で開発業者が埋設した配水管及び付属設備の寄附を受ける。		
合併に向けた課題	譲渡手続き、対象物件の基準等が若干異なっているため、統一する必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事務であり、ほとんどの内容は同じであるので、発生件数の最も多い宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置
事業名称	既設団地水道施設の受入		
事業目的・内容	既設団地の水道施設の管理者から、水道事業者へ管理の移管の要望があった場合、移管後に当該施設を利用している人々に、速やかかつ適正に給水ができるようにするため、移管条件を整備し、円滑に移管を進める。		
合併に向けた課題	未移管団地のある宇都宮市と上河内町は、同じ内容の受入条件により受入をしているが、上三川町は対象となる団地がないため受入条件がない。		
調整の考え方	宇都宮市と上河内町の受入条件を新市全体に適用しても支障がないので、これを新市全体の受入条件とする。		

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置
事 業 名 称	高台団地水道施設の受入		
事業目的・内容	高台にある既設団地の水道施設の管理者から、水道事業者へ管理の移管の要望があった場合、移管後に当該施設を利用している人々に、速やかかつ適正に給水ができるようにするため、移管条件を整備し、円滑に移管を進める。		
合併に向けた課題	受入条件があるのは宇都宮市のみで各町にはないので、宇都宮市の条件を新市全体に適用できるか検討が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の受入条件を新市全体に適用しても支障がないので、これを新市全体の受入条件とする。		

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置
事 業 名 称	未加入者の加入促進		
事業目的・内容	すべての住民が安全で安定的な水道水の供給を受け衛生的な生活を享受できるようにし、また、給水収益の向上を図るため、地下水等の自家水利用者の水道加入を促進する。		
合併に向けた課題	宇都宮市及び上三川町は未加入者への臨戸訪問により、加入促進を実施している。各市町の未加入者の状況から、今後の実施の在り方を検討する必要がある。		
調整の考え方	加入可能な未加入者の早期加入は、新市全体で行う必要があることから、宇都宮市の制度を基準に、下水道の加入促進と連携するなど効果的かつ効率的な方法で実施する。		

中 分 類	水道	小 分 類	水道料金調定・徴収
事 業 名 称	水道供給開始・休止受付業務		
事業目的・内容	住民生活に必要不可欠な水の供給を迅速かつ効率的に行うため、水道供給開始・休止受付のサービス業務を行う。		
合併に向けた課題	上河内町以外は、電話、FAX、郵送、窓口による受付をしているが、上河内町は窓口のみのため統一する必要がある。また、時間外の取扱いについても各市町で異なるため、調整が必要である。		
調整の考え方	顧客情報等の一元化を図ることにより受付窓口を一本化し、受付方法を統一する。 時間外の取扱いについては、緊急時の対応として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	水道料金調定・徴収
事 業 名 称	水道供給開始・休止業務		
事業目的・内容	住民生活に必要不可欠な水の供給を迅速かつ効率的に行うため、届出に基づき水道供給の開始・休止業務を行う。		
合併に向けた課題	開庁時間外における業務の実施状況や、使用休止の場合の現地精算の実施状況は各事業体により異なるので、統一する必要がある。		

調整の考え方	開庁時の休止開栓業務については、宇都宮市の制度を基準に業務内容の統一を図る。 時間外の取扱いについては、緊急時の対応として宇都宮市の制度を基準に調整する。 使用休止に伴う現地精算については、合併時まで実施する対象者や体制を調整する。
--------	---

中 分 類	水道	小 分 類	水道料金調定・徴収
事業名称	使用水量検針業務		
事業目的・内容	水道料金の算定のため、水道メーターの検針を行い、使用水量を計る。		
合併に向けた課題	検針業務の形態や頻度は市町において異なり、統一する必要がある。		
調整の考え方	検針業務の委託形態や検針の検針期間が異なるが、コストを考慮し、宇都宮市で導入している民間委託、ハンディタミナルでの検針、隔月検針の制度を基準に調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	水道料金調定・徴収
事業名称	使用水量認定基準		
事業目的・内容	水道メーターを通過した水道水の使用量に係る料金は、全て使用者が負担するのが原則であるが、家屋の地下で発生した漏水等により、使用量が急激に増加した場合などについては、一定の基準を定め水量の認定を行う。		
合併に向けた課題	各市町とも要領を定め認定を行っているが、申請方法や認定の範囲等が異なることから、運用方法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	水量認定は、各市町とも要領を定め認定をしているが、差異が少ないことから、軽減率などの認定方法を宇都宮市の基準に基づき調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	水道料金調定・徴収
事業名称	水道料金の調定・徴収業務		
事業目的・内容	水道メーターの検針水量に基づき、水道料金を計算し、調定を計上する。 水道使用者等に水道料金と下水道使用料と合わせ請求し、指定の方法で徴収する。		
合併に向けた課題	水道料金の調定期間および納期限、請求方法（隔月徴収または毎月徴収）、水道料金収納方法および口座振替等取扱手数料について、各市町の実施方法、取扱いが異なるため調整が必要である。		
調整の考え方	水道料金の調定期間、収納方法は、調定件数が一番多いことから、口座振替手数料が一番安価であることから、いずれも、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。なお、料金の請求方法については、上三川町のみが毎月徴収を実施しているため、コスト面を考慮し、サービスの低下をきたさぬよう調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	水道料金調定・徴収
事 業 名 称	水道料金の滞納整理・停水処分		
事業目的・内容	受益者負担の原則により、受益に応じた水道料金を確実に納付してもらうため、料金滞納者に対して催告状等を発し、納付指導を実施する。再三の納付指導にもかかわらず、納付がない者には、停水処分を行う。		
合併に向けた課題	滞納整理、停水執行を含む、高額及び長期滞納者に対する滞納処分について実施方法が異なるため、調整が必要である。		
調整の考え方	滞納整理、停水執行等の方法については、停水処分の頻度が一番多い宇都宮市の実施方法に統一するが、合併後も引き続きより効果的な方法を検討していく。 滞納整理の開始時期は、水道料金の請求及び徴収方法の調整が済み次第、統一する。		

中 分 類	水道	小 分 類	水道料金調定・徴収
事 業 名 称	集合住宅における各戸検針の取扱		
事業目的・内容	基本的には集合住宅の水道料金は一括して所有者等に請求しているが、各入居者毎に直接請求してほしいとの要望がある場合、一定の条件を満たせば、各戸毎の検針及び料金請求を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外では、一般の集合住宅において制度の適用がないが、制度を新市にも適用するためには、適用及び施設要件等について調整を図ることが必要になる。		
調整の考え方	利用者サービス向上のため、制度を新市全体に適用する。現行の宇都宮市の制度では、平成3年度以前に建設した施設と平成4年度以降に建設した施設では整備基準が異なるが、宇都宮市以外の町についても同じ条件とする。		

中 分 類	水道	小 分 類	水道料金調定・徴収
事 業 名 称	集合住宅における水道料金特例制度		
事業目的・内容	受水槽を設置した集合住宅で、別に定める各戸検針・各戸徴収の契約を締結していない場合、当該集合住宅の使用水量は水道局で設置した水道メーターにより認定している。この場合、集合住宅用に設置されたメーターは口径が大きく、料金体系上、一般住宅用に比べ水道料金が割高になってしまう。このため、集合住宅と一般住宅との料金の均衡を図るため、一定の要件を満たす集合住宅については、申請により一般住宅の料金計算の例により再計算し、総代人に一括して請求する。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外では制度がない。この制度を新市全域で適用するためには、口径別料金制度（上三川町以外）と用途別料金制度（上三川町）の調整を図る必要がある。（この制度は口径別料金制度に対応したもので、用途別料金制度にはなじまない。） また、各町の料金システムが対応していないため、現状での運用にはシステム改造が必要である。		
調整の考え方	電算システムの統合に併せ、制度を適用する方向で調整する。 上三川町についても制度を適用する方向であるが、水道料金の協議の中で、用途別料金制度の取扱いを調整後、適用の方法を調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	建設改良
事 業 名 称	工事設計積算		
事業目的・内容	事業を実施するにあたり、工事費を適正、かつ効率的に算出するために各種データの収集や電算システムを導入している。		
合併に向けた課題	積算方法は同じであるが、電算システムの機種ソフトが異なるので統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町の使用している機種が異なるが、積算については厚生労働省、県歩掛を基準にしているため同等の成果品となることから、工事発注件数が多い宇都宮市の機種に統一する。		

中 分 類	水道	小 分 類	建設改良
事 業 名 称	土地区画整理事業に係る配水管布設工事		
事業目的・内容	土地区画整理事業の施行のため若しくはその事業の施行に係る土地の利用の促進のため必要な工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立若しくは干拓に関する事業が土地区画整理事業にあわせて行われる場合においては、これらの事業は、土地区画整理事業に含まれる。 配水管布設工事もその一部であり、土地区画整理事業者と協議しながら実施する。		
合併に向けた課題	土地区画整理事業者との水道施設工事に関する協定は、現在のところ宇都宮市のみしかない。		
調整の考え方	宇都宮市しか協定がないため、宇都宮市の制度を適用する。		

中 分 類	水道	小 分 類	建設改良
事 業 名 称	他事業による水道施設移設工事		
事業目的・内容	道路や河川等を整備する際に、それらに埋設していて整備の支障となる水道施設（配水管）を、当該管理者の依頼に基づき、適切な位置に移設する。 移設の内容により工事負担金を原因者に請求する。		
合併に向けた課題	各市町共に移設工事の業務の流れは同様であるが、無償・有償工事の考え方及び有償工事に伴う工事費や事務費など負担金工事の取扱要綱（内規）の統一が必要である。 また、移設に伴う各事業者との協定内容についても、各市町で異なるので調整が必要である。		
調整の考え方	各市町の業務の流れはほぼ同様であるが、業務を遂行する上で統一した取扱要綱（内規）が必要となるため、資産減耗費の控除の適用や必要な事務費の加算など、最も内容を網羅している宇都宮市の制度を基準に調整する。 なお、各町が既に協定しているものについては、協議により変更を検討する。		

中 分 類	水道	小 分 類	建設改良
事 業 名 称	給水要望審査		
事業目的・内容	住民から出される給水要望を審査・検討し、必要な水道施設を整備する。		
合併に向けた課題	審査基準に基づいて審査をして給水要望に対応しているのは宇都宮市だけで、上三川町は申請一件ずつ審査を行っており、上河内町は特に実施をしておらず、給水要望への対応は異なる。このため、区域全体の公平で統一した審査基準及び適正な給水要望への対応方法が必要となる。		
調整の考え方	既に基準を設けている宇都宮市の制度を基準に調整することとするが、現在の各市町の対応に差異があることから、新市全体の新しい審査基準を設け対応する。その際には未加入者の加入促進策と連携した対応策とする。		

中 分 類	水道	小 分 類	建設改良
事 業 名 称	出水不良解消のための配水管布設工事		
事業目的・内容	出水不良を解消し、安全で良質な水を安定供給するため、適正な口径の配水管に布設替えする。		
合併に向けた課題	宇都宮市は重点地区の計画的整備と住民からの要望への対応の両方で行っているが、上三川町は住民から要望が出れば対応するのみ。上河内町については特に実施していない。各市町の出水不良箇所の状況を踏まえ、計画的整備と随時対応の両方の在り方を調整する必要がある。		
調整の考え方	出水不良の解消策は、現行の宇都宮市のように、多発箇所を多数抱える地域に対しては計画的整備（複数年度）、単発の発生に対しては随時整備（単年度）に分けて実施していくのが妥当であるが、各市町の状況を踏まえて、それぞれの対象地域を設定する。		

中 分 類	水道	小 分 類	水道料金
事 業 名 称	水道料金審議会		
事業目的・内容	水道料金の設定にあたっては、公正妥当であること、能率的経営を前提とした原価主義によること、健全な運営を確保するものであること、定率または定額をもって明確に定められること、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと、という要件を満たさなければならない。このため、料金の改定について、市町長の諮問に応じて、有識者等の第三者により調査・審議してもらうため、水道料金審議会を設置している。		
合併に向けた課題	上河内町が料金審議だけでなく事業全般の協議会であるものの、どの市町も形態は経営状況の変化等水道料金の改定が必要な時に設置する非常設型で同一となっている。業務の流れも同じであり、当面は同様に行うのが適当である。新市の規模等から最適な委員数を算出する必要がある。		
調整の考え方	各市町の設置形態、実施方法はほぼ同じであることから、宇都宮市の制度を基準に、新市全体に適用できるように、規則を改正する。		

中 分 類	水道	小 分 類	水道加入金
事 業 名 称	水道加入金		
事業目的・内容	水道加入金は、新旧需要者の負担の公平と水道料金の高額化抑制を目的とし、設置するメーター口径に応じて徴収する。 給水装置工事の新設又は、改造（メーター口径を増す場合に限る）をする者から徴収する。		
合併に向けた課題	各事業体で、加入金額、徴収時期、還付条件、移転撤去による加入金の充当等に違いがあり、調整を行う必要がある。		
調整の考え方	水道加入金は、現行において、生活者のほとんどが該当する13mmと20mmはそれほど差がないが、25mm以上は宇都宮市が各町より高額となっている。 このため、宇都宮市の金額に統一すれば、生活者の負担はそれほど変化なく、しかも加入金収入全体の確保ができる。各町における新規の25mm以上の加入者の負担は増加するものの、25mm以上の新規加入者は少なく、一時金である。 したがって、宇都宮市の金額に統一することとし、合併前から加入の手続きをしていた者で負担が増加する場合には旧料金を適用する。加入金の徴収時期及び充当等の取扱いについても、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	一般会計繰入金
事 業 名 称	消火栓設置費・維持管理費・用水負担金		
事業目的・内容	地方公営企業法第17条の2により、経費の性質上、事業の収入を充てるのが不適切なものは公費負担が適切であることから、消火栓の設置費や維持管理費、消火用水は公費負担（一般会計負担金）となる。		
合併に向けた課題	上河内町以外は、消火栓にかかる設置、維持管理、用水の費用を公費負担（一般会計負担金）としているが、それぞれの範囲と算出方法が異なっていることから、統一する必要がある。		
調整の考え方	実績に基づき必要額を徴している宇都宮市を基準に調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	組織・定数管理		
事業目的・内容	常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう水道事業を運営するためには、最も効率的で効果的な執行体制を実現する必要がある。このため、中長期的な将来の経営の状況を踏まえた目標職員数を見据え、各年度において効率的な組織体制の構築や定数の適正化を図る。		
合併に向けた課題	各町の水道事業に関する組織・定数管理は各町の全体の組織・定数計画の中で管理されている。 このため、合併後の水道事業の将来経営を見据えた計画策定や顧客サービス、経済性の発揮を踏まえた適正な組織・定数について協議、調整を行う必要がある。		

調整の考え方	各町の事業経営の状況や組織・職員構成を視野に入れ、各市町において合併を見据えた組織・定数管理ができるよう調整を行うが、地方公営企業としての組織・定数管理を実施しているのは宇都宮市のみであるため、従前の各町の管理手法等との統一性を確保しながら、宇都宮市の制度に統一する。
--------	--

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	人事管理制度		
事業目的・内容	人事、服务等の職員各個人の管理は、地方公務員法その他関係法令に基づき厳正に行うことが必要であり、特に水道局においては自主的で自立性の高い企業経営を行うため、より一層の適正、公平で透明性がある人事管理を行い、頑張った職員が適正に処遇される能力主義人事への転換を図り、人材育成型人事を推進する。その内容は、人事評価、人事異動、昇任、退職、一般服務、分限、懲戒など多岐に渡る。		
合併に向けた課題	水道事業に関する人事管理制度は、概ね市町長部局に準じている。このため、合併後も新市の市長部局との調整を図るとともに、一部水道局独自の人事管理手法の部分については、事前に協議、調整を行う必要がある。		
調整の考え方	新市の市長部局との連携のもと、各市町の人事管理制度を把握し調整するとともに、宇都宮市のみが地方公営企業として独自の人事管理制度を運用していることから、基本的に合併後は宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	臨時職員		
事業目的・内容	産休・育休・傷病休暇職員の代替事務補助、繁忙期事務作業補助等のため、必要に応じ臨時職員を雇用し、社会保険加入喪失・雇用保険加入喪失手続き等を行う。		
合併に向けた課題	単価は各市町とも市町部局の基準に準じているため、新市の市長部局との調整が必要である。 臨時職員の配置については、合併後の業務の状況を踏まえ、改めて精査する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市上下水道局以外では雇用の実態はないが、宇都宮市の制度を基準に新市全体に適用できるように要綱を改正する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	嘱託職員		
事業目的・内容	効率的な業務遂行のため勤務形態を弾力的に運用できる嘱託職員を任用し、社会保険加入喪失・雇用保険加入喪失手続き等を行う。		
合併に向けた課題	報酬額は各市町とも市町長部局の基準に準じているため、新市の市長部局との調整が必要である。 嘱託職員の配置については、合併後の業務の状況等を踏まえ、改めて精査する必要がある。		

調整の考え方	宇都宮市上下水道局以外では雇用の実態はないが、宇都宮市の制度を基準に新市全体に適用できるように規則を改正する。
--------	---

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	職員給与（給料）		
事業目的・内容	条例に基づき、職員に給料を支給する。		
合併に向けた課題	各市町とも市町長部局の基準に準じているため、新市の市長部局との調整が必要である。		
調整の考え方	合併関係市町間は、職員数が最も多く調整の影響の少ない宇都宮市の制度を基準に、新市全体に適用できるように規則を改正する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	職員給与（手当）		
事業目的・内容	扶養手当・超過勤務手当等のほか、水道事業独自の業務に対応するものとして特殊勤務手当を定め、支給する。		
合併に向けた課題	基本的には各市町とも市町長部局の基準に準じているため、新市の市長部局との調整が必要である。 ただし、水道事業独自の業務に対応する特殊勤務手当は宇都宮市しかないため、新市の水道事業における各業務の内容等を比較検討し決定する必要がある。		
調整の考え方	合併関係市町間は、職員数が最も多く調整の影響の少ない宇都宮市の制度を基準に、新市全体に適用できるように規則を改正する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	退職手当引当金		
事業目的・内容	一時に多くの職員が退職すると、多額の退職給与金が支払われることとなり、そのまま、当該年度の費用とすると損益計算上、他年度との不均衡が生じる。退職給与金支給の原因は、職員の労働であることから、退職給与金は各年度に分担させることが発生主義の損益計算上望ましいものであり、毎年度一定の基準額を費用計上し、年度間の平準化と計画的な執行を図るため、引当金を計上する。		
合併に向けた課題	退職手当引当金が有るのは宇都宮市だけであり、上三川町・上河内町は退職手当組合に負担金を支払っているため、合併時に退職手当組合との精算を行った後、市長部局と調整し上三川町・上河内町の水道会計分の額を退職引当金へ積み増す必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市は、地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達により損益計算の平準化を図るため毎年一定の基準により引当てている。新市の市長部局と調整し、合併後も同様とする。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	職員被服貸与		
事業目的・内容	業務能率の向上，水道業務職員の認証，職員相互の連帯感，C I 効果による水道業務のイメージアップ等の観点から，水道事業に従事する職員に対し職務の執行上必要な被服を貸与する。		
合併に向けた課題	各市町の取扱いが異なるため，被服の必要性や貸与制度のあり方を検討する必要がある。		
調整の考え方	被服貸与の制度自体がない町があるものの，業務服を着用することで業務能率の向上，C I 効果等多くのメリットが認められていること，また，現在貸与されている業務服を有効に活用するためにも，宇都宮市の制度を基準に新市全体に適用する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	職員研修		
事業目的・内容	水道事業にかかわる知識や技能の習得を目的とする。また，企業職員として，あるいは管理監督者として勤務能率の発揮及び増進を図る契機とするための研修を実施する。		
合併に向けた課題	各自治体で実施している研修の個々の具体的な内容を検討し，その内容に応じて引き続き実施していくか等研修体系を見直していくことが必要である。		
調整の考え方	各市町の実施形態は，独自で実施しているところもあるが，地方公営企業の企業職員として必要な研修を実施しているのは宇都宮市だけであることから，宇都宮市の実施形態を基準に研修体系を見直し，調整する。また，各町独自で行っているものについては，内容を検討し，継続して実施していくことの必要性を検証し，取り込んでいくか等の調整をする。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	労務管理		
事業目的・内容	地方公営企業は，労働基準法適用職場であり，より民間企業に近い労働関係が確立されている。 また，企業職員が組織する労働組合は，労働組合法の適用を受ける組合であり，労働条件に関する団体交渉権とそれに基づく，労働協約締結を有する。 このような法の要請に基づき，企業としては常に職員の公務能率の確保の観点も踏まえ，職員の労働条件や日頃の勤務状況などを把握し，常に職員が働きやすく能力が発揮できるような労務管理を行う。		
合併に向けた課題	労働組合法による企業職員が組織する労働組合があるのは宇都宮市のみであり，各町では地方公営企業に関する労務管理が存在しない状況であるため，その調整を図る必要がある。		
調整の考え方	労働組合は新市においても存続することから，宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	福利厚生		
事業目的・内容	各種の厚生事業及び共済事業を実施し、職員の厚生・福祉の増進に努める。		
合併に向けた課題	各市町とも全て市町長部局の基準に準じているため、新市の市長部局との調整が必要である。		
調整の考え方	合併関係市町間では、ほぼ同様の形態で実施していることから、宇都宮市の制度を基準に新市全体に適用できるように規則を改正する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	労働安全衛生管理		
事業目的・内容	職員の職場における安全と健康を確保し、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする。 法により、水道事業では労働者が100人以上の場合安全委員会を、50人以上の場合衛生委員会を設けなければならない、これらに該当する事業体は安全衛生委員会を設置しており、また、各種健康診断等を実施する。		
合併に向けた課題	特殊健康診断の対象者はすべて同じ。 安全衛生委員会は、労働者数の関係上、水道事業独自に設置しているのは宇都宮市だけであり、上三川町・上河内町は町長部局と一緒にしており、合併後の各事業場の労働者数も踏まえ、調整を行う必要がある。		
調整の考え方	安全衛生委員会の設置が上三川町・上河内町では水道独自で行われていないことから、宇都宮市の制度を基準として労働者数を踏まえて設置するよう調整する。特殊健康診断は、対象者がすべて同じことから、宇都宮市の制度にあわせて受診させる。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	広報活動		
事業目的・内容	水道事業について、様々な手段で広報活動を展開することにより、事業に対する利用者の理解や関心を高める。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外の各町では、広報活動はあまり実施されていないので、宇都宮市の手法を、合併後どのように拡充するか調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準として、各町を取り込むものとする。各種イベントや水道施設見学会については各町の状況も踏まえて、開催場所や手法についても検討する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	広聴活動		
事業目的・内容	水道事業に関する需要者の意見・提案等の把握に努め、水道事業のサービスの向上を図るとともに、効率的な事業運営に資するため、水道事業懇話会等の設置や水道モニター制度を実施する。		

合併に向けた課題	宇都宮市以外は経常的な広聴事業があまりないため、調整する必要がある。
調整の考え方	上三川町・上河内町は広聴事業があまりないため、宇都宮市の広聴活動を新市全体に拡充する。上河内町の簡易水道事業運営協議会については、水道事業懇話会や水道料金審議会に再編する。

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	予算編成		
事業目的・内容	地方公営企業法に基づき、水道事業管理者が予算案を作成し、市町長に送付する。 市町長は議会に諮り、予算が成立すれば、管理者に通知する。 その後、管理者は、予算執行計画を作成する。		
合併に向けた課題	上河内町を除く1市2町では地方公営企業法に基づく予算編成を行っており、大まかな事務の流れ、スケジュールに差はない。 上河内町では特別会計で運営されており、合併にあたっては制度上の調整を要する可能性があるが、事務の流れ等は基本的に他市町同様である。		
調整の考え方	基本的に各市町とも事務の流れは同様であり、予算規模が最大の宇都宮市の制度を基準とし、必要に応じ会計規程を改正する。 上河内町については、合併時まで企業会計による会計の統合ができるようにする。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	財務会計電算システム		
事業目的・内容	財務会計事務の一元化、正確化、省力化および必要な資料の即時収集を行うため、財務会計の基礎である支出負担行為、会計伝票の作成及び納入通知の作成等を電算システムで行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市はN T Tデータ、上三川町はT K C、それぞれに異なるシステムによる企業会計処理を行っているため、システム間の調整が必要である。上河内町については、特別会計で会計処理を行っていることから企業会計へ変更するための調整を図ることが必要となる。		
調整の考え方	各市町において電算システムによる会計処理が行われているが、データ量等を考慮すると宇都宮市のシステムを基準とすることが最も効率的であることから、宇都宮市のシステムを新市全体に適用できるよう改良する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	契約・入札制度		
事業目的・内容	水道事業に係る工事や委託などの請負契約の締結、予定金額が一定以上の契約案件についての指名業者選考及び入札を行う。		
合併に向けた課題	発注標準金額、予定価格の公表、指名業者の格付けなどの取扱いが、各市町で違いがあり、契約事務の性格上、合併前に統一する必要がある。		

調整の考え方	契約事務は、その性格上統一する必要がある、宇都宮市における契約件数、対象となる業者数が多いことから、宇都宮市（市長部局）の制度を基準として統一し、合併後の契約事務のスムーズな執行を図る。また、指名業者選考会については、契約事務は本来水道事業独自に行うものであること、現に宇都宮市において設置していることから、合併後も、宇都宮市の指名業者選考会を基にして設置する。
--------	---

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	指名業者の登録		
事業目的・内容	水道局が発注する請負工事等の入札・見積合わせに参加できる業者を、2年に一度、入札参加希望の申請を受け、経営事項審査結果通知書、技術職員名簿、過去の工事实績などの内容を審査し、欠格事項がある業者を除き、ランク分けして登録する。		
合併に向けた課題	名簿の有効期限が各市町とも同じく平成16年度までであることから、統一した指名参加基準を作成して、平成17～18年度の登録者名簿を作成する必要がある。また、合わせて、配水管布設工事の指名業者の工種も統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町とも市町長部局と同じ指名業者登録名簿を使用しており、独自の名簿の作成には多くの労力が必要になるとともに、業者にも負担をかけることから、合併後も合併前の手法と同様に新市の市長部局で作成する名簿を使用する。また、工種については、宇都宮市においても検討課題になっているため、合併前に検討し、統一する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	出納業務		
事業目的・内容	収入事務、支払事務のほか、経営成績や財政状態を明らかにするため、財務会計全般について経理処理を行う。		
合併に向けた課題	会計については、上河内町が地方公営企業法の非適用となっているが、新市全体として適用することができるよう進める必要がある。出納業務については、市町長部局（出納室等）とは別に独自に実施している市町とそうでない町があるので、統一を図る必要がある。また、電算システムや会計規程についても統一を図る必要がある。		
調整の考え方	会計規模が一番大きく業務量も多い宇都宮市の会計規程及び事務執行方法を新市に適用する。また、電算システムについては、財務会計全般を網羅している宇都宮市のシステムとする。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	公金運用		
事業目的・内容	公金のうち、支払に支障のない余裕資金を安全かつ有利な方法で運用する。		
合併に向けた課題	公金保管運用基準の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	各市町とも差異はないが、ペイオフ対応策が明らかで運用方針が多岐に渡っている宇都宮市の事務内容に統一することで調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	出納・収納取扱金融機関		
事業目的・内容	出納取扱金融機関、収納取扱金融機関を指定し、収納及び支払事務の一部、または収納事務の一部を取り扱わせる。		
合併に向けた課題	出納取扱金融機関の統一を図る必要がある。また、口座振替手数料（収納）については、有料・無料の相手方や単価を統一する必要がある。		
調整の考え方	出納取扱金融機関については、収納及び支払件数等の多さから宇都宮市における出納取扱金融機関とすることで調整する。収納取扱金融機関については、利用者の利便性を考慮し、現在各市町の契約する金融機関とする。また、口座振替手数料は、経費節減のため一番安価な宇都宮市の単価に統一する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	固定資産台帳管理		
事業目的・内容	固定資産の取得、異動、処分（除却）の際に、固定資産台帳の作成、更新を行い、個々の固定資産を管理する。		
合併に向けた課題	電算システムの統一を図る必要がある。 固定資産台帳のない上河内町については、企業会計化する場合、台帳を作成する必要がある		
調整の考え方	宇都宮市における固定資産の件数が一番多く、電算システムで管理されているため、宇都宮市の管理方法を採用することで調整する。上河内町においては、企業会計化する場合、新市に移行前に台帳を作成する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	たな卸資産管理		
事業目的・内容	たな卸資産は、取得あるいは使用等の事由が発生したとき貯蔵品受払簿等に記帳して帳簿残高の確認をする。また、毎事業年度末にたな卸資産の受払に関係のない職員を立会わせ実地たな卸を行う。		
合併に向けた課題	水道メーターや修繕材料について、支給材料制度、請負業者持ち制度、メーターメーカー市内窓口払出方式などの管理方法にばらつきがあるため、統一を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の管理方法は、可能な限りたな卸資産を持たず効率的であることから、これにより調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	工事検査		
事業目的・内容	水道事業で発注する請負工事契約の適正な履行を確保するために、その工事について、契約図書に基づき厳正かつ公正に検査を行う。		
合併に向けた課題	合併後の検査専門課（室）の検査体制について検討が必要である。 また、検査専門課（室）と工事執行課の検査対象工事の区分を調整する必要がある。		
調整の考え方	水道事業の検査に特化し、検査のみならず水道技術全般の監理を行っている宇都宮市水道局の検査体制を基準に調整する。検査対象工事の区分もこれにより宇都宮市の基準に合わせ、効率化を図る。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道建設
事 業 名 称	工事設計積算・工事現場管理・実施設計・使用材料承認		
事業目的・内容	工事の設計積算は、下水道施設計画設計指針・栃木県土木工事標準積算基準書等をもとに、請負契約のための金額を電算システムを使い算出する。 工事の現場管理は、適正な工事の施工管理のため、工事監督マニュアルにより下水道工事の監理監督を行う。 実施設計は、下水道施設計画設計指針・工事設計マニュアルをもとに、工事実施のための設計を行う。 使用材料承認は、下水道用マンホール鉄蓋仕様書との照合により材料を承認する。		
合併に向けた課題	工事共通仕様書・工事マニュアル・下水道設計積算基準・電算システム（各市町）について、工種や工法・使用材料など各市町のこれまでの実績により採用が異なることがあるため、調整が必要である。		
調整の考え方	合併関係市町間で工事の設計積算等は類似していることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。ただし、合併時まで各町が設置したマンホール鉄蓋等の使用材料については現行のまま引き継ぐ。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道建設
事 業 名 称	未帰属団地の管渠整備		
事業目的・内容	宇都宮市においては、都市計画法の許可を受けて開発された団地でまだ市に帰属されない道路（未帰属道路）についても、市道認定の手続きをした後に下水道の管渠を整備している。各町については、未帰属道路がどのくらいあるか実態が不明である。		
合併に向けた課題	各町において未帰属団地がどのくらいあるか、不明であるため調査し全体量を把握し、宇都宮市の制度を新市に適用できるかどうか検討が必要である。		
調整の考え方	合併関係市町間で類似する事業がないことから、宇都宮市の制度を基準に調整するとともに、各町に未帰属道路の受け入れ条件がないことから、宇都宮市の条件を全体に適用する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道建設
事 業 名 称	私道管渠整備		
事業目的・内容	公共下水道認可区域において、私道における公共下水道工事実施要綱に基づき個人所有の道路（私道）に下水道の管渠を布設する。		
合併に向けた課題	最低対象戸数や道路条件など私道における下水道整備工事実施のための基準が異なることから、調整が必要である。		
調整の考え方	合併関係市町間で私道の管渠整備の基準が類似していることから、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、住民サービスの低下を招かないよう要綱を改正する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道建設
事 業 名 称	低地用小型ポンプの設置		
事業目的・内容	公共下水道認可区域において、地形が低地なため自然流下が困難な宅地の汚水を排除するため、小型ポンプ施設を設置する。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては、自然流下が困難な宅地2戸以上あれば、低地用小型ポンプを設置しているが、各町では事例がないため、宇都宮市の条件を全体に適用するか調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市のみが実施している事業であるが、自然流下が困難な地域における下水整備を推進するためには必要な事業であることから、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道建設
事 業 名 称	処理場の整備		
事業目的・内容	各家庭、各事業所から排出される汚水を適切に処理する終末処理場を増設する。増設時期については、処理場の流入下水量や施設能力の現状を把握するとともに、処理区域内の人口増や管渠整備の進捗等を十分視野にいれながら決定していく。 宇都宮市、河内町において、処理場が供用開始しており、施設の増設を計画している。		
合併に向けた課題	施設整備率は、各市町で差があることから、区域内全体の均衡ある下水道整備普及のため、整備計画のすり合わせを行う必要がある。		
調整の考え方	法令に基づき各市町が実施している事業であるが、下水道管渠整備に併せるなど、宇都宮市の整備基準により、施設整備計画を調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道建設
事 業 名 称	中継ポンプ場の整備		
事業目的・内容	低地発生汚水をポンプにより速やかに処理場へ圧送するため、中継ポンプ場を整備する。 現在、宇都宮市において、中継ポンプ場については全体計画13ヶ所の内12ヶ所を整備しており、設備能力が完了した施設が9ヶ所ある。 河内町においては、今後、建設を予定している中継ポンプ場が2ヶ所ある。 上河内町においては、今後、建設を予定している中継ポンプ場が1ヶ所ある。		
合併に向けた課題	施設整備率は、各市町で差があることから、区域内全体の均衡ある下水道整備普及のため、整備計画のすり合わせを行う必要がある。		
調整の考え方	下水道管渠整備に併せるなど、宇都宮市の整備基準により、施設整備計画を調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道使用料
事 業 名 称	料金審議会		
事業目的・内容	下水道使用料の設定にあたっては、公正妥当であること、能率的経営を前提とした原価主義によること、健全な運営を確保するものであること		

	と、定率または定額をもって明確に定められること、特定な者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと、という要件を満たさなければならない。このため、料金の改定について、市町長の諮問に応じて、有識者等の第三者により、調査・審議してもらうため、下水道使用料等審議会を設置している。
合併に向けた課題	適正な委員数の算出、委員の選任方法、財政計画の策定が課題である。
調整の考え方	各市町の設置形態、実施方法はほぼ同じであることから、宇都宮市の制度を基準に、新市全体に適用できるように、規則を改正する。

中 分 類	下水道	小 分 類	受益者負担金・分担金
事業名称	受益者負担金・分担金賦課		
事業目的・内容	下水道整備事業の健全な運営のため、下水道の恩恵を受ける受益者に建設費の一部を負担していただく受益者負担金、分担金を決定し徴収する。		
合併に向けた課題	各市町、受益者負担金制度は、ほぼ同じであるが、分担金について差異があるため、調整が必要である。		
調整の考え方	受益者負担金については、単価の違いはあるものの、制度自体は同じであるため、今後発生する新たな負担地区については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。ただし合併時に既に賦課公示した受益者負担金・分担金は、現行のとおりとする。		

中 分 類	下水道	小 分 類	受益者負担金・分担金
事業名称	受益者負担金電算システム		
事業目的・内容	受益者負担金を賦課するため、電算システムを使用している。固定資産関係の土地台帳システムからデータを移管し、内部もしくは外部に委託し賦課・収納事務を電算処理している。(受益者負担金制度は、ほぼ同じである。負担単価については相異あっても問題がない。)		
合併に向けた課題	各市町の電算システムにレベルや手法に差があり、また先端のシステムを持った市町に併せた場合、技術的問題やコストの問題が生じてくるため、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市において、現在受益者負担金電算システムの開発を進めていることから、各町のシステムと調整を行い一元化する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	水洗化の促進
事業名称	公共下水道接続工事資金融資斡旋制度		
事業目的・内容	自己資金のみでは排水設備工事費を一時的に負担することが困難な者に対し、金融機関融資を斡旋するとともに、借入れの際に生じる利子を負担することにより、利用者の負担を軽減し、水洗化の促進を図る。		
合併に向けた課題	融資上限額や斡旋条件、取扱金融機関等に差異があることから、調整が必要である。		
調整の考え方	利用者にとって、宇都宮市の制度が最も水準が高いことから、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	水洗化の促進
事 業 名 称	生活扶助世帯水洗便所設置費補助制度		
事業目的・内容	生活扶助世帯のくみ取り便所を水洗便所に改造するための費用を補助することにより、下水道の処理区域内における水洗化を促進する。		
合併に向けた課題	自治体により、制度の有無がみられることから、調整が必要である。		
調整の考え方	利用者にとって、宇都宮市の制度が最も水準が高いことから、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	排水設備工事
事 業 名 称	排水設備工事確認審査・完了検査業務		
事業目的・内容	法令に従い、適切な排水設備の設置を図るため、排水設備工事の確認審査及び完了検査を実施する。		
合併に向けた課題	排水設備工事確認審査、完了検査は下水道法等に基づき実施しており、制度に差はないが、運用上差が生じることから、調整が必要である。		
調整の考え方	運用上の差は業務に支障を生じる程度までとはいえないが、運用面における効率性を配慮して、合併時に宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	排水設備工事
事 業 名 称	排水設備工事確認・完了手数料徴収業務		
事業目的・内容	排水設備工事の確認審査及び完了検査申請の際、手数料を徴収する。		
合併に向けた課題	手数料の額に差異があることから、調整が必要である。		
調整の考え方	新市における確認審査・完了検査を想定し手数料を算定したところ、宇都宮の単価と近似していることから、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	排水設備工事
事 業 名 称	排水設備工事標準仕様書		
事業目的・内容	法令に基づき、適切に排水設備を設置するための標準仕様を定める。		
合併に向けた課題	日本下水道協会が定める「下水道排水設備整備指針」をもとに、排水設備工事標準仕様書は、宇都宮市・河内町にあり、上三川町・上河内町にないことから調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市・河内町の仕様書には殆ど差異がないことから、宇都宮市の制度に統一する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	排水設備工事
事 業 名 称	指定工事店管理業務		
事業目的・内容	排水設備工事を施工する指定工事店の指定及び管理を行う。		
合併に向けた課題	手数料の額などに差異があることから、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市と河内町が同額であり、最も低い金額であることから、宇都宮市の制度で調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道維持管理
事 業 名 称	管渠の維持管理		
事業目的・内容	快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図るため、下水道施設の適正な管理を行う。 計画的に管渠等の清掃を実施し、常にスムーズな汚水の流れを確保する。また、管渠調査により異常箇所を発見し、対策を講じて管渠の事故防止と延命化を図る。 道路の表面形態の変化にあわせて、マンホール蓋の交換・調整を随時行い、事故防止および振動・騒音の苦情に対応する。		
合併に向けた課題	管渠の維持管理については、各市町で大きな差異がないが、宇都宮市のみ一部直営班により行っているため、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の直営班は緊急時に備えて当面は必要であるため、原則として宇都宮市の制度に調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道維持管理
事 業 名 称	雨水渠の維持管理		
事業目的・内容	雨水渠の排水機能保持及び環境保全をするため、雨水渠・園路・スクリーン・伏越・ポンプ場・河川占用区域の清掃・除草及び修繕，許可工作物（樋門）の点検業務・流出口排水水質検査業務，雨水渠・景観水路の剪定・消毒等適正な維持管理を行う。		
合併に向けた課題	雨水管渠の維持管理については、各市町で大きな差異がないが、宇都宮市のみ一部直営班により行っているため、調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の直営班は緊急時に備えて当面は必要であるため、原則として宇都宮市の制度に調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道維持管理
事 業 名 称	老朽施設改良		
事業目的・内容	施設の老朽化による機能低下の防止など，安全で快適な住民生活を確保するため，適正な維持管理を図る。 各町においては，事業開始からそれほど年数が経過していないので，老朽化は進んでない。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては，老朽施設の改良を行っているが，各町については老朽化が進んでいないため，新市において宇都宮市の制度をそのまま適用するのか調整が必要である。		
調整の考え方	各町においては，当面の間，老朽施設改良を行う必要性が少ないことから，合併時において宇都宮市の制度を新市全体に適用する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道維持管理
事 業 名 称	不明水対策		
事業目的・内容	有収率の向上，下水道管渠の適正管理を図るために，不明水削減対策として管渠調査や修繕工事などを実施する。		

合併に向けた課題	市町ごとに調査・修繕を実施しているが、新市に移行後は実施区域の選定などについて、調整を図る必要がある。
調整の考え方	市町ごとに調査・修繕を実施しているが、調査・修繕手法を宇都宮市の基準に統一する。実施区域の選定については、新市において調整する。

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道維持管理
事業名称	既設団地の下水道施設受入れ・指導		
事業目的・内容	既設団地の下水道施設の受入れ（移管）をすることによって、地域住民の生活環境の向上を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市と河内町は要綱を制定しているが、上三川町・上河内町においては要綱等がないため、宇都宮市の基準を全体に適用するのか調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市と河内町の制度が類似していることから、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、要綱を改正する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道維持管理
事業名称	宅地開発事業における下水道施設の事前指導		
事業目的・内容	宅地開発に伴い下水道施設の事前指導が必要であり、宅地開発事業事前協議申出書の受付、意見書、事前協議書、協定書の締結、完成検査を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は要綱を制定しているが、各町においては要綱等がないため、宇都宮市の基準を全体に適用するのか調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を合併時に新市全体に適用することで調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道維持管理
事業名称	管渠の区域外接続許可		
事業目的・内容	下水道区域外より下水道に接続するにあたり、施設の事前指導及び区域外下水道接続申請書の受付、許可、完成検査、寄付手続を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市・上三川町・河内町において条例に基づき運用しているが、上河内町が未整備のため、接続条件の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市・上三川町・河内町における接続条件には差異がないため、宇都宮市の制度を基準に調整するものとし、合併までに要綱を改正する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	内部管理
事業名称	固定資産台帳作成及び資産管理		
事業目的・内容	下水道事業会計が所有する固定資産の適正な管理を行う。また、毎年度取得する固定資産について、もれなく正確に台帳を作成する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが固定資産台帳を有しており、各町は持っていないため、合併時までに台帳整備を行うことが必要である。		
調整の考え方	宇都宮市は台帳を作成しており、システム管理しているため、宇都宮市の管理方法で調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	財務会計システムの統一		
事業目的・内容	宇都宮市においては、企業会計について、適正かつ正確な執行を行うため、現在、会計処理をシステム化している。 各町においては、下水道事業を特別会計（法非適）にて処理している。		
合併に向けた課題	合併後は、全て企業会計化（法適化）し、統一した企業会計システムを導入する必要がある、宇都宮市のシステムを全体に適用するのか調整が必要である。		
調整の考え方	電算システムについては、財務会計全般を網羅していることから、宇都宮市のシステムで統一するよう調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	予算編成		
事業目的・内容	経営目標を経済的・能率的に達成するための手段として、下水道事業の経営目標、経営方針に従ってこれを係数化、予算化する。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は、地方公営企業法を適用していないため、合併時まで法適用するか調整する必要がある。		
調整の考え方	下水道事業の健全化・適正化を図るため、新市において地方公営企業法の規定を適用させることで調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	起債管理システム		
事業目的・内容	事業を実施する上で、その財源として企業債を起こすことになるが、企業債の償還等にあたって、元金や利子の支払状況を把握するために公債台帳管理をシステムで行う。		
合併に向けた課題	各自治体で公債台帳の管理の方法は異なるが、合併の際は統一的な管理をしなければならない。		
調整の考え方	起債件数は、関係自治体の中でも宇都宮市が一番多く、現在の宇都宮市のシステムに関係自治体の公債台帳を入力するのが、最も合理的であるため、宇都宮市のシステムに統一する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	出納業務		
事業目的・内容	収入事務・支払事務のほか、経営成績や財政状態を明らかにするため、財務会計全般について経理処理を行う。		
合併に向けた課題	会計については、宇都宮市が地方公営企業法を適用し、各町が非適用であり出納実施体制も異なることから、統一を図る必要がある。		
調整の考え方	地方公営企業法を適用することができるよう、宇都宮市の会計規則や事務執行の方法を基本に調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	出納・収納取扱金融機関		
事業目的・内容	出納取扱金融機関，収納取扱金融機関を指定し，収納及び支払事務の一部，または収納事務の一部を取り扱わせる。		
合併に向けた課題	市町間の出納取扱金融機関等が異なることから，調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市の収納及び支払件数等が最も多いことから，宇都宮市における出納取扱金融機関等にすることで調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	広報活動		
事業目的・内容	住民が，下水道事業に関する理解を深めるため，広報紙やホームページへの掲載，下水道に関するイベントの開催など，各市町の状況・ニーズに合わせた事業を実施し，必要な情報及び事業の状況等を住民に解説し，周知する。		
合併に向けた課題	宇都宮市では，平成１６年４月に上下水道の一元化を実施しており，一元化に伴い広報公聴活動の拡充を図る予定である。それも踏まえながら，新市における実施事業の内容・手法について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	関係団体との調整を図りながら，宇都宮市で実施している事業については，新市における事業とし，各町において実施している事業のうち，宇都宮市の事業に統合できるものは一本化する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	広聴活動		
事業目的・内容	下水道事業の改善等に資するため，住民の苦情，要望及び相談等を受付，調査し，その処理を行うなど，各市町の状況・ニーズに合わせた事業を実施している。		
合併に向けた課題	宇都宮市では，平成１６年４月に上下水道の一元化を実施しており，一元化に伴い広報広聴活動の拡充を図る予定である。それも踏まえながら，新市における実施事業の内容・手法について調整を図ることが必要である。		
調整の考え方	関係団体との調整を図りながら，宇都宮市が実施している事業については，新市における事業とし，各町において実施している事業のうち，宇都宮市の事業に統合できるものは一本化する。		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中 分 類	水道	小 分 類	配水管維持管理
事 業 名 称	有収率向上計画		
事業目的・内容	水の有効利用，健全な経営のため有収率の向上が必要不可欠であり，そのため，有収率向上計画を策定し効率的に事業を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は計画がなく，有収率にばらつきがあり全体的に低い数値であるため，現状に応じた内容，数値目標で有収率向上計画を作成し，計画的に施策事業を推進する必要がある。		
調整の考え方	有収率は全体的に低いことからその向上策の構築は急務であるが，各市町の漏水状況等の分析や重点施策やその箇所の抽出には一定の時間を要するため，新市に移行後，速やかに新市全体を対象とする有収率向上計画を策定するものとし，それまでの間は現行の計画を地域別の計画とする。		

中 分 類	水道	小 分 類	水道料金調定・徴収
事 業 名 称	水道料金電算システム		
事業目的・内容	水道料金に係る管理業務の均一化，省力化を図ることを目的に，顧客台帳（水栓情報）の管理，水道メーター検針業務の管理，水道料金の調定・徴収業務の管理システムを電算化する。		
合併に向けた課題	各市町でシステムが異なるため，管理業務の均一化や各保有データの整合などシステム統合を含めた効率的なシステム管理方法の検討が必要である。		
調整の考え方	水道料金等段階的に調整しなければならない要件があるため，システム修正等を含む維持管理経費の検討を行い，段階的に宇都宮市のシステムに統合し，一元管理する方向で調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	建設改良
事 業 名 称	災害用応急給水施設整備		
事業目的・内容	災害時等に必要飲料水を確保するために災害用応急給水施設を整備する。		
合併に向けた課題	宇都宮市地域防災計画に基づく供給目標（1人1日3リットルの7日分）である応急給水量は現行で確保できそうであるが，北部地域に施設がないため応急給水施設の配置の検証が必要である。		
調整の考え方	新市全域の災害時における飲料水を確保するため，合併までに応急給水施設の配置や応急給水量の方向付けを行い，合併後は新市の地域防災計画の指標等を踏まえ，速やかに新市における応急給水に対する取組を調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	防災対策		
事業目的・内容	水道施設において災害が発生した場合、又は災害発生のおそれがある場合に、住民の日常生活に不可欠な飲料水を確保して的確に応急給水を行うとともに、被災諸施設の迅速な復旧による平常給水を回復するため、必要な施策を行う。		
合併に向けた課題	地域防災計画の改定において被害想定等が見直されるため、災害時における飲料水の供給目標や飲料水の確保策等を調整する必要がある。また、応急給水や応急復旧用の資器材の備蓄・管理方法も合わせて調整する必要がある。		
調整の考え方	新市全域の災害時における飲料水を確保するため、合併までに応急給水体制並びに応急給水及び応急復旧用の資器材備蓄状況の精査や管理手法等の方向付けを行い、合併後は新市の地域防災計画の指標等を踏まえ、速やかに新市における災害に対する取組を調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	経営計画		
事業目的・内容	計画的に健全な水道事業経営を実践するため、各種計画を策定する。		
合併に向けた課題	宇都宮市においては、局独自の経営計画として、上水道基本計画・実施計画、長期財政計画及び財政構造改革計画を有しているが、各町は同様の計画を有していないことから、各町を含めた新市の計画策定が必要となるが、当面の対応の検討も必要。		
調整の考え方	合併後、宇都宮市の計画を基本とし、各町における事業計画等を取り込み、速やかに新計画を策定する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道維持管理
事 業 名 称	下水道台帳の整備		
事業目的・内容	下水道施設の適正な維持管理のため、公共下水道台帳を整備する。 また、下水道法第23条において、その調製及び保管が義務づけられており、求めに応じ閲覧に供される。		
合併に向けた課題	各市町において、下水道事業の進展に伴い、扱うデータ量が多く、台帳の作成、管理、利用に係る業務量は多大となっており、管理台帳システム（マッピング）化が必要である。現在上河内町のみが実施しているマッピングの形態等について調整が必要である。		
調整の考え方	上河内町のみが管理台帳システム（マッピング）化されているが、宇都宮市においてもマッピング化の予定があることからマッピングする方向で新市に移行後調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	一般会計繰入金		
事業目的・内容	下水道事業が、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、一般会計からの繰入金を受けている。		
合併に向けた課題	各市町において基準内繰入金については総務省基準に基づいているが、基準外繰入金は各市町毎に基準の範囲が異なることから、合併後の財政状況や収支見込を懸案し、調整する必要がある。		
調整の考え方	市町全体での総合計画、事業計画、財政計画を調整し適正な処理原価を算出後、一般会計で負担すべき経費を除き、下水道事業の健全化が図れるよう一般会計の繰出基準を平成17年度当初予算計上時までに調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	内部管理
事 業 名 称	財政計画		
事業目的・内容	計画目標時点において実現されるべき財政状況がいかにあるべきかを明らかにするため、長期的な経営計画を踏まえた健全な事業運営を前提として財政計画を策定する。 また、使用料算定にあたり、将来の事業運営に必要な経費を適正に把握する必要があるため、財政計画を策定する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は財政計画を有するが、各町はないことから、採算性を考慮し、財政計画を調整統合する必要がある。 処理原価について、河内町は宇都宮市の2.0倍となっている。 使用料単価が処理原価を大幅に越えており、最大3.2倍になる。 宇都宮市は、1千億を越える多額の企業債残高がある。		
調整の考え方	合併を見据えた施設の建設計画、施設の維持管理計画の調整を行いながら、新市移行後、速やかに新市の財政計画を策定する。		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中 分 類	水道	小 分 類	水道普及の現況と計画
事 業 名 称	水道普及の現況		
事業目的・内容	すべての住民が、地下水などの自家水に頼らず、水道水による安全で衛生的な生活を享受できるよう、未給水地域を解消し、水道の普及を図る。		
合併に向けた課題	水道普及率は各市町で差があることから、合併後は域内全体の均衡ある水道普及のため、それぞれの拡張事業計画のすり合わせを行い、計画的な普及向上策を検討する必要がある。		
調整の考え方	新市において水道料金の調整や財政計画の策定と合わせて新しい上水道拡張計画を策定していくことから、当面は現行のまま引き継ぎ、新計画に基づき計画的に水道整備を行い、段階的に普及率の均衡を図る。		

中 分 類	水道	小 分 類	水道普及の現況と計画
事 業 名 称	上水道拡張事業計画		
事業目的・内容	未給水区域の解消を図るため、各事業体は配水管網の整備など拡張事業計画を策定し、それに基づき事業を行う。		
合併に向けた課題	事業完了後の水道普及率の目標値が異なる。 水需要予測に基づく計画一日最大給水量と施設整備計画との整合性を図る必要がある。		
調整の考え方	新市において段階的に調整する水道料金や財政計画の策定と合わせて、新しい上水道拡張計画を策定する。		

中 分 類	水道	小 分 類	給水装置
事 業 名 称	水道メーター使用料		
事業目的・内容	使用水量を計量するための水道メーターを水道事業者が給水装置の使用者に貸し付け、その使用料として徴収する。 メーター使用料として徴収する場合と、水道料金に含めて徴収する場合がある。		
合併に向けた課題	上三川町のみ徴収しているが、水道料金の見直しに合わせ、メーター使用料の徴収をどのようにするか検討を要する。		
調整の考え方	上三川町のみ水道メーター使用料を徴収していることから、新市における水道料金の調整の中で、メーター使用料を基本料金に含めるか否かを検討する。		

中 分 類	水道	小 分 類	分水
事 業 名 称	他水道事業体への分水		
事業目的・内容	他の水道事業体、または簡易水道事業者に対し、一時的に不足する水道用水を分水する。		
合併に向けた課題	分水の継続の必要性を検討し、他の自治体への分水が恒久的になるような場合は、分水ではなく新市の給水区域へ編入することも検討する必要がある。 また、分水単価も異なっているため、調整が必要である。		

調整の考え方	現在の分水対象区域について、新市の給水区域に編入できるか速やかに検討し、可能であれば分水ではなく給水とする。分水を継続する場合、料金体系の見直しに併せ、段階的に給水原価になるよう調整する。 なお、宇都宮市から上河内町への分水については、同町の簡易水道事業を宇都宮市水道事業への統合時に給水となり、分水協定は解消する。
--------	--

中 分 類	水道	小 分 類	建設改良
事 業 名 称	老朽施設改良（配水管）		
事業目的・内容	有収率及び耐震性の向上、また赤水対策など安全で良質な水の安定供給を目的として、老朽管路の更新を実施する。		
合併に向けた課題	各市町の老朽管の布設状況や整備計画（整備時期）が異なるため、老朽化や緊急性を考慮した整備計画の調整が必要である。		
調整の考え方	老朽管の埋設状況は特定の地域となるため、各市町の状況や整備計画を踏まえ、現計画をもとに現行のまま新市に引き継ぎ、新市において策定される財政計画に合わせ、その老朽度、緊急度を考慮しながら新市の整備計画を調整する。		

中 分 類	水道	小 分 類	水道料金
事 業 名 称	水道料金（料金体系）		
事業目的・内容	水道事業は、公営企業として独立採算制で経営しなければならず、水道料金はその基幹的な収入である。各水道事業者は、公正妥当であること、能率的経営を前提とした原価主義によること、健全な運営を確保するものであること、定率または定額をもって明確に定められること、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと、という要件を満たしながら、経営や地域の実情を踏まえて、独自の料金を設定している。		
合併に向けた課題	口径別と用途別、口径毎の基本料金、従量料金の通増度など、各市町は料金構造や体系が異なっている。利用者負担の急激な増加を避けながらも、独立採算制による経営の健全性が確保できるような料金水準、体系に統一する必要がある。		
調整の考え方	独立採算制による経営の健全性を確保しながら料金を統一する場合、必ず現行よりも負担が増加する利用者が発生することから、合併後速やかに経営計画を策定し、水道料金審議会でも料金の在り方を審議した後、3年ないし5年で段階的に料金を統一する。		

中 分 類	水道	小 分 類	一般会計繰入金
事 業 名 称	一般会計繰入金（消火栓以外のもの）		
事業目的・内容	地方公営企業法では、事業の性質上、能率的な経営を行っても、なお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが、客観的に困難であると認められる経費について、公費負担とすることから、これに該当する事業等の費用を、一般会計が負担する。		
合併に向けた課題	各市町において基準内繰入金については総務省基準に基づいているが、基準外繰入金は、各市町毎に基準や範囲が異なることから、合併後		

	の財政状況や収支見込みを勘案し、調整を図る必要がある。
調整の考え方	基準内はそれぞれ総務省基準に基づき繰り入れる。基準外は水道料金を段階的に調整するため、それに伴う経営上の収支の影響を考慮しながら繰入金の算定方法を段階的に調整する。

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道計画
事業名称	下水道全体計画		
事業目的・内容	将来の地域の状況に対応した長期的な公共下水道整備の実施計画である全体計画の見直しを行う。 この全体計画は県の流域別下水道整備総合計画に反映させるため、平成17年度に人口フレーム等を含め見直しを行う予定である。		
合併に向けた課題	各市町が個別に計画を有しており、また、計画の内容・目標等が異なっている。 新市として、計画の策定をすることが必要になるが、基準を明確にし検討することが必要である。		
調整の考え方	現在各市町が個別に計画を有しており、計画の内容・目標等が異なっている。原則として宇都宮市の基準に調整するものとし、合併後3年以内に全体計画を見直し、基準を合わせる。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道建設
事業名称	単独・流域関連公共下水道（汚水）整備		
事業目的・内容	快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全を図るため、市街化区域での公共下水道の整備を推進する。		
合併に向けた課題	各市町の整備率にばらつきがあるため、整備計画の調整を図る必要がある。 国庫補助の対象となる下水道管渠範囲は、人口の少ない自治体ほど広がっている。このため、合併により人口規模が大きくなることで管渠が補助対象にならず、合併により不利益が生じないように平成19年度までは現行と同様の支援構造がとられているが、平成20年度以降、合併特例措置が必要である。		
調整の考え方	各市町が個別に有している整備計画は現行のまま新市に引き継ぐが、整備率にばらつきがあることから、合併後3年以内に現行の整備計画を段階的に調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道建設
事業名称	特定環境保全公共下水道整備		
事業目的・内容	生活環境の確保や公共用水域の水質保全を図るため、市街化調整区域のうち、計画排水人口が概ね1,000人以上10,000人以下の地区において、公共下水道の整備を推進する。		
合併に向けた課題	各市町の整備率にばらつきがあるため、整備計画の調整を図る必要がある。 国庫補助の対象となる下水道管渠範囲は、人口の少ない自治体ほど広がっている。このため、合併により人口規模が大きくなることで管渠		

	が補助対象にならず、合併により不利益が生じないように平成１９年度までは現行と同様の支援構造がとられているが、平成２０年度以降、合併特例措置が必要である。
調整の考え方	各市町が個別に有している整備計画は現行のまま新市に引き継ぐが、整備率にばらつきがあることから、合併後３年以内に現行の整備計画を段階的に調整する。

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道建設
事 業 名 称	公共下水道雨水整備		
事業目的・内容	市街地における浸水被害を解消し、安全で快適なまちづくりを目指すため、計画排水区の雨水整備を行う。		
合併に向けた課題	各市町の整備率にばらつきがあるため、整備計画の調整を図る必要がある。 国庫補助の対象となる下水道管渠範囲は、人口の少ない自治体ほど広がっている。このため、合併により人口規模が大きくなることで管渠が補助対象にならず、合併により不利益が生じないように平成１９年度までは現行と同様の支援構造がとられているが、平成２０年度以降、合併特例措置が必要である。		
調整の考え方	各市町が個別に有している整備計画は現行のまま新市に引き継ぐが、整備率にばらつきがあることから、合併後３年以内に現行の整備計画を段階的に調整する。		

中 分 類	下水道	小 分 類	下水道使用料
事 業 名 称	下水道使用料賦課		
事業目的・内容	適正な下水道料金収入を得るために、料金体系・下水道使用水量の認定方法を定めている。水道使用者は水道使用量が下水道使用量として認定。井水使用者は、各市町独自に認定方法を定めている。		
合併に向けた課題	各自治体での料金体系に相違があるため、統一の必要がある。また、請求についても隔月実施と毎月実施と相異があるため統一が必要である。認定水量についても井水使用者の認定方法を統一する必要がある。		
調整の考え方	料金体系は、地域特性があり、各処理場の処理単価の影響が大きい。そのため、単価の低いところに合せると、財政面で大きな支障を生じることとなるため、料金改定は審議会の意向を踏まえながら３～５年で段階的に調整する必要がある。また、下水道使用料の請求については、新市における水道料金の請求の手法とあわせて調整する。		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中 分 類	水道	小 分 類	水道普及の現況と計画
事 業 名 称	簡易水道		
事業目的・内容	給水人口が5千人以下の場合は、簡易水道事業として水道水供給事業を行う。		
合併に向けた課題	上三川町の簡易水道事業は、平成16年度に上水道事業へ統合予定（現在手続き中）であり、上河内町も簡易水道事業と謡辻地区飲料水供給施設を廃止し上水道事業へ統合することで作業に入る予定となっている。 ただし、上河内町の上水道事業への統合手続きの手順や方法については、認可スケジュール等を踏まえ、栃木県（認可者）と協議が必要である。		
調整の考え方	新市全体を一つの上水道事業とすることにより、一体的で効率的な経営を確立するため、簡易水道事業を廃止し上水道事業へ統合する。 上河内町の上水道事業への統合手続きの手順や方法については、市町合併のスケジュールと整合を図りながら、調整する。		

各種事務事業の取扱い

【教育専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中 分 類	生涯学習	小 分 類	生涯学習活動支援
事 業 名 称	同和対策事業		
事業目的・内容	基本的人権を尊重し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の根本的解決を目指し、住民の教養の向上、生活文化の振興、健康の増進を図るため、人権教育推進の場として同和対策集会所の管理運営を行う。 また、同和対策集会所の管理運営、集会所事業の全体計画や各種事業の調整、集会所における人権問題の学習内容や地域住民の参加促進等について研究・協議を行うため同和対策集会所運営委員会を設置する。		
合併に向けた課題	上三川町単独事業であり、上三川町の地域性を尊重して、新市における所管や実施事業の内容、手法について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	地域特性が強く他の市町では実施していない事務事業であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、上三川町の現状を踏まえ、上三川町の地域行政機関で所掌する事務事業として調整する。また、合併にあたり新市における所管課の調整を行う。		

宇都宮地域合併協議会 議会制度小委員会 委員名簿

区 分	自治体名	氏 名	備 考
委員長	宇都宮市	小 野 里 豊	宇都宮市議会議長
副委員長	河 内 町	柴 山 昭 宣	河内町議会議長
委 員	宇都宮市	山 崎 守 男	宇都宮市議会市町合併対策特別 委員会委員長
委 員	宇都宮市	築 郁 夫	宇都宮商工会議所会頭
委 員	上三川町	貝 賀 芳 夫	上三川町議会議長
委 員	上三川町	松 本 清	上三川町議会市町村合併問題 調査研究特別委員会委員長
委 員	上三川町	石 川 伍 一	上三川町自治会長連絡協議会 会長
委 員	上河内町	江 連 俊	上河内町議会議長
委 員	上河内町	藤 江 政 夫	上河内町議会市町合併検討特別 委員会委員長
委 員	上河内町	斎 藤 勝	上河内町青少年育成町民会議 会長
委 員	河 内 町	福 田 栄	河内町議会市町合併問題調査研 究特別委員会委員長
委 員	河 内 町	加 藤 幸 雄	河内町文化財保護審議会会長
委 員	共通委員	中 村 祐 司	宇都宮大学国際学部教授
委 員	共通委員	沼 田 良	作新学院大学地域発展学部教授